

# 平成29年

## 島本町議会6月定例会議 会議録

平成29年 6月23日 開議

平成29年 7月14日 散会

平成29年 6月23日 (第1号)

平成29年 6月26日 (第2号)

平成29年 6月27日 (第3号)

平成29年 7月14日 (第4号)

平成29年島本町議会6月定例会議会議録目次

第 1 号 ( 6 月 2 3 日 )

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○議長の常任委員辞任について	4
○一般質問	4
・岡田議員	5
・河野議員	9
・福嶋議員	19
・野村議員	24
・村上議員	31
・伊集院議員	38
・戸田議員	48
・中田議員	56
・塚田議員	66
○第 3 号報告 平成28年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 について	71
○第 4 号報告 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越 計算書の報告について	72
○第34号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第35号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第36号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第37号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第38号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第39号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第40号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第41号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第42号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
○第43号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74

○第44号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	74
○第45号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	74
○第46号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	74
○第47号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	74
○延会の宣告……………		75

第 2 号 ( 6 月 2 6 日 )

○出席議員……………		79
○議事日程……………		80
○開議の宣告……………		81
○第34号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第35号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第36号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第37号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第38号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第39号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第40号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第41号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第42号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第43号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第44号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第45号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第46号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第47号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	81
○第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	86
○第2号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	86
○第3号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	86
○第48号議案	工事請負契約の締結について……………	88
○第49号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	96
○第50号議案	島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について……………	98
○第51号議案	島本町税条例等の一部改正について……………	99
○第52号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	105

○平成29年度施政方針	107
○第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等 に関する条例の一部改正について	107
○第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）	107
○第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）	107
○大綱質疑（第53号議案から第55号議案）	121
・大阪維新の会（大久保議員）	121
・人びとの新しい歩み（中田議員）	127
・公明党（岡田議員）	139
・コミュニティネット（東田議員）	152
○延会の宣告	167

### 第 3 号（6月27日）

○出席議員	171
○議事日程	172
○開議の宣告	173
○大綱質疑（第53号議案から第55号議案）	173
・自由民主クラブ（伊集院議員）	173
・会派に所属しない議員（河野議員）	194
○散会の宣告	207

### 第 4 号（7月14日）

○出席議員	209
○議事日程	210
○開議の宣告	211
○各常任委員会委員長報告（第53号議案から第55号議案）	211
○第53号議案から第55号議案の討論・採決	212
○第56号議案 工事請負契約の締結について（町立第四小学校校舎増築等工事）	230
○第57号議案 工事請負契約の締結について（町立第二学童保育棟新築工事）	252
○第58号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第2号）	257
○第1号決議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議	266

○散会の宣告..... 273

※付議事件の議決結果..... 277

平成29年

島本町議会6月定例会議会議録

第1号

平成29年6月23日(金)

## 島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 平成 2 9 年 6 月 2 3 日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	岡本 克己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴山 則文	健 康 福 祉 長	岡本 泰三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 長	水木 正也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北河 浩紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 長 次	吉 川 展 彦
都 市 創 造 部 次 長	佐藤 成一	教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第1号

平成29年6月23日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議長の常任委員辞任について

日程第3 一般質問

岡田議員 山田町長に問う、広域連携の充実とは

- 河野議員
1. 水無瀬川河川敷の防災と財政上の課題を問う
  2. 都市農業振興基本計画、生産緑地制度検討の進捗を問う
  3. 年長者の多い、または自治会の無い地域のゴミ問題について
  4. 統一保険料導入で保険料値上げへ——大阪府に対し住民・被保険者・町議会の意見反映を
  5. 第6期介護保険計画実施2年間について

福嶋議員

1. 避難所開設・運営の充実・強化について
2. 業務プロセスの見える化について

野村議員

1. 産業振興と観光開発について
2. 町有地活用と都市農業振興について

村上議員

1. 本町における猫対策について
2. その後の日立金属株式会社山崎製造部の跡地について

伊集院議員

1. 新町長の「島本町のまちづくり」について
2. 町立学校の個人情報保護の管理について

戸田議員 島本町の発達支援保育の現状と課題  
～支援を必要とする児童への合理的配慮～

中田議員 JR島本駅西地区の都市計画の変更について：住民意見の反映と住民利益の視点から

塚田議員 合併・広域連携について

日程第4 第3号報告 平成28年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 第4号報告 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 第34号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第35号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて



	第36号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第37号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第38号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第39号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第40号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第41号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第42号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第43号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第44号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第45号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第46号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	第47号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	第2号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	第3号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	第48号議案	工事請負契約の締結について
日程第9	第49号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第10	第50号議案	島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
日程第11	第51号議案	島本町税条例等の一部改正について
日程第12	第52号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第13	第53号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
	第54号議案	平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）
	第55号議案	平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）

(午前10時00分 開議)

**川嶋議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成29年島本町議会6月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議を開きます。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から7月14日までの22日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 大久保議員及び9番 戸田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

副議長と交代いたしますので、この際、暫時休憩いたします。

(午前10時01分～午前10時01分まで休憩)

**清水副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

なお、「地方自治法」第117条の規定により、川嶋議長の退席を求めます。

(午前10時01分 川嶋議長 退席)

**清水副議長** お諮りします。

川嶋議長から、職務を行う都合上、総務建設水道常任委員を辞任したい旨、願ひ出ておられますので、やむを得ないものと認め、特に同意したいと思ひます。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水副議長** ご異議なしと認めます。

よって、川嶋議長の総務建設水道常任委員の辞任に同意することに決定いたしました。

議長と交代しますので、この際、暫時休憩いたします。

(午前10時02分 川嶋議長 出席)

(午前10時02分～午前10時03分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、岡田議員、河野議員、福嶋議員、野村議員、村上議員、伊集院議員、戸田議員、中田議員、塚田議員の順で行います。

それでは最初に、岡田議員の発言を許します。

**岡田議員**（質問者席へ） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、「山田町長に問う、広域連携の充実とは」。

島本町の財政は、町村としては大阪府域で見ても決して劣後しているわけでありませんが、少子高齢・人口減少の時代、町政を取り巻く環境は一層厳しくなると予想されます。このままで行けば、行政サービスの現状維持すら不可能となるでしょう。

島本町の「中期財政見通し」では、平成28年から5ヵ年の間に、平均して毎年5億円を超える基金の取り崩しをせざるを得ないということが予測されており、基金残高は27年度末には42億円あったものが、32年度には16億円となり、35年度には基金がなくなってしまうという事態を迎えます。

本年4月より、し尿処理を高槻市に業務委託することにより、し尿化学処理施設の更新整備を回避し、多額のイニシャルコストを削減、ランニングコストの縮減も行うことができました。住民サービスの維持向上を図るため、パスポートをはじめし尿処理の高槻市委託の成果を踏まえ、今後、ごみ焼却場の更新整備や消防力の維持強化など、高槻市との協議なくして進めることのできない課題は数多くあります。

そのためにも、広域行政協議を進める必要があると思いますが、町長の「広域連携の充実」とはどのように進められようとしているのでしょうか。お聞かせください。

**山田町長** それでは、岡田議員の一般質問の「広域連携」に関するご質問に、私からご答弁申し上げます。

先月でございますが、「地方自治法」に基づく「町長の事務引継」を実施いたしました。その際、広域連携につきましても、前川口町長から種々助言をいただいたところでございます。

広域連携に対する考え方につきましては、私も、前川口町長と同様の認識を持っております。本町のような小規模自治体が、基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、広域連携を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。しかしながら、当然のことではございますが、広域連携は相手のあることで、一自治体の一方的な希望で実現するものではないということも、十分理解をしているところでございます。

従いまして、他の自治体と連携をさせていただくにあたりましては、相手方の立場を十分に理解するとともに、相互の信頼関係が極めて重要であると考えているところでございます。前川口町長は3期12年にわたる任期を通じまして、一步一步、関係団体との信頼関係を構築してこられたものと理解をしております。私といたしましても、今後、議員の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、誠意を持って、丁寧に、関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

**岡田議員** 町長にお伺いいたします。高槻・島本広域行政勉強会、どのような認識をお持ち

ちでしょうか。

**山田町長** 高槻市・島本町広域行政勉強会についてのご質問でございます。

この勉強会は、両市町における広域行政の連携のあり方等についての調査・研究を行う場として設置され、両市町の関係部局の職員で構成される会議であると認識しております。直近では、本年4月からし尿処理の事務委託が始まっておりますが、この勉強会における調査・検討経過がなければ実現は難しなかったものと伺っており、ご尽力いただいた高槻市関係者の皆様には感謝の思いを持っております。

**岡田議員** わかりました。

それでは、町長にお伺いいたしますが、島本町にとって、広域でやらなければならない課題はどのようなものがあるとお思いでしょうか。

**山田町長** 先ほども申し上げましたけれども、一自治体ではなかなか決められない問題もあります。今後、関係を築いていく中で、どういったことが一緒にできるのかということ、しっかりと見極めて、協力を求めていったり、お互いにメリットがあることをやっていきたいというふうに思っております。

**岡田議員** 町長ね、はい、その気持ちは受け取れます。

広域的にやらなければならないという課題が島本町にはあると思います、大きな歳出削減に繋がるような。こういう課題というのはどういうものがあるのか、おわかりですか。もしもわからなければ、総合政策部長に答弁していただいても結構ですけれども。

**総合政策部長** 広域連携の具体的な事業にはどのようなものがあるか、ということでございますけれども、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、広域連携の推進につきましては、相手方の合意、それから強い信頼関係、こういったものが非常に重要であるというふうに認識をいたしております、具体的な事業につきましても双方の十分な協議、これで決めていく必要があるというふうに考えておまして、こちらから一方的に、この事業、あの事業というようなことは、なかなか申し上げられないということでございます。ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

**岡田議員** えらい消極的ですね。わかりました。

例えば、今、島本町のごみ焼却場は尺代のほうにございます。これはもう耐用年数20年ということで、現在まで25～26年かかっておって、耐用年数もとっくに経過している状況だと思います。毎年毎年、1億円を超える補修工事で、何とか保たせているというような状況でございますが、都市創造部長、お尋ねいたしますが、こういう島本町のような小さな自治体で、町単独でごみの焼却施設というのは、どのようなお考えをお持ちですか。

**都市創造部長** 本町の清掃工場にかかるご質問でございます。

本町の清掃工場、1町で施設を運営しているところではございます。先ほど議員から

ご紹介ございましたとおり、一定もう26年、27年、経過している施設でございまして、やはり担当といたしましては町独自の施設整備については、本来的には国におきまして循環型社会形成推進交付金という交付金がございまして、通常でしたら、そういう交付金を活用して施設整備に努めるところではございますが、この交付金については、交付対象要件が人口5万人以上、または面積が400km<sup>2</sup>以上となっております。

については、本町はいずれも条件を満たしておりませんことから、仮に施設を再整備することとなりました場合、町の単独ということになってしまいます。そういうのは、やはり財政状況からも非常に困難でございますことから、担当といたしましては、現施設の延命化を図りながら、安定した施設運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 今、都市創造部長のほうからお聞きいたしましたが、ごみの焼却場の更新というのは町単独では困難な状況であると、私も思っております。また、消防におきましても、町単独で施設を持っているというのは、私が調べたところによると、大阪府下でも島本町と忠岡町のみではないでしょうか。全国的にも10例ないぐらい、ほとんどの自治体が広域をやっている、このような状況の中でございます。

町単独で、何もかものこの小さな自治体でやっていくというのは、ここで財政が破綻するということか、財政が厳しくなっているという大きな原因がここにあるのじゃないかと私は思っております。そのためにも、しっかりと広域行政に力を入れなければならない、このように思う次第でございます。

それでは、総務部長にお訊きしますが、島本町の財政状況って、今現在、どのような状況になっておりますか。

**総務部長** 財政状況についてのお尋ねでございます。

昨年9月に作成いたしました「普通会計中期財政収支見通し」におきましても、今後、経常収支比率が100を超える状況が続くと予想されます。経常収支比率が100を超えるというのは、臨時的な経費に予算がさけないというふうな状況を表しますので、施設整備とか、そういったものがなかなか難しくなっていく。従って、基金、貯金を取り崩さないといけないような状況が生まれてくるというのが、今後も島本町の課題の中で施設整備というのはたくさん、老朽化をしておりますのでございますので、そういった背景がある中では、非常に厳しい状況が続くというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。財政的にも厳しいということが、わかったと思います。

そのような中ね、例えば住民ホールを取り壊し、また町営プールもなくなりました。少なくとも、再建の用途は立たないと私は思っております。このような中、この広域行政を万が一怠った場合、この中で行政改革をやりきることができるのか、打開策はありま

すか。総合政策部長にお尋ねいたします。

**総合政策部長** 冒頭に町長からご答弁申し上げましたように、本町におきまして、広域連携の推進というものについては、行財政改革のための重要な課題であるというふうに認識をいたしております。このことは、「第5次行財政改革プラン」にも掲げている項目でございます。

また、本年4月に開始をいたしましたし尿処理の事務委託につきましては、現時点での経常的な経費削減効果額といたしまして、年間約6,300万円を見込んでいるところでございます。このことから、広域連携の推進につきましては大きな効果が期待できることから、現在、作業を進めております「第6次行財政改革プラン」にも当然のことながら継承していく必要がある、このように考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 今、何人かの部長にお尋ねしましたが、やはり島本町のような小さな自治体が町単独でいろんなことをやっていくというのは、これからは難しいのではないか。それをこのまま続けるのであれば、毎年毎年、基金を取り崩していかなければやっていけないような、このような状況に島本町はなっております。何としても、この広域行政に、ぜひ行政のほうも力を入れていただきたい、このように思う次第でございます。

そこで、町長に再度お訊きいたしますが、もしも広域連携を進めない限り、住民に負担をかけることになることは明らかでございます。町長、広域連携が必要と本当に思われるのであれば、高槻市に真正面からぶつかって、当たっていく覚悟はありますか。

**山田町長** 高槻市への真正面にぶつかっていくか、ということですがけれども、広域連携の推進というものは、本町にとって非常に重要な課題であるというふうに認識はしております。このことについては、今後、議員の皆様とともにご相談させていただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**岡田議員** 町長、そんな弱い心だったら駄目ですよ、リーダーですからね。議員の皆さんと相談するのは当たり前のことなんです。でも、町長として、しっかりとやはり先頭に立って高槻市にぶつかっていく、これぐらいの気迫があってもいいのではないか。何もそんな怖じ気なくとも結構ですので、しっかりとぶつかっていただきたい、このように思っております。

そこでね、町長、町長名でしっかりと文書をもって、広域行政のお願いに高槻市へ行く、これが信頼関係のスタートだと私は思っておりますが、いかがですか。

**山田町長** どのような方法で高槻市さんのほうにお願いに参るかにつきましては、今後、検討しなければいけないと思っております。しかし、岡田議員からありましたように、しっかりと覚悟を持って取り組んでいきたいということは私も考えておりますので、議員の皆様ともご相談もさせていただきながら、適切に取り組んでまいりたいと思っております。

**岡田議員** ありがとうございます。期待しておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

そこでまた、町長にお訊きいたします。副町長を早く置くべきです。

職員は、町長より年齢も経験もあります。でも、立場上、なかなか言いにくいこともあるでしょう。府のほうで、ぜひ副町長をお願いされるべきだと思いますが、まずは町長の足下をしっかりと固めるべき、このように私は思いますが、いかがお考えですか。

**山田町長** 副町長人事につきましては、副町長は行政において極めて重要な役割を担う役職でありますことから、可能な限り早い時期にご提案をさせていただけるように事務を進めてまいりたいと考えております。

**岡田議員** 町長、それは、いつを目途に決断されますか。

**山田町長** 現段階では、どなたをお願いするという事なども決まっておりませんので、時期については、できるだけ早い時期にということで、よろしく願いいたします。

**岡田議員** 町長の選挙公報を見させていただきました。「しがらみのない私は」と書いてありますが、確かにこれは、聞こえはいいです。でも、政治の世界はパイプがあるかないか、このことでパイプがあってできることもたくさんございます。どこかのチラシには、与党は3人だけと書いてあるようでございますが、町議会では、与党も野党もございません……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）……。職員、そして全議員が力を合わせて、住民のために頑張るのみでございます。

また、町長の若い力を思いっきり発揮され、頑張ってくださいたい、このように要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**川嶋議長** 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

**河野議員**（質問者席へ） 日本共産党・河野恵子です。今期初めての一般質問に取り組ませていただきます。よろしく願いいたします。ただ、項目が5項目と多岐にわたっておりますし、一問一答式というよりは、総括方式のような形式になろうかと思いますが、その点、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

まず、1点目です。「水無瀬川河川敷の防災と財政上の課題」を伺います。

「島本町都市計画マスタープラン」では、度重なる修正・変更を経た今もなお、淀川水防用緊急土砂置き場——これは東大寺にございます——を土地の有効活用の方針として「スポーツ・レクリエーション拠点」に位置づけています。この位置づけを削除・変更することを、このマスタープラン制定以来、一貫して日本共産党、そして私も求めてまいりました。

町長におかれましては、この場所を大雨・豪雨災害時の防災上の観点から、また公共下水道の区域、公共下水道会計上の観点から、またマスタープランに即した国土交通省への払い下げの執行部の要望行動について、経過と現状をどのように認識されておられ

ますか。答弁を求めます。

**山田町長** それでは、河野議員の一般質問の1点目、「都市計画マスタープランと淀川水防用緊急土砂置き場」に関するご質問に、私からご答弁申し上げます。

国有地であります当該地の経過等につきましては、私も一定、把握をさせていただいております。具体的には、降雨時における土砂等の流出防止対策として、国において大型土のうの設置などの対策を講じていただいていることや、公共下水道に関し、淀川右岸流域下水道維持管理負担金の積算対象となる全体計画区域面積が縮小していること、また本町の「都市計画マスタープラン」上の位置づけにつきまして、今後、計画全体の見直しの際に検討させていただくことなどでございます。

**河野議員** この件は、私も約十数年、都市計画審議会委員を務めている中で、マスタープランの修正業務の際に、つど求めていたものです。すでに当時策定された状況とは大きく変わり、水無瀬川緑地公園、防災機能を持った緑地公園も整備されています。一方で、先ほどの一般質問にもございましたように、とにかく財政が今、厳しい状況の中で、あの東大寺の山肌の緊急土砂置き場をスポーツ・レクリエーション広場や公園の拠点にするというような考え方は、たぶん今、全住民に問うても、場所的な問題、そして財政上の問題からも、到底非現実的なものであり、これに手を出そうという、こういう計画を残すことが、それこそ島本町の財政破綻に繋がりがかねない。私はそう思っておりますし、これは20年以上前から日本共産党としても申し上げてまいりました。

その点について、今、町長のほうからは3点目の答弁において、見直しの対象としての認識を持っておられるということをお伺いしたと思いますが、その点は間違いはないということで、よろしいでしょうか。

**山田町長** 河野議員のおっしゃるとおり、そういう認識でおります。

**河野議員** ここまでに至るまでに、ほんとに十数年かかってきたわけですけども、開発指向を誘発するような、このようなマスタープランの項目、表現は、まだプランの中にも様々、随所にあります。その点について、たぶん、この4年間の間に「総合計画基本構想」とともに「都市計画マスタープラン」の見直しをする時期が必ず参ると私は思っておりますので、ぜひ、全住民の意向調査を踏まえながら、こういった開発指向を誘発するような、あちこちの記述については大きく見直しをする、必要最低限、不要・不急の大型開発はしないという、そのことが何よりも島本町を存続させる大きな取り組みだと思っております。この点については再質問はいたしません、取り組みのほうは、よろしく願いをいたします。

2点目です。「都市農業振興基本計画、生産緑地制度検討」の進捗を伺います。

生産緑地制度の導入について、かねてから、これも日本共産党として求めてまいりました。都市圏の中の小規模町村として、また市街化における農地を持つ小規模町村として、そして市街地における農地の持つ多面的な機能を踏まえての検討経過とともに、国



や府の制度整備との関連について、お伺いをいたします。

**都市創造部長** それでは、河野議員の２点目「都市農業振興基本計画と生産緑地制度」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「生産緑地地区の導入」に関してでございます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度を示すものでございます。

この制度を規定する「生産緑地法」は、平成３年の税制改正により大幅な改正がなされ、３大都市圏の特定市における市街化区域内農地につきましては、宅地並み評価で宅地並み課税がなされる「特定市街化区域農地」とされました。これにより当該農地の税額が急激に上昇することから、影響を受ける３大都市圏の特定市におかれましては、生産緑地地区を積極的に指定され、農地と宅地の均衡を保つように措置されたものと認識いたしております。

本町におきましては、３大都市圏の特定市には該当しないため、課税に関し、市街化区域内農地は宅地並み評価がなされるものの農地に準じた課税がなされることから、税額の激変は抑えられるものと考え、生産緑地地区の導入を見送ってきたところでございます。しかしながら、昨今の都市農業に関する社会経済情勢の変化を踏まえ、本町といたしましても、諸課題を整理しつつ、生産緑地地区の導入に向けた検討が必要であるものと考えております。

なお、生産緑地地区につきましては、現在、「生産緑地法」の改正手続きが行われている段階であるため、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「都市農業振興基本計画について」でございます。

昨年５月、国は「都市農業振興基本法」に基づき、都市農業の振興を進めるための基本的な方針となる「都市農業振興基本計画」を策定いたしました。市町村は、地方計画を策定することが努力義務とされており、本町におきましても、その対応等について調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、現在、近隣自治体においても対応を検討している状況ではありますが、特段の進展がないことから、引き続き他の自治体との意見交換等も行いながら、生産緑地の導入も含め、本町の都市農業施策について検討してまいりたいと考えております。

**河野議員** 答弁をいただきました。この議場及び委員会などでも生産緑地制度については質疑を重ねてきておまして、その質疑の間も非常に間髪を入れずにやっておりますので、なかなか制定に繋がっているということにはなっていないというふうには思っておりますが、私としましては、この生産緑地制度の導入をいかに早くすることによって、今ある農地を持っておられる方、あるいは農業を続けていただいている方、農業の多面

的機能を全住民に対して非常に幅広い恩恵を私たちはいただいているわけですが、これを守るといふこととの、この制度とは非常に不可欠なものだと思っております。

ですので、国の税制の優遇策、様々、今、議論をされているということは私も知っておりますが、そういったことの結論を待たずして、現時点においても、国の制度の改正がなくても、島本町としては制度を作るといふことについては何ら問題はないというふうには認識しておりますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 確かに、議員おっしゃいますとおり、都市農業の振興にあたりまして生産緑地地区の導入については、一つの施策として十分機能するものと認識はいたしておるところではございますが、やはり生産緑地制度につきましても、デメリットといたしましうか、30年間、そのまましておかなあかんというような部分もございますことから、やはりトータル的に島本町の都市農業の振興を進めるにあたりましては、生産緑地制度のみならず、ほかの制度・施策等、すべて吟味・勘案したうえで、導入に向けて検討していく必要があるものではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 問題、課題がある、30年の営農の義務が発生する、いろいろ答弁がありましたが、この制度については、あくまで持っておられる方が一定の面積要件をクリアされれば、申請して制度の指定を受けるということだと私は承知しておりますので、作ることによっての弊害ということには、私はならないと。町内には、例えば農業委員会の周辺であるとか、私たちも今年の2月に町政アンケートを行いましたけれども、やはり農地を残して欲しい、農業者だけに頼るのではなく、島本町とともに農業・農地を守る方策を作って欲しいという声が本当にたくさん、寄せられております。

もちろん、その中には農業者の方の声に、生産緑地制度を作って欲しい、そのような声も複数あったということ、ここで紹介させていただきますので、作ることによって、途端に希望していない方にまで弊害が及ぶということが実際にあるのですか。その点については、ちょっとはっきりさせておきたいので、答弁を求めます。

**都市創造部長** 議員ご指摘のとおり、生産緑地制度を導入するのは島本町で、実際、活用される・されない、ご判断されるのは農業に従事されている方という認識でございます。

以上でございます。

**河野議員** とにかく激変緩和策がだんだん過ぎていく中で、納税の負担が非常に農業者へのしかかっているということがありますので、ほんとに急いで、国の優遇策制度ができるのを待たずに急ぎの策定準備を求めて、この質問は終わらせていただきます。

3点目に移ります。「年長者の多い、または自治会のない地域でのごみ問題」について、伺います。

ごみ集積場について、ミニ開発地域では自治会のない地域においては、回収日にカラス等によるごみ散乱の始末の問題、また自治会があっても高齢化による不燃物回収日の

準備や清掃の困難さなど、課題が増えていると思われます。過去、約2年間において島本町への苦情や要望、それに対する対応についての実情を、お答えください。

**都市創造部長** 続きまして、3点目の①「ごみ集積場に関する町への苦情要望及び対応について」でございます。

議員ご指摘のとおり、本町ではこれまで、ごみ置き場の管理やカラスによる被害、年長者のごみ出しの問題など、様々なごみに関する要望をいただいております。ごみ置き場の管理につきましては、自治会の有無に関わらず、そのごみ置き場を利用されている住民の皆さんに、ごみ収集後の清掃等、ご協力をいただいている状況でございます。また、カラスによるごみの散乱等被害については、本町で配布しているカラスネットの適切な使用方法の周知などを行い、被害軽減に努めているところでございます。

なお、年長者の方がごみ出しや清掃等の管理が困難な場合につきましては、そのごみ置き場を利用している住民の皆様でご相談いただき、地域において解決していただくようお願いいたしております。

以上でございます。

**河野議員** 一定、認識はいたしました。

続いて、介護・福祉サービスやボランティア活動、シルバー人材センターとの連携などの観点からも、実情をお聞かせください。

**都市創造部長** 次に、②点目の「介護・福祉サービスやボランティア活動、シルバー人材センターとの連携について」でございます。

本町では、介護保険サービスの一環として、単身の高齢者の方など生活支援が必要な方に、朝のごみ出しをケアプランに位置付け、訪問介護による支援を行うケースもございます。また、当番制でごみ置き場の管理をされている地域において、その管理が困難である年長者の方が当番にあたった際は、シルバー人材センターに、その管理を個人でお願いされている状況があることも聞き及んでおります。

なお、ボランティア活動につきましては、主に買い物支援など高齢者の支援を行っているボランティア団体はございますが、ごみ出しまたはごみ置き場の管理を支援する団体につきましては、現在、把握いたしておりません。

以上でございます。

**河野議員** ちょうど選挙がございましたので、地域を歩くことも、いつもより増えまして、歩いておりますと、ほんとうにごみの問題の悩みを多くお聞きしました。

先ほど部長のご答弁にあったように、特にマンションなどの集合住宅とは限りませんが、大体、そういう住宅で、ごみ集積場の当番を輪番制にされているけれども、その地域、その周辺が年長者ばかりで、例えば免除されている方ばかりで、当番する人がほとんどいなくなるというような、そういう棟がある場合に、年長者の方で、足腰が痛くて、あの黄色い箱とか青い箱がありますね、不燃物ごみのときに拡げる箱ですが、箱を出し入れ

するだけでも非常に辛いという思いを持っておられる方が、考えた末にシルバー人材センターに自分の労役を1時間 800 数十円で、その当番をしてもらう委託をされているというようなことがある、ということをシルバー人材センターのほうでも聞いております。町内では、数件ほどあると聞いておりますし、私のほうに参ってくる電話の中にも、その当番のローテーションで、なかなか地域と円滑にいていないということでの悩みなどが寄せられておりますので、究極は、こういった1時間幾ら払って誰かにやってもらうというような解決方法しかないのかというふうにも思います。

その点については、介護保険制度によって、あるいは福祉サービスによって、ごみ出しサービスなどができるということについては、引き続き、これは健康福祉部になるかと思いますが、周知に努めていただき、ケアプランで、まだ利用できる余地がある方においては、こういった利用もできるんだということを、また周知していただきたいというふうに思っております。

もう1点は、ミニ開発のごみ集積場で、その地域には自治会がないというところが、今、結構増えております。その点でも、やはり、ごみの散乱しているところを掃除する方は必ず1人と限られていて、それ以外の方は一切知らないというような状況が続いているという地域を、あちこちで見受けております。

参考までにお訊きしますが、廃品回収については以前から総合政策部のほうで、子ども会などが集団回収をした場合の補助制度、これを作っておられます……、都市創造部ですね。ということで、この点についての利用状況をお聞かせいただきたいと思っております。

**都市創造部長** 集団回収についてのご質問でございます。

本町では、ごみの減量化・資源再生利用、環境美化、地域コミュニティの育成及び町内業者の育成を促進するとともに、廃棄物処理行政に対する住民意識の高揚を目的といたし、再生資源の集団回収を行う自治会や子ども会といった団体へ助成金を交付いたしております。平成28年度の実施団体につきましては27団体となっており、全体の回収量は約750t、助成金額は約38万円でございます。今後も引き続きまして、廃棄物減量等推進員の研修やホームページなどにより、再生資源集団回収制度を促進し、ごみの減量化やリサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。利用されておりますし、この子ども会という申請団体の基準というものは、たぶん自治会がなくても、子ども会を結成されていて、一定年間の活動があり、収支状況を報告できるという、そういうことが一定の基準になっているというふうに聞いております。この点の制度の、やはり周知ですね。「ごみ減量推進員を通じて」とおっしゃいましたけれども、これはあくまで自治会を結成されている方への周知ということになりますので、自治会を結成されていない方はごみ減量推進員も選出されておられませんので、その点について、やはり意識的に、子ども会は相当な地域で作ってお

られますし、集団登校やラジオ体操の活動などにおいて、子ども会を任意で作っておられる地域がたくさんございますので、こういったことを周知するようなことを通じて、自治会のないミニ開発地域、そういったところで子ども会を結成するにあたり、この廃品回収の集団回収を活用していただく、補助制度を活用していただく。そして、それを踏まえてコミュニティの形成などの醸成に繋がればというふうに私は願っております。

このことは要望に止めますが、今後とも取り組みをお願いして、また別の場所でもいろいろと提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

4点目に進みます。「統一保険料導入で保険料の値上げ——大阪府に対し、住民・被保険者・町議会の意見反映を」

国が示した2018年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、大阪府でも制度設計の検討が進められ、本年3月に開催された大阪府と市町村の国民健康保険広域化調整会議——ここには島本町も出席されています、ここでは保険料率と減免基準の府内統一や、市町村の一般会計からの法定外繰入の解消などの方向性が示されています。

島本町をはじめ、地域の実情に応じて保険料軽減や住民の健康増進に努力してきた市町村ほど、住民負担増や制度の後退に繋がる恐れもあると指摘されています。島本町が広域化調整会議で表明されてきた意見と議論、それに対する大阪府の対応は、現時点でどうなっておりますでしょうか。答弁を求めます。

**健康福祉部長** それでは、4点目の「国民健康保険の統一保険料」について、私のほうからご答弁申し上げます。

増大する医療費、少子高齢化による現役世代の負担増、国保の構造的課題などの背景がある中、国民健康保険制度の保持が困難であることから、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が制定されました。平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営に中心的な役割を担うことで、財政基盤の安定や効率的な事業運営の確保等が可能となり、国民健康保険制度が安定化するとされております。

都道府県においては、平成30年度の広域化に向けて、平成29年度中に「国民健康保険運営方針」を策定する必要があり、現在、大阪府においては、同一世帯・同一所得であれば、府内のどの市町村に居住していても同じ保険料となる統一保険料を導入すること、また市町村の一般会計からの法定外繰入を認めないことなど、今後の運営方法等が協議されております。

本町におきましては広域化調整会議の委員となっており、運営方針案の協議に参画をしているところでございますが、各市町村が負担する納付金は、被保険者数の規模に応じた標準的な収納率をもとに設定した予定収納率に応じて決定されることとなっており、小規模自治体や国民健康保険料の収納率が高い保険者は、予定収納率が高く設定されるため、その設定にあたっては市町村の実状を十分に勘案するよう、意見を申し上げます。

ているところでございます。

大阪府が示す運営方針策定についてのスケジュール案では、8月中旬から9月にかけて市町村への意見聴取が行われ、12月中旬に運営方針が決定されることとなっております。その間におきましても広域化調整会議が開催され、国民健康保険運営方針案の協議が行われる予定となっておりますので、各市町村の現状の収納努力を考慮した予定収納率設定となるよう協議を進めてまいります。

以上でございます。

**河野議員** 伺いました。広域化調整会議で積極的に発言をされている様子と、また予定収納率については、かねてから島本町の担当課としては非常に強く訴えてこられたということは私も承知しておりますし、この度もまた、その訴えを続けておられるというふうに認識しました。

先ほど部長の答弁にあったように、6月から8月に市町村の意見を聞くんだということになっております。しかし、今回の島本町議会においては、後の施政方針、補正予算には国民健康保険の特別会計が存在していないということで、私は大慌てで一般質問に入りました。この6月議会でいろいろな議員の意見を聞き、そして議論をし、一定の方向を見い出さなければ、町としても大阪府に対して再度意見を述べるということについてね、非常にやはり弱いものがあると思っております。

ただ、住民の団体のほうから、国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書案の採択要望が島本町議会に出されておりますので、その点についても私は非常に救われたわけですが、この午後における議会運営委員会において、島本町議会として、いかに島本町の当局が頑張っておられる内容を大阪府に後押しできるのかという若干の議論ができる機会がございます。その点について、今、収納率のことをおっしゃっていますが、保険事業や保険者の努力においては、島本町はまだまだ、やはり弱いものがあるというふうに思います。経営努力分にかかる点数というのが2015年度、平成27年度国民健康保険の国特別調整交付金、この経営努力分にかかる点数が非常に低いものになっているのが保険事業の展開です。

ご承知のように、この議場でも何度も申し上げてまいりました。特定健診に心電図がない、あるいは胃カメラなどを胃がん検診に採用していただきたい、このような要望もありますし、後期高齢者であれば人間ドックの補助制度がありますが、島本町にはそれがないと。せめて毎年1回でなくとも、複数年に1回だけでも人間ドックの助成をしていただきたい、このような要望があるということは承知しておられると思いますが、その点と、この経営努力分にかかる点数の低さ、これはやはり島本町として、この国保広域化調整会議の議論を参考にしながら、自らが改善をしていくという必要のある点ではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 30年4月から国民健康保険制度が都道府県化されます。そのときに保険事

業につきましては、共通部分については府内統一されるということになっております。ただ、それ以外の保険事業につきましては、各市町村の判断によって実施することができるとなっております。ただ、今、河野議員からいただきました様々な保険事業につきましては、実施となると、やはり費用もかかってまいりますので、当然、費用面も含めた検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 種々、言いたい点はございますけれども、そういった、この際、他団体のやっておられるような経営努力、特に保険事業については、健康マイレージ事業なども昨年取り組まれて、その成果はこれからお聞きするようなことになろうかと思っておりますけれども、この6月から8月の市町村の意見聴取の中では、こういった保険者がいろいろ努力をされているという、収納率だけではない、そういったインセンティブによって保険料を引き下げられる制度とするような、そういったことも含めて積極的な議論をしていたきたいというふうに思います。

また、低所得者の減免制度についても、非常に島本町は適用件数や金額が少ないです。所得が多い住民が多いということもあるのかも知れませんが、これからの「下流老人」と言われる社会問題から呈されるああいった観点、年金の受取額がどんどん減っていくという中で、本当に減免制度というのは、これから自治体における最後の砦ということになりますので、この点の独自性も含めて、私としましては、この減免制度については、やはり市町村ごとに認めていくという方向性をぜひ打ち出していきたいと思っておりますが、その点についてお考えのことがありましたら、答弁をお願いいたします。

**健康福祉部長** 保険料に対する減免についてのお尋ねでございますが、今、都道府県化の中で議論されている中では、先ほど申しました保険事業についても基礎部分は統一するというようになっておりますが、減免制度につきましても、今現時点では都道府県の中で統一していくということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**河野議員** 納得、十分できない部分もありますが、何らかの形で別の場所でも、また議論をしていきたいと思っております。

次の、最後の質問に移ります。「第6期介護保険事業計画実施2年間」について、伺います。

「第6期介護保険事業計画」に即して、過去2年間、今までになく多くの住民・個人・団体から意見が寄せられました。島本町としては、特に昨年度の下半期は住民団体との懇談や講演会開催、従事者研修の開催、地域密着型特別養護老人ホームの公募選定・開設へと、非常に精力的かつ過密な業務、日程をこなされたものと私は認識しております。

そこで質問です。介護特別養護老人ホームの入所要件が、要介護3以上と重度化され

ています。また、利用料2割負担による利用者への影響とともに、この4月から実施されています総合支援事業による介護認定更新事務の変更について、把握されている範囲での実態を伺います。

**健康福祉部長** 5点目の、「第6期介護保険事業計画について」でございます。

平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第6期介護保険事業計画」につきましては、本年度を最終年度として、事務を進めているところでございます。

まず、指定介護老人福祉施設、いわゆる「特別養護老人ホームの入所要件」につきましては、平成27年4月以降、限られた社会資源の中で、より入所の必要性が高い要介護高齢者の皆様が入所しやすくなるよう、新規の入所については、原則として要介護3以上の方が対象となりました。しかしながら、要介護1または要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に入所することが可能となっております。また介護保険制度の改正前から入所されていた方は、要介護度に関わらず引き続き入所することが可能であることから、この間、要介護認定を理由に退所しなければならないといった事例は、把握いたしておりません。

また、平成27年8月からは、所得に関わらず一律にサービス費の1割であった介護保険サービスの利用料負担が、65歳以上の第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある方については2割をご負担いただくなどの制度の見直しが行われてまいりました。

なお、負担割合の実績につきましては、本年2月時点で、要介護認定者1,398名中198人、約14%の方が2割負担となっております。

次に、本年4月から国の「総合事業」のガイドラインに基づき、要支援認定を受けている方のうち、訪問介護及び通所介護のみの介護保険サービスを受けている方につきましては、要支援認定更新時に、従来から実施しております認定調査に代えて基本チェックリストを活用しており、認定調査と同様、専門知識を有した認定調査員がご自宅等を訪問し、ご本人に直接、基本チェックリストの各項目の聞き取りを行っております。また新規の申請につきましては、原則として、これまで同様、要介護認定を受けていただき、主治医意見書により、ご本人の病状、病歴等の把握を行っております。

なお、身体状況等の変化により、ほかの介護保険サービスが必要となった方などにつきましては、引き続き従来の介護保険サービスを利用していただくなど、利用者の立場に立った対応を進めております。

いずれにいたしましても、今回の介護保険制度の見直しにつきましては、スムーズな制度移行ができているものと認識しておりますが、今後とも、機会あるごとに被保険者の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** あまり残る時間がございませんので、質問については考えておりますけども、



2割負担の導入、それと特別養護老人ホームへの入所者の基準が要介護3以上になったということで、特に島本町において、その基準によって退所を余儀なくされた人がいるというような相談は、今のところ行政としてはないと聞いておりますが、その点は間違いないでしょうか。

**健康福祉部長** 間違いございません。

**河野議員** これは来年度の問題に関わるので、深くはお訊きしませんが、「第7期介護保険事業計画」を今年度また策定に入らなければいけないということですので、その点については、やはり適宜、議会のほうにも情報提供いただいて、住民の声を反映した計画になるようにと、これは願っております。質問ではございません。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

**川嶋議長** 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時57分～午前11時10分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

**福嶋議員** (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

1点目。「避難所開設・運営の充実強化について」です。

平成7年、阪神・淡路大震災では、地震発生直後は防災関係機関の活動(「公助」)が十分に機能しませんでした。隣近所の多くの方が協力しあう「共助」により人命を救った事例など、多く報告されています。また昨年の熊本地震の際には、連続して発生した地震により多くの住戸に被害が発生し、多数の方が避難所で生活することを余儀なくされました。言い換えれば、個人や家族の力「自助・共助」だけでは限界がある、ということです。

島本町において、地震・洪水・土砂災害など、減災に向けた各種の設備的なハードの取り組みや、組織・行動・連携などのソフトの取り組みが多く行われていると思いますが、まず、本町における避難所の指定状況について、お伺いいたします。

**総務部長** それでは、福嶋議員の一般質問について、順次ご答弁申し上げます。

1点目の①「避難所の指定状況について」でございます。

避難所につきましては、本年4月現在で34ヵ所を指定しており、災害種別ごとの使用可能数につきましては、洪水で21施設、土砂災害で28施設、地震で21施設、大規模火災で9施設となっております。

なお、広報しまもと本年6月号と同時に全戸配布いたしましたハザードマップにも、新たに各避難所の災害種別を記載し、周知に努めておるところでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** 政府の地震調査委員会は、本年度の見直しで、静岡の駿河湾から四国沖に連な

る南海トラフで、10年以内にマグニチュード8～9クラスの巨大地震が発生する確率を、これまでの20%から20～30%に、50年以内では90%かそれ以上に、引き上げられました。

島本町の地震マップでは、南海トラフ巨大地震発生時には震度6弱～5強の地震が想定されています。このような巨大地震が起こり、災害が発生した場合、対象の避難所施設を開設することになると思います。

避難所の開設・運営については、平成26年度に「島本町避難所運営マニュアル」を策定しておられますが、平成28年4月に発生した熊本地震における応急対策や生活支援への対応を踏まえ、平成29年3月に「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」が改定されております。大阪府の指針改定に伴う島本町の「避難所運営マニュアル」の見直し、もしくは新たに「島本町避難所運営マニュアル作成手順」を作成する等、住民と一緒に「避難所運営マニュアル」を作成するなど、今後の改定予定について、お伺いいたします。

**総務部長** 次に、②の「大阪府避難所運営マニュアル作成指針の改定に伴う対応について」でございます。

「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」につきましては、本年3月に改定され、同4月に説明会が開催されました。主な改定内容でございますが、熊本地震を踏まえた対応、地域住民による自主的な避難所運営の促進、要配慮者への対応等が改定されたものでございます。そのようなことから、本町の「避難所運営マニュアル」につきましても、早い時期に改定作業を進めてまいりたいと考えております。

また、施設ごとの「避難所運営マニュアル」につきましては、「避難所マニュアル」の見直しとあわせまして、施設管理者などと連携し、作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 大阪府の「避難所運営マニュアル作成指針」の中では、自主防災会等の地域住民による自主的な避難所運営を促進することが記載されています。これは、これまでの災害事例からも明らかなことですが、災害発生時には行政も被災し、職員を中心とした避難所開設・運営が困難な場合があるからです。

災害時には何が起こるかわかりませんし、計画どおりに職員が参集することも難しいと思います。特に、避難所の開設・運営に関しては、身体・生命にも大きく関わってくることであることから、役場の職員の人員が不足、対応できないというような事態に陥らないためにも、地域住民の関わりを促進、具体的な訓練の実施、課題の抽出・改善の繰り返しを具体的に行う取り組みが必要と考えますが、今後の取り組みの考え方、対応方法、スケジュール等について、お伺いいたします。

**総務部長** ③の「地域住民による自主的な避難所運営について」でございます。

ご指摘のとおり、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等、過去の大規模災害

の事例から、行政も被災したため職員のみでの避難所運営には人員的にも限界があり、地域住民が避難所運営に関わることが避難所の円滑な運営のために必要であることが、改定後の「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」の中でも言及されております。

本町といたしましても、個別の施設ごとの「避難所運営マニュアル」等の作成や、避難所の運営における自主防災会をはじめとする地域住民との協力体制のさらなる充実が求められているものと認識しております。

今後におきましては、大阪府の今回の改定指針に示された大きな三つの視点、「安全確保・生活の場としての避難所」「災害時要援護者に配慮した避難所」「住民の共助により運営される避難所」を踏まえまして、安全確保や災害時要援護者への配慮に関し、施設の耐震化やバリアフリー化などの対応と、避難所ごとの「運営マニュアル」作成などの対応の両面から、取り組みを進めてまいりたいと考えております。特に、避難所ごとの「運営マニュアル」につきましては、地域の方や施設管理者と事前の協議を行うとともに、マニュアルを活用した訓練等を通じて、より実態に即したマニュアル作成に努めてまいりたいと考えております。

具体的なスケジュール等につきましては、現状ではお示しできるものではございませんが、住民の共助による避難所運営を念頭に、平成27年度から取り入れております避難所運営ゲームなども活用し、住民の方々も実際の避難所生活の場において運営主体となることについての啓発を行っているところでございます。引き続き啓発等に努めるとともに、自主防災組織連絡協議会等と連携のうえ取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福岡議員** 発災時において、避難所の迅速な開設・円滑な運営が大変重要なことです。いつ起こるかわからない地震対策の仕組みを作り上げる、備えを整えるには多くの労力が必要です。少ないリソースで仕組みを構築することが困難であった、結局、完成しなかった、そういうようなお話もよく聞きます。このような仕組みの立ち上げ時、リソースを集中し、まず、いったん立ち上げてしまう。そして、その後、リソースを元に戻して、少ないリソースで維持・改善を行っていくなど、実効ある速やかな取り組みをお願いいたします。また、地域住民を巻き込んだ活動を行うためにも、防災指導員の活用や、避難所開設・運営をテーマとした防災訓練等の検討も、よろしく願いいたします。

さて、今まで避難所の運営体制について質問させていただきました。地域住民との連携、意見反映をするためにも、自主防災会や自治会等、団体の育成もあわせて行っていく必要があると考えます。

最近、島本町ではマンション等多くの開発が行われ、住民が増加しています。マンション等における自主防災会組織の設立状況について、お伺いいたします。

**総務部長** 次に、④「マンション等における自主防災組織の設立状況について」でございます。

平成 15 年以降に建設されました 100 戸以上の集合住宅は、現在 4 棟ございますが、いずれも、自主防災組織としては設立されていないものと聞き及んでおります。

以上でございます。

**福嶋議員** マンションでは、「建物の区分所有者等に関する法律」で管理組合が結成されておりますが、自治機能について管理組合が補っている部分があるため、自治会、自主防災会等の結成ニーズが低いものと推察されます。

しかしながら、身体・生命・財産にも関わってくる防災については、自助・共助のみならず、水道・電気・ガスなどのインフラの復旧調整、救難物資を避難所に受け取りに行き、在宅避難している住民に配分するなど、地域としての公助との連携も大変重要になってまいります。地域の防災力の向上のためにも、島本町内で自主防災会設立が大きく抜け漏れた地域がないよう、各地域、マンションでの自主防災組織の設立を働きかけ、目標を持ち、計画的に行っていただければと考えております。

自助・共助及び地域と公助との連携という、これらの促進の観点から、自主防災会設立促進・数値目標化と、具体的な取り組みについて、お伺いします。

**総務部長** 次に、⑤「マンション等における自主防災組織設立の働きかけについて」でございます。

過去の災害におきましても、災害時、特に災害初期の対応において、ご家族や隣近所の方々に助け合うことができるかどうか、自助・共助の取り組みがいかに働くかが重要であると認識しております。現在、町内には 22 団体の自主防災組織が設立されておりますが、世帯数で見ますと、町内全体の半分程度となっております。

自主防災組織が未組織となっている区域への働きかけにつきましては、毎年、広報しまもとで自主防災組織への設立に向けた啓発を行っており、平成 28 年度には、高浜西自主防災会が新たに設立されました。このような新規の設立にあたりましては、補助金制度の活用や勉強会への職員の派遣など、設立に向けた支援を行っておるところでございます。

なお、自主防災組織設立の数値目標といたしましては、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、平成 31 年度までに 26 団体とすることを目標としております。このため、目標値が達成できるよう、自治会設立の働きかけを所管するコミュニティ推進課とも連携し、自主防災組織設立の働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** ありがとうございます。では、2 点目の質問に移らせていただきます。

2 点目の質問といたしましては、「業務プロセスの見える化について」でございます。

役場の業務を限られた人員・予算で運営するうえで、計画・取り組み・課題抽出・是正という P D C A を回しながら、様々な取り組みが行われていると思っておりますが、職場で

の課題抽出と是正方法の検討、これはどのような形で、どの程度行われているのかについて、伺いたします。

**総合政策部長** それでは、2点目の「業務プロセスの見える化について」のご質問に、ご答弁申し上げます。

職場における課題を把握し、その課題を解決する方法といたしましては、まず定例監査におけます指摘事項と、それに対する措置状況の報告、町政に対する住民からのご意見を聴取する「私の声」とその対応状況の公表、職員が事務事業の執行に対する改善意見を提案する「事務改善提案制度」、行政運営に関する職員の違法な行為または違法性の高い行為を通報する「公益通報制度」などがあげられ、課題に対しましては、そのつど対応しているところでございます。

また、平成28年度におきましては、実施している各種イベントについて、事業本来の目的と費用対効果などの分析及び検証を行い、結果に基づき、必要な見直しに繋げることといたしております。さらに、日常業務を進めていくうえでの管理や確認、それに対する上司からの指導・助言、人事評価制度におけます評価者と被評価者との面談、各部署で策定しております各種計画の進捗状況の管理などにより、職場における課題の把握に繋げることができる、このように認識をいたしております。

以上でございます。

**福嶋議員** 職員を対象としたものは、どのようなものがあるか、お教えてください。

**総合政策部長** 次に、②点目でございます。

先ほど申し上げましたもののうち、職員が各々の業務の課題を把握するものとしたしましては、「事務改善提案制度」「公益通報制度」、日常業務を進めていくうえでの管理や確認、人事評価制度の面談が該当することになります。

また総合政策部といたしましては、職員それぞれが現在の組織・職務等に対してどのような考えを持っているのかを把握するために実施している「自己申告制度」や、人事異動計画を作成する際に実施している各部署長からの意見聴取により、職場における課題を把握することができる場合がございますので、すべての課題を解決することは困難ではございますが、適宜対応しているところでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** 職員の方の日常業務で、失敗した、失敗しかけたというような事象が発生すると思うのですが、発生時の業務手順の是正、発生状況の把握、そういうものはどのように行われているか、お教えてください。

**総合政策部長** それでは、③点目でございます。

事務処理上のミスや、いわゆるヒヤリ・ハット事例を防止する手段につきましては、全庁的に統一したルールを設けているわけではなく、各部署、課、施設単位で実施しているところでございます。一例といたしまして、組織体制や職員の意識、職場環境にお

ける原因や要因を分析したうえで、マニュアルの見直しや情報共有体制の整備に繋げるというような手順を進めていくものでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** 今、お教えいただいた公益通報の重大な事象や、失敗した軽微な事象、失敗しかけたヒヤリ・ハットというような事項は、よく知られたハインリッヒの法則、1対29対300に当てはまると言われています。ヒヤリ・ハットの発生状況を把握し、日々、その低減を図ることで、軽微や重大な事象の発生確率を減らすことができます。実務の課題だけでなく作業効率のアップ、広義の職場課題の把握・改善なども、計量的な件数監理及び積極的に件数を出し改善に繋げていくことで、役場内でやっておられることが見える化された、開かれた職場づくりに繋げていただきたいと思います。

また、把握された案件の詳細な公表基準を明確化されることで、より開かれた行政に繋がっていくと思いますので、定期把握・定期報告を含めご検討をお願いし、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

**川嶋議長** 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、野村議員の発言を許します。

**野村議員**（質問者席へ） 自由民主クラブ・野村篤です。勝手により、通告書の1と2を逆に、2番のほうからの質問をさせていただきます。

「町有地の活用と都市農業振興」について、お伺いいたします。

今後、日立金属の転出等、納税額の減少が見込まれる中、島本町への法人誘致以外に歳入増加策を検討する必要があるとございます。また、町内の市街化区域の農地が宅地開発されていますが、複数棟建築予定されているマンション供給により、農地の維持とその活用法を検討する転換期に来ていると認識しております。

そこで、総務部といたしまして、まず町有地の現状と資産価値並びに水無瀬駅前時間貸し駐車場の収益状況など、主立った「現在の町有地の活用と今後の見通し」をお聞かせください。

**総務部長** それでは、野村議員の一般質問について、ご答弁申し上げます。

2点目の①の「町有地の活用と今後の見通しについて」でございます。

公有財産のうち、本町で公共の用に供し、または供することと決定した以外の土地、いわゆる普通財産につきましては、平成27年度末現在で約1万2,700㎡でございます。

そのうち、山崎保育園や商工会館などの敷地として無償貸付している土地は約7,000㎡でございます。一方、阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地、広瀬二丁目地内及び若山台二丁目地内等で駐車場用地等として有償で賃貸している土地は約2,000㎡で、年間約335万円の収入となります。その他の土地のうち、未利用地で売却可能なものにつきましては、自主財源の確保の観点から売却の事務を進めております。

今後におきましても、それぞれの土地に最適な方法で有効活用を進めるとともに、未利用地で売却可能なものにつきましては、順次、売却に向けての事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** 有償で土地を賃貸しているということと、年間 335 万円の収入がそれで発生しているということ、また未利用地で売却可能なものは売却していくということでの、ご返答をいただいております。ぜひ、これからも売却の事務、また管理事務や委託費用がそうやって軽減も見込まれるということもありますので、積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

私の質問の中で、阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地に関しての利用として、今、貸付をしているというお話がございましたが、現状、暫定的にということで検討いただいているという形で了解しておるんですが、今後、阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について、どういう形で進めていくのか。売却か、それ以外の土地利用に関して、これは一定、町長のまずお考えを聞かせていただければありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**山田町長** 水無瀬駅前のタクシー車庫跡地、現在、駐車場として貸し付けているものでございますけれども、今後の方針としましては、まだ決定をしておりませんので、どういった方法があるかということを検討してまいりたいと思っております。

**野村議員** 暫定的にということで、まず 1 年間はこの現状の利用を続け、翌年からどうするかという検討に入るという認識でよろしかったでしょうか。

**山田町長** 契約は 1 年ごとということになっておりますので、来年度どうするかというのは検討させていただきたいと思えます。

**野村議員** では、そういう形で認識させていただきました。今後も引き続き注視してまいります。

では、次の質問としまして、「都市農業の振興」に関する質問をさせていただきます。

「都市農業」についてですが、町内の市街化区域農地が宅地開発されておりますが、先ほど「複数棟建築予定されているマンションの供給」等によりまして、「農地の維持とその活用方法を検討する転換期に来ている」と、お伝えしております。

都市創造部としまして、「都市農業振興基本法」の施行による地方計画の策定及び他市町村の農地活用を踏まえた島本町内の防災及び自然教育、また農地を維持するうえでの税制面での検討課題と今後の見通しについて、先ほど議員の質問がありましたけれども、もう一度確認のため、お願いいたします。

**都市創造部長** それでは、まず「都市農業振興基本法」の地方計画について、ご答弁申し上げます。

昨年5月、国は「都市農業振興基本法」に基づきまして、都市農業の振興を進めるための基本的な方針となる「都市農業振興基本計画」を策定いたしました。市町村は、地方計画を策定することが努力義務とされており、本町におきましても、その対応等について調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、現在、近隣におきましても対応を検討している状況であり、他の自治体との意見交換等も行いながら、本町の都市農業施策の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、他市町村の取り組みを踏まえた「農地の活用法について」でございます。

都市農業の有する機能は、都市住民に新鮮な農産物を供給する機能だけではなく、防災や景観形成、国土・環境の保全、住民が農作業に親しむ場、農業に関して学習することができる場、農業を営む方と都市住民の相互交流の場、都市住民の農業に対する理解の醸成の場など、多様な機能を果たしているといわれており、先進自治体では、これらに関する様々な取り組みが行われています。

本町の農地につきましても、ファミリー農園において、農家ではない方にも土に親しみを持っていただく機会が創出されております。また小学生が学習田において農業体験を行うとともに、学校給食に地場産のものが一部提供されるなど、農地本来の機能以外にも多面的な機能が発揮されております。今後もこれらの機能が維持されるよう、各取り組みを推進してまいります。加えまして、「都市農業振興基本法」をはじめ他市町村の事例を参考にしながら、本町の地域性を踏まえた取り組みにつきまして、本町の財政状況や農業の現状等も踏まえ、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、「農地を維持するうえでの税制上での検討課題」につきましても、前の議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、都市計画の一つでございます生産緑地地区の導入があげられるものと考えております。この生産緑地地区につきましても、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度を示すものでございます。

生産緑地地区を設定された市街化区域内の農地につきましても、農地として適正に管理・保全する必要性が生じるとともに、土地所有者の都合で廃止することはできず、指定後30年間は、原則として町長に対し買い取り申し出ができなくなります。そのため、市街化区域内にありながら、課税にかかる評価においては農地評価とされ、課税におきましても農地課税となり、相続税や贈与税につきましても、営農が継続されている間は納税猶予や免除制度の適用が可能となります。

生産緑地地区につきましても、本町においては未導入であることから、昨今の都市農業に関する社会経済情勢の変化を踏まえ、町といたしましても諸課題を整理しつつ導入に向けた検討が必要であるものと考えておりますが、現在、「生産緑地法」の改正手続



きが行われている段階であるため、今後の動向を注視してまいります。

以上でございます。

**野村議員** 先ほどのご答弁いただいた中で、都市農業の振興策、特に「営農を継続していくうえで」というふうに関連はするかもわかりませんが、学習田というお話が出てまいりました。例えば、社会的にも学習田は貢献度が高いかと思われそうですが、そういった学習田に対して何か町のほうからのサポートといたしますか、支援といたしますか、そういったものはされていますでしょうか。また、そういったものがされていないのであれば、農地所有者の方への経済的な支援等々はされているのか、また今後可能なのかということに関して、お尋ねします。

**教育子ども部長** それでは私のほうから、学習田に関しまして、ご答弁を申し上げます。

小学校におきまして、学習田をお借りをしておりますけれども、各小学校では、地域の農業団体や地権者の皆様のご厚意やご協力によりまして、一部農地を学習田として提供、また農業体験指導をいただき、主に5年生の総合の授業の中で活用をさせていただいているところでございます。

議員お尋ねの謝礼につきましては、その農地をお借りする際の経緯により様々であり、地権者の皆様の中には謝礼を辞退される場合もございますが、基本的には苗代や肥料代などの最低限の費用をお支払いし、収穫後のお米を、その後の交流会に使用するために購入させていただいたりしている場合もございます。

なお、交流会を開催する際には、農地を提供いただいている地権者の方や、児童の田植え・稲刈り等の際にご協力をいただいた地域の方々をお招きし、児童と交流いただいております。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、「都市農業の振興策としての経済的支援について」でございます。

今後、実際どのような対応ができるかについては、財政的な検証も必要でありますことから、他市町村の事例等を調査・研究してまいりたいと考えております。

また、生産緑地制度については、その内容や農業従事者に対する国や府の新たな支援策等が示された際には、農業委員会などの機会を通じまして、随時情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** ただいまの答弁で、農業委員会での検討、情報提供等がいただけるような話をいただきました。生産緑地制度導入に関しても農業委員会での検討、もしくはそういった提案事項等々に何か影響はするもののでしょうか。それは一応、確認も含めて質問させていただきます。

**都市創造部長** 「農業委員会法」第38条におきまして、「関係行政機関等に対する農業委

員会の意見の提出」という項目がうたわれておまして、実際のところ、農業委員会から行政機関に対して意見が提出された折には、同条第2項の規定により「考慮しなければならない」という旨もうたわれておりますことから、適切に、そういう意見を出された折には対応してまいる必要があるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

**野村議員** 農業委員会での提案に関して、町のほうで慎重審議していただけるということで、一定理解をさせていただきました。

次の質問に、これで移らせていただきます。「産業振興と観光開発について」という質問でございます。

島本町の持続的な発展を目指すうえで、島本町内の商工業振興と観光客及び定住促進は両輪の課題でございます。2020年開催の東京オリンピックが近づく中、町外だけでなく国外からの観光客を招き入れる視点と受け入れの準備は、喫緊の課題でございます。

そこで、都市創造部としましては、産業振興として空き家・空き店舗の状況の確認と解消のための施策、また他市町村と比較しての今後の検討課題については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いたします。

**都市創造部長** まず、1点目の①「空き家、空き店舗の状況の確認と解消のための施策及び今後の検討課題について」でございます。

昨今の空き家及び空き店舗の増加は全国的な課題としても取り上げられており、本町におきましても、主に高度経済成長期に建てられた住宅や店舗について、十分に活用されていないケースが年々増加してきているものと考えております。そのため昨年度におきましては、空き家対策に関する庁内での連絡会議を立ち上げるなど、今後の長期的かつ全庁的な課題として適切に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

現在進めている産業振興の視点での、空き家の活用に関する取り組みの一つとしましては、「おもてなし空間」の創出があげられます。昨年度、町内事業者などが参画し、商工会が事務局を担う「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」が組織されました。その中の構成員の一つである「みなせ野プロジェクト」におきましては、水無瀬神宮に隣接する空き家を活用した取り組みを予定されております。また同プロジェクトでは、毎月第二日曜日に水無瀬神宮駐車場において「みなせ野オーガニックマーケット」を開催されており、相乗効果が期待されます。また本年度、同じく「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」の構成員である町内事業者による取り組みといたしまして、阪急水無瀬駅近くの空き家において、宿泊とコミュニティ機能を持たせた施設の運営を予定されております。

本町といたしましても、これら二つの取り組みを多くの方に利用していただき、空き家解消のモデルケースとなるよう支援してまいりたいと考えております。

なお、町域全体の空き店舗対策としましては、まずは個々の店舗によって魅力を生み

出すことが必要であると考えておりますが、他自治体と同様に、抜本的な解決策を見出すことにつきましては苦慮いたしておるところでございます。今後、他市町村の事例等も含め、産業振興に寄与するための空き家・空き店舗対策について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** 空き家等々の対策に関して、一定理解させていただきました。

再質問として、島本町で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関しまして、空き店舗等の活用事業が記載されておりますが、例えば創業支援を行うことで、税収の増加はもとより地域の活性化にも繋がるかと考えますけれども、そういった創業支援や空き店舗事業等の活用に関しての支援策に関しては、いかがでしょうか。

**都市創造部長** ご指摘のとおり、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中の「地域産業を活かしたにぎわいづくり」の中で、今後、想定される新規事業として記載させていただいております。本計画策定の際には、事業案といたしまして、新たに創業する事業者に対して店舗の改装費用や家賃を補助することを想定しております。現時点におきましては、事業の費用対効果を踏まえながら、制度の導入には慎重な対応が必要であると判断し、実施には至っておりません。

しかしながら、本総合戦略においても重要業績評価指数として、空き店舗等活用促進事業利用件数を目標値として掲げておりますことから、他市町村が実施しております同様の事業成果等も検証し、計画の目標年次に向け、具体的な対応策を決定してまいりたいと考えております。

**野村議員** ただいま、「具体的な対応策の決定」というお言葉をいただきましたけれども、では、現状の空き店舗について、現状の空き店舗数の把握、もしくは現場の実態調査といった機会というのは設けられているのでしょうか。

**都市創造部長** 個別に調査等は行ってはおりませんが、これまで商工会が事務局として開催されております「島本にぎわいネットワーク」の会議等におきまして、地元商工業者などのご意見を直接お聞かせいただく機会は設けさせていただいているところがございます。今後につきましては、地元商工業者との具体的な協議を行うなど、駅前をはじめとする店舗の現状と課題等を一定把握したうえで、今後の長期的な対策等を検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

**野村議員** 駅前の空き店舗数も、だいぶ増えている状況でございます。空き店舗によって、その場の空気もしくは人の流れ等々も、これから改善していく必要もあるかと思しますので、ぜひ長期的な視点で、具体的に対応策を実施していくよう、強く求めます。

次の質問をさせていただきます。先ほどの「今後の町外または国外から」の定住や観光客受け入れについての質問としまして、定住促進と観光振興計画についての見通しと、国内外の観光客受け入れ施策について、また島本町のPR方策についての、まず都市創

造部としてどのようにお考えか、お聞かせください。

**都市創造部長** 次に、②について、ご答弁申し上げます。

まず、「定住促進・観光振興計画の見直し」につきましては、先ほど申しあげましたとおり、昨年度、商工会が事務局となり、町内事業所などが参画する「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」が組織されました。本町といたしましても、当連絡会の構成員と連携を行いながら、尺代漁業協同組合による「テンカラ釣り教育プログラム」の企画、みなせ野プロジェクトによる「みなせ野オーガニックマーケット」の開催、第一小学校3年生の児童の協力による「若山神社展望スペースでのベンチ」作成、「離宮の水ブランディング事業」等の支援を行ってまいりました。

今後これらの事業を中心に、様々な取り組みの磨き上げを進めていただきながら、新たな取り組みについても支援を行ってまいりたいと考えており、商工関係者と連携を行いながら、引き続き本計画の推進に努めてまいります。

次に、「国内外観光客の受け入れ施策とPR方法について」でございますが、現在、島本町内における宿泊施設は1事業者のみとなっております。この事業者につきましては、先ほど申しあげました「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」の構成員であり、まち全体の魅力を発信する広報活動や、外国人を受け入れる体制を積極的に整備されております。そのため、町といたしましても自走した運営がなされるよう、地域の活性化に繋がることが期待できるような取り組みについて、国の各種補助金の紹介等、後方支援を行ってまいりたいと考えております。

また、「本町のPR」につきましては、これまでホームページやパンフレットの発行による情報発信をはじめ、他市町村や阪急電鉄をはじめとする広域的な事業連携、一般社団法人高槻青年会議所とのマスコットキャラクターの制作事業、その他テレビや雑誌などのマスコミ対応など、まちの魅力発信に関する様々な取り組みを継続的に行っております。今後につきましても、行政だけではなく民間事業者や住民と連携し、様々な媒体を活用しながら、まちの魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** 東京オリンピックの開催という点、またインバウンド等々によって、需要がこれからも増えていくということの、需要を満たす一案として「民泊新法」が成立いたしました。また平成29年3月5日にアメリカ合衆国のケンタッキー州の州都フランクフォート市との姉妹都市提携を、島本町、結ばれましたけれども、そういった、島本町は今、海外からの訪問客であったり、観光客を受け入れる、もてなす宿泊施設が必要というふうに考えますが、積極的な支援とか誘致というのは必要ではないでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

**都市創造部長** 宿泊施設についてのお尋ねでございます。新たな宿泊施設の建設につきましては、「都市計画法」などの関係法令に基づき適宜対応してまいりたいと考えている

ところでございますが、産業振興という視点から、町の活性化や文化の振興に寄与する事業であれば、後方的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** では、今後に関して、町外に向けたPRということで、島本町長にお尋ねさせていただきますけれども、島本町長としては、以前「小さくとも魅力ある町」として島本町を捉えて、島本町内の魅力を再発見していくようなことも伺っておりますが、町長のご視点として、今後の島本町の町外に向けたPRとして、ここを重視されたいというようなご意志、重要項目等があれば、それをお聞かせいただければと思います。

**山田町長** 今後のPRということですが、まずは、「離宮の水」のブランド化事業も始まっておりますし、マスコットキャラクターなども制作が進んでおります。そういったことを重ねていきながら、一つずつ進めていきたいというふうには考えておりますけれども、また姉妹都市提携をしましたので、海外へのPRという意味においてはSNSなどの発信、そういったこともやっていきたいというふうには考えております。まず、先日、英語版のウェブサイトが見にくいということで、少し改良したものを付け加えたりなどしておりますので、そういった積み重ねをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

**野村議員** 今回の質問の意図としましては、先ほどの町外に向けたPR、それによって、この島本町に定住の促進を促していくという流れもございますので、ぜひ今後も私自身注視して、この案件に関して見ていきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

**川嶋議長** 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時57分～午後1時00分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、村上議員の発言を許します。

**村上議員** (質問者席へ) それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

1点目の「本町における猫対策」について、質問をいたします。

町内では、飼い主のいない猫の繁殖により、住民の敷地内等に糞尿や花壇を荒らしたり、また車などで爪をとぐ、といったような苦情が大変多く寄せられています。そこで、本町の猫対策について、伺ってきたいと思います。

まず、1)点目ですが、飼い主のいない猫が増える原因、現状について、お伺いします。

**都市創造部長** それでは、村上議員の一般質問の1点目の1)「飼い主のいない猫が増える原因と現状」につきまして、ご答弁申し上げます。

飼い主のいない猫が増える原因につきましては、可哀そうだからといって猫にむやみに餌やりをする行為や、引越しやその他の理由により飼うことができなくなったために

捨てられてしまった飼い猫の野良化、また、生殖機能を有する飼い主のいない猫や放し飼いになっている飼い猫による繁殖行為などがあげられます。

本町では、現在、町広報やホームページへの啓発記事の掲載や自治会への啓発チラシの配布により、むやみな餌やりなどに対する注意喚起や終生飼養の徹底の周知を図っており、飼い主のいない猫による苦情の減少に努めているところでございます。

**村上議員** 町の対策としては、チラシや町のホームページなどで、むやみな餌やりに注意喚起をされているということですが、いつ頃から、そういったことを実施されているのか、お伺いします。

**都市創造部長** 飼い主のいない猫へのむやみな餌やりなどに対する注意喚起につきましては、かなり以前より住民の皆様をお願いしているところでございます。また、餌やりを行っている方が特定できる場合には、直接、本町職員が注意喚起を行ったり、大阪府からも注意喚起をしていただいたりしているところでございます。

さらには、近年は地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、避妊・去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした「地域猫活動」をしておられる町内のボランティアの方々とも連携し、対応しているところでございます。

**村上議員** これまでの事務事業成果報告書を見ますと、搬入された猫の数が記されておりますが、最近の状況はどのようになっておりますか。

**都市創造部長** 本町では、住民の方が飼い主のいない生後間もない子猫や、どうしても変えなくなった猫を持ってこられた場合には、大阪府の施設へ搬送しております。平成23年度から平成27年度までの件数は、年間平均で約18匹でございましたが、平成28年度につきましては0匹となっております。単年度ではございますが、施設へ搬送する猫が0匹であったということは、本町にとっても喜ばしいことであると考えております。

**村上議員** 平成28年度は0匹ということは、それだけ飼い主のいない猫が少なくなったと理解してよろしいのか。また、これまで「地域猫活動」をされ、年平均18匹の確保をされていた団体が、何らかの理由によって休止された年度であったのか。その辺をはっきりさせる必要があると思っており、単に搬入実績が0匹であったということで喜んでいてよろしいのでしょうか。お伺いします。

**都市創造部長** 平成28年度の0匹についてでございます。「地域猫活動」をされているボランティアの方は、生まれてしまった子猫については里親捜しを行われますので、本町に引き取りを依頼されることは基本的にはございません。また、本町に引き取りを希望される住民の多くの方は、自宅の庭などで子猫が生まれてしまい、引き取り手が見つからず、お困りの方でございます。そういった中で、搬送した飼い主のいない猫が0匹であったということは、避妊・去勢済みの飼い主のいない猫の割合が増えたことで、繁殖する機会が減り、結果的に飼い主のいない子猫の生まれる数が減少しているのではない

かと推測いたしております。

**村上議員** しかしながら、まだ苦情があるということは、現時点では対応の仕方、方法が万全でないと考えますけれども、その辺、いかがですか。

**都市創造部長** 本町といたしましては、まず何より、むやみな餌やりなどを行う方への注意喚起が重要であると考えておりますので、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。また、あわせて、飼い主のいない猫がみだりに繁殖・増加することを抑制するため、避妊・去勢手術への補助を行い、少しでも不幸な猫を減らしてまいりたいと考えております。

**村上議員** 引き続き、2)点目の「飼い主のいない猫の捕獲、避妊・去勢手術」について、伺います。

**都市創造部長** 次に、1点目の2)「飼い主のいない猫の捕獲、避妊・去勢手術について」でございます。

国が示す「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」では、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とする「地域猫活動」として、飼い主のいない猫を捕獲し、避妊・去勢手術を受けさせ、リリースすることが重要であるとされております。

本町におきましては、主体的に飼い主のいない猫を捕獲することはございませんが、飼い主のいない猫がみだりに繁殖・増加することを抑制するため、避妊・去勢手術費の一部を補助しておりますので、地域猫活動を行っているボランティアの方に本制度を積極的に活用していただき、不幸な子猫の繁殖を防ぎ、飼い主のいない猫の頭数の減少に繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** ただいまの答弁では、行政としては猫の捕獲は行わないが、捕獲をして持ってこられた方には避妊・去勢手術費の一部を補助しますから、「地域猫活動」をされている皆さんよろしくと、非常に控えめな答弁をいただきました。私はボランティアの方々に頼るのであれば、もっと避妊・去勢手術費について検討を要するのではないかと思います。いかがですか。

**都市創造部長** 議員ご指摘のとおり、補助額につきましては、ボランティア活動をされている方からのご要望もあり、他市の状況も踏まえたうえで、1匹当たり3千円から、5千円に増額いたしております。今後も補助実績や利用者の声を踏まえたうえで、制度の運用を図ってまいりたいと考えております。

**村上議員** 29年度の予算額は7万5千円と、28年度と変わらないのに、補助額が1匹当たり増額されているということは、補助できる件数が減るということですが、一体、どうということかということをお尋ねします。また、「地域猫活動」をされている方々の意欲をそぐような予算であると考えますが、いかがですか。

**都市創造部長** 避妊手術は約2万円、去勢手術は約1万円程度かかるため、以前の補助額であれば、個人のご負担が多いこともあり、平成26年度は16件、平成27年度は13件、平成28年度は8件と、利用件数が減少しておりました。本年度は、ボランティアの皆様からのご要望や、これまでの申請実績や他市の状況も踏まえたうえで、予算額は前年度と同額ではございますが、1匹当たりの補助額を増額いたしております。今後も補助実績や利用者の声を踏まえたうえで、制度の運用を図ってまいりたいと考えております。

**村上議員** 猫を減らすということが一番の目的だと思っておりますので、今の答弁ですと、ちょっと理解しがたい、そのように考えます。

それでは、「地域猫活動」というのは、今いる野良猫とうまくつきあいながら、その数を減らしていく方法として考案されたとのことで、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的に行われているとのことですが、現実問題として、数を減らしていくには相当時間がかかると思います。従って、当面は今以上増やさないようにすることが大切であると考えます。そのためには、餌やりによる迷惑を防止し、また避妊・去勢手術をするなどの対応が、これまで以上必要であると考えます。また、「地域猫活動」をボランティアで支えておられる方々からすれば、現状では、やればやるほど負担が多くなるのではないかと思います。いかがですか。

**都市創造部長** 議員ご指摘のとおり、「地域猫活動」は避妊・去勢手術済みの飼い主のいない猫が、その生涯を全うし、自然減を図るものでございますので、中長期的な対策であると考えられます。本町といたしましても、本年度に手術費の補助額を増額し、「地域猫活動」をされているボランティアの方へのさらなる支援を行っておりますが、今後も制度の利用状況も踏まえ、より良い制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

**村上議員** 最後に、行政として、野良猫をこれ以上増やさないということであれば、無報酬で本町に貢献され、活動されている方々に、せめて避妊・去勢手術費は必要経費として全額を補助すべきであると考えますが、町長は、どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

**山田町長** 地域活動をこれまで行っていただいておりますボランティアの方につきましては、本町の生活環境の保全及び動物愛護の観点からもご貢献いただいております。補助金の額につきましては、制度の利用者の声や、他市町村の実施状況も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

**村上議員** 今年度はすでに予算案も計上されておりますので、次年度の予算編成においては、ぜひ全額補助されるよう要望しておきます。

続きまして、2点目の「その後の日立金属株式会社山崎製造部の跡地」について、お尋ねします。

昨年11月の一般質問においてさせていただきました、日立金属株式会社山崎製造部



が平成30年の10月に本町から熊谷市に移転をすることが決定されています。その跡地の約6万平米、現在のグランリバーの2.5倍の広大な跡地がどのように利用されるか。戸建て住宅やマンションに、またそれとも企業誘致になるのか。そのことによって、今後の町政に大きく影響するものと考えています。

前の議会において川口町長は、「住宅開発により人口が増加することは、持続可能な自治体運営を推進するうえで本来的には歓迎すべきであると認識しております。しかしながら、日立金属株式会社山崎製造部の移転後の跡地につきましては、これまで各部長がご答弁いたしておりますとおり、面積が広大で、子育て世代の方々の転入が一時的に集中することによる保育・教育施設の課題等、町政に対する影響は大きいと認識しており、企業立地に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。」と、答弁されております。

そこで、町長も代わられましたので、今後の方針、取り組みについて、以下、お尋ねします。

まず、「今日までの進展状況」について、お伺いします。

**都市創造部長** 次に、2点目の「日立金属株式会社山崎製造部の跡地」についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「今日までの進展状況について」でございます。

本年1月に、本町と大阪府商工労働部と、日立金属株式会社の人事総務部本部及び経営企画本部の方とで協議を行い、本町の現状と課題を改めてご説明申し上げ、また、本町及び大阪府の企業立地促進制度についても、ご案内申し上げました。その後、町からは継続的に相手方の状況を伺ってはおりますが、現時点では売却の方針や時期等に関する具体的な方針を示せる状況には至っていない、とお聞きいたしております。

以上でございます。

**村上議員** 1月に、本町と大阪府商工労働部の方が日立金属に赴き、現状等、説明されたとのことですが、今回、面談された方々は、当然のことではありますが、本件の窓口の方々であると判断いたしますが、そこでの回答として「具体的な方針がまだ決まってない」ということでもあります。私は、日立金属の具体的な方針が決まってからでは、本町の目標達成には遅いのではないかと考えております。いかがですか。

また、「本町の現状や課題を説明」されたとのことですが、日立金属にとっては、少しでも高く跡地を購入してもらえるところに売却をしたいのが希望だと思いますが、いかがですか。お尋ねいたします。

**都市創造部長** 日立金属株式会社におかれましては、工場の移転を行うことについてはお示しされておられますが、具体的な跡地処分の時期や手法等の具体的な方針は示されていない状況でございます。そのため本町といたしましても、移転が決定した直後から再三にわたり、町の意向をお示ししながら、継続的に対応をさせていただいているところ

でございます。

なお、相手方の日立金属につきましては、当然ながら、土地の権利者であることはもとより株式会社としての経営方針があり、合理的な方法で処分することが想定されるものと考えております。しかしながら、日立金属とされましては、地域の課題等を十分認識していただいておりますが、これらを最大限ご配慮いただいたうえで具体的な方針をお示しいただけるよう、熱意を持って対応しているところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 町長は、その点、どのようにお考えですか。お尋ねいたします。

**山田町長** 担当部長がご答弁いたしましたとおり、私といたしましても、日立金属様は株式会社でありますので、その性質を持った経営方針があることは当然理解をしているところでございます。しかしながら、本町の地域課題などを十分に理解していただいておりますので、それらを最大限ご配慮いただいたうえで、しっかりと熱意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

**村上議員** 町長は、今後、この件については熱意を持って対応していく、というお言葉をいただきました。

次に、本件について、昨年度からこれまで町としての方針に変更はありませんか。その辺、お尋ねします。

**都市創造部長** 本町といたしまして、当該地区の跡地に関しての方針についてでございますが、今までと変わりはございません。

また、2)点目にも関わりますが、当該地区の跡地に関しましては、現時点で期待すべきことといたしましては、企業立地が望ましいものであると考えており、方針につきましても、これまでお示ししておりました内容から特段の変更はございません。

なお、去る5月30日には、山田町長をはじめ本町職員及び大阪府の企業立地担当者が、改めて日立金属山崎製造部に出向き、町としての意向をお伝えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 町としては、当然のことながら企業立地が望ましいということは、これまでも町の方針として理解をいたしておりますが、その町としての意向を伝えられただけで、特段、新たな進展はあったのかなかったのかについて、確認をさせていただきます。

**都市創造部長** 先般の訪問におきまして、日立金属にお話をお聞きした状況から判断させていただきますと、検討作業の進展は見られない状況であると認識いたしております。

**村上議員** 今後の本町の目的達成のために、「具体的な取り組み」について、お伺いをいたします。

**都市創造部長** 次に、3)点目の「本町の目的達成のための具体的な取り組みについて」でございます。

当該地の跡地に関する企業誘致につきましては、現在、大阪府の企業立地担当課とも連携を行いながら、対応が可能な範囲において、積極的に取り組んでいるところでございます。相手方とはこれまでも継続的な協議を行ってきておりますが、先般の町長と相手方との協議の中でも、東京本社との協議を行いたい旨の打診を、改めてさせていただいたところでございます。

なお、現時点におきましては、今後の具体的な協議内容をお示しできる状況ではございませんが、課題の解決に向け、当該企業との協議を引き続き行うとともに、大阪府と連携し、積極的に対応策を検討してまいりたいと考えております。

**村上議員** 本件は、本町だけの問題でなく、各種の企業団が大いに関心のある跡地についてであります。特に最近では、この日立金属の跡地の横に、現在、マンションでありますグランリバーがあります。建設された企業にとっては、30年10月撤退後の跡地についても、当然のことながらマンション建設を考えて、土地の購入に全力を發揮されるものと推察いたします。

そのような状況の中で、本町としては企業誘致という目的を達成するために、大阪府の企業立地担当課とも連携をしながら、対応が可能な範囲で積極的に取り組んでおられる、とのことですが、なかなか難しいのではないかと推察いたしますが、その点、どのように考えておられるのか、改めてお尋ねいたします。

**都市創造部長** 町の教育施設等の厳しい課題があり、それは相手方にもご理解をいただいているものの、跡地の処分に関する意思決定は、あくまでも土地の権利者であり、市場原理がある中で、町としても、この時期から土地所有者の意向を無視して集合住宅の建設を禁止するような、過剰な土地利用の規制をかけることは困難であります。また、「企業立地促進条例」の活用もご説明は行っておりますが、それは売却先が決定した、購入者との協議に関する問題でございます。さらに、本町においても厳しい財政状況が今後も続くことが予想される状況下において、当該地に企業が確実に来ていただけるかどうか、全く不透明であるため、それを担保できるような補助金制度の拡充については、慎重にならざるを得ない状況でございます。

そのような厳しい状況ではございますが、相手方との協議を重ねることにより、何らかの対応策が見い出せるよう、今後も積極的に対応してまいらなければならないものと考えております。

**村上議員** また、企業誘致をするためには、あらゆる手段を使って、町民全体の要望として、日立金属のトップに早急に面談をして、よい回答が得られるまでアピールしていくことが必要であると思っておりますが、その点、いかがですか。

**都市創造部長** ご指摘の点につきましては、相手方にも町の意向をお伝えしているところでございます。町として、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 次に、山田町長が掲げられている「小さなまちの豊かな暮らし」の実現には、この跡地がどのように利用されるかによって、財政的にも難しくなるのではないかと考えていますが、いかがですか。お尋ねいたします。

**山田町長** 当該地の土地利用の結果だけを要因として、私の掲げる町の将来像が実現できなくなってしまうということを判断することは、現時点で困難であるものと考えますが、跡地の土地利用の内容や開発の時期などによっては、町の教育施設への影響、またそれに伴う財政への影響は少なからず生じるものと考えます。

そのため、私といたしましても、先ほどご答弁申し上げたとおり、課題の解決に向けて最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

**村上議員** 最後に、6月にたぶん株主総会が行われると推察いたしますが、株主総会が終わり次第、一日でも早い時期に本社に赴き、本件について権限を有する経営企画本部長、副本部長、また人事総務本部長に直接面談をして、全町民の願いとして、企業誘致についてお願いされることを希望いたしまして、本件については終わらせていただきます。

**川嶋議長** 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

**伊集院議員**（質問者席へ） それでは、一般質問を行います。

まずは町長、ご当選、おめでとうございます。人口約3万600人の島本町のトップとして、大きな重責に、またやりがいや重圧等が、いろいろな思いがある日々を送られているとお察しいたします。

それでは、持ち時間の都合上、2番のものからさせていただきます。

2番、「町立学校の個人情報保護の管理について」

本町のある町立学校で、身長や体重等の個人情報が記入されている健康カードの所在不明問題が、4月に起こりました。学校も調査をされ、5月19日付けでお詫び文が保護者の方々に配付されていますので、一応確認と、今後、このようなことが起きない対策をお伺いいたします。

①点目に、教育委員会への報告はありましたか。

②点目に、管理責任として学校は、本来であれば終業式後、年度内で返却しなければならないと思われませんが、4月過ぎて指摘されるまで気づかなかったことについて、今後、どう対策を練られますか。

2点、お伺いいたします。

**教育こども部長** それでは、伊集院議員の一般質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、「町立学校の個人情報保護の管理について」でございます。

まず、「教育委員会への報告について」でございます。

本事案につきましては、本年4月12日に、保護者から健康カードが返却されていないとの連絡が学校にあり、未返却が発覚したものでございます。学校から教育委員会への

報告につきましては、同日に学校長より第一報があり、教育委員会といたしましては、未返却児童の把握と旧担任への事実確認を行うよう指示を行いました。

その後も学校長からは随時状況報告を受け、最終的には、旧担任が年度末で退職し、現在、他市の学校で勤務しておりますが、返却を忘れたまま自分の荷物と一緒に持ち帰っていたことが確認でき、すべての児童の健康カードの所在が確認できました。

そのため、ただちに保護者へ返却するとともに、5月19日付けでお詫び文書を学校長名で保護者に配布したものでございます。

次に、「今後の対策について」でございます。

本来、個人情報の管理につきましては、校長室ロッカー、または鍵のかかる棚への保管をルールとしておりますが、そのことが徹底されていなかったことが、今回の事案発生の大きな要因でございます。

そのため学校長には、次の3点について対策を講じるよう指導いたしました。一つ目は、いかなる理由があっても個人情報を校外へ持ち出さないこと。二つ目は、学期末の返却物については、リストを作成するなどして適正な管理を行うこと。三つ目は、個人情報は鍵のかかるロッカーまたは棚に保管し、かつ所在を明確にしておくこと。また、これらのことは職員会議でも全職員に周知したほか、町内すべての学校においても、個人情報の管理について徹底するよう再度周知をいたしました。

**伊集院議員** それでは、3点の対策を打たれたということであります。1点目が持ち出さない、2点目が学期末にチェックシートですか、リストのほうをあげられると。この2点目が新たな対策の一つだろうと思いますが、3点目でおっしゃっていたのが、もともとあったルール、ロッカー、それであるというふうにお見受けしますけども、鍵のかかる棚・ロッカーの中身の保管チェックというのはどなたがされるのか、お伺いします。

それと、個人情報書類を持ち帰ってしまった、校外に持ち出されてしまったということですけど、それはやはり町として何らかの、その方には処分があるのかどうか。その点もお伺いいたします。

**教育こども部長** 本事案につきましては、あってはならない事案ではございますが、年度末の慌ただしい状況の中、故意に保護者に返却せずに校外へ持ちだしたものではないことや、当時の担任が3月末で退職していること、また健康カードの所在がすべて明らかになり、個人情報の漏えいや紛失等が1件もないことが確認できたことから、処分事案には該当しないものと判断いたしました。

しかしながら、学校長に対しましては、今後の校内での個人情報の徹底管理につきまして万全を期すよう指導するとともに、すべての学校、幼稚園、保育所における個人情報の管理について徹底するよう、改めて指示いたしました。

また、個人情報を鍵のかかるロッカーまたは棚に保管することについては、学校長が管理責任者として管理するとともに、教頭を含めた学校の管理職が定期的に保管物の確

認を行うよう、今後、対応してまいります。

以上でございます。

**伊集院議員** 故意ではないということである、ということで処分をされないというふうにはお見受けいたします。ただ、保護者の方々にとっては、やはり健康カード、正直何か気持ち悪いなあという話も出ておりますので、今後、二度とないようにお願いを申し上げます。

それでは、1点目の質疑に入りたいと思います。「新町長の島本町のまちづくり」について。

さて、島本町は今までも10年スパンで計画を立てて、島本町のまちづくりを進めてこられました。私自身の初出馬当時、経済情勢が低迷していく中、島本町も人口減少傾向でありました。

経済・社会情勢も鑑み、先を見据えたまちづくりをしていくべきとの思いと、また半世紀かけた新駅の設置の着工もしておりましたので、早急に「島本町総合計画基本構想」の見直しを、同志とともに求めてまいりました。見直しがされ、現在の「第四次総合計画基本構想」があります。この第四次も、まもなく10年の最終年度である平成31年を目の前にしております。

そこで、「第五次島本町総合計画基本構想」を今後策定されるおつもりかどうか、お伺いいたします。

**山田町長** それでは、伊集院議員の一般質問、「総合計画」に関するご質問に、私からご答弁申し上げます。

まず初めに、ご質問の冒頭、私に対するあたたかいお言葉を添えていただきまして、ありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

さて、ご質問の中でご紹介いただきましたとおり、本町の「第四次総合計画」は、平成31年度を目標年次とする10年計画でございます。本町では、昭和57年に最初の「総合計画」を策定して以来、概ね10年毎に後継計画を策定し、それぞれの時代に対応しながら、本町の持つ歴史・文化・自然環境を活かした諸施策を展開してきたことにつきましては、十分認識をいたしております。また、第二次の「基本構想」以降、一貫して、まちの将来像として掲げられております「自然と調和した個性と活力ある人間尊重のまち」というフレーズには、以前より、町民の一人として親しみを感じてまいりました。

平成23年の「地方自治法」改正により、「基本構想」の策定義務は撤廃されておりますが、引き続き個々の自治体の判断で、議会の議決を経て「基本構想」の策定を行うことは可能であると認識をいたしております。あわせて、本町の「まちづくり基本条例」には、「総合計画」の策定に関する規定がございます。

従いまして、私といたしましても、中長期的な視点で「小さくても魅力あるまちづくり」を進めていくため、今後、「第五次総合計画基本構想」の策定に向け、事務を進め

てまいりたいと考えているところでございます。

**伊集院議員** ただいま、ご答弁いただきまして、町長がおっしゃる「小さくても魅力あるまちづくり」というのを伺いたいたいところなんです、これは大綱質疑で通告を出しておりますので、配慮はさせていただきます。

そこで、先ほど「小さくても魅力あるまちづくり」の前に、長期的な視点ということをおっしゃっておられましたが、町長としては、この「長期的な視点」というのは何年ぐらいをお考えなのか、伺いたします。

**山田町長** 「長期的な視点」ということでございますが、概ね、私のイメージしている長期的な視点としましては、10年以上先を見据えた、見通した期間、というイメージを持っております。現在の「総合計画」は、21世紀の長期的なまちづくりを見通しつつ、10年間の計画として策定されたものと伺っておりますが、私も「総合計画」そのものの期間としては、10年程度が妥当ではないかというふうに考えております。

**伊集院議員** 町長としては、10年程度が理想だというお考えをお示しいただきました。

次にですけど、先ほど根拠として「島本町まちづくり基本条例」、これを示していただきました。この中には、実は議会審議の関係が規定されていないんですね。この規定がされていないものがありますので、現行の「まちづくり基本条例」については、議会審議との関係を定めていないということを確認させていただきます。

**総合政策部長** 本町の「まちづくり基本条例」には、計画的な町政運営を行うための「総合計画」の策定義務、これに関する規定はございますが、その策定に関して議会の議決等の具体的な手続き、これに関する規定はございません。

以上でございます。

**伊集院議員** 「地方自治法」の改正の際、平成24年2月議会、また「まちづくり基本条例」の制定の際は、平成24年9月議会で、すでに大綱で指摘させていただいております。当時は議会との関係において、議会基本条例、定めるのではないかとという動向もありましたので、議会改革特別委員会の委員長としても、議会の動向もあわせていただく必要があるということもお伝えしておりましたので、当時の副町長に配慮いただいていたということは理解いたしております。しかしながら、もう5年が経過する現在、去年は1年間丸々、副町長が不在でありました。また、未だ議会と行政とは話し合いができていないということです。

冒頭の答弁では、議会の議決を経て策定は可能と認識されているというふうに私は受け取るんですけども、その点の確認をさせていただくのと、もし、可能であるということを確認できるのであれば、大阪府内で今、状況を調査しますと、現在、一番近いところで富田林市が基本構想の最終年度が平成28年度でありました。また同規模の、島本町と近い熊取町は29年度の最終年度となっております。これらの自治体はどうされているのか、一定、情報収集等されているか、伺いたします。

**総合政策部長** ご指摘いただきました富田林市におかれましては、長期的な視点で市政の運営を総合的かつ計画的に行うための基本的な指針として、本年3月、「総合ビジョン」を策定されております。これは本町の「基本構想」に該当するもので、期間は10年間とのことでございます。また、策定に先立ちまして、昨年6月に「総合ビジョン策定条例」を制定し、議会の議決を経て策定する旨を明記されております。

次に、熊取町におかれましては、現在、平成30年からの10年間を計画期間とする次期「総合計画」の策定作業中とのことでございますが、策定に際しての議決手続きは、同町の「要議決事件条例」に規定されております。さらに、府内では平成28年度を初年度として「総合計画」を策定された団体が8団体ございますが、このうち議会の議決を経て策定されたのが5団体、議会の議決を経ずに策定されたのが3団体であり、議決を経られた団体では、いずれも「総合計画」のうち「基本構想」のみを議決事件と位置づけられております。このほか、近隣自治体における最近の事例といたしましては、豊中市が平成28年3月に「総合計画の基本構想の議決に関する条例」を制定しておられます。

こうした他団体の動向を注視しつつ、本町といたしましても、今後、従前の「地方自治法」の趣旨を踏まえ、検討してまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。8団体のうち5団体が条例で定めているということであり、富田林は「総合ビジョン条例」ということはご紹介いただいたんですが、残りというんですかね、5団体、議決を経て定めるということでもありますけど、おそらく条例ですべて5団体は定められているんだろうと思います。その確認と根拠条例、定めていらっしゃる根拠条例が、もしおわかりであれば、ご参照いただきたいと思っております。

**総合政策部長** 議会の議決を経て、平成28年度を初年度とする「総合計画」を策定された5団体の根拠条例についてでございますが、現在、把握している状況といたしましては、「総合計画策定条例」、またはこれに類する名称の条例を根拠とされている団体が3団体、「地方自治法」第96条第2項の規定による「議会の議決すべき事件を定める条例」、またはこれに類する名称の条例に根拠規定を持つ団体が2団体ございます。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。

それと、島本町でも町内で結構出回っているビラとか耳にすることが多いんですけども、まちづくりに対して町民不在、また住民の無視というようなビラもよく見ますけどもね。本町の場合は住民の声を聞くために、この「総合計画」——10年スパンですけども、立ち上げられるときに、町長側のほうで審議会を設置されております。またパブリックコメントも取られていると。こういった方式を取られておるんですが、他の自治体で、やはりこういう審議会方式を取られているところが多いのかどうか、お伺いいたします。

**総合政策部長** 近隣他団体の状況を見ておりますと、多くの自治体で「総合計画」策定の



際に総合計画審議会を設置し、計画内容について調査・審議を行っておられます。従いまして、本町におきましても、前回に引き続きまして同審議会でご審議をいただきながら策定してまいること、現時点で想定いたしております。

以上でございます。

**伊集院議員** 一応、設置されるという想定をいただいているということで、理解はいたしました。

ただ、今、お話しいただいたように、近年では8団体のうち5団体が条例で定めています。島本町も、今までは法改正があったとしても、条例ではなくて、一応議会の審議を受けていただいております。地域というか、自治体としては二元代表制ですので、町長、条例で一定議会の議決を経るということを定められる、今後、第五次に向けて定められる、そういうお考えはありませんか。お伺いをいたします。

**山田町長** 本町といたしましては、議会との調整も必要ではございますが、従前の「地方自治法」の趣旨を引き継ぎ、「総合計画」の基本構想については、議会の議決を経る手続きが必要ではないかと考えております。

**伊集院議員** なるほど、今まで取ってきた「基本構想」のほうですね。確かに「総合計画」は3段構造になっておりますので、土台の部分は条例で定めるか、議会の議決は取りたいというお考えですね。再度、頑張って、勇気を持って、言っていただきたいと思えます。条例で定めていただきますように、ご答弁、お願いいたします。

**山田町長** 先ほども申し上げましたとおり、本町といたしましては議会と調整をしながら、従前の「地方自治法」の趣旨を引き継ぎながら、「総合計画」の「基本構想」の部分については議会の議決を経る手続きが必要ではないかというふうに私は考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

**伊集院議員** わかりました。ご答弁、引き続きながらやっていくということで理解いたしました。

それでは次に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との位置づけを、平成28年2月議会で質疑しております。当時の答弁で一定理解はいたしておりますが、実質、今後において、この「総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これとの位置づけ、また整合性、この点をどうお考えか、お伺いをいたします。

**総合政策部長** 「総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係、位置づけについてでございますが、国の手引きにおきましては、地方版総合戦略は「総合計画」とは目的や含まれる政策の範囲が必ずしも同じではないことから、当初の策定に際しましては、「総合計画」とは別に策定することが求められておりました。一方で、今後、「総合計画」を見直す際、見直し後の「総合計画」が地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、両者を一体的に策定することも可能である、と示されております。

現行の「第四次総合計画」は、平成 31 年度を目標年次としており、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も同じく平成 31 年度で計画期間が満了をいたします。従いまして、次期策定にあたりましては、両者を一体的に策定することも視野に入れながら、検討が必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 私も、同じようなものが二つあるよりも、一つでまとめられるものはまとめていくべきだろうとは思いますが、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、国のほうの補助金が出ておりました。今後は出るのかどうか、ちょっと定かではないところもあるんですけども、例えば前回の答弁では、別々のものという判断で別にされているのは、やはり補助金の部分。もし「総合計画」と、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とを一緒にすると補助金が獲得できないとか、そういったことはあり得るのかどうか、お伺いいたします。

**総合政策部長** 総合戦略の補助金に関してでございますが、平成 27 年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました際には、国の地方創生先行型交付金を活用いたしておりますが、この交付金は単発のものであり、次回の総合戦略策定時に国において財源措置がなされるかどうか。このことにつきましては、現時点でははっきりいたしておりません、把握はいたしておりません。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。先のことですから、国の動き、動向を見ながらということでは理解はさせていただきます。

それと、近年では、先ほどの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」もそうですが、「こども・子育て支援事業計画」、また「介護保険事業計画」「障害者計画」「環境基本計画」「公共施設総合管理計画」など、ほんとに数多くの計画が存在しています。そこで、この「第五次総合計画」の策定に向けられて、これらの各分野の計画を「第五次総合計画」とどう整合性を取られるのか。その点をお伺いいたします。

**総合政策部長** 「総合計画」と、他の分野別計画との整合についてでございます。

議員ご指摘のとおり、現在、町政各分野において数多くの個別計画が存在をいたしております。これらの中には、特定の行政分野におけるマスタープランとしての地位を有する計画も多く、「総合計画」との関係では、最上位の位置づけにある「基本構想」とは十分な整合が図られておりますが、基本計画や実施計画との関係性で見ますと、調和は図られつつも役割が重複・競合していると思われる点もございます。

そのため、次期策定にあたりましては、「基本構想」を頂点としつつ、これまで以上に「総合計画」が包括する各分野の施政方針を補完し、具体化するものとして、個別計画を体系的に位置づけられるよう検討をしまいたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** そうですね、複数の計画が、各々については担当部、また担当部長達はそのエキスパートだろうと思います。ただ、島本町としては統括で把握していただかなければなりません。この島本町としての各種・全体の計画を把握しなければ、第五次のまちづくりにも、やはり整合性が取れてこないのではないかとということもあります。

副町長も現在不在の中、この各計画すべてを把握されるのは、どなたが担当なのか、お伺いいたします。

**総合政策部長** 現時点で、本町では町長の全体総括のもと、各行政分野の計画につきましては、その所管部局が中心となり、関係する部局との連絡調整を図りながら、適切に進捗管理に努めているところでございます。また、町政の企画調整を担う総合政策部におきましても、適宜適切に各部局間の政策調整等に努めているところでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 今の答弁ですと、要は事務方のトップがいなくても弊害がない、というふう  
に受け取ってよろしいですか。お伺いいたします。

**総合政策部長** 副町長の職務についてでございます。これは「地方自治法」に定めがございますけれども、「普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画を司り、その補助機関である職員の担当する事務を監督し、普通地方公共団体の長の職務を代理する。」、このように定められております。行政において極めて重要な役割を担う役職であるというふうに認識いたしております。

先ほどの他の議員の質問の中でも、町長からご答弁を申し上げておりますとおり、可能な限り早い時期に、町長のほうから議会にご提案をさせていただけるよう事務を進めてまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 先ほど、岡田議員のほうの答弁で町長も答弁されておりましたので、やはり弊害がないというか、「ある」とはおそらく答弁ができないでしょうが、やはりしっかりと、その前の1年間も副町長不在でしたのでね、事務方のトップがいないと、なかなか各分野の連携も取れないということで、それは早急に、よろしくお伺いいたします。

では次に、今まで、ちょっと第五次をお訊きをしましたが、第四次、現在の「総合計画」について、お伺いいたします。

平成29年から31年の最終3カ年の実施計画、未だに示されておられません。いつ策定されるか、お伺いいたします。

**総合政策部長** 「『第四次総合計画』の29年以降の実施計画の策定について」でございますが、直近の実施計画につきましては、平成26年9月に策定をし、平成26年度から28年度までをその期間といたしておりました。これを引き継ぐ本年度以降の実施計画につきましては、前回のスケジュールを踏襲して、現在、取りまとめの作業中であり、本年9月頃を目途に策定をしまいたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** この9月に策定を予定されているということで、理解いたしました。

島本町の場合はローリングシステムを取っていらっしゃるんで、この第四次で描いたビジョン、一定、基本計画・実施計画定めてきた中、進められていると思いますが、その実施計画に集中的に残っている部分というんですか、手がけてないという部分ですか、こういったものが最後に集中的に入ってくるということでよろしいんでしょうか。お伺いいたします。

**総合政策部長** 現在、策定中の実施計画につきましては、前回策定時以降における各種事業の進捗状況はもとより、社会経済情勢や行政需要の変化、国・府制度の動向などを踏まえ、所要の修正を加えたうえで、基本的に前回の実施計画を引き継ぐものとして策定をいたします。

なお、現行の「総合計画」の最終の3年間であるとは言え、実施計画に記載する事業は大部分が経常的に実施をしている事業であり、また財政状況等も踏まえますと、今回に限って集中的に事業を盛り込むということではないと、このように認識をいたしております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。集中的に盛り込むものではないと。ほとんど経常的にできているというところですけども、経常的にできてない、その少しのところは違ってくるのかなという危惧もあります。

この第四次の9月目標で制定されます実施計画、現町長のもとで策定されるわけですから、最終決裁は山田町長でよろしいですか。確認させていただきます。

**総合政策部長** ご指摘のとおり、最終決裁は山田町長でございます。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。では、第四次の計画、そのまま最終のところは山田町長の名前で作成され、そして第五次が新しく策定されるということで、町長の答弁の中でも、大きく変わるようなことではないというような雰囲気を感じられるんですが、町長の選挙公報、冒頭に町長の長期的期間というのをお訊きしました。およそ10年ぐらいがいいだろうとおっしゃってましたが、選挙公報には「この先50年以上、私は島本町の未来にしっかりと責任を果たします」と記載されております。

素朴に、山田町長の「50年以上」のスパンというのは、まちづくりをどういうふうな形で考えておられたのか。また計画を、そういう10年スパンを5回というふうに考えていらっしゃるのか。素朴に、その点のお考えをお伺いいたします。

**山田町長** 私の選挙公報の「50年以上にわたって」というところでございますけれども、「総合計画」については10年ごとということで、先ほどお答えしたとおりでございます。選挙公報の「50年以上にわたって」という趣旨でございますけれども、将来、50年後、

私がこの町に住んでいるときに、50年前に町長になった者が、その判断は間違っていないかと言ってもらえるように、そこに責任を持ちたいというふうに考えております。

**伊集院議員** なるほど、目標的な数字で、お気持ちで出されたということで、理解はいたします。

先ほど、副町長人事のお話もありましたけどね、とあるビラがあるんですよ。島本町日本共産党講演会ニュース、この中には町長の写真とかがたくさん入っていらっしやいますけども、「少数与党体制」というのが記載されております。これは町長にお訊きしてもね、町長が書かれたビラではないでしょうけど、こういうことを記載されるのは、許可を得られましたか。お伺いいたします。

**山田町長** 記事の内容については、私は確認をしておりますので、お答えすることができません。

**伊集院議員** 私は、すいません、お訊きしたんでね、ご本人の口からお聞きしたかったので、確認をされて載せられたものかということをお伺いしました。それで、そうではないということに理解いたします。

それと、一定ちょっと危惧するのは、10年スパンで町長は考えていらっしやるということですけど、難しいのは、要は町政が4年、4年で、町長の選挙が来ます。最近、自由度を求めるために「地方自治法」の改正があったという部分でありますとね、岐阜県の多治見市とか、こういったところが、町長で出られた方の（資料を示して）、これは後援会ニュースですけど、いっぱい細かく、すごいたくさん入っているんですよ。要は、それなりにマニフェストを出されたということで考えると、そういったマニフェストとの整合性を取られていくという部分で、年を考え直すという、こういうきっかけにもなるんであると思うんですね。

でも、今回、この後を控えておりますから、そこで止めておきますけども、予算の中、ここに記載されているものと、ちょっと違うんじゃないかという予算があがってきているという部分があります。それは大綱なり委員会でお訊きしてまいりますけど、この年度、今、10年スパンとおっしゃってましたけど、今後、第五次の間に、一定そのスパンを変えてくるということはある得ますか。お伺いいたします。

**総合政策部長** 今後の「総合計画」の計画の期間ですね、これにつきましては、今後検討していくということになりますけども、他団体を見ますと、10年間が一般的でございますが、8年でありますとか、長いところだと35年というような団体もあるようでございますので、他団体の状況を十分調査をいたしまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。できれば、先ほど町長が10年というスパン、目標を言っていたので、その形でまた進んでいっていただきたいと思っております。

それでは、残り3分でございますけども、一定町長の中で、予算的な話になると、ちょっと、この後が控えているのでやりづらいですので、最後に町長の決意をお伺いしたいと思います。今回、一般質問を初めて経験されて、まだ残っている方々もいらっしゃいますけども、どういう思いで受けられたのかを、最後にご感想をお訊きして、終わりたいと思います。

**山田町長** 率直に申し上げますと、緊張しております。まず、議会という厳粛な場にありますので、お答えする内容を一言一句、気をつけて答えなければならないなという思いがありますので、そういう点では、今、どういうふうにお答えしたらいいのかなということ悩んでおりながら、答弁させていただいております。ありがとうございます。

**川嶋議長** 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時05分～午後2時15分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

**戸田議員** (質問者席へ) 平成29年6月定例会議、一般質問を行います。

「島本町の発達支援保育の現状と課題 ～支援を必要とする児童への合理的配慮～」

長年の過密保育が、島本町が独自に、歴史的に培ってきた保育の発達支援事業にもたらす影響に目を向け、「島本町の発達支援保育の今と、これから」を考えます。

1)「島本町要発達支援対策児保育事業実施要綱」について、問います。

平成28年10月3日、同要綱が施行されています。何がどう変わったのか、いつ、どのように検討されたものか。この新しい要綱が目指すところは何か。同要綱の策定に至る背景と狙い、検討の経緯、変更の主な内容など、詳細説明を求めます。

**教育こども部長** それでは、戸田議員の一般質問にご答弁申し上げます。

なお、答弁では、旧要綱に基づく障害児向けの保育を「障害児保育」、新要綱に基づく障害児向けの保育を「支援保育」としてご答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、1点目の「島本町要発達支援対策児保育事業実施要綱について」でございます。

本要綱につきましては、平成26年度に実施された町の機構改革により子育て支援課が教育委員会に組織変更され、保育所・幼稚園を一体的に所管することとなったことから、保育所における障害児保育のノウハウを幼稚園にも導入すべく、「障害児保育のあり方研究会」を立ち上げ、検討を進めてまいりました。この中で、保育所・幼稚園及び学童保育室の職員なども交えて検討を進めた結果、保護者の申請を基本とし、統一的な申請の流れを有する新たな制度の整備を行うことといたしました。その後、各施設ごとに作業部会を設置し、検討を重ね、要綱として整備したものでございます。

なお、保護者による申請を基本とした場合、保護者の障害受容の程度や理解の程度によって、申請を行わない場合に児童が不利益を被る可能性が考えられるため、各作業部会における意見をもとに、保護者による申請の有無にかかわらず、必要な児童には必要な対策が講じられるよう、保育所・幼稚園及び学童保育室共通の制度として「島本町要支援等児童のための子ども・子育て支援事業実施要綱」を制定したものでございます。

主な変更内容といたしましては、保護者による申請を基本とすることや、申請の手続き及び結果の通知について手順及び様式を定めて明確化すること、また年度途中で支援保育の効果を測ることを目的に、保育内容の見直しを行うこととございます。

以上でございます。

**戸田議員** 「障害児保育」と「支援保育」の文言の整理、定義、私の発言の中でできかねたら、そのところは内容を汲み取っていただきたいと思います。

機構改革導入時、子育て支援課が教育委員会に組織変更され、保育所・幼稚園を一体的に所管することについては最も議論があったところです。平成27年～28年度は、島本町が培ってきた保育所における障害児保育の専門的・実用的な技術と知識を幼稚園にも導入するとして、障害児保育のあり方研究会で検討を進めてこられたとのこと。その成果は、平成29年度第一版『子育て支援事業のご案内』に、新たに「育ちに不安を感じたら 第9章」というものが加えられ、あらゆる確度から相談事業の入り口が丁寧に記載されているということで確認できました。私、これ、素晴らしいと思います。多忙な日常業務に加えて真摯に取り組まれたことと評価いたしまして、心から敬意を表します。

しかしながら、二つ目の質問にいきます。

年度途中からの発達支援保育の利用について見てみると、同要綱では、今年度のように定員に余裕がない場合は、入所した後に要発達支援対象と判断されても発達支援保育の利用は認めない、ということになっています。この認識に間違いはありませんか。また、保護者の理解と合意がなかったため、要発達支援対策保育利用の申請がされていない児童で、支援が必要と判断されるケースに、現状、町はどのような対応をしているのでしょうか。こういった児童は、保護者の同意が得られているケースよりも、むしろ行政の支援が必要なケースです。同要綱が目指すところは、当事者と、その保護者の視点に立つ姿勢が抜け落ちているではありませんか。

**教育こども部長** 次に、2点目の「年度途中からの発達支援保育の利用について」でございます。

「島本町要発達支援対策児保育事業実施要綱」第7条において、定員に余裕がない場合、入所後に支援を要する状態であると判断された場合において、支援保育の利用は原則として認めないこととなっておりますが、同条第2号及び第3号において、例外について規定しております。保護者の理解と同意が得られなかった場合においても、「島本町要支援等児童のための子ども・子育て支援事業実施要綱」及び「島本町要発達支援対

策児保育事業実施要綱」の規定により、同様の取り扱いとなります。

なお、支援保育の定員内でなくても、通常保育の中で観察や配慮によって保育を行っております。

以上でございます。

**戸田議員** 同要綱の制定は、児童の利益を最大限に考えて整備されたものと、そう評価すべきものと私は考えたい。しかし、例外規定はあるものの、現状、入所した後に要発達支援対象と判断されても発達支援保育の利用は認めない、すなわち加配がついていないのが現状なんです。そのことは、新要綱の申請手続きや様式でも明確にされています。

「通常保育の中で観察や配慮によって保育を行っている」とおっしゃいますが、通常保育、いえ現状の超過密保育の中で、一体、誰が観察し、誰が配慮をしているとお考えなのでしょうか。

**教育こども部長** 支援保育の定員に入ることができなかった対象児童については、支援保育の対象ではないものの、保育所で受け入れる場合、発達支援保育検討会及び発達支援保育審査会において、一定の配慮により受け入れが可能か否かの検討をしたうえで受け入れをしており、これらの児童につきましては、担任及びフリー保育士等により保育所全体で対応することとしております。しかしながら、少なくとも年に1回は加配児童の発達状況を確認し、より加配が必要な児童に支援が行えるように取り組んでおります。

なお、ご指摘のように定員を大きく上回った受け入れは、職員だけでなく児童にも負担となっていることから、新たな受け皿となる保育施設などの整備が必要であると考えております。

**戸田議員** 全く、そのとおりだと思います。担任及び臨時職員であるフリーの保育士が交代でついている。そうすると、実質、加配の役割を担っているとしか考えられない。そのことが通常保育にも影響している。休憩も取れない、いつまでこの状態が続くのか。何のために保育士になったのか、このままでは保育の理念をも失ってしまう。現場は、おそらく想像を超えて疲弊しているはずです。何とかしたい。

通告の三つ目です。「20人定員の見直しについて」問います。

子ども・子育て支援新制度のもと、「児童福祉法」第24条第1項に、市町村の保育の義務が明記されています。議論があつての義務づけと認識しています。よって、定員に固執せず、検討、審査を経て、明らかに支援が必要と認められる児童には加配をつけていく。現場保育士の善意の負担増に頼ることなく、必要な子に必要な支援が届くよう、行政が責任を持って支援する必要があると私は考えます。

具体的には、定員の見直しが必要と考えています。その根拠は、次の3点です。

第1に、高浜学園における障害児保育の導入が当面期待できそうにもない中、本来ならば高浜学園に担っていただいていたはずの障害児保育人数については、町が責任を持って行うべきという考え方。第2に、定員数を超えてこどもを受け入れています。なら



ば、一定の割合で定員数を超えて障害児を受け入れることは、障害者を差別しない合理的な配慮であるという視点。第三に、平成23年8月の「障害者基本法」改正により、障害者の定義に発達障害が加えられ、また障害を社会的障壁で捉えるようになりました。つまり、支援を必要とする対象者は確実に増えています。支援の社会的意義の理解、施設整備や制度設計も追いついていない状況では、せめて定員数を見直すことで、児童福祉、障害児支援事業の充実を図って欲しいという思いがあります。

以上の理由から、定員の見直しと柔軟な運用を求めるのです。見解を問います。

**教育こども部長** それでは、3点目の「20人定員の見直しについて」、ご答弁を申し上げます。

定員につきましては、保育所の物理的な制約がある中で20名と設定しておりますが、保育所における障害児の受け入れは、保育士の善意によるものではなく、支援の必要性を検討のうえ、受け入れているものでございます。しかし、様々なニーズや障害児が増加傾向にあることを踏まえると、定員の見直しも必要であると認識しておりますが、現行の保育所運営は過密状態となっている点や、ご指摘のように高浜学園においては保育士確保が困難な状況もあり、支援保育の実施が実現できておりません。

対策の一環として、保育所における支援保育にあわせて、幼稚園における加配制度を整備し、平成29年4月より実施しております。また、「合理的配慮」につきましては、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することなどの差別を禁止するものですが、本町としましては、障害を理由としてサービスの提供を拒否しているものではなく、保護者の就労状況や就労の有無等にあわせて、各施設の機能・設置目的に照らし、適切な環境で他の児童と同等のサービスを準備しており、合理的配慮はなされていると認識しております。

**戸田議員** 支援の必要性を検討のうえ受け入れていると、善意に頼っているわけではないとおっしゃる。なら、なぜ加配をつけない。

「教育長が必要と認める」児童であるとして、定員を超えて発達支援保育を利用させることができると、新要綱第4条 対象児童のところに書かれているではありませんか。支援の必要性を認めて受け入れているのに、保育所の加配はなく、通常とは言いがたい超過密保育の中で、観察や配慮によって保育を行っている状況を、私は「フリー保育士の善意に頼っている」と申し上げているのです。

おそらく4月からの3ヵ月で、もう限界が来ている。教育委員会に一本化しても、保育には児童福祉の視点を見失ってはいけない。ケースワークも重要です。過密運営、保育士不足、高浜学園の現状など、積年の保育の課題になかなか解決を見いだせない現状ですが、定員の柔軟な運用によって、支援が必要と見なされた児童とその保護者には、しかるべき手立てをお願いしたい。

保育士は日々、こどもの命と育ちに向き合っておられます。加配という判断が必要な

場合は、「教育長が必要と認める児童」として支援を行うという柔軟な判断も必要ではないか。要綱を何度も読んで思うことは、教育長のご判断があれば柔軟な対応が可能であるということです。しかし、これは丁寧なケースワークを経て、しかるべく専門性を持って公平に判断されなければなりません。

質問します。一人ひとりの障害児には、保護者を含めて複数の課題、背景があります。保育現場で働く保育士の雇用環境も、また人権問題。しかし、障害児保育のケースワークにおいて何が一番重視されるべきことか、見失うことなく、立ち止まる基本方針は何か。今一度、確認させてください。ご答弁をお願いします。

**教育こども部長** 先ほどもご答弁をしましたが、現状の過密状態にある保育所において、定員をさらに上乗せして運用するということについては、非常に今の段階では限界があるということは、ご理解をいただきたいと思えます。

また、他の制度との兼ね合いなど課題もございますけれども、障害児保育のケースワークで一番重視されるべきことは、こどもにとって最善の利益を考えて保育を提供することであるということにつきましては、認識をいたしております。

**戸田議員** どうか、その理念のところを保育士や保護者と、一般の保護者とも共有できるよう、児童福祉の最前線におられる保育士の働く環境の改善も含めて、こどもの権利、将来にわたる利益を最優先できる支援保育を求めて、通告の四つ目です。

「年度途中における見直しや支援取り消しの決定」について。

今後、保育所では「保育の必要性」の認定を受けていない、つまり、保護者が就労していない場合などは、発達支援保育を必要としている児童でも退所しなければならないのか。同要綱9条（年度途中における見直し）を読み解くと、そういうことになると思うんです。また、年度ごとの申請、年度ごとの見直しが行われるということは、不利益不遡及の原則もまた1年限りということになってしまうのではないかと危惧しています。

発達支援保育の対象となる児童の20人定数は、あくまでも保護者が就労しているなど、保育の必要性があると認められたことを前提にした20人枠であって、これまでのように、障害を理由に保育所に入所することは、今後はできなくなるということなのでしょうか。そうであれば、信じがたい変更が議会の議論を十分に経ることなく行われていたこととなります、少なくとも私は知りませんでした。

退所の当該事項には、「高度かつ専門的な援助を要し、保育所での支援の範疇を超えている」という理由もあるのです。現場の都合で、障害のある方、こどもを排除することを許してしまう危険性をはらんでいるのではないかと。加配や施設面の配慮を欠いたまま発達支援保育申請を却下するなど、私の知る限り、島本町では考えられなかったことです。何より現状、島本町内には十分な福祉的資源がないではありませんか。ここをどうお考えか。見解を聞かせてください。

また、同要綱は、ルールをもって行政が障害者排除を後押しすることになるのではないか、懸念しています。同要綱を遵守することは、「障害者差別解消法」における合理的配慮を欠くことになりませんか。法規審査における見解はどのようなものでしたか。

島本町の保育所におけるインクルーシブ保育は、差別をしてはいけないという教えや啓蒙ではなく、ともに生き、ともに暮らし、そしてともに困りつつ、障害のあるなしに関わらず、人として「その子」「その人」に向き合える、あるいは一定の距離を置ける子どもを育ててきました。極めて先進的と言えます。島本町には、療育的な保育施設を整備していないということもあって、過去に、保育所でそれを担ってきたという長い歴史があるのです。

よって、今回、私が求めています「教育長が特に必要と認める」者として、教育長の判断で、定員を超えて保育所に加配することは、極めて合理的、あるいは定員数の見直しをも認めるものです。見解、答弁をお願いいたします。

**教育こども部長** それでは、4点目の「年度途中における見直しや支援取り消しの決定について」でございます。

保育の必要性の認定を受けてない児童に対する処遇につきましては、「子ども・子育て支援法」施行規則第1条における保育所の利用要件に関わる規定において、同条各項に児童本人の障害を理由とした要件の記載はございません。ただし、平成29年度入所の児童につきましては、その募集段階において、広報等で従前と同様に保護者の就労等の要件を求めていなかったことから、平成29年4月1日入所として、支援保育の一斉受付時期に申請を行った児童については保護者の就労等の要件は求めないこととし、それ以降に新たに支援保育を希望した者については、就労等の要件を求めることとして運用しております。

平成29年4月1日入所として支援保育の一斉受付時期に申請を行った児童のうち、保護者の就労等の要件を満たさない児童については、同園児が通常の卒園を迎えるまで遡及して退所させることはございません。ただし、年度ごと申請時期及び見直しにおいて、支援保育の対象ではないと判断した場合には、他の入所児童と同様、保育所を利用する要件を満たさないこととなるため退所を求める場合がございます。しかし、これらの児童につきましても、急な環境変化が児童に不利益を及ぼすと考えられる場合は、要配慮児童として保育所での入所を継続できるよう対応しており、保育の必要性の認定を前提としたものへの変更は、国における制度変更に伴うものと認識をしております。

また、退所の該当事項における「高度かつ専門的な援助を要し、保育所での支援の範疇を超えている」場合につきましては、あくまで児童本人の障害の状況や発達特性などから勘案して専門機関に紹介することとなりますが、町内外の施設を利用しております。

なお、これらの見直しにつきましては、就学前の障害を有する児童に関する保育所・幼稚園における支援について、施設本来の機能をベースとした役割を明確化したもので

ございます。現場の意見を十分に反映させ、様々な例外的状況を想定して制度整備を行ったものであり、法規審査においても、ご質問にあるような意見はございませんでした。

今後とも、個別の状況に寄り添った相談支援とあわせて、待機児童等の状況も考慮しながら、必要に応じて柔軟な運用を行ってまいります。また、障害児保育のあり方研究会は今後も継続して実施し、新制度における課題の精査及び対応策の検討、支援保育の定数設定に関する調査・研究などを引き続き行ってまいります。

以上でございます。

**戸田議員** 冒頭申し上げたとおり、障害児保育のあり方研究会の成果は、本年度版の、この『子育て支援事業のご案内』に十分に見ることができます。

しかし、ここで確認しておかなければならないことがあります。今回の要綱整備は、保育の必要性の認定を受けていない障害児は保育所に入れません、ということを明確にすることを目的に含んでいたのか。いや、そうではなく、要綱整備の過程で、島本町の障害児保育の現状は「子ども・子育て支援法」に抵触しているという見解があつて、結果的に今回の制度変更・制度整備に至ったのか。言い換えれば、子ども・子育て支援制度に移行した平成27年度のと看から、避けられない課題だったのか。はたしてどちらなのか、お答えください。

**教育こども部長** 「子ども・子育て支援法」の制定施行の経過において、国から示される情報が非常に断片的かつ不十分であったことがあり、制度自体の把握に苦慮しておりました。しかし、法の条文から、障害児保育における保育要件について見直しの必要性が生じるとの認識はございました。一方で、要綱整備につきましては、障害児保育の研究、保育所のノウハウを幼稚園にも導入するため取り組んだものであり、「子ども・子育て支援法」における保育要件の見直しを明記することを見込んで実施したものではありません。

以上でございます。

**戸田議員** わかりました。そこは確認しておきたかった。

いずれにしても、昨秋、保育所が療育的な役割を担って、保護者に寄り添い培ってきた島本町の障害児保育、かつて「島本スタイル」と呼ばれ、注目された伝統の保育のあり方に終止符が打たれていました。

療育的目的のみでの保育所入所は認めないという、これは歴史的変更だと思いますが、私は認識できていなかった。議会での議論もなく制度設計されていたと、私はそのように認識しています。ここが問題、納得できないところである。ただし、論点を整理すれば、国における制度の変更に伴う決定であったと認めざるを得ないところはあります。別途、これについては議論を要すると私は考えています。

最後に2点、確認します。

障害児保育の定数設定については引き続き調査・研究を行う、とのご答弁もいただき

ました。しかし、すべてはこれからです。そこで、一つ問います。研究会における「今後の課題、対応の検討」とご答弁にありましたが、具体的にどのようなものなのか、お示してください。

二つ目は、健康福祉部長にお訊きします。現状、来年の4月の一斉入所・入園時までに療育施策の充実をいかに行うかが問われていると思います。福祉的資源の充実なくして、この問題は解決しません。平成30年4月に向けて、未就学児の療育的支援の充実・拡充についての部長のお考えをお聞かせください。

**教育こども部長** 制定当初より明白な課題と、制度運用後に生じた課題がございます。

制定当初より明白な課題としては、支援保育を含めた支援を要する児童を取り巻く社会資源全般の整備が必要と考えており、障害福祉サービスを所管する福祉推進課及び支援の入り口となるいきいき健康課との緊密な連携関係の構築が必要と考えております。

また、制度運用後に生じた課題といたしましては、支援保育の一斉申し込み受付後に、乳幼児健診等で発達に関する指摘を受けた児童や、発達に関する課題に気づくことなく入所し入所後の集団生活で支援の必要性がわかった児童に関して、どのように対応するのか、ルールが明確でないことがあげられます。

これらの諸課題につきまして、今後とも障害児保育のあり方研究会において、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

**健康福祉部長** 私のほうから、答弁させていただきます。

平成30年4月に向けての福祉的資源の拡充についてのお尋ねでございますが、現在、障害のある未就学児童の皆さんのための日中活動の場といたしましては、幼稚園において今年度からスタートいたしておりますキッズサポーターをはじめ幼児教室「ポニーの教室」や、児童発達支援事業所などがございます。今後も、これらを所管する教育こども部と私ども健康福祉部が連携を密にいたしまして、対象者の状況やニーズ等把握しながら、受け入れ体制や支援内容の充実につきまして、可能な範囲で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 制度設計の後には、それぞれの質の向上ということも大きな課題になると思います。連携と情報の共有、よろしくお願ひしたいと思います。

これまで、待機児童の緩和対策として、長年、定員をはるかに超える子ども達を受け入れてきました。本来、時間をかけて取り組むべき支援保育のプログラムや教材づくり、次世代保育士の育成などに費やす時間が十分に確保できないまま、すでに多くの年月が経っています。じっくり子どもに向き合えない、達成感を得られない、臨時職員が重責を担わなければならない。気になることは山とあります。男性保育士が増えてきている中、着替え・休憩室・トイレなど、施設面の改善も急がないといけません。

島本町子ども・子育てに関するニーズ調査の結果報告書の自由回答には、保護者の不

安や不満の声が多く寄せられていました。私のもとにも、これまで様々な声が寄せられてきました。その中には、「発達支援を必要とする子どもとその保護者に厳しい視線が注がれているようで、見ていて、それがつらい。みんながしんどくなっている。もっと適切な支援を行えば伸びる時期なのに」という専門的なご指摘もありました。保護者の方にも、いろんな職業に就いている方がいらっしゃるわけです。

島本町の保育所における発達支援の伝統が、待機児童と過密保育を理由に失われていくとすれば、それは許されないことです。今、私たちが急ぎしなければならないことは、保育所・幼稚園・未就学児に関わる公共施設と、教育事業、福祉の課題を総合的に捉えて、具体的に向き合うことです。町、すなわち町長の意思決定の早さが求められています。この点については、町長の施政方針に対する代表者質問において多く問われ、議論されることになるかと思いますので、ここはちょっと、ぐっと控えまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**川嶋議長** 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

**中田議員**（質問者席へ） それでは、ただいまより、平成29年6月定例会議の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「JR島本駅西地区の都市計画の変更について：住民意見の反映と住民利益の視点から」

1)「JR島本駅西地区の都市計画の変更に伴う住民意見の反映：これまでと今後のあり方について」です。

島本駅西地区は、都市計画上、開発が厳しく制限されてきた市街化調整区域でした。そのため、JR島本駅開業後も、都市近郊にありながら、農地と山の見える景観が未だに残っています。一方で島本駅ができた、いえ、できると想定された頃より、駅西地区を市街化しようという意向が一部に見られるようになりました。今後も、この件で議会として様々な意思決定をすることと思いますので、ここで改めて、「駅西地区のこれまでと今後」について、質問していきたいと思います。

駅西地区の、いわゆる「開発」には、二つの側面があります。土地区画整理事業と都市計画です。駅西地区は、前にも述べましたとおり、開発が厳しく制限される市街化調整区域でしたので、仮に土地区画整理事業の手法を用いてまちづくりの計画を作ったとしても、開発のできる市街化区域へと編入を行わない限り、開発は不可能です。

そこで質問です。これら二つの側面、土地区画整理事業と都市計画の変更の意思決定における、それぞれの主体は誰ですか。お答えください。

**都市創造部長** それでは、中田議員の一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の①「土地区画整理事業と都市計画の変更の主体」にかかるとご質問でございます。

J R 島本駅西地区におけるまちづくりに関しましては、組合施行の土地区画整理事業という手法を採用されておりますことから、本事業の主体は組合、いわゆる J R 島本駅西地区の地権者並びに当該地域にお住まいの方々が主体となったまちづくりがなされるものと認識いたしております。

一方、都市計画の変更に関しましては、平成 11 年の地方分権改革の際、都市計画は「自治事務」とされていることから、大阪府あるいは島本町が主体となるものであると認識いたしております。

**中田議員** 都市計画の主体は、府及び町にあるとのお答えでした。憲法には、地方自治の基本となるべき事項として、住民の意思を反映した地方自治の確保が示されています。

都市計画の変更の意思決定の主体が町にあるということは、地方自治の本旨に則り、総体としての町民の意思決定により都市計画の変更が行われるべきである、そのような理解でよろしいでしょうか。

**都市創造部長** 都市計画の変更につきましては、憲法の趣旨に則った「都市計画法」に基づき、都市計画の変更を行うものであると認識いたしております。

以上でございます。

**中田議員** 次の質問にいきます。

島本町におけるまちづくりの基本を定める最高規範である「まちづくり基本条例」第 4 条 まちづくりの基本原則、「町は、住民の参画に基づきまちづくりを行うこと」に基づき、町は都市計画の変更に関わる意思決定を行う際には、住民の意見を反映させるべきとお考えですか。

**都市創造部長** 続きまして、②の「都市計画の変更にかかる意思決定への住民意見の反映」にかかるご質問でございます。

都市計画の変更につきましては、議員ご紹介の「島本町まちづくり基本条例」におけるまちづくりの基本原則のみならず、「都市計画法」では第 16 条第 1 項の規定により、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会等の開催など、住民意見を反映させるための措置を講じることが求められております。また、同法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定では、都市計画の案を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、2 週間の縦覧に供することとされております。これを受けた住民及び利害関係人は、縦覧期間完了までに意見書を提出することができることから、本町におきましては、これまでの都市計画の変更にかかる意思決定の際においても、これらの手続きを踏まえております。

また、「島本町都市計画マスタープラン」の策定時や改定時にも、パブリックコメントなどの手法により、住民の皆様のご意見をお聞きする場を設けさせていただいております。さらに直近の事例といたしましては、桜井三丁目北地区における用途地域の変更及び地区計画の設定等の都市計画変更手続きを行った際には、住民説明会の開催と二度

の縦覧及び意見書の提出の機会を設けさせていただき、住民の皆様のご意見をいただいたところでございます。

今後につきましても、都市計画の変更にあたりましては、具体的な案件の内容等を勘案し、ご意見をいただくための手法について検討してまいりたいと考えております。また、その際にいただいたご意見につきましては、これまでと同様、「島本町都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画の変更案を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** ありがとうございます。住民の意見を反映させるべきかどうかについて、曖昧なご答弁だったと思います。

次の質問にいきます。

近年、町には島本駅西地区の市街化に関して様々な意見が寄せられていることと思います。そこで、以下四つの案件に関して、それぞれ開発に賛成・反対の意見の数をお答えください。

一つ目．平成 20 年の「島本町総合計画」の策定に関するアンケート調査、二つ目．「都市計画マスタープラン」の改定素案に対する平成 23 年のパブリックコメント、三つ目．平成 27 年に大阪府が行った島本駅西地区の都市計画の変更に伴う保留区域設定に対する住民の意見書、四つ目．平成 28 年「駅西側を農地として維持し活用することを求める」住民の請願。請願については、署名総数もお答えください。

さらに平成 20 年の島本駅開業以降明らかになった、これら駅西地区に対する住民の意向を踏まえて、町として、つまり住民の総意として、駅西地区の市街化への気運が高まったと思われませんか。その根拠は何ですか。お答えください。

**都市創造部長** 「過去に実施したパブリックコメント等の意見及び住民のまちづくりへの気運の高まりについて」でございます。

過去にいただきました住民の皆様のご意見については、議員ご紹介の「島本町総合計画」の策定に関するアンケート調査や、「島本町都市計画マスタープラン」改定の際のパブリックコメントの結果につきましては、自由意見等の中で、多種多様なご意見を他のご意見とともにいただいているものが多く、当該まちづくりに関係するものとして一概に抽出できるものではなく、賛否の数をお示しすることは困難であると認識いたしております。

次に、平成 27 年度の「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」改定の際の、JR 島本駅西周辺地区への保留区域設定にかかるご意見につきましては、16 件いただいております。

また、平成 28 年 9 月会議におきまして、「JR 島本駅西側地区を農地として維持活用することを求める請願」において署名が集められたことは、一定把握いたしているところ



ろでございます。

なお、いずれのご意見及びご署名につきましても、J R 島本駅西地区の市街化区域編入にかかり、その賛否を問うものではございませんので、賛成・反対のご意見の数につきましては判断いたしかねます。

次に、住民の皆様「まちづくりへの機運の高まり」にかかるご質問でございますが、統計的に確認を取ることができる部分では、昨年度に準備組合が実施されました地権者の意向調査におきまして、当地区のまちづくりの継続を希望された方の割合が90%を超えていることを踏まえ、主体である準備組合におけるまちづくりの機運は、一定高まっているものと認識しているところでございます。また、J R 島本駅西地区に関連する案件につきましては、住民の代表の皆様にもご参画いただいている島本町都市計画審議会にもたびたび付議させていただいており、関連なご議論をいただき、当地区におけるまちづくり及び市街化区域編入につきましても、一定ご理解いただいているものと認識いたしております。

以上でございます。

**中田議員** ありがとうございます。私は、これらのアンケートなどを精査しましたが、住民意見として、駅西地区に関して農地保全を望む声が、つまり開発に反対の意見が圧倒的に多かったのが客観的事実だと思います。にもかかわらず、町としては開発への賛否の判断がつかないのご認識、大変奇妙に思います。昨年のご署名及びご質問に関するご賛否の判断がつかないということでした。これも大変奇妙なご答弁です。

一方、駅西地区の開発の機運の高まりの根拠として、準備組合における地権者の意向調査と、都市計画審議会の議論の二つの理由をあげていただきました。ですが、この二つとも、一部の住民の意見を集約したに過ぎません。地権者の数に都市計画審議会の住民代表の数を足しても、全住民の1%にも満たないのです。

そこで、次の質問です。駅西地区の都市計画の変更に関わる町ご意思決定に関して、今後は、住民全体の意向を十分に反映するよう改善する必要があると思いませんか。

**都市創造部長** 最後に、④の「J R 島本駅西地区における都市計画変更にかかる住民意見の反映」にかかるご質問でございます。

先ほどのご質問にもご答弁申し上げましたとおり、「島本町まちづくり基本条例」における住民参加の基本原則のみならず、これまで都市計画法の規定に基づき、大阪府が行われる公聴会及び本町における住民説明会の開催や、都市計画案の縦覧及びそれに関する意見書を提出する機会を設けさせていただいており、他の都市計画案にかかる住民意見の反映に関し、適切に対応してきたところでございます。

また、本地区のまちづくりにつきましては、これまでは準備組合の皆様のご協力のもと、可能な限り、会議の公開や会議資料等の情報提供をさせていただいていたところでございます。

なお、現在は準備組合におかれまして、全地権者を対象にされた意向調査や現地調査を実施されている段階であり、現段階においては、住民の皆様への積極的な情報の提供やご意見をいただく場を設けることが困難であるものと考えております。しかしながら、地権者のご意向をある程度踏まえられたまちづくりの素案が作成された段階におきましては、準備組合の皆様のみならず、昨年度1月に準備組合において選定されました業務代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討してまいりたいと考えております。

また、その際にいただいたご意見につきましては、事業の実現性はもとより、「都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画の変更案を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** ご答弁の内容からすると、これまでの手法に問題がなかったとおっしゃっているように聞こえますが、それでよろしいでしょうか。

**都市創造部長** 先ほどのご質問にもご答弁申し上げましたとおり、都市計画手続きにおきましては、「島本町まちづくり基本条例」における住民参加のみならず、「都市計画法」に基づく公聴会、住民説明会、案の縦覧及びそれらに関する意見書を提出する機会を設けさせていただいており、案にかかる住民意見の反映につきましては、適切に対応させていただいているところでございます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

**中田議員** 平成24年、28年に行われた都市計画審議会の答申では、2回とも「地権者のみならず住民の意向を十分に取り入れるよう」という、ごく当たり前のことについて、わざわざ付帯意見がついています。これは、住民意見の反映が十分でないという認識の表れだと思います。このことと、これまでの手法に問題がないという町の認識とのずれは、どのようにお考えですか。

**都市創造部長** 過去の島本町都市計画審議会の答申においては、「計画を実施する際に、住民意向の反映に努められたい」旨の付帯意見をいただいております。今後、その認識のもと、手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 大変、理解に苦しむご見解です。最初の質問で明らかにしたように、駅西地区に関しては地権者が主体となる土地区画整理事業と、町もしくは府が主体となる都市計画という二面性があります。この二つの方向性は、現実には一致することもあれば、しないこともあります。一方で行政は、その方向性が一致しない可能性を最初から排除しているように思われます。このことが都市計画にゆがみを生じさせ、町の将来に悪影響を残すことになる可能性を大変懸念します。

町長に問います。行政としては、今までに寄せられたアンケートの内容からも、パブ

コメからも、そして請願や署名からも、駅西地区の市街化を住民が望んでいるのか判断できないと答弁されています。そして、これまでの住民意見の反映の仕方は問題がなかった、都計審の付帯意見は今後のことを言っているだけで、これまでの手法に問題があったわけではない、とのこと。これらのご答弁、誠実に答えていただけていると思われませんか。住民は、これで納得するでしょうか。

**山田町長** 今後、まちづくりの素案が作成された段階において、準備組合のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討をしてみたいと思っております。

なお、いただいた様々なご意見をもとに、都市計画手続きを進めるにあたっては、町として協議が必要な内容につきましては、準備組合に対し積極的にアプローチを行い、可能な限り、住民の皆様にご理解をいただくよう努力をしてみたいと考えております。

(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

**中田議員** 誠実に答えていただけているかどうか、のお答えにはなっていませんでした。誠実な答弁は、高いレベルの議会を実現する要だと思えます。はぐらかさず、お答えくださることを希望します。私たちの議員の仕事は、行政の監視です。そして、情報を持っているのは行政です。私たちが本来の仕事ができるよう、実のある答弁をいただけるように希望します。

「住民に納得してもらえるよう」との方向性は、どうぞよろしく願いいたします。

二つ目の質問に移ります。すでに町は島本駅西地区を保留区域にすることにより、都市計画の変更の準備を行っています。都市計画の変更は、町が主体となって行うわけですから、その意思決定の拠り所は、総体としての住民の福祉の増進、言い換えれば町民全体の利益にあるべきです。その観点から、以下の質問を行います。

「町民全体の利益」となるかどうか、まずは財政面からの質問です。

平成 27 年、島本町が大阪府に提出した保留区域申請書には、駅西地区の計画人口は、1,250 人とありました。その人口予測と区域面積に基づいた島本駅西地区の市街化に伴う町財政への影響について、概算で結構ですので、歳入面からは固定資産税等、そして歳出面からは学校施設の増築、学童保育室、保育所施設、防災調整池の設置などに関わる金額をお示してください。

**総務部長** 続きまして、2点目の①「市街化に伴う町財政への影響」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の保留区域申請書における「計画人口 1,250 人」は、町の市街化区域の平均人口密度から算出したものであり、具体的な年齢構成等や、市街化区域編入後の土地の形状、用途、建造物の形態等を前提としたものではございません。従いまして、その数値をもって J R 島本駅西地区の市街化に伴う町財政への影響を試算することは、現時点では困難でございます。

しかしながら、ご質問の歳入面の固定資産税につきましては、現況の市街化調整区域の農地が市街化区域の宅地等になることから、増収になるものと思われます。金額につきましては、市街化区域編入後の土地の形状・用途・建造物の形態等が不明であるため、現時点では試算できかねます。また歳出面におきましても、先ほど申し上げましたとおり、計画人口自体が具体的な年齢構成等を前提としたものではございませんので、現時点で試算はできかねます。

以上でございます。

**中田議員** 現時点では歳入が増えるところはわかるものの、歳出に関しては予測ができないとのことのお答えだと思います。

つまり、財政が好転するかどうかは、収入と支出を比べることによってはじめて明らかになるものであって、収入が増えるというのは当たり前の話です。つまり、現時点においては採算性について何の見通しを持っていないということになります……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。にもかかわらず、これまですでに町職員の貴重な時間と何百万円という税金が、島本駅西地区の開発の方向性に費やされています。あまりにもずさんな町財政運営ではないでしょうか。

計画の進行に伴い、今後はさらに大きな出費となる可能性もあります。採算性に根拠がないままに、つまり財政的に「町民全体の利益」に繋がるとの見込みがないままに、本計画を見切り発車したと、ご答弁をそのように解釈します。新人議員説明会で、「町の予算は住民福祉の増進を目的に組まれるもの」と説明してくださった財政課を抱える総務部の部長であられる方の発言として、驚きを禁じ得ません。町民の税金を預かる行政の説明責任はどこに行ってしまったのでしょうか。

二つ目の質問です。「町民全体の利益」となるかどうか。次は、「住民の意向」の観点から問います。

もし、仮に財政面で負担になったとしても、それが総体としての住民の希望であれば、それもまた「住民の利益」と言えるでしょう。そこで、質問です。

駅西側が市街化され、ビルやマンション、住宅地が立ち並び、商店等が増えることを住民が望んでいると判断される、その根拠をお示してください。

**都市創造部長** 続きまして、②の「住民の皆様のご意向」にかかるご質問でございます。

J R島本駅西地区のまちづくりにつきましては、パブリックコメントにおける住民の皆様のご意向や、住民の代表の方々もご参画いただき島本町都市計画審議会におけるご議論等を踏まえ、「島本町都市計画マスタープラン」を改定させていただきました。本マスタープランにおいて、「J R島本駅西地区周辺については、土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、都市基盤の整備と合わせて、駅前地区にふさわしい商業・サービスや住宅などのほか、学術・研究・医療・健康など公共公益的機能の導入も検討し、都市機能を充実・強化します。また、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進し

ます。」と規定いたしております。本町といたしましては、この方針に基づき、まちづくりを実施されている準備組合に対し、ご支援をさせていただいているところでございます。

なお、本町には住民の皆様のご意見をお聞かせいただく媒体といたしまして、パブリックコメントや都市計画法の規定に基づく意見書の提出の機会以外にも、「私の声」や「意見フォーム」といった媒体がございます。本事業にかかるご意見・ご要望も複数いただいております。最近では「生活利便施設等を立地させて欲しい」や、「農地を残置させて欲しい」等、様々なご意見をいただいているところでございます。また、昨年度に準備組合が実施されました地権者の意向調査におきましては、当地区のまちづくりの継続を希望された方の割合が90%を超えており、個別意見といたしましても、「駅ができたのにそのままというのはさびしい。一刻も早く事業を進め整然としたまちづくりをして欲しい」等のご意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 「住民の意向」を判断する主な根拠は「都市計画マスタープラン」にあり、とのご答弁だと思います。

しかしながら、現在の「都市計画マスタープラン」は、住民意見の根拠として本当に有効なのでしょうか。「都市計画マスタープラン」が最初に策定されたのは、今を遡ること18年も前の話です。現在の住民の意見を反映しているというには、無理があります。その後、住民アンケートの自由意見、パブコメをもとに、平成23年に駅西地区の市街化の方向性を強める形で、「都市計画マスタープラン」が改定されました。

しかし、1問目のご答弁からも明らかになったことは、アンケートの自由意見からもパブコメからも、市街地化を住民が望んでいるのかどうか、その以降は判断できない、というものでした。であれば、何をもち、何を根拠に、都市マスの改定を行ったのでしょうか。

では、次の質問に移ります。近年、行政に寄せられた住民意見は、駅西地区の農地保全を望む声が圧倒的に多いというのが私の認識です。この18年で時代は変わり、人びとの価値観も変わり、住民も相当数が入れ替わっています。こうして、「都市計画マスタープラン」にある駅西地区のまちづくりの方針と住民意向との間に、齟齬が生じたのではないのでしょうか。

先ほどのご答弁のように、確認が取れる形の住民アンケートは、地権者の意向調査だけである、住民の意向は地権者のものしかわからないと開き直るのではなく、行政でも住民全体の意向がわかるような調査を行うか、これまでに出された意見から積極的に住民の意向を読み取る努力をするか、いずれかを行ったうえで、「都市計画マスタープラン」の改定の検討をされてはいかがでしょうか。お答えください。

**都市創造部長** 現行の「島本町都市計画マスタープラン」につきましては、平成24年6月

に改定し、今後、10年間で取り組む都市計画の方針を示したものでございます。そのため、計画全体の目標年次は平成33年度としておりますことから、今回の改定は平成33年頃を予定いたしております。

なお、改定の手続きに関しましては、アンケート調査の実施等も含め、現時点では未定ではございますが、他市の事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 今のところ検討する予定はない、とのことですか。残念に思います。

次の質問です。現在、島本駅西地区土地区画整理準備組合に業務代行予定者から駅西地区の事業内容提案書が提出されています。大事な情報と思い、一住民として情報公開請求を行いました。結果はほぼ全面黒塗りで、重要なことは何もわかりませんでした。

住民が、都市計画上、当該地を市街化すべきかどうか判断するためには、その内容を知ることが必須です。今後、島本駅西地区の市街化に伴う「町民全体の利益」に関わる見通しは、その内容も含めて、大阪府への市街化区域編入の申請の前に、住民に説明されるべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

**都市創造部長** 続きまして、③の「都市計画手続きに先立った住民説明」にかかるご質問でございます。

先ほどのご質問にもご答弁申し上げましたとおり、町といたしましては、これまでも準備組合の皆様のご協力のもと、可能な限り、会議の公開や会議資料等の情報提供をさせていただいていたところでございます。

なお、現在は、準備組合におかれまして全地権者を対象にされた意向調査や現地調査を実施されている段階であり、現段階においては住民の皆様への積極的な情報の提供やご意見をいただく場を設けることが困難であるものと考えております。しかしながら、地権者のご意向をある程度踏まえられたまちづくりの素案が作成された段階におきましては、準備組合の皆様のみならず、本年1月に準備組合において選定されました業務代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討してまいりたいと考えております。

また、その際にいただいたご意見につきましては、事業の実現性はもとより、「都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画の変更案を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** ありがとうございます。

今、ご答弁の中にありました「素案が作成された段階で、住民への説明会を考えている」ということでしたが、その段階というのは、素案が作成された段階というのは、準備組合と業務代行予定者との協定の締結の前でなくてはならないと思います。というのは、実質的に意思決定の自由、つまり、市街化区域に編入しないというオプションが存

在している段階で、住民に対する説明会を行わないと意味がないと思うからです。それが、住民の意思決定の実効性を担保するものだと思います。

次の質問です。町が行う市街化区域編入の申請は、地権者が主体となって行う土地区画整理事業が決定されれば、自動的に町が編入手続きを行うというのではなく、「住民全体の利益」に基づいて判断されるべきものです。

申請の前に説明等を受けた後に、総体としての住民の意向が、開発は町民全体の利益にならないとなった場合には、市街化区域編入への申請をしないという選択を町がすべきですが、その選択肢はあるということによろしいでしょうか。お答えください。

**都市創造部長** 最後に、④の「今後の都市計画手続き」にかかるご質問でございます。

これまでもご答弁申し上げておりますとおり、JR島本駅西地区におけるまちづくりは組合主体の土地区画整理事業であり、いわゆる地権者主体のまちづくりでございます。そのため町といたしましては、事業リスクを負われる地権者の皆様のご検討のうえ、計画されたまちづくりの方向性を踏まえ、都市計画という手法で規制や誘導をさせていただくものであると認識いたしております。

今後につきましては、地権者のご意向をある程度踏まえられたまちづくりの素案が作成された段階において、準備組合の皆様のみならず、本年1月に準備組合において選定されました業務代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討してまいりたいと考えております。

なお、いただいたご意見につきましては、事業の実現性はもとより、「都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画の変更案を作成してまいりたいと考えております。

しかしながら、本事業は組合施行の土地区画整理事業という特性を鑑みたくうえで、「島本町都市計画マスタープラン」及び「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」上の位置づけや、地権者の合意形成の現状等、当該土地区画整理事業の進捗状況を踏まえると、諸事情により当該土地区画整理事業が頓挫するなどの場合を除き、都市計画手続きを進める予定でございます。

以上でございます。

**中田議員** ありがとうございます。「事業が頓挫する場合を除き、都市計画の手続きを進める」とのお答えです。

あたかも、町は土地区画整理事業ありきで、町としては市街化する選択しかないかのようなご答弁ですが、その点の法的根拠をお示してください。

**都市創造部長** 都市計画手続きを進めるにあたり、その法的根拠についてのご質問でございます。

保留区域設定を条件に、必ずしも市街化区域編入にかかる都市計画手続きを行わなければならない旨の法的根拠はございません。今後につきましても、当該事業にかかる都

市計画手続きに関しましては、住民の皆さんのご意見を踏まえながら、まちづくりの熟度に即して、「島本町都市計画マスタープラン」や関係計画との整合性を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

**中田議員** ありがとうございます。法的根拠はない、とのことですが。

であれば、現時点で町が都市計画を変更しないという判断を下したときに、何らかの責任を問われる可能性はありますか。あるとしたら、具体的にはどのような責任ですか。お答えください。

**都市創造部長** 先ほどのご答弁で申し上げましたとおり、土地区画整理事業が諸事情により頓挫する場合を除き、都市計画手続きを進めさせていただく予定でございます。

なお、仮に現在の町の方針を変更することとなった場合、利害関係者から訴訟等を提起される可能性もあるものと考えてはおりますが、町に生じる責任の有無につきましては、現時点におきまして判断し、ご答弁することは困難でございます。

以上でございます。

**中田議員** 責任を問われる可能性はあるが、具体的には示すことができない、とのことですが。一般的な話であれば幾らでもできるわけですし、現時点で具体的に想定できないというのであれば、それは考慮の対象外とせざるを得ません。

繰り返しますが、一つ目の質問で明らかになったように、都市計画の変更の主体は地権者ではなく町にあり、また町は変更をするかしないかの権限を持っています。にもかかわらず、「町民全体の利益」を、財政面からも、住民全体の意向からも判断することなく、土地区画整理事業に引きずられる形で都市計画を変更すると言っておられます。これは地方自治、住民自治の基本原則、また島本町の「まちづくり基本条例」に反しています。

町的意思決定は、総体としての町民の福祉の増進に基づいて決められるべきです。そして、町的意思決定は総体としての町民の意思に、その根拠を持つべきです。一部の人の意思に基づいて決められるものではありません。この点を強調して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

**川嶋議長** 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 23 分～午後 3 時 35 分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

**塚田議員** (質問者席へ) 塚田淳です。冒頭、前に行われました島本町議会議員選挙におきまして、880 人の町民の皆様のご支援をいただきましたことに心より感謝申し上げます。次世代のために、合併への道を探り続けることをお誓い申し上げ、通告に基づき、「合併・広域連携」について、一般質問をさせていただきます。



また、前に質問されました岡田議員と一部重複する質問もあるかと思いますが、ご容赦ください。

さて、町議会議員選挙では、合併・広域行政の推進を訴えました。基金が減少し、厳しさを増す財政状況において、山積する課題が一気に解決でき、また行政コストが削減できれば、生まれた財源を教育や福祉などに充てることできるからであります。さらに、地方分権が進み、権限移譲が行われている中、複雑化した住民ニーズに対応し、住民サービスの充実を図るには、まちのスケールを大きくする必要があるとも考えたからです。だからこそ、50年後、100年後を見据え、今から合併・広域行政の議論を加速すべきだと考えています。

そこで、質問をさせていただきます。消防、保健所、清掃工場など、本町には様々な分野において合併・広域行政を検討、議論すべきであると考えますが、本町において、「合併・広域行政をどのように考えられているか」、お尋ねいたします。

**総合政策部長** それでは、塚田議員の一般質問の「広域連携」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

他の議員からの一般質問に、町長からご答弁申し上げたところではございますが、本町のような小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、「広域連携」を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。

一方で、「市町村合併」につきましては、より効率的・効果的な行政体制の構築が求められている中で、そのための手法の一つではあると認識いたしておりますが、地方公共団体としての存続にかかわる問題でありますことから、当然のことながら、住民の皆様を巻き込んだ十分な議論を踏まえる必要があるものと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 市町村合併について、「住民の皆様を巻き込んだ十分な議論を」ということでありました。つまりは、議論を排除するつもりはないということであろうと思います。

現在、多くの基礎自治体が広域行政を推進し、財政事務の効率化や行政サービスの充実を図っています。本町においても、様々な事業において、これまで以上に広域化が実現できれば、そのメリットを享受されることから、広域行政を推進していかなければならない、その考えには賛同するものであります。

しかし、本町のような小規模自治体で広域行政のみに頼るのは、実現できなかった場合のことも、よくよく考えなければならないと思います。よって、やはり合併もあわせて両論併記で議論を行っていく必要があると思います。その点については、今後、議論させていただきたいと思います。

さて、本年より、し尿が高槻市と広域処理できるようになったことは、本町にとって、まさしく広域行政のメリットを享受できた象徴的な事例でした。そこで改めて、し尿処

理の広域化の実現に至るまでの協議期間、また委託により年間どのくらいのコスト削減が可能となったかを、お尋ねいたします。

**都市創造部長** まず初めに、「し尿の事務委託の期間等について」でございます。

し尿処理に関する協議の経過といたしましては、当初、平成 21 年 12 月に町長から高槻市長に対し、事務委託に向けた申し入れを行っております。その後、両市町では高槻市・島本町広域行政勉強会で一定の考察を行いました。平成 23 年 9 月に、高槻市長から「現時点における受託は困難」との回答をいただいております。

本町の衛生化学処理場は老朽化が著しく、施設の効率的な操業が困難で、かねてから高槻市の地元自治会から早期撤去の要望を受けており、現在の施設の撤去と新たな施設での稼働に向け、早期の課題解決を図る必要がございましたので、高槻市からの回答を受け、本町では新たな施設を町域内に設置する方針を示し、事務を進めてまいりました。

しかしながら、本町といたしましては、厳しい行財政運営を強いられる見通しの中、公共施設に関する将来的な諸課題について熟慮を重ねた結果、平成 27 年 11 月、町長から高槻市長に対して再協議の申し入れを行い、高槻市・島本町広域行政勉強会において事務委託の是非について協議・検討する旨の回答をいただきました。

これを受け、同勉強会の事業連携ワーキンググループでは、本町のし尿処理事務を委託した場合における両市町の効果、課題等について調査・検討を行い、昨年 7 月に報告書をまとめております。その後、この検討結果等を踏まえ、事務の委託について正式に依頼を行い、両市町における議会の議決を経て、本年 4 月から委託を開始することとなったものでございます。

これらにより、当初の協議依頼から事務委託開始までの期間といたしましては、7 年 4 ヶ月、再協議依頼からでございますと、1 年 5 ヶ月を要しております。

次に、「し尿処理の事務の委託の財政効果について」でございます。

昨年 7 月に取りまとめました「高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキンググループ報告書」でお示ししておりますが、本町の衛生化学処理場にかかる運転管理費は人件費を含め年間約 8,800 万円でございます。高槻市に委託した場合の事務委託料は約 2,400 万であり、経常的な経費削減効果額として、年間 6,400 万円を見込んでおります。しかしながら、処理施設の場所が高槻市東上牧から高槻市唐崎西へ変わるため、運搬距離が延びることから、収集運搬費につきましては約 100 万円の増加を見込んでおり、このことから、現時点における経常的な経費削減効果額といたしましては、年間約 6,300 万円を見込んでおります。

なお、この効果額は、各年度における処理量実績及び両市町の処理量比等の状況に応じ変動するものであることを、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

**塚田議員** 変動はあるものの、削減効果が年間約 6,300 万円ということで、本当に大きな

メリットがありました。財政が厳しい本町においては、こうしたコスト削減ができてはじめて、ほかのことに取り組んでいけるわけでありますが、実現に至ったことは、前町長をはじめ関わってこられた職員の皆様の長きにわたる協議・交渉による功績であり、率直に評価させていただきたいと思います。

しかし、今回の広域化は、高槻市にとって、東上牧地域の施設撤去というメリットがあり実現したということ、よく考えなければなりません。つまりは、消防、清掃工場、今後、広域化が望ましいと思われることについても、メリットがなければ広域化への協議・交渉は難しいということです。

次に、「清掃工場」について質問いたします。

清掃工場の一般的な耐用年数は何年でしょうか。また、早急に広域連携の協議を開始するべきだと考えておりますが、見解をお尋ねいたします。

**総合政策部長** ごみ焼却場の耐用年数につきましては、一般的に 20 年程度とされておりますが、本町の清掃工場は現在稼働後 26 年を経過しており、延命化を図るため、毎年、多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう維持管理に努めているところでございます。

そのような中、ごみ処理の広域化につきましては、本町のごみ処理施設の状況を考えますと、将来的な課題の一つとして認識をいたしておりますが、現時点で具体的な予定はございません。いずれにいたしましても、ごみ処理の広域化の目途が立つまでは、引き続き現施設の長寿命化を図り、さらに安定した施設運営を行ってまいる必要があると考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 現時点で具体的な予定はなく、ごみ処理の広域化の目途が立つまで長寿命化を図るとのことではありますが、目途が立つ前に寿命がくる可能性もゼロではないと思います。機械は遅かれ早かれ寿命があり、延命は根本的な課題の解決には繋がりません。ご答弁いただいた耐用年数は、あくまで一般的に言われている年数であり、メンテナンスを行うことで、耐用年数を超え稼働している清掃工場も数多く存在していることは承知しています。

私も先日、本町の施設を見に行きましたが、設備もきれいで、直ちに停止するものではないという感想を持ちました……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）……。しかしながら、稼働後 26 年経過していること、また先ほどのご答弁にありましたし尿処理の広域化にかかった期間を考えれば、1 日も早く広域化の目途を立てる必要があります。本町が広域化を考える近隣自治体に対して、メリットを感じていただくのは簡単ではありませんが、ごみ処理は住民にとって一番身近な行政サービスですので、住民の不安を払拭するためにも、よろしく願いいたします。

さて、これまで島本町は、「我が町でできることは我が町で」との姿勢で行政を行っ

てきました。し尿処理や清掃工場など、自ら解決できない課題に直面し、様々な手法から、今、解決を図られようとしています。

そこで、お尋ねをいたします。本町は、今、財政健全化の途中であるとのことですが、計画どおりに財政が健全化された際であっても、広域化が必要、また望ましいと考えている事業はございますでしょうか。

**総合政策部長** 「我が町でできることは我が町で」との姿勢で行政を行ってきた、とのご指摘でございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本町といたしましては、これまでも広域連携の推進が重要な課題であるとの認識のもと、行政を推進してまいってきております。旅券発給にかかる窓口業務や、し尿処理の事務委託、災害時の応援協定や公立図書館の共同利用、観光施策に関する連携などのほか、直近では大山崎町のご理解のもと、同町の病児・病後児保育施設を本町住民も利用できるようになるなど、「地方自治法」の規定に基づくものから、法に基づかない緩やか連携事例に至るまで、幅広く連携の推進に努めてきたところでございます。

昨年3月に公表されました国の地方制度調査会答申におきましても、人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で、資源が限られている中で、行政サービスを安定的・持続的・効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある旨、示されております。

その一方で、当然のことではございますが、広域連携は相手のあることで、一自治体の一方的な希望で実現するものではないということも十分理解をしておりますことから、この場で、具体的な事業内容をお示しすることはできませんが、引き続き地域間での広域連携を目指した取り組みを、積極的に進めてまいる必要があると認識をいたしております。

以上でございます。

**塚田議員** 具体的な事業を示すことはできない。このことは、今の本町の立場を考えれば仕方がないとは思いますが、それでいて広域行政、広域行政と言うのは、少し違和感を覚えます。

そこで、お尋ねします。広域行政を進めるうえで近隣自治体との協議が重要になってくるかと思えます。今後、広域行政を進めていく中で、どのように協力を求めていくおつもりでしょうか。

**総合政策部長** まず、広域連携の実現を目指し、関係団体との協議を行うにあたりましては、連携する相手方の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係をもとに、誠実に、粘り強く協議を重ね、双方の利益を生み出すものでなければ、その実現は困難であると認識をしているところでございます。一方、昨年11月には、大阪府から「人口減

少・超高齢社会における行政サービスの維持・充実といった観点から、市町村の自主性を尊重しつつ、広域連携等の促進に向けたきめ細やかなコーディネートを積極的に実施していく」との方向性が示されたところでございます。

本町といたしましては、関係団体との信頼関係の構築に努めるとともに、大阪府におきます「個別施策での緩やかな連携も含め、事例を一つひとつ積み重ね、幅広い取り組みに繋げていく」との方針も踏まえ、今後、大阪府のサポートも受けながら、一步一步、地域間における広域連携の推進を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 一步一步の積み重ねが重要だとは、理解いたしました。しかし、それでは課題に直面するたびに、毎回、協議・交渉することとなり、そのつど、双方のメリットを見いだすことが必要です。また、メリットが合致しなければ、合意に至らない可能性も当然あるわけでありまして、そういったことも踏まえて、広域行政を進めるうえで、将来的なビジョンがやはり必要なのではないのでしょうか。それは、つまり、「合併」であります。

繰り返しになりますが、最初の答弁をお聞きしました限り、合併の議論を排除するつもりはないということであろうと思います。まずは大きなビジョンを示すために、合併を含めた議論を行い、論点整理をする必要があるのではないのでしょうか。今後、町長には明確なビジョンと柔軟な姿勢が求められてくるかと思えます。

町長は、タウンミーティングを行い、広く住民の声を聞こうとされています。それであれば私の声、つまりは合併に対し賛意を表している住民の皆様の声にも、よくよく耳を傾けていただきたいと申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

**川嶋議長** 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 52 分～午後 4 時 30 分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、第 3 号報告 平成 28 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長（登壇）** それでは、第 3 号報告 平成 28 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の 3 の 3 ページをお開き願います。

今回、ご報告させていただきます平成 28 年度の島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、合計 3 件の事業でございます。これらの事業は平成 28 年度内に完了することができないことから、平成 28 年度の一般会計補正予算におきまして、翌

年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費の設定を、それぞれご可決いただいたところでございます。

今般、繰り越しさせていただきました各事業について、繰越額が確定いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

なお、内容につきましては、平成 28 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。詳細につきましては、別途、議案書の次に添付させていただいております第 3 号報告参考資料に基づき、順次、ご説明申し上げます。

まず、1 点目の「通知カード・個人番号カード関連事務事業」でございます。

個人番号カードの作成につきましては、地方自治体が国の補助を受け、地方公共団体情報システム機構に対し事務を委任しているところでございますが、総務省からの通知に基づきまして、平成 28 年度交付決定分の国からの補助金が繰り越しされることとなったため、歳出である委任交付金についても繰り越しさせていただいたものでございます。

2 点目の「第四小学校校舎増築等設計業務」でございます。

第四小学校校舎増築等にかかる設計業務及び第四小学校校舎等改修・エレベーター棟増築にかかる本設計業務につきましては、建築確認申請等の手続きに時間を要し、年度内に完了しなかったため、繰り越しさせていただいたものでございます。

なお、本事業につきましては、平成 29 年 5 月 31 日に完了しております。

3 点目の「第三小学校耐震補強等事業」でございます。

この事業につきましては、国の平成 28 年度一般会計第 2 次補正予算を活用し、第三小学校のうち、耐震補強工事等に対応する B 棟・C 棟の整備を早期に完了するため、繰越明許費の設定をお願いしたものです。

なお、本事業の竣工は平成 30 年 3 月 23 日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく、お願いいたします。

**川嶋議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第 3 号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第 5、第 4 号報告 平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**上下水道部長**(登壇) それでは、第 4 号報告 平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の 4 の 3 ページをお開き願います。

平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載しております五反田雨水幹線整備工事（第 1 期）事業につきましては、平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）におきまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費となる繰越明許費の設定をご可決いただいたところでございます。今回、繰越をさせていただきました事業について、繰越額が確定しましたので、その内容について、ご報告させていただくものでございます。

それでは、繰越計算書の詳細につきまして、4 の 4 ページの次に添付をしております第 4 号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

公共下水道五反田雨水幹線整備事業につきましては、島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画に基づき実施しているもので、桜井一丁目バス停付近にございます淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（2-10）との接続により、百山地区を含む約 42.8ha の区域の浸水防除を図ることを目的としております。

今回は、この全体事業の一部である五反田雨水幹線整備工事（第 1 期）の平成 28 年度予定分について、関係機関との協議に時間を要したため、年度内に契約締結のみを行い、繰越をさせていただきましたものでございます。

なお、本工事につきましては、去る平成 29 年 2 月定例会議後半におきまして、工事請負契約の締結についてご可決を賜り、本工事の期間は平成 29 年 3 月 15 日から平成 30 年 2 月 15 日までを予定いたしております。

工事期間中につきましては、交通誘導員を配置するなど通行の安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

**川嶋議長** これより、本報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

**戸田議員** 繰越の理由に、「関係機関との協議に時間を要したため」とおっしゃいました。ここをもう少し詳しく、具体的に、ご説明いただきたいと思います。関係機関とは、おそらく J R 西日本、そして大阪府、さらには関西電力さん、そして場合によっては自治会並びに市内の関係機関と思われませんが、「協議」を要した内容を、ご説明ください。概要で結構です。

**上下水道部長** それでは、戸田議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

今回の五反田雨水幹線整備事業につきましては、J R 東海道本線と隣接をしている、それから工事の場所については町が管理している公園等にも縦坑を築造する。それと、本事業が交付金との兼ね合いがあるということで、大阪府との協議。それと、工事に際しまして借地等で関西電力さん、それと電柱との関係で関西電力さんとの協議を行ってきた経過がございます。

特に、今回の事業におきましては、JR西日本旅客鉄道株式会社近畿総括本部との協議に時間を要したということで、年度内での工事が完了しなかったということでございます。

以上でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第4号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第6、第34号議案から第47号議案までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14件を、一括議題といたします。

なお、本案14件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**都市創造部長**(登壇) それでは、第34号議案から第47号議案につきまして、一括して、ご説明申し上げます。

議案書34の1ページをお開きください。

第34号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、同法第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、中村清司氏でございます。

次ページに、議案資料として略歴を記載いたしております。

なお、続いてございます第35号議案から第47号議案につきましても同様の内容でございますので、議案番号と氏名のみ申し上げます。

第35号議案 浅田泰男氏、第36号議案 大西義雄氏、第37号議案 木村修氏、第38号議案 栗辻喜久雄氏、第39号議案 清水正純氏、第40号議案 高山一郎氏、第41号議案 田中幸造氏、第42号議案 藤原弘氏、第43号議案 井上謙一氏、第44号議案 種田悟氏、第45号議案 柏原縁氏、第46号議案 川村脩一氏、第47号議案 西田尚弘氏。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** これより、本案14件に対する質疑を行います。

**戸田議員** この度、新たな制度により同意を求められている方々の住所を拝見しますと、広瀬地区からの推薦者の方が多いように思います。実行組合は10あると認識しています。すべての実行委員会から推薦があったのですか。また、14名の定数を超える推薦者と公募者があったのでしょうか。土地と人を軸にした地域農業と家族農業、地域の実態



をよく知る人が、地域の信頼を得て推薦・選考されているかということも含めての質問になっております。ご説明をいただきたいと思っております。選考過程のご説明をいただきたいと思っております。

**都市創造部長** 数点のご質問を頂戴しております。

まず、すべての実行組合から選出されているのかというご質問についてでございますが、町内すべての実行組合からの選出となっております。

また、応募された方は何名かのご質問でございますが、今回、提案させていただいております14名ジャストでございます。

あと、選考の過程でございます。まず、昨年12月定例会におきまして、「島本町農業委員会の委員の定数を定める条例」についてご議論、ご可決いただき、定数を14名とさせていただきました。その後、本年3月には委員の募集について、1ヵ月間にわたり広報及びホームページを通じて行ったところでございます。

なお、「農業委員会法」第9条の規定により、農業者が組織する団体などから委員の推薦を求めることとなっております。そのため、本町の農業の実情を把握されております農業実行組合長会に対し推薦依頼を行い、本会から10名の団体推薦があったところでございます。

なお、そのうち1名につきましては、高槻市農業協同組合からの団体推薦についてもいただいております。また、二つの農業実行組合からも、それぞれ1名ずつ合計2名の団体推薦がございましたので、14名中12名が団体推薦となっております。残り2名の方は個人の方からの応募となり、合計は先ほど申しましたとおり、定数と同数の14名となっております。

その後、5月に島本町農業委員候補者選考委員会を開催し、厳正な審査を行ったうえで、14名全員を農業委員の候補者として選定させていただいたところでございます。

また、地域の実情の部分のお問い合わせでございますが、やはり実行組合長会からバランスよく選出されているということを鑑みまして、その点については大丈夫というふうに認識いたしております。

以上でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これを持って延会とし、6月26日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は6月26日午前10時から会議を開くことに決定しました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時47分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

## 議長の常任委員辞任について

### 一般質問

岡田議員 山田町長に問う、広域連携の充実とは

- 河野議員
1. 水無瀬川河川敷の防災と財政上の課題を問う
  2. 都市農業振興基本計画、生産緑地制度検討の進捗を問う
  3. 年長者の多い、または自治会の無い地域のゴミ問題について
  4. 統一保険料導入で保険料値上げへ——大阪府に対し住民・被保険者・町議会の意見反映を
  5. 第6期介護保険計画実施2年間について

- 福嶋議員
1. 避難所開設・運営の充実・強化について
  2. 業務プロセスの見える化について

- 野村議員
1. 産業振興と観光開発について
  2. 町有地活用と都市農業振興について

- 村上議員
1. 本町における猫対策について
  2. その後の日立金属株式会社山崎製造部の跡地について

- 伊集院議員
1. 新町長の「島本町のまちづくり」について
  2. 町立学校の個人情報保護の管理について

戸田議員 島本町の発達支援保育の現状と課題  
～支援を必要とする児童への合理的配慮～

中田議員 JR島本駅西地区の都市計画の変更について：住民意見の反映と住民利益の視点から

塚田議員 合併・広域連携について

第3号報告 平成28年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第4号報告 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第34号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第35号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第36号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第37号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第38号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第39号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第40号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第41号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第42号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第43号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第44号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第45号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第46号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第47号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

平成29年

島本町議会6月定例会議会議録

第2号

平成29年6月26日(月)

## 島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 平成 2 9 年 6 月 2 6 日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	岡本 克己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴山 則文	健 康 福 祉 長	岡本 泰三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 長	水木 正也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北河 浩紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第2号

平成29年6月26日(月) 午前10時開議

- 日程第1 第34号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第35号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第36号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第37号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第38号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第39号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第40号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第41号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第42号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第43号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第44号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第45号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第46号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第47号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第2 第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 第48号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第4 第49号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 第50号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 第51号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 日程第7 第52号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第8 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について  
第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第1号)  
第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

**川嶋議長** おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第34号議案から第47号議案までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14件を一括議題とし、前会の議事を継続いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第34号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第35号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第35号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第36号議案に対する討論を行います。



まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第36号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第37号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第37号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第38号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第38号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第39号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第39号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第39号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第40号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第40号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第40号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第41号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第41号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第41号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第42号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第42号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第42号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第43号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第43号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第44号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第44号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第45号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第45号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第46号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第46号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第47号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第47号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第2、第1号諮問から第3号諮問までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、順次、ご説明申し上げます。

第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は向井秀史氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに略歴を記載しております。向井氏におかれましては、弁護士としてご活躍なさっている中で、平成14年10月から人権擁護委員に就任いただいております。現在、5期目でございます。

引き続き、弁護士としての豊富な知識、経験を活かし、人びとの抱える人権課題の解決・援助などに取り組んでいただける方であると考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第2号諮問につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は浦田美由紀氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに略歴を記載しております。浦田氏におかれましては、大学卒業の後、ご自宅でピアノ指導を行う傍ら、大学や町立小学校の非常勤講師を務められ、平成18年4月から2期8年にわたり本町の選挙管理委員会委員を務められております。その後、平成27年1月から人権擁護委員に就任いただいております。現在、1期目でございます。

現在、大阪府人権擁護委員連合会の男女共同参画社会推進委員会委員を務められており、これらの経験を活かし、引き続き子どもや女性の人権等にかかる啓発活動に取り組んでいただける方であると考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第3号諮問につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い新たに推薦するものでございます。現委員である藤井恵美子氏が、本年12月31日の任期満了をもって退任されることとなりましたことから、その後任として推薦するものでございます。

氏名は谷川淑子氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに略歴を記載しております。谷川氏におかれましては、昭和49年3月に駒沢女子短期大学保育科を卒業の後、保育士として長岡京市立保育所に勤務されました。平成9年4月以降は保育所長職を歴任され、平成20年4月からは保育所長をかねて地域子育て支援センター長に就任されております。平成26年3月に長岡京市を退職され、現在は島本地域人権協会の人権相談員を務められており、これらのご経験を活かされ、人権擁護委員として、こどもの人権をはじめとする各種の人権相談や啓発活動においてご活躍をいただけるものと期待をいたしております。

なお、今回、推薦を予定しております3名の任期は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間でございます。現任期は本年12月末まででございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、今議会において提案させていただくものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** これより、本案3件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第1号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第1号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第2号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第2号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第3号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第3号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第3、第48号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**都市創造部長（登壇）** それでは、第48号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、桜井跨線橋補修・補強工事（その6）の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

まず初めに、本工事の大きな概要でございます。

本工事は、橋りょうの維持管理における予防保全の観点から、平成23年度に策定いたしました「島本町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、国の大規模修繕・更新事業費補助金を活用し、平成25年度から平成31年度を目標に計画的に補修工事などを実施しているものであり、桜井跨線橋の長寿命化に寄与するものでございます。あわせて、平成27年度より平成31年度を目標に計画的に補強工事を実施し、桜井跨線橋の耐震性能の向上を図るものでございます。

それでは、議案書48の2ページの次に添付しております、第48号議案資料をご覧ください。

「1. 工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

「2. 契約の概要」でございます。

今回の契約にあたり、業者の選定につきましては、島本町競争入札参加者選定規定により、特別な技術を要する工事でありますことから、一般競争入札参加資格審査申請書の工事实績に基づき、大阪府または他の機関が発注した工事で、過去に元請けとして完成・引き渡し完了した橋りょうの補修工事または補強工事の実績を1件以上有しているBランクの業者の中から、6者を選定しました。

入札結果につきましては、議案参考資料1ページの入札調書のとおり、2者が辞退され、4者による応札の結果、落札候補者として大阪市港区夕凧二丁目2番17号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店 取締役大阪支店長 岡本卓典氏に決定し、議案参考資料2ページに添付しております工事請負契約書のとおり、現在、仮契約中でございます。

なお、株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店は、資本金7千万円、従業員数52人で、本件と同様な工事の実績を多数有しており、本町の桜井跨線橋にかかる補修・補強工事の実績も多数ございます。

続きまして、工事の内容でございます。

まず、3ページに添付しております議案参考資料（1）平面図・側面図をご覧ください。

本図面は桜井跨線橋の全体を示したものであり、補修・補強等工事を行う工事対象範囲を青で着色しております。なお、斜線部分につきましては、すでに補修・補強等工事が完了しております。



次に、4ページの議案参考資料（2）桜井跨線橋 補修一般図をご覧ください。

本図面は、径間3～5の補修工事内容を表示いたしており、青色で着色しております箇所が工事範囲、オレンジ色で着色しております箇所が橋りょう補修工を行う箇所でございます。補修工事の内容といたしましては、橋りょうの破損している部分を補修する断面修復工、支承部分の腐食を防ぐための支承防錆工、塗装の剥離部分等を塗り替える塗装塗り替え工、橋りょうのひび割れ部分にシーリング剤を注入するひび割れ注入工、コンクリート内への劣化因子の侵入を防ぐための表面含浸工及び表面被覆被覆工等の補修を実施するものです。

次に、5ページの議案参考資料（3）桜井跨線橋 補強一般図をご覧ください。

本図面は、径間3～6及び10～12までの7径間の補強工事内容を表示いたしており、青色で着色しております箇所が工事範囲、赤色で着色しております箇所が橋りょう補強工を行う箇所でございます。補強工事の内容といたしましては、耐震性能の向上を図るため、地震による支承部分の破壊を防ぐため、赤色で着色している部分に水平力分担構造として、せん断ストッパーを両サイドに設置いたします。また径間10・11につきましては落橋防止構造が腐食しているため、あわせて取り替え等を実施するものでございます。

次に、6ページの議案参考資料（4）工程計画表（案）をご覧ください。

工事工程につきましては、議会の契約同意をいただきましたら、直ちに請負業者と協議を行い、正式な工程表を作成する予定でございますが、現在の案といたしましては、まず補強材の製作を含めた工事の準備作業を進める予定でございます。現場での本格的な工事開始を8月中旬としており、まず、施工するための足場設置を行う予定でございます。

なお、工事期間中につきましては、工事の時間帯である午前9時から午後5時までの間、交通誘導員を配置するなど、通行の安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第48号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 桜井跨線橋補修並びに補強工事について、質問いたします。

入札者は株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店、とのご報告でした。尼崎市に本社を置き、創業大正3年4月、広く土木建築工事、土木建設設計及び工事監理業などを営まれ、国土交通省や兵庫県、大阪府内の自治体からの工事を請け負っておられると、ホームページでは確認することができました。

質問いたしますが、島本町での取引実績も多数あるとのご説明でしたが、過去の実績と、その工事において当該落札者についてどのような評価をされているのか、ここで確

認しておきます。

もう1点は、入札の制度変更に関わって問います。

議案資料・入札調書を拝見すると、最低制限価格は入札時非公開であったにも関わらず、四つの事業者から示された見積もり価格はすべて最低制限価格を上回り、失格者は1者もなかった。こういうことになると思います。最低制限価格未満の入札によって失格となる事業者が出てくるのではないかと懸念されている今現在の新たな、試行的に行われている制度の弱点の部分が現れなかったという結果でした。

今現在も試行的に行われていると認識している、この入札制度の変更ですが、事前に最低制限価格を知り得る者を限定することによって、情報漏えいのリスクを軽減するとのお前回のご説明でした。1年後の今回も、リスクヘッジの観点から不正行為の排除の徹底が緊張感を持って行われていたか、改めて確認しておきます。

ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** それでは、私のほうから、今回、契約をお願いさせていただきます株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店についての評価について、ご答弁申し上げます。

本会社につきましては、桜井跨線橋の補修並びに補強工事（その1）から（その4）まで、請負をしていただいたところでごさいます、すべての工事におきまして、こちらの望むとおりの工事結果でごさいますね、十二分にやっていたという認識でごさいます。

以上でごさいます。

**総務部長** 入札制度についてのお尋ねでごさいます。

平成28年4月1日から、以前は最低制限価格というのは公表しておりました。入札前から公表して、抽選が多いという。4月1日からは最低制限価格というのは入札後、いわゆる事後公表というふうに変えております。計算方法は引き続き非公表というふうになっております。

リスクヘッジの考え方は、以前にもお話をさせていただいたんですが、28年4月1日以前、3月31日以前ですけども、それはいわゆる設計をしている原課が最低制限価格を計算をしてたというふうな形です。事後公表にあたりまして、その辺のリスクヘッジを考えまして、最低制限価格の計算は財政課で行う。財政課で行いまして、予定価格もそうですけども、最低制限価格というのは町長の決裁が必要でごさいますので、現在、知り得るのは町長と財政課のみ、他は知らないというふうな状況です。ですから、いわゆる秘密漏洩が、いわゆる漏えいがあっても、より限定的に確認ができるということを前提としております。

それとあわせまして、業者さんにもその情報、いわゆる最低制限価格の情報を探るといふ行為、原課とか財政課とかに探るといふふうな行為があった場合には、最悪、指名

停止を行うというふうなことで決めております。業者さんにも、そういうことをしますよという通知は、あらかじめさせていただいております。この二つのやり方によって、いわゆる抑止力、それからお互いの緊張感を持って対応するというふうな形になっております。

ただ、入札制度というのは時代によって、いろいろ変わってまいります。今までも変わってまいりました。ですから、いわゆる時代の状況を見ながら、国からの指針とか、そういうのを見ながら、今後もよりよい対応をできるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**岡田議員** 跨線橋について、質問させていただきます。

この跨線橋の工事は、31年までの約10年間にわたって行う工事ということでお聞きしたしておりますが、今回、今も発言がございましたが、今回の工事の入札は6回目ではないかと思えます。その中で、要するに1回目から4回目までは同じように株式会社のオカモトさんが入札取られて、前回だけがオカモトさんじゃないところが入札を取っていらっしゃるといっているかと思うんですね。今回、また6回目でオカモトさん——オカモトさんと言ってますが、略して——が入札を取られまして、合計、オカモトさんのほうが5回目の入札かと思うんですね。

ということは、6回の入札の中で、1回だけが他の業者が取られて、あとはすべてオカモトさんでお願いしてたんだと思うんですけれども、だから私はね、最初にこれは、もう1回、1回の入札でなくて、随契のほうが安くつくのではないかっていうような発言を過去にしたことがあるかと思うんですけれどもね。やはり、1回、1回する入札、緊張感があるということもあります。随契ですのと、どういうふうに、随契でできなかったというのは、どの辺でできなかったというふうにお思いでしょうか。

その点、1点お伺いしたいことと、それと、今回最終的に残っている箇所が、JRの東海道本線の上の箇所だけが1カ所だけ、残っていると思うんですね。これは大阪府とかJRとかの協議の結果、最後まで残った箇所ということでお聞きしておりますが、31年の工事終了までには、このところはきちんと協議ができて、31年には、この工事が完了するという考えでよろしいでしょうか。

**都市創造部長** まず、ちょっと順番前後いたしますが、JRの上の工事、最終31年度に終わるのかというご質問でございます。

現在、本径間工事に向けて、今、JRと協議を行っております。予定では、平成30年度に設計を行い、31年度に工事を実施し完了する、その点については計画どおり進めてまいりたいと考えております。

あと、随契できなかった理由ということでお尋ねでございますが、原則的には、一般競争入札を行わせていただくべきものというのが、まずベースにございまして、ただ、

今回は指名競争入札ということで、本町に登録をいただいている業者の中から、特別な技術を要することから、該当します業者すべてにお声かけをさせていただき、今まで径間1から今回の径間6まで入札のほう、実施させていただいたところでございます。

結果といたしまして、オカモト・コンストラクション・システム株式会社が6分の5を落とされるという結果にはなったんですけども、やはり工事というものにつきましては、ほかの業者も一定完成する技術は持っておられるという前提のもとで、今回も指名競争入札を実施させていただいたところでございます。随意契約についてのご意見、頂戴いたしましたことから、次回以降、またどういう方法が一番本町にとって望ましいのかという部分については、また改めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。31年には、全部完成するというようなご発言でございましたので、少しは安心させていただきます。

耐震で一番大切だといわれてますストッパーの件なんですけど、いつもいつもストッパーを口酸っぱく言って申しわけございません。このストッパーですね、全体的なストッパーの本数と、今回の工事終了しますと、何本、ストッパーが完成するという形で、あと何本残っているという計算でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**都市創造部長** 剪断ストッパーの数でございます。橋りょう全体で申しますと24カ所につける必要がございます。取り付け完了、すでにしておりますのが8カ所で、あと今回の契約同意をお願いをさせていただいている工事で14カ所でございます。ですから、今年度、工事が完了いたす時点で24カ所に設置となり、残りについては2カ所が残るものがございます。

以上でございます。

**岡田議員** すいません、部長、私、聞き間違いですかね。全体的に24カ所必要とおっしゃいましたね。最初8カ所して、今回14カ所ということは、24カ所全部になりますよね。残りが今2本っておっしゃったから、そしたら、ちょっと数が合いませんよね。ということは、たぶん、この剪断ストッパー、地図で見ますと、あと2本残っているのかと思うんですけども、ということは全体の24カ所の中の、今22カ所が今回終了する箇所かなと思うんですが、間違ってますか。すいません。

**都市創造部長** 大変失礼いたしました。全部で24カ所、今回の工事終了で22カ所設置が完了ということで、議員ご指摘のとおり、残りが2カ所でございます。

以上でございます。失礼いたしました。

**清水議員** 1点だけ、確認しておきたいんですけど、今回、受注されたところは1から4まで工事されたということで、安全面については工事完了でどうやったのかなというのが一つと、この工事の時期というのは関電さんでもマンション・戸建て、それから青凌の学校もたぶん工事車両が増えると思うんですが、これメインの道路なので、ほとんどそ

こを通ると思うんで、その辺の、今回発注される安全対策というのは、どう考えられていますか。

**都市創造部長** 当該工事、今までも工事のほう実施させていただいているところございまして、やはり、場合によっては片側通行を行う場合もございました。そういう状況の中でも、交通誘導員を適切に配置いただく中で、安全面につきましては特に問題なく、工事のほうは実施されたという認識でございます。

あと、今後、ほかの町内の開発等に伴って交通量が増えるというのは、当然、私どもも認識いたしているところございまして、そういう部分については、すでに工事を行っているところに対しても、必要に応じて当該桜井跨線橋の補修・補強工事を実施するにあたっての連絡等、必要に応じて行う中で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第48号議案 工事請負契約の締結について、私・戸田より賛成の討論をさせていただきます。

島本町の域内交通の要である桜井跨線橋の維持管理における予防保全に欠かせない補修・補強工事、耐震工事ということで、必要と認めるものです。計画的に桜井跨線橋の長寿命化、耐震性の向上を図っていただき、特に大型開発が複数行われている、この第6期の工事の時期については、いつにも増して、安全対策をお願いしたいと思っています。

工事請負の入札については、金額の大小にかかわらず、リスクヘッジの観点から不正行為の排除の徹底に、引き続き緊張感を持って努めてください。

今後の課題といたしましては、国土交通省が全国の建設業者に対して社会保険の加入状況の実態調査に乗り出すとの新聞報道もあり、下請け業者に元請け業者から法定福利費が適切に支払われているかが問われるようになると思います。労働環境の改善が、人材確保に欠かせないからです。また、よりよき労働環境こそが、工事期間中の安全対策と工事の完成度の高さに繋がります。

基礎自治体においても、このような観点を持って事務事業を進めることが求められるようになると思っております。この点についての今後の調査を求め、私の賛成の討論といた

します。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第48号議案 工事請負契約の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

この工事請負契約の締結については、桜井跨線橋の長寿命化、耐震化を目的とした橋りょう補修・橋りょう補強のための工事です。

入札については6者に依頼し、2者が辞退、4者の応札となり、株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店が落札しました。株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店は、以前にも桜井跨線橋補修・補強工事の（その1）から（その4）を完工し、安全面・技術面も確認でき、工事請負者として適確であると考えます。

桜井跨線橋は、島本町を分断するJRに架かる大型が通行できる唯一の道路です。大地震等が起こったときには、物資等の輸送の根幹をなす道路です。今回の桜井跨線橋補修・補強工事（その6）が完了後、残る補修・補強工事はJR軌道上のP8からP9径間です。いつ起こるか、明日にでも起こり得る南海トラフ大地震、有馬高槻断層帯地震にも橋りょうとしての機能が維持できるように、JR等の事前協議を含め橋りょう全体の工事が早期に完成するように事務を進めていただくこと、また、今回の工事を安全に進めていただくことを要望し、賛成の討論とします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** それでは、第48号議案 工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

内容といたしましては、桜井跨線橋補修・補強工事（その6）であり、契約金額は1億7,344万6,920円となっています。桜井跨線橋補修・補強工事は、島本町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的に実施されており、本工事請負契約についても同様のものであると認識をしています。

桜井跨線橋につきましては、本町における重要な幹線道路の一つであり、橋りょう定期点検業務の結果においても構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態であることから必要なものであると認め、今後も維持管理にかかる費用の縮減を図りながら、安全・安心な道路ネットワークを維持していただきたいと思っております。また本工事区間は本町地内において主要幹線であり、通行量の多いことから、工事期間中の安全管理、交通管理には十分留意をしていただきたいと思っております。

それとともに、次の工事予定であるスパンに関しましては、JR東海道本線上に位置するため、これまで以上に安全対策が求められることから、慎重に協議を重ね、万全の体制で取り組んでいただきますよう申し添えまして、第48号議案 工事請負契約の締結

について、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 公明党を代表いたしまして、第48号議案、賛成の討論をいたします。

この橋におきましては、東西を結ぶ大切な橋です。私が今回、賛成討論の中で一番強調して言いたいことは、昨年、委員会で私はストッパーの件で、ぜひ1日も早くストッパーを全域お願いします、というような要望をさせていただきました。ほんとに職員の執念で、ほぼ全部完成する。あと2本残ってますが、これは次回できるということで、ほぼ完成するという結論が、今回の入札の結果、わかりました。これは本当に、職員の執念がすごいものだ、大いに私は評価するものでございます。

今回の工事に関しましては何も言うことはございませんので、無事故で工事完了を、よろしくお願ひしたいと思います。賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第48号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第49号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総合政策部長** (登壇) それでは、第49号議案について、ご説明申し上げます。

第49号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

提案理由といたしましては、人事院規則の改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

職員の育児休業の取得につきましては、当該子が3歳に達する日まで取得可能であり、この上限の範囲内につきましては原則1回の延長が認められております。これに加え、さらに再度の延長ができる場合として、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、育児休業の期間延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業にかかる子について育児休業の期間の再度の延長をしなければ、その養育に著しい支障が生じることとなった場合が、条例に規定されております。

しかしながら、この「再度の延長」ができる特別の事情として、昨今の待機児童問題により、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面、その実施が行われないことについても、運用により認めてきた経緯がございます。

今回の改正につきましては、人事院規則の一部改正により、この運用により認めてきた特別の事情が明文化されたことに伴い、町の条例におきましても、同様の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 待機児童問題が全国的な課題になっていますが、本町では傾向として、子どもが何歳ぐらいのときに職場に復帰されるのでしょうか。これまでに待機児童となっていることを理由に、運用によって育児休業を延長したケースがありましたか。もう1点、待機児童であることをどのように判断するのか、申請に関わる手続きについて、説明を求めておきます。

以上、2点です。

**総合政策部長** まず、これまでに運用により認めてきたケースでございますけれども、本町では、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているものの、当面、その実施が行われないこと、いわゆる待機児童になったということで、2件、運用で認めてきたケースがございます。

それから、その手続きの関係でございますけれども、再度の育児休業の延長を請求するにあたりましては、承認請求書に理由を記入し、そのことを証明する書類を添付いただく必要がございます。それは地方自治体が発行する待機証明書、あるいは結果通知書が該当してまいります。

以上でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第49号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第50号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総合政策部長** (登壇) それでは、第50号議案について、ご説明申し上げます。

第50号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

提案理由につきましては、「雇用保険法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

公務員は、「雇用保険法」の対象外であるため雇用保険に加入しておらず、退職後、失業状態にある場合においても失業等給付を受けることはできません。ただし、退職時に低額の退職手当しか受給しなかった退職者が、その後、一定期間内に失業状態にある場合に限定して、「失業者の退職手当」が支給されます。この「失業者の退職手当」とは、公務員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が、仮に算定する雇用保険の失業等給付の額に満たない場合に、その差額分を限度として支給するもので、概ね3年以内など、短い勤続期間で退職した者が該当いたします。

今回の改正につきましては、本年3月31日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」におきまして、雇用情勢が悪い地域に居住する者及び災害により離職した者の給付日数を延長できることとすること、また移転費の支給対象に職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加するといった、失業等給付の給付内容が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた本条例の第10条を改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。ただし、第10条第11項第5号及び附則第4項の改正規定、これは移転費にかかる改正部分でございますが、これらにつきましては平成30年1月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 本制度によって、これまで差額相当分を支給したことがありましたか。今後、こういったケースに対象者が現れ、例えばこういった給付が行われると想定されていますか。概算でよいので、一例として考え得るケースについて、お示しください。

1点目の質問は、もしかして私の認識が間違っていたら、その点のご指摘も含めて、

お願いいたします。

**総合政策部長** 本町において、過去に失業者の退職手当を支給した事例のお尋ねでございますが、ここ数年、勤続年数の短い職員の退職が発生いたしておりますが、いずれも退職日の翌日から就労をされております。失業している状況にないことから、これまで支給した事例はございません。

それから、支給する場合の額的なもの、ケースでございますけれども、職員の給料額につきましても、勤続年数だけではなく、最終学歴でありますとか、前歴加算によって給料月額が異なるものでございます。概算になりますけれども、25歳で勤続年数1年の職員が退職して、退職後失業状態にあると仮定をいたしますと、退職時に支給する一般の退職手当は約10万円、それから「雇用保険法」に基づく失業給付が約40万円になりますので、失業者の退職手当は、その差額である約30万円となっております。

なお、「失業状態にある」ということにつきましては、本人からの申し立てによるものではなく、ハローワークの証明により確認することとなっております。

以上でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第50号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第51号議案 島本町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長** (登壇) それでは、第51号議案 島本町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の51の1ページでございます。

提案理由でございますが、「地方税法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正条例につきましては、三つの条を設けております。具体的には、51の3ページからの第1条につきましては、「島本町税条例」について改正するものでございます。次に、51の12ページからの第2条につきましては、平成26年3月31日付で専決させていただき、同年4月臨時会議におきまして専決処分のご報告をさせていただきました「島本町税条例の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。次に、51の14ページの第3条につきましては、平成27年6月定例会議におきまして、ご可決いただきました「島本町税条例の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、51の16ページの次に添付させていただいております第51号議案参考資料のうち、「島本町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表」に基づきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、1ページの「第7条の2 納税証明事項」についてでございます。これにつきましては、現行の軽自動車税が、軽自動車税の種別割に名称変更となったことから、改正するものでございます。

次に、「第8条 納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」についてでございます。これにつきましては、延滞金の規定に、新たに創設された軽自動車税環境性能割を追加するため改正するものでございます。

次に、2ページの「第19条 法人税割の税率」でございます。これにつきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率を引き下げるものでございます。

なお、住民税法人税割の引き下げ分は、地方法人税として国が賦課徴収し、地方交付税制度を通じて地域間の税源の偏在性の是正が行われることとなっております。

次に、「第75条 軽自動車税の納税義務者等」でございます。これにつきましては、軽自動車税の環境性能割及び種別割の納税義務者を規定するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけてでございます。「第76条 軽自動車税のみならず課税」でございます。これにつきましては、法に「みなす課税」が新たに規定されたため、改正するものでございます。具体的には、軽自動車等の売買契約において売り主が所有権を留保している場合は、買い主を当該軽自動車等の納税者とみなして課税すること等を規定するものでございます。

次に、3ページの「第76条の2」でございます。「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲」でございます。これにつきましては、改正前の第75条の2を繰り下げるものでございます。内容については、変わりはございません。

次に、「第76条の3 環境性能割の課税標準」から、5ページの「第76条の8 環境

性能割の減免」までについては、環境性能割にかかる賦課徴収などについて規定するものがございます。

次に、5ページの「第77条 種別割の税率」から、8ページの「第84条 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」までにつきましては、名称変更等を含め字句の整理を行うものがございます。

次に、10ページの「附則第11条 個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」でございます。これにつきましては、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、改正するものがございます。

次に、同じく10ページの「附則第21条の11 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」から、11ページの「附則第21条の15 軽自動車税の環境性能割の税率の特例」までについてでございます。軽自動車税の環境性能割は市区町村が課する税ではございますが、賦課徴収につきましては、都道府県の自動車税の環境性能割と同様なものであることから、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うものとされており、所要の整備を行うものがございます。

次に、「附則第22条 軽自動車税の種別割の税率の特例」でございます。軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備及びグリーン化特例の適用期限の満了に伴い、規定を削除するものがございます。

次に、13ページの「附則第23条 軽自動車税の賦課徴収の特例」でございます。これにつきましても、グリーン化特例の適用期限の満了に伴い、規定を削除するものがございます。

次に15ページの、これは第2条関係の「島本町税条例の一部を改正する条例」についてでございます。

平成26年3月31日付で専決させていただきました改正条例中、「附則第6条」について、種別割への名称変更などに伴い、改正するものがございます。

次に17ページの、第3条関係の「島本町税条例の一部を改正する条例」についてでございます。

平成27年6月定例会議でご可決いただきました改正条例中、「附則第3条」について改正するものがございます。第3条第7項につきましては、先ほど、ご説明させていただきました第8条第3号の改正に伴いまして、所要の整備を行うものがございます。

最後に、施行期日につきましては、平成31年10月1日でございます。

なお、附則第11条第1項関係につきましては、平成31年1月1日でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時07分～午前11時20分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 第51号議案 島本町税条例の一部改正について、若干ですが、質疑をさせていただきます。51号議案の資料、「議案の概要」が示されておりますけれども、特に(2)法人町民税の税率を改正するもの、この点について、若干質問させていただきます。

法人町民税の税率を改正するという事で、先ほど部長のほうからご説明がありました。第19条で言うと、100分の12.1から8.4%に引き下げがなされる、税率の引き下げを意味しているということです。島本町においては、早くから優良な企業も含めて企業誘致に取り組み、小規模自治体としては企業が多く存在し、近年も法人町民税の増収という本町の財政状況が示されておりますが、この国の改正点は、明らかに島本町の税収の減少に繋がるものと推察をいたしますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**総務部長** 法人町民税の法人税割というのは、毎年、同じ額の所得とか、そういうものであれば、当然、議員おっしゃるように税率分が減になるかと思えます。ただ、これは申告納付でございますので、毎年、いわゆるジグザグの状況がございますので、その辺の影響というのはなかなか把握しがたいわけでございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、今回の税率を下げた分というのは国のほうで国税としていったん徴収をして、地方交付税特別会計というのがまた国にございまして、そちらのほうに入って税源の偏在是正という形で回ってまいります。本町は交付団体でございますので、本町のほうにも一応回ってくるというふうな形で考えておりますので、単純な構造ではないということ、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**河野議員** 一概には言えない、というような答弁であったように思いますが、例えば前年度の決算額における申告額が同額であった場合、この税率を適用した場合、新旧において減収になるというようなことを私は言っているつもりなんです、その点について減収になるのですか、ということをお訊いております。年度ごとに増減や波があるということは、議員は皆、よく知っておりますので、そういった単純な比較を申し上げているわけではありませぬので、その点について、ちゃんとお答えください。

さらに、この税率の引き下げ分は、さらに条例改正にかかる国による「地方税法」改正、2年後ですね、10月1日、消費税10%増税と同時期に行われます。地方法人税率を引き上げることにより対応されるということも、先ほどの説明でもございました。地方法人税分の増額によって、島本町財政への影響も懸念されます。このことは直接、税条例には関わることはありませんが、同時期において行われるという、先ほどの地方法人税についての説明があったことについて質疑をしております。

結果として、地方交付税の原資とされる、そして偏在是正ということで、企業誘致していない、企業の少ない周辺の市町村にも偏りのないよう交付されるということの、

国の示されている意図は知っておりますけれども、「島本町にとって」ということで言えば、後の交付税措置について、これは十分に手当てされるものというふうに原課では見ておられますでしょうか。私はそうではないと思っております。いかがですか。

**総務部長** 1点目のご質問で、私がちょっと説明不足でございました。申しわけございません。いわゆる税率引き下げにつきましては、ミクロ的には議員おっしゃるとおりやと思います。

それから、2点目の地方交付税制度に対しての将来的な影響でございますが、今回の条例改正は31年10月1日施行ということで、その法人税割の影響するところというのは、32年度課税、市町村にあっては32年度課税。同時に交付税につきましても平成32年度のことでございます。現段階では、その交付税の算定基準というのが示されておられません。交付税は、議員おっしゃる法人の影響というのは、基準財政収入額のほうに影響いたします。同時に交付税の算定上、基準財政需要額という歳出の部分がございまして、そういった基準がまだ示されておられませんので、今、どうかというふうにお答えできる状況ではございません。

以上でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第51号議案 島本町税条例等の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回、大枠として環境性能割や住民法人税割が改正されております。平成28年11月28日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を図るための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」に伴い、改正されるものであります。その前の28年の3月31日に公布された一部改正の法律から、当時、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するために、地方消費税率引き上げの実施時期を延期されたことにより、前の長い名称の改正が行われ、本町としまして、今議会に上程されるものであります。

他議員の質疑でもありましたように、要は、今回のこの法人税のみでの判断の見解を伺いました。この法人税のみで見ますと、確かに損する気分になってしまうんだらうと思われまして。しかしながら、私どもの会派としましては、地方自治体においては交付団体と不交付団体とがあります。私ども島本町としては、そこを踏まえずして、この法人

税のみで判断することはできず、今まででも、今後も、段階を経てきましたし、世界情勢や社会情勢よっての改正もあり続けます。

この先、長いスパンでの観点が必要なのは、財源根拠の一部となりますものが延期されましたが、ついに皆様のご要望の待機児童解消のためや子育て支援に、福祉施策や耐震化等々に、先食的に政策をスタートしております。また、皆様がおっしゃる地域格差の是正、要は偏在性を踏まえ、我が会派としては広域化を求めるならオールジャパンの観点が必要であるということをお訴え、賛成の討論とさせていただきます。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第51号議案島本町税条例等の一部改正について、賛成の討論を行います。

議案概要に示されました（1）及び（3）に示された、その他の規定の規定整備は必要な措置と認めるものです。環境性能割については、2019年10月、自動車取得税廃止とともにエコカー・グリーン化機能がなくなる代替策として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が創設され、自動車税に環境性能割の税収は一定割合市町村に交付されるということをお聞かしております。この点は、必要な措置と捉えて、現時点では異論はございません。

ただし、議案概要（2）、先ほど質疑をいたしました。その点については、一言、要望をさせていただくものです。

向かう2019年10月実施の10%消費税増税と同時期に施行される本条例の一部改正分の中で、この法人町民税の税収の減少分が自治体の財政、特に島本町としては厳しく影響を受けます。交付税措置分で100%の手当てが見込まれるものではないというふうには私は考えておりますし、見通しは今の段階では示せるものではないという原課の答弁もございました。

さらに、過去において、この法人町民税の改定——私からすると改悪と捉えておりますが、それとほぼ同時期にまた地方法人税の税率を上げるということも先ほどの説明がございましたけれども、この地方法人税についても、過去において、単年度決算で約4千万円の減収に繋がったというような、島本町財政への大きな影響という過去の事例もございましたことから、非常に島本町として企業誘致などの努力をしてきた小規模町村であり、また町内の企業が努力されて増収に至った結果である、この法人税収の減額に繋がる。この点については、島本町民にとっては大きくマイナスに作用するものと私は推察しております。

前の町長選挙により、「小さくても魅力あるまちづくり」を目指し、住民の民意を受けて、山田町長におかれましては邁進をされているところですが、住民、職員とともに汗を流し、日々、財政の健全化を図り、行革等を推進される中で、このような税制の改定と、国・府の制度設計上の課題において、島本町の努力を上回る財政上のマイナスが生じる

可能性が大いにあるということです。山田町長におかれましては、住民生活、自治体財政への影響を注視していただき、財政上の課題が私の指摘したような形で生じる際には、ぜひ住民にはわかりやすく、正確な説明に努められますとともに、住民の思いを国や府にも伝える立場を取っていただきたい。

また、消費税増税の時期にも重なっていくことから、暮らし・福祉への影響が出る点では、島本町としてでき得る必要な措置を講じていただきたいと思います。

このことを申し添え、全体としては賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第51号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第51号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第52号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**消 防 長** (登壇) 第52号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案の概要でございますが、平成28年11月に「一般職員の給与に関する法律」が改正され、平成29年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなりました。「非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令」におきまして、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象につきましては、「一般職員の給与に関する法律」で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められていることから、所要の改正を行うものでございます。

具体的な内容につきまして、第52号議案参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第5条第2項の字句につきましては、政令に基づき整理するものでございます。

2ページの第3項につきましては、加算額を定めております。第1号で定める配偶者は433円から333円に、第2号で定める子は217円から267円と、367円から333円に、第3号から第6号で定める孫、父母等につきましては、367円から300円に改めるとともに、



号ずれが生じるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第52号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、自由民主クラブを代表し賛成の討論を行います。

消防団員の皆さんは、平素、町内で発生した火災や風水害などが起きたときには、いち早く災害活動に従事されているところであります。その任務は、町民の皆様の生命・財産を火災から守るため、日々活動されておられます。また、水害や火災、地震などの災害などが発生するおそれのある場合には、応急措置や予防措置をして、災害の直接的な原因となるものを取り除くなどの活動をされているものと思っております。そのように、町民の皆様の安全・安心を確保するため日々活動されている団員の皆様の身に、何かが起きた場合の補償を確保するものであります。

従いまして、今回の改正は非常勤消防団員の皆さんに関する「損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、その補償基礎額の加算額を改正されるものでありますことから、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第52号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてから第55号議案 平成29年度島本町水道事業

会計補正予算（第1号）までの3件を、一括議題といたします。

それでは、町長から平成29年度の施政方針を、また第53号議案から第55号議案までの3件について、順次、提案説明を求めます。

**山田町長（登壇）** 平成29年度一般会計補正予算及び水道事業会計補正予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員の皆様はもとより、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月16日執行の町議会議員・町長の同日選挙で、議員の皆様とともに、住民の皆様のご力強いご支援、ご信託を受け、島本町長として町政運営の重責を担わせていただくことになりました。住民の皆様のご負託に応えるべく、住民福祉の維持・向上と本町のさらなる発展に向け、住民の皆様のお声をお聞きし、議員の皆様と議論を重ねながら、職員と一丸となり、慎重かつ着実に町政を進めてまいりたいと考えております。

私は、水と緑が美しいこの島本町で生まれ、この町の人と自然に育てられました。私はこの町をこよなく愛し、この町に住んでいることに誇りを感じています。そして、住民の多くの皆様も、きっと同じ思いで暮らしておられることと存じます。私は、この町を愛する皆様とともに、この町を、自然と調和し、人権が尊重され、性別や年齢、障害の有無などに関わりなくいきいきと活躍できる、個性と活力あるまちに、より一層発展させるため、全力を傾注してまいります。

人口減少社会への対応が求められる今日、本町においては住宅開発などにより人口増加が見込まれる状況にはありますが、長期的に見ると、全国の多くの自治体と同様、人口減少は避けて通れない問題でございます。そうした現実を見据えて、中長期的な視点で向かうべき方向性を考えたとき、一つの方向性は、やはり「小さくても魅力あるまちづくり」を進めることではないかと考えております。

私は、住民と行政が互いに顔の見える、この小さな自治体の良さを生かし、適切に情報共有や意見交換などを行いながら、「協働のまちづくり」を推進してまいります。

また、私は、まちづくりの根幹は、人づくりであると思っております。若者世代が子育てしやすい環境を整えるなど、子育て支援と教育の充実を図り、誰もが住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりを、財政との整合を図りながら進めてまいります。

さて、本年度の国の予算におきましては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、一億総活躍社会の実現のため、地方創生、子育て・介護の環境整備などの政策の推進が盛り込まれております。これを受け、国の「地方財政計画」では、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に要する経費を計上するとともに、社会保障関係経費の増加にも対応しながら、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととしています。このような国の動向を受けまして、本町も、一般会計当初予算におきまして、子育て支援や公共施設の老朽化対策、広域連携など、喫緊の諸課題に対応しているところでございます。

本年度の一般会計当初予算は、経常的経費のほか、債務負担行為を設定するなど、あらかじめ計画的に事業を行っているものや、建設事業のうち、工期的に年度当初に予算計上する必要があるものなどにかかる予算を中心に調製し、ご可決いただきました。

今回の一般会計補正予算（第1号）におきましては、ふれあいセンターや清掃工場の改修、消防施設・設備の整備、都市計画手続の実施、子育て支援や教育の充実に要する経費などを計上させていただいております。

本議会に提案させていただく補正予算額は、一般会計2億6,576万3千円、水道事業会計3億8,240万円、合計6億4,816万3千円でございます。これを当初予算額に加えた補正後の平成29年度予算総額は、一般会計116億4,576万3千円、各特別会計86億2,700万7千円、水道事業会計14億2,960万円、合計217億237万円でございます。

今後も公共施設の老朽化対策や耐震化、子育て支援をはじめとする社会保障関係経費などのために多額の資金が必要となることが見込まれ、厳しい財政運営を余儀なくされることが確実な状況となっております。従いまして、歳入の確保と歳出の削減に努めることはもちろん、住民の皆様と行政が協働し、適切に役割を分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも「魅力あるまちづくり」を進められるよう、努力してまいります。

それでは、平成29年度の主要施策について申し述べます。

まず、「平和と基本的人権尊重のまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であります。「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、すべての人々の人権が尊重される、差別のない社会の実現に向け、努力を重ねてまいります。また、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の尊さ・大切さについての啓発に努めます。本年3月改定の「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき、性別に関わりなく一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

人権文化センターにつきましては、より多くの方に親しまれ、安心してご利用いただける施設を目指し、トイレのバリアフリー化に向けた改修工事を実施するとともに、エレベーターの設置に向けた検討を行ってまいります。

次に、「歴史と文化を大切に、自然環境を生かした個性のあるまちづくり」についてでございます。

地下水涵養や防災、自然環境の保全を目的として、住民の皆様や企業との協働による森林整備を積極的に推進してまいります。

し尿処理につきましては、高槻市関係者の皆様のあたたかいご理解のもと、本年4月から事務の委託を開始いたしております。衛生化学処理場の撤去などに向けた事務を進めてまいります。

ごみ処理につきましては、清掃工場の長寿命化が図れるよう適切な維持補修に努めるとともに、管理運営方法についても検討してまいります。また、住民の皆様に分別の徹底をお願いし、ごみの減量化や再資源化の向上に努めるとともに、再生資源の持ち去り行為の防止対策についても検討してまいります。

大阪府内で、土砂埋立て等による問題が発生している状況を踏まえ、府条例に加え、本町独自の対策について検討してまいります。

大規模災害時には、行政機能が停止することも想定されます。このため、行政が被災した場合でもいち早く応急対応や復旧活動、非常時に優先実施すべき業務等に対応できる体制を構築すべく、新たに「業務継続計画（BCP）」を策定いたします。また、災害時における通信環境の確保及び利用者の利便性の向上を目的として、公共施設における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備に向けた調査・研究を行います。

各地域の自主防災組織につきましては、新たな団体の設立を目指すとともに、住民の皆様の防災意識の向上のため、防災指導員とともに、各自治会及び自主防災会への出張講座や、訓練への参加を積極的に行います。こうした取り組みを通じ、自助・共助・公助の連携を深め、より一層の安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

大雨による被害を未然に軽減するため、本町が管理する沈砂池や水路を点検し、必要箇所の浚渫工事を実施いたします。

本年3月に改定いたしました「住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅への耐震改修等補助を実施し、耐震化率の向上に努めてまいります。

救急出動件数が増加傾向にありますことから、救急車の適正利用とともに、応急手当の普及啓発に努めます。また、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質と救命効果の向上に努め、住民の皆様の救急要請に的確に対応してまいります。

消防施設では、呼吸器用高圧空気圧縮機を購入し、火災時の活動体制の整備・充実を図るとともに、継続して消防分団小型動力ポンプの更新を行い、各種災害への対応力の向上に努めます。また、継続して住宅用火災警報器設置の啓発活動を行い、火災をはじめとする各種災害による被害の抑制・軽減に努めます。

高槻警察署をはじめ本町防犯委員会、高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関との連携をより一層深め、犯罪発生の抑止に努めてまいります。また、昨年度に引き続き、自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会への補助を行い、地域における防犯活動を支援いたします。

農業振興団体協議会による朝市への支援などを通じ、地産地消を推進いたします。また、意欲のある農業従事者への支援など、関係団体と連携しながら、本町の地域特性にあわせた都市農業振興の取り組みを進めてまいります。

商工会などの関係団体と連携し、本町のにぎわいづくりに繋がる住民主体の活動や創

業を支援するとともに、町内外への情報発信を行うなど、観光振興・定住促進のための取り組みを積極的に進めてまいります。

まちのPRと商工業の活性化を図るため、ふるさと島本応援寄附金制度のさらなる充実を図ります。

安定した財源の確保及び商工業の振興、地域雇用の確保等のため、大阪府とも連携し、企業立地の促進に精力的に取り組んでまいります。

次に、「住民参加と時代の変化に対応したまちづくり」についてでございます。

本町の施策やまちの魅力を一人でも多くの人にお伝えできるよう、広報しまもとをはじめとする各種広報媒体を活用し、わかりやすく親しみの持てる情報発信に努めてまいります。

町長自らが地域に出向き、住民の皆様から直接お声をいただくタウンミーティングなどの実施に向け、効果的な実施手法を検討してまいります。

また住民委員会制度につきましては、担い手不足などの課題について役員の皆様との意見交換などを行い、今後のあり方を検討してまいります。

ボランティア情報センターにつきましては、開設から3年が経過したことを踏まえ、登録団体のご意見もいただきながら効果検証を行い、効率的な運営方法を検討してまいります。

国際交流につきましては、本年3月にアメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市と姉妹都市提携を締結したことを踏まえ、学校間交流などの取り組みを開始するとともに、ふれあいセンターの一角に「姉妹都市紹介コーナー」を設置いたします。

次に、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」についてでございます。

JR島本駅西地区につきましては、JR島本駅西土地地区画整理準備組合に対して引き続き技術的支援を行うとともに、まちの将来を見据え、新たなまちの顔となる駅前の玄関口として、自然と調和した、にぎわいと親しみのある街並みに誘導してまいります。

JR東海道本線に架かる桜井跨線橋をはじめとする橋りょうにつきましては、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修工事などを進めてまいります。また大型開発に伴い、通行量の増加が見込まれる既設道路の交通安全対策を計画的に進めてまいります。

水道事業につきましては、引き続き、大阪広域水道企業団から年間配水量のおよそ10%の高度浄水処理水を受水してまいります。また自己水源の安定的な確保のため、水質悪化及び取水量の減少がみられる取水井を廃止、新たな取水施設を整備するとともに、エアレーション設備を整備いたします。

本年度は、「水道事業財政計画」の最終年度でありますことから、次期計画を策定し、効率的な事業運営に努めてまいります。大薮浄水場につきましては、引き続き中央監視センターの更新にあわせ、自家発電設備の新設及び高圧受電設備の更新を行います。ま

た、「水道管路更新等計画」に基づき、老朽配水管の布設替えと耐震化を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、平成32年度までに公営企業会計に移行できるよう、事務を進めてまいります。また、水道事業と同様に次期「公共下水道事業財政健全化計画」を策定し、効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道整備のうち汚水整備につきましては、引き続き、高浜地区の整備を進めてまいります。雨水整備につきましては、五反田雨水幹線の整備に向け計画的に事業を進めるとともに、流域下水道高槻島本雨水幹線の接続工事の早期完成に向け、高槻市と連携を図ってまいります。

次に、「少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり」についてでございます。

昨年度に引き続き、町内企業等の協力のもと、健康づくりに積極的に取り組む方に特典を付与する健康マイレージ事業を実施し、特定健診・がん検診の受診率向上を図り、健康寿命の延伸に努めてまいります。

三島二次医療圏における救急医療を将来にわたって安定的に確保するため、大阪府や3市1町の関係機関と連携し、救急医療体制の充実に向けた検討を進めてまいります。

「福祉ふれあいバス」につきましては、これまでも対象者の拡大や停留箇所の増設など、必要に応じ見直しを行ってきたところですが、さらなる対象者拡大について検討いたします。

国民健康保険事業の厳しい運営状況を踏まえ、特定健診等の保健事業や生活習慣病の予防事業を積極的に実施するとともに、昨年度に引き続き、専門的な知識を有する徴収支援員を配置し、きめ細やかな納付相談に応じるなど、徴収率の向上に努めてまいります。平成30年度から都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、大阪府においては保険料についても統一される予定です。被保険者への制度の周知をはじめ、円滑な制度移行に向け、適切に事務を進めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、「第7期保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたします。また、本年4月から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」を核として、医療・介護連携の推進、地域支え合い体制の整備、認知症高齢者に対する支援事業の充実などを総合的に推進し、住み慣れた地域で安心して生活することができる地域包括ケアシステムを構築してまいります。

「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」につきましては、地域において自主活動が活発に行われています。これらの活動を積極的に支援し、介護予防を推進してまいります。

生活困窮者自立支援制度につきましては、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、

生活保護には至らない低所得の方に対する各種支援事業を実施してまいります。また、生活保護事業につきましても、相談や申請に適切に対応するとともに、被保護者の就労を支援し、自立に繋がるよう努めてまいります。

消費税率引上げの影響を緩和するため、昨年度に続き、住民税非課税の方に「臨時福祉給付金」を給付いたします。

障害者施策につきましては、次期「障害者計画」及び「障害福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してまいります。また、町立やまぶき園の移転建て替えに関し、障害者の地域生活を支える機能をあわせ持つ「障害者地域生活支援拠点等施設」の整備運営事業予定者を本年3月に決定しており、平成31年度の開設を目指して、各種調整・準備を進めてまいります。

平成30年4月施行予定である福祉医療費助成の大阪府制度の再構築に対応するため、本年度は条例改正、システム改修及び受給者への周知などの準備作業を行います。また子ども医療費助成につきましては、対象者の拡大に向けた検討を行ってまいります。

保育所につきましては、待機児童の解消に向け保育士の確保に努めるとともに、就学前人口の動向を注視し、民間保育園の誘致など受け皿の拡充に取り組んでまいります。

幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、幼稚園及び保育所等における市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を、これまでの半額から無料にいたします。あわせて、年収360万円未満相当のひとり親世帯等の保育料を、町独自に無料といたします。

第四保育所の移転建て替えにつきましては、設計の段階で運動場や保育所出入口の課題のほか、保育所運営上の課題も明らかになりました。そのため、施設の耐震化や老朽化が課題となっている第二幼稚園との一体的な整備も含めた再検討を行います。

学童保育室につきましては、待機児童が発生しないよう第二学童保育室の新棟を建設するとともに、第四小学校校舎増築等工事にあわせて学童保育室2室を整備いたします。

「産前・産後ヘルパー事業」につきましては、妊娠悪阻や、切迫流産の妊婦の方も利用できるよう、利用要件を拡充いたします。

また、大山崎町のご配慮により、本年4月にJR山崎駅前に開設されたひかり保育園の病児・病後児保育を、本町住民も利用できることになりました。そのため、所得に応じた保育料の一部助成制度を創設いたします。

次に、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」についてでございます。

総合教育会議において、教育委員会との協議・調整を行い、教育のより一層の充実に努めてまいります。

確かな学力の育成を目指して、子どもたちの学力実態を把握し、より効果的な指導や授業改善に取り組めます。また、読書活動の充実を図るため、特色ある学校づくり支援講師を2名増員し、すべての小学校に専属の学校図書館司書を配置いたします。

英語教育につきましては、外国語指導助手による就学前の英語活動を継続するとともに

に、文部科学省の教育課程特例校としての取り組みや実用英語技能検定受験者への補助などを通じ、中学校卒業時に英検3級程度の学力が身に付くよう取り組みます。

また、小中一貫教育につきましては、校種間の円滑な接続と段差の解消に向け、さらに検証・研究を進めます。

生徒指導につきましては、「いじめ・不登校（虐待）対策連絡会」の開催や関係機関との連携を図り、組織的ないじめ防止に取り組みます。

教職員の長時間労働への対策として、週1日以上、部活動の休養日を設けることや、週1回、全校一斉退校日を設けることを徹底いたします。

平成31年度までに第三小学校の耐震化が完了できるよう、本年度は、児童及び教職員の安全に万全を期し、B棟及びC棟の耐震補強等工事を行います。また、第四小学校の校舎増築等工事を年度内に完了できるよう工事を進めるとともに、第二小学校プール改修工事及び北館トイレ改修工事を行います。

第一幼稚園園舎の雨漏りに対応すべく、屋上防水工事の実施に向け事務を進めます。あわせて、幼稚園における夏場の暑さ対策を講じてまいります。

子どもたちの安全・安心の取り組みにつきましては、昨年度設置した防犯カメラの適切な運用とともに、高槻警察署などの関係機関や地域の安全ボランティアの方々と連携し、引き続き取り組みを進めてまいります。また第三小学校運動場に隣接する町道広瀬桜井幹線ののり面が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、災害時の安全・安心を確保するための改修工事を行います。

夏休みの子どもの居場所づくり事業につきましては、より多くの子どもたちに参加していただけるよう、これまでの取り組みで得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めてまいります。

町立体育館につきましては、耐震診断の結果、体育館棟の耐震補強が必要であることが明らかになりました。このため、今後の方針について、町財政との整合性を図りながら早期に決定してまいります。

歴史文化資料館につきましては、文化財などを町内外にPRするための活用とともに、駅前という立地を踏まえた「にぎわいづくり」の資源として、正面広場や史跡桜井駅跡のより一層の活用に努めてまいります。

図書館につきましては、本年7月から北摂7市3町での広域利用が開始されます。住民の皆様への周知とともに、関係市町と連携し、円滑な運営に努めてまいります。

最後に、「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」についてでございます。

長時間労働の是正をはじめとする働き方改革が、官民や国地方を問わず、重要な政策課題となっております。引き続き、年間を通じた全庁的な時間外勤務の縮減に取り組むとともに、職員が健康でいきいきと働き、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりに努めてまいります。また、昨年度導入いたしました人事評価制度の評価結



果を人事管理の基礎とするとともに、人材育成にも活用してまいります。

効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、次期「行財政改革プラン」の策定作業を進めてまいります。また、小規模自治体である本町が今後も行政サービスを安定的に提供していくため、地域間における広域連携の推進を目指してまいります。

住民サービスの向上を図るため、夜間や休日においても住民票の写し等各種証明書の交付を可能とするコンビニ交付について、検討してまいります。

役場庁舎につきましては、災害時における行政機能を確保するため、耐震補強や建替など、耐震化の方向性について検討してまいります。

ふれあいセンターにつきましては、計画的な予防保全による施設の長寿命化を目指すとともに、エレベーターの更新をはじめとした機械設備の整備など、適正な維持・補修に努めてまいります。

以上、平成29年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。

「自然は大地をつくり、人間はまちをつくります。まちは住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。」、これは、昭和57年に制定された本町の町民憲章の冒頭の一節です。私は、自分たちの住む町がどのようにすれば元気になるかを一緒に考え、参加し、そして実行することができるような「まちづくり」を進めることが、本町を「より住みよいまち」に発展させる原動力になると確信いたします。

そして、町民憲章は「未来に希望をもってすすみます。」という言葉で結ばれています。これまで先輩方が守り育ててくださった島本町を、この「小さな町の豊かな暮らし」を、より良い形で、未来の世代に繋ぐことが、私に課せられた使命であると考えております。そのために私は、まちの現実や課題から目を背けることなく改革・改善に取り組むとともに、「未来の島本町」への希望を現実に変えるため、全力で邁進してまいります。

議員の皆様のご指導とご鞭撻、住民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

**川嶋議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後0時08分～午後1時10分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**教育こども部長** (登壇) それでは、第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、「子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目には、保育料額の算定に用いる市町村民税所得割の額を算定する際に、ふるさと納税にかかる寄附金控除の申告特例控除額などを算定に適用しない規定を追加するものでございます。2点目には、国の幼児教育の段階的

無償化にかかる平成29年度における取り組みに伴い、年収約360万円未満相当の世帯の保護者負担を軽減するなどの改正をするものでございます。3点目には、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、議案参考資料の「新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。議案参考資料「新旧対照表」1ページをお開きください。

別表第1（第4条関係）につきましては1号認定保育料、いわゆる幼稚園保育料にかかるもので、次ページの別表第2（第4条関係）につきましては、2号・3号認定保育料で保育所保育料にかかるものでございます。

まず、1ページの別表第1の備考1及び別表第2の備考2につきましては、市町村民税の所得割額を算定する際に、「地方税法」第314条の9に規定する「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」、附則第5条の4の2第6項に規定する「住宅借入金等特別税額控除」、第5条の5第2項に規定する「寄附金税額控除における特例控除額の特例」、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項に規定する「寄附金税額控除における申告特例控除額」——いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」、第45条に規定する「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除」を適用しない旨、規定するものでございます。

次に、1ページの別表第1の備考2及び2ページの別表第2の備考3につきましては、保育料表において、「地方税法」第292条第1項第1号に規定する均等割及び所得割の額が0円である世帯が「市町村民税非課税世帯」であることを規定しているものでございます。

次に、1ページの別表第1の備考3及び2ページの別表第2の備考4につきましては、1号認定では6階層から10階層までの世帯及び2号・3号認定では、市町村民税所得割額が5万7,700円以上のD2階層からD12階層までにおける多子軽減について、規則で定めることとしており、規則では第1子全額、第2子半額、第3子以降無料と規定しているものでございます。

次に、1ページの別表第1の備考4及び2ページの別表第2の備考5につきましては、年収約360万円未満相当の世帯に特定被監護者等がいる場合の世帯員が2人以上いる場合、1号認定では3階層から5階層、2号・3号認定では、B階層から市町村民税所得割額が5万7,700円未満のD2階層の世帯の保育料について、規則で定めることとしており、規則では、無料と規定しているものでございます。

なお、「特定被監護者等」とは、勤務や修学、療養等の都合により、別居・同居に関わらず、保護者が監護する生計を一にする者を言います。

次に、1ページの別表第1の備考5及び2ページの別表第2の備考6につきましては、年収約360万円未満相当の世帯のひとり親世帯等について、1号認定では3階層から5階層の世帯、2号・3号認定では、B階層から市町村民税所得割額が7万7,101円未満のD

3階層世帯の保育料を規則で定めることとしており、規則では、無料と規定するものがございます。

この他、文言整理につきましては、別表1と別表2の備考の表現の統一など、必要な整理をするものがございます。

最後に、この条例は、公布の日から施行し、平成29年度分の保育料から適用するものがございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**総務部長（登壇）** それでは、第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の54の1ページをお開き願います。

本年度の当初予算につきましては、町長の改選期であることから、歳入歳出とも経常経費、債務負担行為などによる継続事業及び建設事業のうち当初予算に計上する必要があるものを基本とした骨格予算で、対応させていただいたところがございます。今回の補正予算につきましては、すでにご可決いただいております当初予算とあわせまして、本年度の町の諸施策を推進するため、ご提案させていただくものがございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,576万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、116億4,576万3千円とするもので、款項別の内容は、54の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の、地方債の追加及び変更につきましては、54の6ページの「第2表 地方債補正」にお示ししております。

まず、この表の上段、追加分の一般廃棄物処理事業債につきましては、当初予算で予算措置いただきました清掃工場施設整備事業の財源でございます。地方道路等整備事業債につきましては、町道尺代2号線及び広瀬40号線ほか舗装補修工事、島本駅自由通路エレベーター改修工事の財源でございます。消防施設整備事業債につきましては、消防団桜井西側分団の小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新並びに桜井分団の小型動力ポンプを更新するための財源でございます。

次に、表の下段、変更分の一般単独事業債の内訳でございます。ふれあいセンター整備のうち、防火シャッター及びエレベーター改修工事の財源として9,950万円を発行いたします。また、第三小学校のり面改修工事の財源として330万円を発行いたします。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

54の9ページからの「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金65万6千円の増額でございますが、防犯対策強化事業を実施する特別養護老人ホームに対して、町が

補助するための特定財源でございます。第5目 教育費国庫補助金156万1千円の増額につきましては、JR島本駅西地区まちづくりに伴う試掘調査の特定財源でございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金101万5千円の増額につきましては、第一幼稚園空調機設置にかかる実施設計の特定財源でございます。

第16款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 財産貸付収入224万8千円の増額でございます。内訳につきましては、2件でございます。

まず、1件目は、阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について、4月から時間貸駐車場を運営する民間企業に普通財産である土地を賃貸しており、本年度分として182万4千円を計上しております。2件目は、広瀬三丁目地内の旧水道庁舎別館用地につきましては、前年度に一般会計が等価交換により取得いたしました。その土地には、地方公営企業である水道事業の導水管が埋設されており、当該埋設部分の土地について、4月から一般会計が水道事業会計に賃貸することとなったため、本年度分として42万4千円を計上しております。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 公共施設整備積立基金繰入金444万6千円の増額でございます。これにつきましては、普通建設事業の一般財源に充当するため繰り入れるものでございます。第2目 財政調整基金繰入金1億43万7千円の増額につきましても、歳出の財源不足を補うため、増額させていただくものでございます。

54の10ページでございます。

第20款 町債、第1項 町債につきましては、第2条の地方債の補正で、ご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、54の11ページからの「歳出」でございます。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、第19節 負担金、補助及び交付金5千円の増額につきましては、大阪府町村議長会負担金について、当初見込みより増額となったことによるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、第18節 備品購入費78万9千円の増額でございます。これにつきましては、役場地階印刷室及びふれあいセンター3階の輪転機について、老朽化が著しいことから更新するものでございます。第2目 財産管理費、第13節 委託料324万円の増額のうち、公有財産測量等183万6千円につきましては、広瀬三丁目地内の旧水道庁舎別館用地について測量分筆等を行うものでございます。庁舎整備検討資料作成等業務140万4千円につきましては、本庁舎の整備方法を検討するため設計事務所に資料作成を委託するものでございます。第8目 自治推進費6万7千円の増額でございます。第11節 需用費3万1千円につきましては、本年3月5日に姉妹都市となった、アメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市の概要などを紹介する展示コーナーを設置するため、展示用パネルを購入するものでございます。第12節 役務費3万6千円につきましては、本町の児童生徒の作品等を姉妹都市に

送付するための郵便代でございます。第14目 ふれあいセンター管理費1億71万円の増額でございます。1階窓口防犯設備設置工事113万4千円につきましては、窓口カウンターの防犯対策として、可動式の間仕切りを設置するものでございます。防火シャッター改修工事4,968万円及び次のページ、54の12ページにまたがりませんが、エレベーター耐震改修工事4,989万6千円につきましては、それぞれ新しい設備基準に対応すべく、改修するものでございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第7目 介護保険費、第19節 負担金、補助及び交付金65万6千円の増額につきましては、特別養護老人ホームが実施する防犯対策強化事業のための補助を行うものでございます。

第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費81万円の増額につきましては、保育所及び幼稚園の保育料の算出等のため、電算システムを改修するものでございます。第2目 児童措置費35万4千円の増額でございます。本年度に大山崎町に開設されました「ひかり保育園」の病児・病後児保育施設の利用にあたりまして、本町住民の利用料を所得に応じて助成するものでございます。第3目 児童福祉施設費28万円の増額でございます。産前・産後ヘルパー派遣事業の利用期間につきまして、これまでは「出産予定日の2カ月前から」としていたものを、つわり、または切迫流産による体調不良時にも利用できるよう、「母子健康保健手帳交付時から」に拡大するものでございます。

54の13ページでございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健ヘルス事業費395万2千円の増額のうち、第7節 賃金354万8千円の増額でございます。育児休業中の保健師1名について、育児休業取得期間が延長となったことから、代替の保健師を雇用するものでございます。第18節 備品購入費40万4千円の増額につきましては、毎年度開催しております「歯の健康展」などの備品として購入するものでございます。

第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費1億円の増額についてでございます。本年度の清掃工場施設改修工事にかかる費用につきましては、当初予算で1億円の予算枠を設定しておりましたが、煙突の補修などについても早期に実施することが必要となったことから、今回、追加でお願いするものでございます。

第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費2,130万円の増額のうち、第13節 委託料1,200万円の増額でございます。街路樹診断業務につきましては、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道整備にあたり、樹木医による診断を行うものです。次に、町道水無瀬青葉2号幹線歩道補修設計業務につきましては、歩道の急勾配の解消、橋りょうの補修など、歩道の補修工事にかかる設計を行うものでございます。第15節 工事請負費930万円の増額でございます。町道尺代2号線舗装補修工事及び町道広瀬40号線ほか舗装補修工事につきましては、それぞれ舗装が老朽化により損傷しているため、舗装工事を行うものでございます。54の14ページでございます。島本駅自由通路エレベータ

一改修につきましては、新しい設備基準に対応すべく改修するものでございます。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費381万3千円の増額についてでございます。これにつきましてはJR島本駅西地区における市街化区域への編入、用途地域の設定、地区計画の設定等、都市計画決定を行うための業務を委託するものでございます。

第8款 消防費、第1項 消防費、第3目 消防施設費1,717万9千円の増額のうち、第11節 需用費27万2千円の増額につきましては、山間部の捜索事案にも対応できるよう、山道に119番ポイントとして標識を設置するものでございます。第12節 役務費1万円の増額につきましては、消防団桜井西側分団の小型動力ポンプ積載車の購入にかかる保険料でございます。第15節 工事請負費73万1千円の増額でございますが、呼吸器用高圧空気圧縮機の常設電源を新設するものでございます。第18節 備品購入費1,614万1千円の増額でございます。分団小型動力ポンプにつきましては、老朽化による桜井分団及び桜井西側分団のポンプを更新するものでございます。呼吸器用高圧空気圧縮機は、消防士が火災現場などで使用する空気呼吸器ボンベに空気を充填する圧縮機について、これまで業者に空気充填を依頼しておりましたが、より機動的な対応ができるよう購入するものでございます。54の15ページでございます。小型動力ポンプにつきましては、老朽化している消防本部の小型動力ポンプを更新するものでございます。分団車両につきましては、桜井西側分団の小型動力ポンプ積載車を購入するものでございます。第27節 公課費2万5千円の増額でございますが、桜井西側分団の小型動力ポンプ積載車の購入にかかる自動車重量税でございます。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費586万9千円の増額のうち、第7節 賃金255万9千円の増額でございます。これまで、子どもの読書活動を推進するため、小学校4校に対し図書館司書有資格者である支援講師を2名配置しておりましたが、2学期よりさらに2名増員し、各校1名の配置体制に拡充するものでございます。第15節 工事請負費331万円の増額でございますが、第三小学校に隣接するのり面が、土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、改修工事を行うものでございます。第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費243万8千円の増額のうち、第13節 委託料200万9千円の増額でございます。これにつきましては、第一幼稚園の空調機設置に向け、本年度、電気設備工事設計業務を行うものでございます。第18節 備品購入費42万9千円の増額でございますが、第二幼稚園の夏の暑さ対策として冷風機3台を購入するものでございます。

54の16ページでございます。第5項 社会教育費、第3目 文化財保護費312万6千円の増額につきましては、JR島本駅西地区まちづくりに伴う試掘調査を実施するものでございます。第7目 図書館費117万5千円の増額でございますが、再任用職員の任期満了に対応するため、臨時職員1名を雇用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）の説明

を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**上下水道部長（登壇）** 続きます、第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の55の1ページをお開き願います。

本年度の当初予算につきましては、町長の改選期であることから、経常的経費、債務負担行為などによる継続事業及び施設整備事業のうち、当初予算に計上する必要があるものを基本とした骨格予算で対応させていただいたところがございます。今回の補正予算につきましては、すでにご可決いただいております当初予算とあわせまして、本年度の水道事業の諸施策を推進するため、ご提案させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第2条 収益的支出では、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用で970万円を増額するものでございます。

第3条 資本的支出では、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費で3億7,270万円を増額するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億2,269万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,019万円、減債積立金1,503万2千円、建設改良積立金5億5,944万9千円及び過年度分損益勘定留保資金1億8,802万5千円で補てんするものいたします。

続きます、補正予算の内容につきまして、計画説明書により、ご説明申し上げます。

議案書55の5ページ、「資本的支出」でございます。第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費のうち工事請負費450万円の増額につきましては、上下水道部別館用地として借地しておりました土地に埋設している導水管の一部について、借地面積を縮小させるために移設するものでございます。第2目 配水及び給水費のうち、委託料450万円の増額につきましては、現在、稼働休止中の第2低区配水池及び向陽ヶ丘配水池等の除却に向けて実施設計を行うものでございます。第4目 総係費のうち、委託料50万円の増額につきましては、上下水道部別館用地として借地しておりました土地と、隣接している水道事業用地と民地との境界確定を行うもので、負担金20万円の増額につきましては、高槻市水道事業と関西大学との連携による大規模地震時の水道管路被害予測（ハザードマップ）に関する共同研究事業に、本町水道事業が参画するものでございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第2目 拡張事業費のうち工事請負費1億460万円の増額につきましては、上下水道部別館敷地内に第2大藪取水井の新設を実施するものでございます。なお、第2大藪取水井の新設に伴い、水質悪化及び取水量の減少が見られ、改修効果も見込めない取水井、溝田・馬渡・長田の3取水井につきまして

は、廃井することとしております。

第3目 施設整備事業のうち委託料2,850万円の増額につきましては、平成30年度から平成32年度施工に関わります水道管路更新のための実施設計を行うもので、工事請負費2億3,960万円の増額につきましては、広瀬・青葉地区における老朽配水管布設替え工事8,400万円及び第二曝気塔新設工事1億5,560万円によるものでございます。なお、第2曝気塔につきましては、大藪浄水場内に新設するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** 以上で、町長の施政方針並びに各議案に対する担当者からの提案説明は終わりました。

それでは、これより町長の施政方針並びに第53号議案から第55号議案までの3件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、大阪維新の会、人びとの新しい歩み、公明党、コミュニティネット、自由民主クラブ、河野議員の順で行います。

なお、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、最初に、大阪維新の会の発言を許します。

**大久保議員（登壇）** それでは、平成29年度山田町長の施政方針に対し、大阪維新の会を代表いたしまして大綱質疑を行います。

2025年には団塊の世代の方が後期高齢者となり、少子超高齢化時代のピークを迎えます。このような情勢の中、深刻な人手不足を受け、2018年の春卒業見込みの大学・大学院生らの就職内定率が急上昇、また有効求人倍率が大阪府におきまして1.52倍と、近畿内でも最も高い水準となり、雇用に関する経済指標の改善が目立っております。

しかしながら、島本町における財政状況は以前にも増して厳しい状況であることに変わりがありません。また、北朝鮮によるミサイル発射により、朝鮮半島の緊張が高まっております。日本に、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが着弾することも現実的な問題となりました。

このような現状の中、現在の島本町の厳しい状況についての率直なお考えをお尋ねし、以下、数項目についてお尋ねします。

1. 「効率的かつ効果的な行財政運営」について。

平成27年度末の本町における一般会計分の町債が109億円、積立金が42億円となっております。積立金におきましては、本町の資産売却費22億円が入っており、これ以上増える見込みがないと思われれます。また、優良企業日立金属の撤退、65歳以上の人口増加など、税収が増える見込みも厳しい状況にあります。このままの状態では、住民サービスを減らすか、町債を増やすしかありません。



このような状況下、町長の「島本町の財政状況に対する認識と今後の広域連携、合併問題も含めた行財政運営」について、お尋ねします。

2. 「平和と基本的人権尊重のまちづくり」について。

「核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づき、平和の尊さ、大切さについての啓発に努める」とのことですが、本町におきましても北朝鮮からのミサイル攻撃による不測の事態に、今一度備える必要があると考えますが、町長のご見解をお尋ねします。

3. 「大規模災害時の防災対策」について。

①平成28年度大阪府下の市町村における業務継続計画（BCP）の策定状況を見ますと、58.1%に達しております。災害時に資源（人・物・情報）等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要であると考えます。本町におきましても迅速に策定する必要があると考えますが、どのような内容で、いつまでに策定されるのか、お尋ねします。

②南海トラフ地震のような大規模災害におきましては、自衛隊との連携が不可欠であると考えます。担当自衛隊部隊との情報共有や合同訓練は必須と考えますが、町長のご見解をお尋ねします。

4. 「消防の広域化」について。

本町の財政状況を考え、住民の安全・安心を守る責務を全うしていくためには、創意工夫をこらした部隊の強化、高規格資機材の整備、組織の活性化を図る必要があり、一部事務組合や広域連合など、自治体の枠を超えた消防組織を作る必要はありませんか。町長のお考えをお尋ねします。

5. 「JR島本駅西地区の土地区画整理について」でございます。

JR島本駅西地区の土地区画整理におきまして、医療・福祉ゾーン、駅前商業ゾーン、農地保存ゾーン、集約換地ゾーンなどの構想が出ておりますが、具体的に今後どのような区画整理を実施していくのか、お考えをお尋ねします。

6. 「福祉ふれあいバス」について。

福祉ふれあいバスにつきまして、「さらなる対象拡大を検討する」とのことですが、これに代わり、コミュニティバスの運用についてのお考えがないか、お尋ねします。

7. 「住民サービスの向上」について。

住民サービスの向上を図るため、「住民票の写し等各種証明のコンビニ交付を検討」されるとのことですが、財源の確保とタイムスケジュールを含め、お示してください。

8. 「役場庁舎の耐震化」について。

役場庁舎の災害時における行政機能の確保のため、「耐震補強や建て替えなど、耐震化の方向性について検討」されるとのことですが、住民サービスに重要なデータ管理と災害時の運用について、お尋ねします。

以上、よろしくお願ひします。

山田町長 それでは、大阪維新の会を代表されての大久保議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「行財政運営について」でございます。

積立金につきましては、予算において収支の不足を補うために取り崩すこともあれば、町税収入等が予算より上振れした場合や、町有地の売払い収入があった場合などには、将来の財政運営を円滑に行うために積み立てる場合もございます。従いまして、収支の状況により、積立金が増額となることもございます。しかしながら、65歳以上人口が増加する中で、個人住民税収入の大幅な増額を見込むことは難しく、引き続き厳しい財政状況が続く見通しでございます。

「このままの状態では、住民サービスを減らすか、町債を増やすしかない」とのご指摘でございますが、厳しい財政状況にあっても、法令等により義務付けられている町の住民サービスは、引き下げることはできません。従いまして、町の独自サービスから見直しを行うとともに、限られた財源を有効に活用するため、必要な事業を精査し、効率的・効果的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、町債を発行することは法定の要件に該当する場合しか認められておりませんので、たとえ収支が悪化したとしても、赤字を補てんするために町債を発行することはございません。

なお、広域連携及び市町村合併につきましては、先日、貴会派所属議員からの一般質問にお答えしたところでございますが、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、地域間の広域連携を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「平和」に関する質問でございます。

本町では、平和を愛する文化都市として、町の将来を担う子どもたちの未来が永遠に戦争のない平和な社会で、豊かな暮らしができるようお願い、昭和62年に、議会決議により「核兵器廃絶・平和都市」を宣言し、この趣旨に基づき平和の大切さの啓発に努めております。

北朝鮮からのミサイル攻撃につきましては、本町の「国民保護計画」において、武力攻撃事態のうち、弾道ミサイル攻撃として規定しているものに該当すると考えております。同計画では、発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要としております。

具体的には、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設などへの避難が必要となることから、全国瞬時警報システム等による国からのミサイルの発射情報等を、いち早く防災行政無線やエリアメールなどで住民の皆様に伝達する体制をとっております。また、本町のホームページにおきましても、弾道ミサイルが飛来する恐れがある場合の対応について周知しているところでございます。

次に、3点目の①「業務継続計画について」でございます。

この計画は、行政が大規模災害で被災した場合でも、いち早く応急対応や復旧活動、また非常時に優先すべき業務等に対応できる体制を構築することを目的に、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものでございます。

具体的には、国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に記載されている、特に重要な要素である電気・水・食料や通信手段の確保について定めるとともに、非常時優先業務の整理等について関係部局との協議を行い、各部局で実施すべき時系列の災害対応業務を選択し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることで、大規模災害時においても住民ニーズに対応できるようにするものです。

なお、計画は本年度中に策定してまいりたいと考えております。

次に、②の「自衛隊との連携について」でございます。

本町の「地域防災計画」でお示ししておりますとおり、南海トラフ地震のような大規模災害時には大阪府知事に派遣要求を行い、陸上自衛隊第3師団に対し派遣要請することとしております。陸上自衛隊には、毎年、本町の総合防災訓練において、救助訓練や救助機材の展示などを実施していただいております。また、本町と自衛隊との意見交換を毎年行うなど、非常時に備えた連携に努めているところでございます。

次に、4点目の「消防の広域化について」でございます。

自治体の枠を超えた消防組織につきましては、ご質問にあります「地方自治法」第284条第2項に基づく一部事務組合の設置や、同法第284条第3項に基づく広域連合の設置がでございます。

昨年4月1日現在、全国には733の消防本部があり、その内442の消防本部は市町村が単独で運用しており、291消防本部が一部事務組合等による広域的な消防組織となっております。また大阪府内では、27消防本部のうち22消防本部が市町単独で、5消防本部が一部事務組合を組織し、広域的な消防組織となっております。

一部事務組合や広域連合によります消防組織の設置につきましては、単独で消防業務を行うことが困難な市町村や、消防力の強化を目的に消防の広域化を行い、複数の市町村が共同で消防業務を行うものであると認識しております。本町が属する三島地域の自治体におきましては、人口20万以上の都市が3市あり、現状の消防力が充実していることから、あえて一部事務組合等による広域化は進みにくい状況であるものと考えております。

本町におきましては、現有の消防力を活用するとともに、自治体の枠を超えた消防相互応援・連携協定を高槻市や大阪府内の消防本部等と締結して運用していることから、災害時には、それらを活用して適切な対応を行ってまいります。

なお、昨年度から大阪府におきまして、今後の消防力の強化に向けた課題や解決方策等について検討を行うべく、「消防力強化のための勉強会」が立ち上げられており、本

年度末には勉強会の取りまとめが行われる予定でございます。

次に、5点目の「JR島本駅西地区の土地区画整理について」でございます。

JR島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては、JR島本駅西土地区画整理準備組合において、昨年8月に当該事業にご協力いただくことのできる民間事業者を業務代行予定者として募集され、昨年11月の業務代行者審査選定委員会を経て、本年1月に開催されましたJR島本駅西土地区画整理準備組合の総会において、本事業に協力される業務代行予定者を選定されたところでございます。

現在、準備組合におかれましては、全地権者対象の意向調査や現地調査として測量を実施されているところである旨、お聞きいたしております。その後、準備組合とされましては、それらの調査結果を踏まえ、まちづくりの素案を作成されるものと認識いたしております。

それらの内容を踏まえ、本町といたしましては、今後、都市計画手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、これまでも必要に応じて、適宜乗車対象者の見直しを行っており、昨年6月から、これまでの65歳以上の年長者や障害をお持ちの方、妊婦の方と同伴する就学前のお子様に加えて、4ヵ月児健康診査の対象となったお子様とその保護者にも利用していただけるよう、乗車対象者を拡大したところでございます。

今後も、町の福祉の向上を図るために行うという福祉ふれあいバス本来の運行目的を踏まえつつ、さらなる利用者の拡大などの検討を行ってまいります。その検討を進めるうえで、必要に応じて、運行目的等についても調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、7点目の「住民サービスの向上について」でございます。

住民票の写しなどの各種証明書をコンビニで取得することを可能とする、いわゆる「コンビニ交付」につきましては、本年6月1日現在、府内43自治体のうち21自治体が導入しております。この導入にあたっては多額の初期費用を要することから、国から平成30年度までの時限的措置として、上限5千万円の範囲内で、特別交付税措置が講じられる旨の通知を受けておりました。

しかしながら、その後、国から特別交付税措置期間を平成31年度まで延長するとともに、上限額を6千万円に引き上げる旨の方針が示され、また初期費用の大部分を占めるシステム構築等につきましても、複数のシステム事業者が町村を対象とした廉価版システムの開発を検討している旨、報告を受けております。

このような状況であるため、現時点で明確なスケジュールをお示しすることはできませんが、導入にかかる費用負担金額が大きく変動することから、システム開発の動向を注視するとともに、先行自治体の導入状況等の調査・研究を進めており、本年度は、交

付する証明書の種別や必要経費等も踏まえたうえで、導入の可否について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、8点目の「役場庁舎の耐震化について」でございます。

本庁舎につきましては、耐震診断の結果、耐震化が必要であることから、その整備方法について検討することとしております。本庁舎の現況に鑑み、コンピュータシステムの基幹系プログラム及びデータにつきましては、バックアップデータを毎日抽出し、ふれあいセンターに保管している状況でございます。今後、本庁舎において耐震性が確保された場合には、本庁舎内で管理運営していく予定でございます。

一方、現在、大阪府を事務局とする自治体クラウド検討会が設置されており、本町もこの検討会に参加し、先進自治体における自治体クラウドの効果や課題等について、調査・研究を進めているところでございます。府内では、複数の団体で共同クラウドを進める動きがあり、クラウド・コンピューティングの導入は、経費削減効果もさることながら、災害時におきましても所管するデータを専用のセンター等で安全に管理できるメリットがございます。

従いまして、本町の基幹システムの賃貸借契約が満了する平成32年度までに、経費面だけでなく、災害等に備えた適切なデータ管理の手法の一つとして、他団体の事例なども参考に、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 大綱質疑ではありますが、1点だけ、質問させていただきます。4番目の「消防の広域化」について、再質問でございます。

過去にも、消防の広域化・連携についての質問があったと認識しております。これは重要課題として認識しておられて、近隣消防本部との連携強化を図るとの回答でしたが、本町の財政状況を鑑みまして、ぜひとも消防の広域化を進めていただきたいと思いますが、今一度、お考えのほうをお示してください。

**消防長** 消防の広域化についての再度のお尋ねでございますけども、先ほど町長からご答弁申し上げましたように、近隣の自治体につきましては人口が35万であったり27万、あるいは36万の都市がございまして、なかなか、ご質問にございます一部事務組合、あるいは広域連合の必要性というのは、その市におかれましては認識がないという状況でございます。

平成20年の3月に、大阪府のほうで広域化の推進計画というのを策定をされまして、府内のブロックごとに広域化について検討した経過がございます。その中におきましても、本町は北ブロックということで、淀川から北の7市3町の自治体で詳細を検討したところでございますが、やはり大きな自治体がかなりございますので、当時は広域化のメリットがあまりないということで、現時点では広域化が進んでないような状況でございます。

ただ、町長からご答弁申し上げましたように、昨年度から大阪府におきまして、再度、消防の広域化に向けた課題、それから解決方策について、今、検討を行っているという状況でございますので、今年度中に、その報告書が取りまとめられる予定でございます。それを踏まえまして、また府内の消防本部で様々な議論があるのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

**大久保議員** どうもありがとうございました。

細部につきましては、各常任委員会で質疑させていただきます。これで終わります。

**川嶋議長** 以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 09 分～午後 2 時 20 分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

**中田議員** (登壇) 2017 年度山田町長の施政方針に基づき、人びとの新しい歩みを代表いたします。大綱質疑を行います。

①点目。「島本駅西地区の市街地化に向けたまちづくりは時代の流れと逆行しています」

日本社会の、右肩上がりの経済成長の時代は終わりました。人や物、お金があふれる時代ではなく、開発すれば町が活性化するという今までのやり方では、うまくいかないことは明らかです。近隣の大きな自治体と張り合って、駅前にマンションや商業施設を造ったとしても、規模ではかないません。同じ土俵で争っては、限られた「ひと・もの・お金」の流れを島本に向けさせることは難しいのです。

では、どうするか。近隣の自治体にはない魅力をアピールするのです。私たちの町・島本の良さはどこにあるのか。それを見極め、地域の潜在力を引き出しましょう。私は、駅前に広がる田園風景を活かしたまちづくりが、その可能性だと考えます。これが、小さな町・島本の生き残る道ではないでしょうか。

駅前のコンクリートをはがし、森に戻す。今、日本ではそんな逆開発が行われている場所さえあります。昨年、国は「都市農業振興基本法」に基づき、「都市農業振興基本計画」を閣議決定しました。「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を「あるべきもの」へと、定義づけを 180 度転換したのです。世の中の流れは変わってきています。小さな町・島本が生きて行くには、その流れを敏感に掴み、機敏に変化に対応していく必要があります。

駅西側の景観に魅力を感じて、島本町に転入してくる若い世代も増えてきています。改選前に議会に提出された「JR 島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願」に代表されるように、多くの町民に愛される島本駅西側の「農のある景観」

に対して、多額の税金を投入してまで市街地に編入する方向でまちづくりを進めることは、この町の方向性として不合理な選択であると言わざるを得ません。町長のお考えをお示してください。

②点目. 「時代は都市農地を求めています」

国の方針として、「宅地化すべきも」から「都市にあるべきもの」と、大きく位置づけが転換された都市農地ですが、高齢化や担い手不足、遺産相続などで、島本町の市街地に残る農地は次々と宅地化されていっているのが現状と認識しています。

昨今の状況の変化、例えば「食」の安全への意識の高まり、都市住民のライフスタイルの変化や農業への関心を持つリタイア層の増加、学校教育や農業体験を通じた「農業」に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり、人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待、都市環境の改善や緑の安らぎ、景観形成に果たす役割への期待などが、「都市農業振興基本法」の制定へと繋がっています。つまり、時代は都市農地を求めています。

島本町でも、「都市農業振興の取り組み」が期待されます。具体的には、取り組みとして何を予定されていますか。農地保有者の高齢化、担い手不足には対策を取られていますか。

③点目. 「保育所の現実」

新たな大型マンションの開発ラッシュにより、島本町の保育需要はますます高まっています。ただでさえ待機児童が出ている現状で、子育て世代の保育所を巡る様々な状況に対する危機感は想像に難くありません。

「児童福祉法」第24条により市町村には保育の実施義務があり、需要を予測し、保育施設を造ることが責務となっています。その際、保育の量だけでなく質も保障すべきです。待機児童対策として、4～5歳児に対する上乘せ基準を国基準に戻すことは、待機児童の若干の解消には繋がるものの、同時に保育の過密と保育士の負担増を引き起こします。数のつじつま合わせで保育士の確保をしても、働く環境が悪ければ辞めていく、また採用に奔走すると、さらなる悪循環に陥るのではないのでしょうか。一方、今年度から行われた保育所の臨時職員の賃金単価の増額は、保育士のモチベーション向上に伴い、保育の質の向上に一定効果があったものと評価します。

今後、大型マンションの開発ラッシュによる保育需要の急激な増加とともに、町内の保育所の整備や増設が急務であると認識しています。そこで、質問です。

保育所と幼稚園の一体的施設については、公立の運営が望ましいと思いますが、どのように考えておられますか。第四保育所の耐震化は、どのようにされる予定ですか。

幼稚園の廃止や保育所の民営化など、大きな制度変更にあたっては、当事者である保護者、現場職員の意見を、まずは聞くべきと考えます。町長のお考えをお示してください。

④点目。「部活動問題の改善に向けた休養日の設定」について。

文部科学省は今年1月、全国の教育委員会に向けて、中学校の部活動について「適切な休養を伴わない行きすぎた活動は、教員、生徒、ともに様々な無理や弊害を生む」として、休養日を適切に設定するよう求める通知を出しました。

ここでのポイントは、当事者として教員と生徒の両方にとって休養が大事である、としている点です。今回、施政方針では「教職員の長時間労働への対策」としてはありますが、当事者は教職員だけではありません。生徒の観点からも考えられるべきです。島本町では、生徒の部活動の活動時間や休養日の実態を把握する取り組みは行われていますか。島本町でも昨年、行き過ぎた部活動指導の実態、休養日の練習過多等について心配する保護者の意見があったということが、民生教育消防常任委員会で明らかになっています。

文部科学省の示した休養日の目安は、「中学校で週2日以上、長期休業中の活動については、ある程度、長期のまとまった休養日を設け生徒に十分な休養を与える」というものです。一方、今回の施政方針で示された本町の休養日は「週1日以上」とあり、目安と比べると不十分と言わざるを得ません。

日頃から多様な経験をすることが子どもの心身の発達に必要なことであり、部活動漬けになることは、決して良いこととは思えません。本来であれば週に2日以上、文部科学省が示したガイドラインが達成されることが求められていると思うのですが、町長はどうお考えですか。文部科学省は、休養日数の基準などを示すガイドラインを今年度中に作ることにしているそうです。今後も継続して検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

⑤点目。「町長によるタウンミーティング」

島本は、人口3万人と小さな町です。町の小ささは、本来、行政と住民の間のきめ細やかなコミュニケーションを容易にするはずですが、しかし、現実はどうでしょうか。住民には、事態がどう進んでいるのかわからないまま、話がほぼ決まった状態で、行政から結果だけが示されるというコミュニケーション不在の意思決定が目立ちます。例えば、保育所の民営化問題、住民ホールの解体、町立プールの廃止、島本駅西地区の開発計画がそうです。

このような現状を変えるため、町長自らが地域に出向き行われるタウンミーティングで、住民参加のまちづくりが実現することを期待します。実施時期、形態など、お考えはすでにありますか。

⑥点目。「清掃工場の維持管理とごみ減量の課題」について。

尺代の清掃工場は、施設稼働後26年を経過していますが、平成27年度に行われた精密機能検査の結果、整備状況は比較的良好であるとされました。過去に一度、不具合整備に大規模な改善を図っていることもあり、「老朽化は認められるものの処理能力機能に影響はない」との見解が示されています。また、今後の対応として、「ごみの分別・



資源化などにより、焼却量自体の軽量化に努めることが望ましい」との専門的見解です。

実効性のあるごみの減量化や再資源化について、具体的な手法をお考えですか。数値目標の設定はできているのでしょうか。

⑦点目。「ふるさと納税における返礼品制度の問題点」について。

「ふるさと島本応援寄附金制度のさらなる充実を図ります。」とのことですが、具体的には、どのようなことを考えておられますか。返礼品の競争が過熱化する現状、問題点は、様々なところで指摘されているところです。所沢市のように、返礼品を得るための競争から下り、故郷や自治体を応援したいという制度に戻すと、返礼品をやめる自治体も出てきています。

そんな中、島本町は昨年度から返礼品を設定したばかりです。残念ながら後追い感、タイミングを逸している感がぬぐえません。本来、福祉や教育に使われるべき税が返礼品となり、一部の人だけが得をする構造になっています。制度本来の目的に立ち戻り、返礼品について考え直すべきときではないでしょうか。町の見解を問います。

⑧点目。「『行財政改革プラン』の策定作業には住民の参加を」

「行財政改革プラン」は、住民サービスに深く関わるものです。小規模自治体である本町が今後も行政サービスを安定的に提供していくためには、適材適所に無駄なく、効率的に予算を配分することが必須です。そのためには、当事者である住民の要望がどこにあるのかを把握することが必要です。

「第4次行財政改革プラン」時には、有識者、住民、職員で構成する島本町行財政改革推進委員会を設置していました。第6次プランの策定の際にも、住民の意見が真に反映されるよう、幅広い世代の住民が参加する検討委員会の設置を求めます。その予定はありますか。

⑨点目。「土砂埋め立ての規制に関する条例策定が必要です」

平成26年2月、豊能町の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼしました。本町においても、NEXCO西日本の新名神高速道路のトンネル掘削工事の残土搬入計画があり、通園・通学路の安全や、環境・防災への影響が懸念されています。また、山間部への残土処分行為も想定されます。

大阪府では、災害防止と生活環境の保全を目的に「大阪府土砂埋立等の規制に関する条例」を、平成26年12月26日に制定、平成27年度7月1日から施行されています。府条例の主な規制項目と、それに加えて本町独自の対策が必要な理由を、それぞれ具体的にお願いします。

⑩点目。「水道事業は直営で」

6月の「水道週間」、大藪浄水場の一般公開、特に100%の純地下水の試飲と持ち帰りが好評で、多くの参加があったと聞き及びます。広報しまもとの内容の充実と、地下水100%の水道水の試飲という企画の成果と、評価しています。

施政方針には、「次期水道事業財政計画作成にあたり、効率的な事業運営に努める」と書かれています。島本町水道事業が大阪府広域水道企業団に統合されたり、大森浄水場の運転等の管理に包括民営化が導入されては、地下水を供給する町の責任と使命はどうなるのでしょうか。統合せず、将来的に直営で行うことを求めます。町長のお考えをお示してください。

⑪点目 「社会保障制度としての国民健康保険事業」

広域・統一化により、島本町が行う事務内容はどのように変わのでしょうか。島本町の特別会計の歳入歳出に、どういった変化が起こりますか。医療費の支払いを府が一手に引き受けて財源を掌握することになり、議会から運営が見えにくくなる一方、市町村が行う事務に大きな軽減はないと認識します。

府が示している広域化による1人当たり保険料影響額によると、島本町は7,747円増です。しかし、これは加入者の平均値であって、高所得者層、低所得者層の保険料が、それぞれどの程度の値上げとなるのかなど、実態は不透明なままです。基礎自治体が独自に行ってきた保険制度ですから、そもそもの算定の前提基準もバラバラです。

制度改正の目指すところはどこにあるのか、加入者にメリットはあるのか。「国民健康保険法」を根拠とし、国民皆保険を支える社会保障制度として運営するため、基礎自治体に何ができるのか、お考えをお示してください。

⑫点目 「各種証明書の交付のコンビニ交付」について。

今年度の検討は、具体的にどのような内容になりますか。すでに導入に向けて準備を進めておられたと認識していますが、イニシャルコスト、ランニングコストなど、費用対効果の視点が欠かせません。また費用対効果を考えるとき、マイナンバーカードの普及率が課題になります。マイナンバーカード交付の現状と、費用対効果に対する考え方を示してください。

以上、ご答弁、よろしく願いいたします。

**山田町長** それでは、人びとの新しい歩みを代表されましての中田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

現在、JR島本駅西地区の地権者の皆様におかれましては、土地区画整理事業という手法を用いて、まちづくりを実施されておられるところでございます。当該地域でまちづくりを実施されている背景といたしましては、平成20年3月に開業いたしましたJR島本駅の駅前であるという地理的な理由だけではなく、当該地域で農業を営まれている方々の高齢化や、それに伴い後継者が不足しているという現状から、営農の継続が困難となられていることや、相続に伴う土地の細分化、土地の売却等の理由があげられます。

また、このような理由から、このままの状況では、一般的にインフラ整備が不十分な地区において無秩序な土地利用がなされることが危惧される場所ではございますが、

当該地区では区域一体の計画的なまちづくりを実施されているため、本町といたしましても、「島本町都市計画マスタープラン」の趣旨との整合性を踏まえ、ご支援をさせていただいているところでございます。

今後につきましては、本町といたしましても駅前のみまちづくりという地理的特性を勘案し、地権者の皆様のご意向が、一定踏まえられた素案が作成された段階におきまして、準備組合の皆様並びに業務代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討してまいりたいと考えております。

なお、その際にいただいたご意見につきましては、事業の実現性はもとより都市計画マスタープランや関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、②点目の「都市農業の振興について」でございます。

都市農業の有する機能は、都市住民に新鮮な農産物を供給する機能だけではなく、防災や景観形成、国土・環境の保全、住民が農作業に親しむ場、農業に関して学習することができる場、農業を営む者と都市住民の相互交流の場、都市住民の農業に対する理解の醸成の場など、多様な機能を果たしていると言われております。

これまで本町では、ファミリー農園におきまして、農家ではない方にも土に親しみを持っていただく機会が提供されております。また学習田におきましては、小学生が農業体験を行うとともに、学校給食に地場産のものが一部提供されるなど、農産物の供給という農地本来の機能以外にも多面的な機能が発揮されており、今後も各取り組みを推進してまいります。また、新たな都市農業振興の取り組みとして、これまで桜井地区のみで行っていた景観形成作物の促進に関する事業、いわゆるレンゲ米の栽培に対する支援の取り組みを町内各所で展開していくことについて、現在、農業実行組合長会と協議を行っているところです。

担い手づくりに関しましては、農業者の後継者育成を図ることを目的に、高槻市農業協同組合に対して補助金を交付するとともに、大阪府が開催する新規就農を目指す方を対象とした相談会や、農業に関する技術を学ぶ農業大学校に関する情報を提供しており、引き続き支援してまいります。さらに他の自治体との意見交換等も行いながら、本町の地域性や財政状況等を踏まえた都市農業の取り組みにつきまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、⑤点目の「町長によるタウンミーティングについて」でございます。

本町においては、これまで「私の声」や町ホームページの意見フォーム、各種計画策定の際のパブリックコメントの実施、また政策立案等の内容に応じた住民意識調査など、様々な広聴手法により町政に対する住民意見の聴取に努めてきたところでございますが、今回、私自身が住民の皆様のお声を直接お聞きするとともに、自らの言葉でお伝える場として、新たにタウンミーティングなどの実施を検討してまいりたいと考えてお

ります。

実施にあたりましては、事業の趣旨を踏まえつつ効率的かつ効果的な手法について、他団体の状況なども参考にしながら、持続可能な形で、できるだけ早い時期に実施できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、⑥点目の「清掃工場の維持管理とごみ減量の課題について」でございます。

清掃工場の施設及び処理機能の状況につきましては、平成 27 年度に実施した精密機能検査において、比較的良好であり適切な維持管理ができているものの、老朽化している箇所があることが判明しております。施設の長寿命化を図るためには、毎年保守点検を行い、財政との整合を図りつつ適切な改修工事を行うとともに、焼却炉への負担を軽減するため、ごみを適切に分別することが重要でございます。

本町では、ごみの分別や再資源化に関する取り組みといたしまして、昨年 4 月から、ごみ袋の中身が見えることによる分別意識の向上やごみ排出量の抑制等を目的に、ごみ袋の透明・半透明化を実施しております。また、年 2 回住民の皆様配布しておりますごみ収集日程表にて、家庭ごみの分け方・出し方について啓発を行うとともに、各自治会より選出されている廃棄物減量等推進員の皆様に、年 3 回、ごみの減量化等に関する研修を実施しております。

次に、数値目標の設定につきましては、平成 27 年 3 月に策定いたしました「島本町一般廃棄物処理基本計画」において、平成 41 年度のリサイクル率を 13.6%としております。さらに本年度においては、再生資源の持ち去りに関する規制条例につきましても検討しており、今後も本町のリサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑦点目の「ふるさと納税について」でございます。

昨年 11 月から業者と委託契約を行い、返礼品の充実等を図り、返礼品の数は一定確保いたしました。依然として、町の住民の方の他市町村に対する寄附額が大きく上回っている状況でございます。

このような中、本町といたしましては、町の魅力を積極的に発信するため、離宮の水ブランディング事業により、今後、認証された町内の製品等が生まれた際には、これらにつきましても、返礼品に追加できるよう充実を図ってまいりたいと考えております。一方で、本年 4 月 1 日には、総務大臣から改めて制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を徹底するよう指示があり、本町においてもその指示内容に沿った対応を取っているところであり、今後につきましても、国の通知等を鑑みたくえ、本制度の趣旨に沿った取り組みを進めてまいります。

さらに、返礼品の充実のみならず、寄附者の方が町の取り組みを応援し、寄附を行いたくなるような手法についても、先進的な事例をもとに今後検討してまいりたいと考えております。

次に、⑧点目の「行財政改革プランについて」でございます。

小規模自治体である本町が、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立する必要があるものと考えております。このため、現在、次期「行財政改革プラン」の策定作業を進めているところでございます。

策定手法につきましては、直近の「第5次島本町行財政改革プラン」を踏襲してまいりたいと考えておりますが、庁内のプロジェクト会議における議論等を踏まえて素案をお示しし、パブリックコメント等による住民の皆様のご意見を反映させたいと、成案化してまいりたいと考えております。

次に、⑨点目の「土砂埋立ての規制に関する条例について」でございます。

大阪府では、災害の防止及び生活環境の保全を目的とし、土砂埋立て等について必要な規制を行うため、「大阪府土砂埋立等の規制に関する条例」を制定し、平成27年7月に施行されております。この条例は、建設工事等により発生した土砂を対象に、埋立、盛土、堆積などの行為を許可制とし、規制するものでございます。3,000 m<sup>2</sup>以上の土砂埋立て等が規制対象となり、災害の発生を未然に防止するため、地下水等の排除や擁壁設置等に関する構造上の基準に適合していることなどに加えて、違反者を処するための罰則規定も設けられております。

しかしながら、本町域内は山間部が多く、府条例の対象とならない小規模な埋立て等が想定されますことや、土砂埋立て等が大規模となった際には速やかな是正が困難になるケースがあること、また近隣市においても小規模な土砂埋立て等を規制する独自条例が制定されており、広域的な規制を行う必要があることから、本町におきましても独自条例の制定が必要であると考えております。

次に、⑩点目の「水道事業について」でございます。

大阪広域水道企業団との統合につきましては、本年4月に四條畷市、太子町、千早赤阪村の3団体が事業統合し、また泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町の7団体につきましても、平成31年4月からの事業統合に向けまして、現在、検討協議が進められております。

大阪広域水道企業団では、大阪府の定める「大阪府水道整備基本構想」における広域化のロードマップの最終目標である「府域一水道」の実現を目指し、府域水道事業との統合を進めていく予定とされておりますが、「この期限については、設けない」ということが42市町村全ての共通認識であり、また統合する際の42市町村共通の条件として、「自己水源については、市町村の意見を尊重する」とこととされております。

これまでの大阪府や大阪広域水道企業団からのアンケート調査では、「現時点では、統合検討を考えていない」「当面は、企業団との統合を考えていない」と回答させていただいており、水道事業の使命である「いつでも どこでも 安全でおいしい水を低廉に供給する」ことを実現するためにも、引き続き健全な財政運営とともに、経費削減に

よる経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑪点目の「国民健康保険事業について」でございます。

国民健康保険制度の広域化は、増大する医療費、少子高齢化による現役世代の負担増などの構造的課題を背景とし、国民健康保険制度の保持が困難であることから、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が制定されたことによるものでございます。制度を維持するため、将来的には保険料負担を平準化することを目指しており、今回の改正では都道府県が、市町村ごとの標準保険料率を提示し、標準的な住民負担の見える化を図るものでございます。

平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となるなど中心的役割を担うこととなり、市町村としては国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付する事務が新たに発生することとなりますが、引き続き被保険者証の交付などの資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付の決定、個々の事情に応じた窓口負担減免、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施などを担うこととなります。

本町の国民健康保険の特別会計予算におきましては、平成30年度から国保事業費納付金の設定が必要となり、予算編成は大阪府から示される国保事業費納付金の確定後の作業となることから、編成作業のスケジュールがタイトになることが見込まれます。基礎自治体である市町村の保険者機能の役割といたしましては、国の保険者努力支援制度の基準に示されるように、被保険者の健康の保持増進のため特定健診・特定保健指導等の実施、医療の効率的な提供の推進として後発医薬品の使用割合の向上、保険料収納率の向上等を図っていく必要があるものと認識しております。

次に、⑫点目の「各種証明書のコンビニ交付について」でございます。

本年度の具体的な検討内容でございますが、先行自治体における導入状況及び導入後の評価等の把握・検証、導入費用と今後毎年発生する運用経費の算定、国からの交付税措置等財源措置の把握、交付する証明書の種別等を含め、あらゆる側面から導入の可否について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、「マイナンバーカードの交付状況」でございますが、交付枚数を人口で除した交付率は、本年5月末現在で約9.7%となっており、全国平均の約9.1%と比較いたしますと、若干高い発行率となっております。

最後に、「費用対効果に対する考え方」でございますが、本町では、住民票の写しなどの各種証明書の発行は開庁日にしか対応できないことから、早朝から深夜まで、また日曜・祝日等に関係なく取得を可能とするコンビニ交付の導入は、住民サービスの向上に繋がるものと考えます。しかしながら、導入時点で多額の費用が必要となるだけでなく、毎年運用経費が発生することから、それらの経費等を十分把握し、費用対効果の観点からの評価を踏まえ、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

岡本教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、③点目の「保育所の現実について」でございます。

全国的な保育需要の高まりや町内における大型の住宅開発の影響等を受け、保育所ニーズが高まりを見せる中、公営住宅としては府内で初めてとなる府営島本江川住宅を活用しての小規模保育事業所を昨年11月に開設し、続いて本年4月には阪急水無瀬駅前に2カ所目の小規模保育事業所を開設し、保育の受け皿の拡充に努めてまいりました。

しかしながら、保育士確保は本町だけでなく、特に都市部においては大きな課題となっており、高浜学園におきましても、現時点で123名の児童を受け入れておりますが、保育士の人員確保が困難であるため、定員を200人に設定しているにも関わらず、受け入れができていないのが現状でございます。

このような中、保育士配置基準を国基準に戻すことは保育士確保に繋がり、待機児童の受け入れが可能となりますが、現状の保育所が高浜学園を除き過密状態にある中、過密状態をさらに悪化させることにもなることから、保育士配置基準の見直しの課題はございますが、まずは待機児童の受け皿となる新たな施設の整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「保育所と幼稚園の一体的な整備について」でございます。

今後、再検討すべき事項ではございますが、建て替えた場合の建設費等の事業費は町にとって大きな負担となりますことから、国や大阪府からの特定財源を確保すべく、民間事業者による整備・運営も視野に入れた検討とともに、検討段階では、保護者や現場の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

また、現第四保育所につきましては、今後の町内における大型開発などによる就学前児童の人口推移を見定め、定員や用途を明確にしたうえで、耐震補強等工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、④点目の「部活動の休養日について」でございます。

部活動は「学校の教育活動の一環として行われるもの」との位置づけに立ち、教育課程との関連を図りながら、学校組織全体として部活動を推進するよう指導しております。

本町におきましては、ご質問にあるような部活動の活動時間や休養日に関する調査を行ってはおりませんが、議員ご指摘のとおり、休養日の設定は、部活動を指導する教員だけでなく対象となる生徒に対しても重要との認識に立ち、原則、週1日は休養日を設けるよう指示をしてまいりました。

しかしながら、今般、国及び大阪府からの通知で「休養日等の設定例」が示され、大阪府や近隣自治体の取り組みを参考として、まずは週1回の部活動休養日を設けることを明確にするとともに、可能な限り、土曜日または日曜日に休養日を設けるよう取り組んでまいりたいと考えております。このため、国の例示につきましては、今回、施政方針でお示いたしました取り組みを徹底いたしました後に、さらなる拡充として検討し

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** ご答弁、ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

「駅西地区の市街化に向けたまちづくり」について、先ほどお答えいただきましたが、その内容は、まちづくりの一般論をお示ししていただいたものと思います。しかし、先ほどの質問は、人びとの新しい歩みとして述べた駅西地区のあり方についてのビジョンに対して、町長はどのようにお考えかをお尋ねしたものでした。ご答弁の内容が若干噛み合っていなかったように思われます。そこで、再度、お尋ねします。前のビジョンに対する町長のお考えをお示してください。

2点目、「部活動の休養日のさらなる拡充を検討」されるとのこと。今後の取り組みに期待します。部活動について、もう1点、質問です。平成26年、文部科学省の行った、中高生を中心とした子どもの生活習慣が心身に与える影響等に関する検討委員会の報告によると、中学生に必要な標準睡眠時間はおよそ9時間であるのに対し、実際の睡眠時間は8時間弱と、まだまだ発育・発達段階にある中学生期に必要な睡眠時間に1時間も足りていないということが明らかになっています。

私の知る限り、始業時間前に行われる部活動、いわゆる朝練は始業時刻のちょうど1時間前に始まっています。島本町でも大半の部活動で行われている、この朝練ですが、早起きの習慣が身につく等の効果がある一方で、睡眠不足や授業への影響等も懸念されています。長野県教育委員会は、朝練に参加した生徒の31%が睡眠不足を感じているという報告等の結果を受け、朝練を原則禁止するとの方針を打ち出しています。

本町では、部活動の休養日設定についての取り組みは始まったばかりですが、子ども達の健やかな成長のためにも、そして教職員の長時間労働の対策としても、休養日設定のみならず、今後は朝練に関しても一定のルール作りを検討されてはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

**山田町長** 中田議員からのご質問に対するご答弁を申し上げます。

①点目の、「島本駅西地区の市街地化に向けたまちづくりは時代の流れと逆行しています」ということで、中田議員のおっしゃった内容に対する私の見解ということで受け取っておりますが、この内容につきましては、開発の方向性ではなくて農地のままに止めておくという趣旨だと認識しておりますが、私は、一定、整備が必要なものであると考えております。現在も、本土地区画整理事業においては、町は執行機関の権限の中で法律に基づき適切に業務を進めています。また、たくさんの関係者が関わられ、様々な経緯がある状況の中で、皆様にご理解をしていただきながら、整備を進めていく必要があると考えております。

その中で、どういった整備になるかということ、地権者の方、事業者の方、そして住民の方の意見を聞きながら、方向性を見定めていきたいというふうに考えております。



**岡本教育長** 中学校の部活動、朝練に関する再度のお尋ねであったと思いますが、議員ご紹介いただきました文科省の調査結果、それから長野県の朝練の一斉禁止通達については、私も認識しております。先ほどご答弁申し上げましたように、一つひとつ、学校との意見、子ども達の意見も必要だと思いますので、形としては後追いになりますけれども、朝練も含めた拡充した休養のあり方については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**中田議員** ご答弁、ありがとうございます。

駅西地区のあり方に関して、一定整備が必要とのこと、残念に思います。人びとの新しい歩みとして示した、開発ではなく、駅前に広がる田園風景を活かしたまちづくりも考慮に入れながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

部活動の休養日に関しては、さらなる拡充等、今後の取り組みに期待します。

もう一つ、質問です。保育所について問います。待機児童対策として、数で見れば解決を図ると質の担保が難しくなってしまうと思います。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる保育・教育は非常に重要なものです。

教育長に問います。「民間事業者による整備・運営も視野に入れながら検討」することでしたが、どんな保育を目指し、どんな保育所を造るのか。募集の際に、島本町が望む保育の理念を明確に示すことが重要であると考えますが、いかがですか。

そして、町長にもお尋ねします。町長はこれまで、子どもの育ちに実践的に関わってこられています。その経験から、どんな保育所等の施設が望ましいとお考えですか。よろしければ、これまで一市民、親として感じておられたこととともにお聞かせください。

よろしく願います。

**岡本教育長** それでは、私のほうから先にお答えをいたします。

民間事業者が運営主体となる保育所の建設ということにつきましては、主体が民間法人でございますので、その一定の企業理念、その部分については尊重していただかなければならないであろうというふうに考えております。ただ一方で、本町では「教育大綱」におきまして目指す「しまもとっ子」の像は、すでに昨年、総合教育会議をもとにした「教育大綱」において定めておりますので、そのもとで保育・教育の重点目標も定めております。それに従いまして、民間の事業者さんにもそのことをしっかり踏まえていただく必要もあろうかなというふうに思っております。そのうえで、例えば本町になような何か具体的な新しい試みをしていただけるような民間事業者の方も有力ではないかなというふうに、今の時点では考えております。

いずれにいたしましても、今後とも民間事業者を公募した段階で、児童福祉にかかる有識者等委員会で構成する社会福祉施設整備審査委員会において審査したいと考えており、その段階で十分に論議を深めていきたいというふうに考えております。また、障害

児保育や各種特別保育の実施、保育の土曜保育対策及び子育て関係機関等の連携などにつきましては、本町がこれまで培ってきた保育を同様に円滑に実施していただくことを基本に要請してまいりたい、こういうふうと考えております。

以上でございます。

**山田町長** どのような保育所、そして親としてどのような保育がいいかというご質問だったと思います。

私の経験から申しまして、幼児期の子どもというのは、できるだけ、叱るより褒めて育てることが重要であると考えております。そして、子どものことを信じて待つことができる、余裕のある保育が「良い保育」だというふうに私は認識しております。そのためには、保育者に相応の知識やスキルが必要ですし、何より心のゆとりや時間的余裕、よい働く環境が大切だと考えております。

そういう意味では、運営法人の教育理念、そういったことも大切ですが、法令などを遵守していただけることはもちろんのこと、保育者を大事にしているか、保育者にとって働きやすい環境を提供しているかが最低限必要なことであると感じております。保育者が大切にされて、いきいきと仕事ができれば、自ずと子ども達のこともしっかりとってくれるですし、大切にしてくれます。それが「良い保育」に繋がるというふうに考えております。

以上です。

(「議長」「4回目じゃないか」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時08分～午後3時25分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

**岡田議員(登壇)** 山田町長の施政方針に対し、公明党を代表して大綱質疑をします。

はじめに。

町長は、「住民の皆様のお声をお聞きし、議員の皆様と議論を重ねながら、職員と一丸となり町政を進めてまいりたい」と言われていますが、町長と議員との距離感を感じ、残念です。公明党の考えは、町長と議員が車の両輪となって協力しあい、町民に必要な施策を前に進めていく、この思いでいます。

「歴史と文化を大切に、自然環境を活かした個性のあるまちづくり」

○森林整備について。

治山は、「緑のダム」と言われるとおり、適正管理により保水機能を高めるためにも、森林整備は大切であります。

公明党の考えは、森林税を創設した大阪府の保全整備事業に協力するほか、サントリ

一をはじめとした立地企業との連携・協力により、森林ボランティア事業を立ち上げられてはどうでしょうか。

○ごみ処理について。

「住民の皆様に分別の徹底をお願いする」ということですが、京都市の例では、「京都市ゴミ半減プラン」を掲げ、2000年度のピーク時82万tから右下がりに減らしています。ごみ処理コストも大幅に削減し、2002年には367億円だったのが、2015年度には229億円、清掃工場を5カ所から3カ所に減らして、また1日収集車両も258台から188台まで減らしました。行政が本気になればできると思いますが、町の取り組みはどのようにされますか。

○土砂埋め立て条例について。

問題が発生してから条例を作るのは遅い。土砂埋め立て条例にあわせて、廃棄物処理施設設置条例も作るべきと思うが、いかがですか。

○業務継続計画（BCP）、公衆無線LANについて。

具体的に、BCP策定期とLAN、いつまで調査・研究するのか。

防災指導員に関しては、女性の視点から「女性防災リーダー」の育成を推進するべきだと思いますが、いかがですか。

○企業立地の促進について。

「財源の確保、商工業の振興、地域雇用のため」ということですが、公明党の考えは、高槻インターの供用開始をインパクトとして、物流産業の誘致など産業振興対策を強化、企業跡地など、積極的に行動すべきではないでしょうか。

「住民参加と時代の変化に対応した町づくり」

○住民委員会制度について。

担い手不足など課題がある中、住民委員会は町独自の事業でもあり、住民に負担のかかることについては廃止すべきだと思いますが、いつまでに結論を出されるのか。

「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」

○JR西側地区について。

都市計画手続きの補正予算を計上されましたこと、大変評価いたします。公明党の考えは、みどり豊かなまち、歴史的景観を持つまち、四季折々に美しさを見せる里山、田園。行政はその権限と責任において、地域の緑を守り、利用することを基本としたまちづくりを進めていっていただきたい。

また、情報提供もしっかりとしていただきたい。現在までの進捗状況をお聞かせください。

「少子高齢化社会に対応し、福祉の充実したまちづくり」

○がん検診について。

受診率向上に努力されていることは理解しています。特に乳がん検診においては、マ

ンモグラフィで、女性の半数は写りにくく、見逃すおそれがあることがわかりました。これは読売新聞自治体アンケートの結果です。超音波検診もあわせて必要ではないのか。

中学2年生対象のピロリ菌検査も含め、高槻市と同じく無料にしてはどうか。予算は、どれくらい必要か。

○子ども医療費助成について。

「対象者の拡大」は、いつ、どこまで拡大するのか。

○待機児童の解消について

老朽化している第二幼稚園を幼保一元化にし、認定こども園にしてはどうか。

政府の新計画「子育て安心プラン」が発表された。幼稚園での2歳児の積極的な受け入れができるようになった。待機児童に関しては、スピード感を持って実施していただきたい。予定は。

「生涯学習の振興と、教育の充実した町づくり」

○学校図書館司書について。

すべての小学校に専属図書館司書の配置ということですが、公明党が委員会で要望してまいりました。大いに評価いたします。どのような形で公募され、いつから配置されるのですか。

○教職員の長時間労働について。

文部科学省によると、1ヵ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が、小学校で3割、中学校では約6割にのぼるなど、過酷な勤務実態が明らかになりました。

町では、「週1日以上、部活動の休養日を設ける」「週1回、全校一斉退校日を設ける」など検討されたようですが、教職員組合との話し合いはできているのですか。いつ、されますか。

○夏休みの子ども居場所づくり。

島本町は、2014年度に町立プールを廃止しました。小・中学校のプールの活用を検討されましたが、府の条例で定められた「公営プールの基準」を満たせなかったことで現在に至っております。

全国的にも人口減少社会では、学校施設などを共用化し、公共施設を減らす手法が有効だと言われていますが、学校プール開放の考えはありますか。

○歴史文化資料館。

好立地を活かし、資料館施設を交流・集約の拠点とする。中庭の一部を「くつろぎの場所」としてはどうですか。

○働き方改革。

町の職員は、それぞれ多彩な業務を担いながら頑張っておられます。今、1人の職員が幾つもの種類の仕事を担当、法令改正など複雑化・多様化している制度への対応に、ご苦労されておられることは理解しています。

人件費抑制が求められ、これ以上職員数を増やすことはできないため、時間外勤務の縮減は難しいと思います。職員が健康で、いきいき働くことが、一番大切なことです。そのためにも、働き方改革を見直し、管理職のチェックがどこまでも大切と思いますが、過去の反省も踏まえ、現在はどのようなになっていますか。

○役場庁舎について。

熊本・大分両県を襲った地震では、庁舎が破損し、防災拠点としての役割を果たすことができなかつた。全国的にも、庁舎は学校や病院に比べ耐震化の優先順位が低く、その理由としては財政事情をあげられているが、いざというときに大切なのは、砦となる庁舎の耐震化であります。

町役場においても、役場庁舎整備検討資料作成等、予算が計上されていますが、新しく建てるべきではないでしょうか。

以上でございます。

**山田町長** それでは、公明党を代表されての岡田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、ご質問の冒頭で、施政方針の一節に対する党のお考えをお示しいただきました。私も、私たちには執行機関と議決機関という役割の違いはありますが、「住民の皆様のために、より良い町にしていきたい」という思いは同じくさせていただいていると思っております。従いまして、二元代表制の意義を踏まえつつも、先ほどお示しいただきましたお考えにつきましては大変有難く存じております。改めて、町政の推進に向けた議員の皆様からのあたたかいご指導、ご鞭撻を、お願い申しあげる次第でございます。

続きまして、1点目の「森林整備について」でございます。

山間部の森林は、地下水のかん養や自然環境の保全、防災上の役割など、多面的な機能を有しております。しかしながら、近年森林所有者の高齢化や担い手不足により、間伐の遅れや竹林の拡大といった荒廃が進んでいます。

このような状況の中、本町では、サントリー「天然水の森」や、町内の森林ボランティア等を支援、協力することで、住民・企業と連携しながら、森林の保全に積極的に取り組んでいるところでございます。現在、大阪府は森林環境税による保全事業といたしまして、主要道路沿いにおける倒木対策の取り組みなどを実施しております。本町といたしましても、地域との調整など、必要に応じて支援を行ってまいりたいと考えております。

また、天王山周辺森林整備における様々な取り組みを実施するうえで、森づくりに関する様々な情報交換が可能なプラットフォーム機能の役割を果たすことを目的に、平成28年度に「天王山周辺森づくりフォーラム」が設立され、本町も参画しております。この「天王山周辺森づくりフォーラム」には、本町以外に大阪府、京都府、大山崎町、サントリーホールディングス株式会社のほか、両町の森林ボランティア団体が参画しており、今後も、本フォーラムをはじめ構成団体である関係機関と連携を深めながら、ボラ

ンティア活動への支援を積極的に行ってまいります。

次に、2点目の「ごみ処理について」でございます。

ごみの減量化に向けましては、「島本町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、住民・事業者の協力を得ながら、町が3R、いわゆるリデュース・リユース・リサイクルの推進を進め、ごみの発生・排出の抑制と資源化を促進するとともに、家庭系ごみの分別収集の徹底や事業系ごみの分別指導を行うことといたしております。

具体的な取り組みといたしまして、昨年4月から、ごみ袋の中身が見えることによる分別意識の向上や、ごみ排出量の抑制等を目的に、ごみ袋の透明・半透明化を実施しております。また本町では、各家庭から分別して出された再生資源を持ち去る事例が発生しており、再生資源の収集量の減少や持ち去りの行為に関連する騒音や安全面の問題がございます。このため、現在、再生資源の持ち去りに関する規制を行うことを目的に、「島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」の一部改正を検討しております。

次に、3点目の「土砂埋立て条例について」でございます。

大阪府では災害の防止及び生活環境の保全を目的とし、土砂埋め立て等について必要な規制を行うため、「大阪府土砂埋立等の規制に関する条例」を制定し、平成27年7月に施行されております。この条例は、建設工事等により発生した土砂を対象に、3,000㎡以上の埋め立て・盛土・堆積などの行為を許可制とし、規制するものでございます。しかしながら、本町域内は山間部が多く、府条例の対象とならない小規模な埋め立て等が想定されますことや、土砂埋め立て等が大規模となった際には速やかな是正が困難になるケースがあること、また、近隣市においても小規模な土砂埋め立て等を規制する独自条例が制定されており、広域的な規制を行う必要があることから、本町におきましても、無秩序な土砂埋め立て等が行われないよう未然に防止するため、独自条例の制定が必要であると考えております。

なお、「廃棄物処理施設の設置」に関しましては、本町域内での許可権限は大阪府にございます。このような状況におきまして、本町独自で条例を制定することが可能なのか、他市町村の状況等も踏まえ、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「BCP及び公衆無線LANについて」でございます。

「業務継続計画」は、国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、特に重要な要素である電気・水・食料や通信手段の確保について定めるとともに、非常時優先業務の整理等について関係部局との協議を行い、各部局で実施すべき時系列の災害対応業務を選択し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることで、大規模災害時においても住民ニーズに対応できるようにするものでございます。

なお、計画は、本年度中に策定してまいりたいと考えております。

次に、「公共施設における公衆無線LAN」につきましては、一部団体において災害時における通信環境の確保や利用者の利便性の向上を目的に整備されていると聞き及んでおります。本年度、「地方財政計画」におきまして、緊急防災・減災事業の拡充が行われ、指定避難所における避難者の生活環境の改善のために実施する公衆無線LAN環境の整備事業が創設されました。この事業の期間は、平成32年度までとなっておりますことから、整備を行う場合、その活用も考慮する必要がございます。

今後、対象とする施設やそれにかかる費用等について、他団体の先進事例なども参考に、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、「女性防災リーダーの育成について」でございます。

昨年、防災指導員を公募いたしました。その際、性別不問といたしましたが、女性の応募がなかったことから、現時点では女性の防災指導員はおられません。議員ご指摘のとおり、防災対策を進めるにあたりましては、災害時の避難所運営など、女性の視点を十分踏まえる必要があるものと考えておりますことから、今後とも、女性の防災指導員の登録啓発に努めるとともに、女性の視点やニーズを取り入れた防災対策に取り組んでまいります。

次に、5点目の「企業立地の促進について」でございます。

本町は、大阪と京都の都心部の中間に位置しており、JRと阪急電鉄の2ウェイアクセスを有しております。また国道171号が縦断しており、大山崎インターチェンジも近く、さらに今般の高槻インターチェンジの完成により、交通利便性はますます高くなるものと考えております。また山間部が市街地近くに迫っていることから、豊かな自然を身近に感じられる住環境の良さが特徴であるものと認識いたしておりますが、事業を行う企業にとっても、これらの環境は操業するうえでのメリットであると考えております。

そのような現状の中、今般、移転を表明されております日立金属跡地につきましては、具体的な方針等が現時点では明確にされておられません。本町といたしましても、当該地をはじめ町内における企業立地を促進すべく、大阪府と連携し、相手方との協議を重ねながら、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目の「住民委員会制度について」でございます。

住民委員会制度は、行政への住民参加を目的として昭和58年7月に発足し、住民の皆様の議論をもとにした提言をいただくなど、本町の住民自治の発展に大きく寄与してこられたと認識しております。しかしながら、この間、本町といたしましても、審議会等の充実や、「私の声」、町のホームページから24時間いつでもご意見をいただける意見フォームの開設、パブリックコメント制度など、住民の皆様が町政に参画していただけるような様々な形で広聴制度を充実させてきており、住民参加の手法も時代とともに変化してまいりました。

そのような中、提言を主とする住民委員会のスタイルが住民参加の手法として今の時代にあっているのか、検証する必要があるものと認識をしております。そのため、本年度、役員をはじめとした住民委員の皆様と率直な意見交換を行い、今後のあり方について、一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、7点目の「JR島本駅西側地区について」でございます。

JR島本駅西地区につきましては、平成24年度に結成されましたJR島本駅西土地区画整理準備組合により、土地区画整理事業という手法を用いた区域一体のまちづくりを実施されているところでございます。

なお、JR島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、昨年8月に当該事業にご協力いただくことのできる民間事業者を業務代行予定者として募集され、昨年11月の業務代行者審査選定委員会を経て、本年1月に開催されましたJR島本駅西土地区画整理準備組合の総会において、本事業に協力される業務代行予定者の選定をされたところでございます。当該地区のまちづくりの現状といたしましては、準備組合により、全地権者対象の意向調査や、現地調査として測量を実施されているところである旨、お聞きいたしております。

町といたしましては、当該地区のまちづくりにつきまして、「島本町都市計画マスタープラン」において、都市機能の充実・強化を図るだけでなく、議員ご指摘のような「緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進する」旨の内容を規定いたしているところでございます。このことから、当地区におきまして、より良いまちづくりを行っていただくため、本計画の内容を踏まえながら、都市計画の手法を用い、適切な規制や誘導を行ってまいりたいと考えております。

なお、ご指摘の情報提供のあり方につきましては、準備組合の皆様にもご協力いただきながら、適宜、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、8点目の「がん検診について」でございます。

本町では、「健康増進法」に基づき、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を実施しております。乳がん検診の検査方法は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、死亡率の減少に効果があるとされるマンモグラフィを用いて実施しており、現在、超音波による検査は行っておりません。

若年の方や乳腺の濃度が高い「高濃度乳房」の方は、マンモグラフィでは、がんの発見が難しい場合があるため、現在、国において、マンモグラフィに超音波検査を併用することで死亡率減少効果がどの程度あるのか、調査・検証が行われているところでございます。このため、がん検診の実施手法等につきましては、国の動向を注視しつつ、高槻市医師会等医療関係者のご意見も踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えております。



次に、「がん検診の無料化について」でございます。

高槻市におかれましては、平成 26 年度から、中学 2 年生を対象にピロリ菌検査を無料で行うとともに、平成 27 年 9 月 1 日からは、がん検診の無料化を実施しております。

本町では、中学 2 年生のお子様を対象としたピロリ菌検査は実施しておりませんが、高槻市と同内容の検査を実施した場合、検査費用だけで、約 25 万円の費用が発生いたします。検査受診後は、精密検査や除菌療法等が必要な方も発生いたしますことから、これ以上の費用が必要になるものと想定されます。また、がん検診の費用負担につきましては、現在、本町の国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方には無料で受診いただいておりますが、その他の方には、一定の費用を負担いただいております。がん検診を無料化いたしますと、国民健康保険特別会計からの支出も含め、毎年、健康診査個人徴収金として約 400 万円の歳入がございますが、これがなくなること、また無料化により受診者数の増加も予測されることから、がん検診委託料のさらなる増額を伴うものと考えております。

いずれにいたしましても、がん検診無料クーポン券の配布や健康マイレージ事業の実施等により、引き続き受診率向上に努めてまいりたいと考えておりますが、無料化等の新たな取り組みにつきましては、実施手法や費用負担のあり方につきまして、国の指針や死亡率の低減効果等を踏まえ、今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、9 点目の「子ども医療費助成について」でございます。

子ども医療費助成制度につきましては、現在、通院費は小学校卒業まで、入院費は中学校卒業までを助成対象としております。本年 4 月時点の府内自治体の助成状況を見ますと、通院費については、本町を含む 8 団体が小学校卒業まで、30 団体が中学校卒業まで、5 団体が 18 歳到達年度末までを助成対象としており、中学生以上まで助成対象とする団体が 8 割以上となっております。また入院費につきましては、2 団体が小学校卒業まで、本町を含む 36 団体が中学校卒業まで、5 団体が 18 歳到達年度末までを助成対象としております。

対象者の拡大につきましては、新たな財源の確保が必要でありますことから、府内自治体の状況や、本町の財政状況、他の施策の状況等を踏まえながら、持続可能な制度となるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、15 点目の「働き方改革について」でございます。

「働きやすさ」という基準につきましては、職員それぞれ差があると考えておりますが、仕事と生活のバランスが取れ、心身ともに健康な状態で、育児や介護といった時間的な制約が伴ったとしても働き続けることができる職場環境が、職員が健康でいきいきと働き、その能力を最大限発揮できるものと認識しております。

そのためには、組織全体において「コミュニケーションがとりやすい」「ハラスメントがない」「客観的かつ公正に評価される」「積極的な姿勢がある」「人を育てる空気

がある」などが重要な視点となりますことから、仕事に対する意欲を向上させ、組織全体の士気高揚を促し、住民サービスの向上に繋がるよう実施している人事評価制度の中で行う目標管理と結果開示の面談により、上司と部下のコミュニケーションを図っているところでございます。

なお、平成26年10月24日付けで策定しました「時間外勤務の適正化方針」に基づき、引き続き時間外勤務の適正化の取り組みを進めていくとともに、国の「働き方改革実現会議」において、平成29年3月28日に決定された「働き方改革実行計画」の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、16点目の「役場庁舎について」でございます。

本庁舎につきましては平成22年度に耐震診断を実施いたしましたでしたが、その結果はI s値が0.37で、耐震化が必要となっております。耐震診断結果に基づき、耐震補強計画案を作成してまいりましたが、補強工事に伴う耐震壁の設置により事務所の空間がかなり狭くなること、日常業務を行いながらの工事になること、工事ヤードとなる中庭に住民ホールがあることなどの課題解決が必要となっていたことに加えて、本町の公共施設の整備といたしまして、国庫補助の割増期間が限定されていた学校施設の耐震化を優先して実施することとしておりましたので、現時点では、本庁舎の耐震化には至っておりません。

なお、耐震補強工事を進めるうえでの課題の一つであった、工事ヤードとなる役場中庭の狭小につきましても、住民ホールの解体撤去を実施いたしましたので、課題の一部は解決しております。

これまで、本庁舎の耐震化の対応につきましては、耐震補強工事で検討してまいりましたが、昨年発生した熊本地震におきまして、熊本県益城町では二度の震度7クラスの地震に見舞われ、平成27年度に耐震補強工事を行ったにも関わらず役場の一部が破損したという状況を鑑みますと、本庁舎の耐震化の対応といたしまして、耐震補強工事が妥当なのか、それとも建て替えが妥当なのか、再検討すべきであるとの考えから、今回、庁舎整備検討資料作成等業務にかかる予算をお願いするものでございます。

今回の業務委託の内容につきましては、これまで耐震補強工事にかかる費用を約7億円と見込んでおりましたが、その後の建築物価の高騰や配管にかかる工事費用なども考慮した上で、現時点での事業費の再試算にあわせまして、建て替えた場合の複数の事業費についての試算をすることで、より精度の高い資料を作成したいと考えております。また多額の費用を要する事業でありますことから、その資料をもとに、町財政への影響も含めまして、庁舎整備における方向性について判断してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**岡本教育長** それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、10点目の「待機児童の解消について」でございます。

国におきましては、待機児童解消のための新たな計画として「子育て安心プラン」が本年5月31日付で発表されました。2年間での待機児童解消、遅くとも3年間での確実な解消とともに、その後も待機児童が発生せず、5年間で女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿整備にかかる支援策が示されたものでございます。

国が講じる子育て支援対策につきましては、本町におきましても順次取り組んでまいりたいと考えておりますが、現在、本町では待機児童解消に向けた具体的な方策として、民間保育園の誘致や、第四保育所と第二幼稚園の一体的な整備も含めた再検討に着手してまいりたいと考えております。

その際、現在、本町には認定こども園はございませんが、幼児教育・保育・子育て支援など様々な機能を併せ持つ施設を整備することにより保護者の選択肢が広がるなど、多くのメリットがあるものと考えております。また民間保育園の誘致につきましては、公募を前提に、児童福祉にかかる有識者など第三者を中心とした社会福祉施設整備審査委員会において、優れた運営事業者を選定することを考えており、早急に取り組みたく考えております。

いずれにいたしましても、待機児童解消は本町の最重要課題と認識しておりますので、1日でも早く待機児童が解消できるよう、本年度中には事業者を選定できるよう、スピード感を持って事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、11点目の「学校図書館司書について」でございます。

子どもの読書活動の充実につきましては、本町の教育・保育重点目標におきまして、学校図書館を積極的に活用することを目標に位置付けるなど、重点的に取り組んできたところでございます。今回、小学校全校に1名の図書館支援講師を配置できることは、子どもたちの読書活動のさらなる充実が図れるとともに、悩みを抱えた子どもの居場所としての役割や教員の授業支援など、大きな効果が期待できるものと考えております。

支援講師の募集につきましては、町ホームページへの掲載にあわせてハローワークでの求人など、幅広く公募してまいりたいと考えており、2学期から配置できるよう事務を進めてまいります。

次に、12点目の「教職員の長時間労働について」でございます。

部活動休養日や全校一斉退校日の導入につきましては、ご指摘のとおり、教職員の長時間勤務の縮減や、中学生のバランスのとれた健全な成長を確保するため、取り組みを進めるものでございます。本取り組みにつきましては、教職員の労務環境に関する事項であることから労働組合との調整が必要と認識しており、現在は事務折衝の場などにおいて協議を進めているところでございます。

また、校長会等でも国や大阪府の動向を報告し、教育委員会としても取り組みを進めていく旨の話を進めており、最終的には、教育子ども部長が委員長となり、学校管理職の代表者や労働組合からの推薦者などで組織いたしております「安全衛生推進委員会」

に諮り、早期に実施してまいりたいと考えております。

次に、13点目の「学校プール開放について」でございます。

学校プールの一般開放につきましては、これまでも検討させていただいたことがございますが、ご指摘のとおり、「大阪府遊泳場条例」に規定する施設・設備の基準を満たせないことから、断念した経緯がございます。

学校プールを一般開放するためには、同条例の基準に適合させる改修を行ったうえで、大阪府から開設許可を受ける必要があり、改修が必要な項目は多岐にわたっておりますことから、一部改修に留まらず大規模な改修が必要となります。特に、更衣室やトイレにつきましては、現在、教室での更衣や校舎内トイレ等との併用により対応しておりますが、専用のもを設置しなければならないことや、ろ過機及びろ過配管につきましても、プール槽ごとに独立した形で増設する改修が必要になってまいります。また、幼児用プールの設置や、相当数の駐車場及び駐輪場の設置などをあわせて行うことも検討が必要であり、これらを考慮いたしますと、学校プールの一般開放につきましては課題が多く、実現は困難であると考え、「夏休みの子どもの居場所づくり事業」として、水泳教室をはじめとする各種事業を展開し、毎年、利用者の声を聞きながら事業内容を見直すなど、充実に努めていることをご理解賜りたく存じます。

次に、14点目の「歴史文化資料館について」でございます。

歴史文化資料館につきましては、これまでも同館が担ってまいりました住民交流の場及び情報発信基地としての役割を一層発展させることができ、立地条件を最大限に活かせる方策といたしまして、毎週火曜日と木曜日に「やさい朝市」を開催しているほか、これまで「消費者まつり」や「島本音楽フェスティバル」、「しまもと手づくりコミュニティ市」などの会場として活用するなど、史跡桜井駅跡とともに、町内外から多くの皆様が訪れる本町の玄関口ににぎわいづくりに寄与してまいりました。

また、平成27年8月には同館の建物が国の登録有形文化財に登録され、平成28年3月には、西浦門前遺跡から出土した水無瀬離宮庭園の一部を住民の皆様の手で正面広場に移築復元するなど、資料館自体の価値を向上させる取り組みを並行して進めてきたところでございます。

ご質問の「くつろぎの場所」としての活用につきましては、歴史文化資料館の本来の役割である文化行政としての視点を堅持し、駅前環境や景観にも十分配慮しながら、一層の活用が図られるよう、ベンチなどの設置についても検討してまいります。

以上でございます。

**岡田議員** 長い文章、ご答弁、ほんとにお疲れ様でした。ありがとうございました。

土砂埋め立て条例につきましては、町の方針はわかりました。

私が要望をいたしました廃棄物処理施設の設置に関しては、これは、権限は大阪府ということの答弁をいただいております。近々、高槻市のほうで、大騒ぎになっている事

態がございました。そういうところから、今、高槻市では中止ということですが、住民の皆さんはね、やっぱり高槻市が中止なら島本町のほうに今度は来るんでないかというように変な噂が流れておりまして、やはり、これも高槻インターができるということで、いろんな面で、交通の面で便利がいいということで、そういう不安もある中でございますので、来られてからまた住民が大騒ぎするのも大変です。調査・研究するということが言われてますが、ぜひこれ調査・研究していただいて、大阪府の権限であるが、でも、島本町としてはどうするかということ調査・研究、よろしくお願ひしたいと思っております。

それともう1点、住民委員会の件ですが、住民委員会で、私も住民委員会の皆さんと話をしながら、ほんとに担い手不足ということで、同じ方が何回も、また長年というんですか、そういうふうにして住民委員会、相当負担がかかっているということもよく存じ上げておりますので、いつまで結論を出すかということに関しては、まだお答えはいただいておりますが、これは部局はどこの部局になるのかな、住民委員会の部局はどこですかね。総合政策部ね、ほぼ目途は、どれぐらいの目途で結論を出そうとされているのか。わかれば、お答えいただきたいと思います。私、委員会がそちらの委員会じゃないので、申しわけありません、今、訊かせていただきたいと思います。

もう1点、働き方改革におきましては、過去にいろんな問題がございました。職員が少ないので、超過勤務も必要かなとは思いますが、1人の方に長時間負担をかけるような、そういう働き方はやめていただきたいと思いますが、今現在はどのような形になっておりますでしょうか。管理職がしっかりとチェックをするというようなことで、過去に何度かお答えをいただいておりますが、しっかりとチェックをさせていただいているか、あるいは人事のほうでチェックをさせていただいて、注意深く見守っていただいているのか。今、どのような形になっているのでしょうか。その点も、お答えいただきたいと思います。

最後ですが、がん検診について、お答えをいただきたいと思います。がん検診、私であれば超音波と一緒に、マンモと一緒に超音波をとということでお願いをいたしました。国のほうで今検討してるので、ということですが、やはり女性の死亡のトップというのが乳がんなんです。12人に1人の割合で乳がんにかかっている、ほんとに女性は多いんです。最近では若年の、若い方の乳がんが多くて、ほんとに私の周りでも何人もの女性の方を失ってしまっております。しかも、それは若い方で、子どもさんが小さくって、ほんとに残された子どもさん、ご主人さん、大変かと思っております。私も乳がんで闘っている患者の1人ではございます。私も元気いっぱい仕事をさせていただいておりますが、でも、このように乳がんにかかっている女性って、すごく多いんです。そういうところから、ぜひ、マンモだけの写る範囲というのは決まっているんです。その周りも写るのは、このように超音波しか見えないということがございますので、ぜひ、マンモとあわせて

超音波のほうもお願いしたいと思います。

各自治体におきましては、すでに実施しているところもございます。超音波になると、金額的にも高いつて言われておりますが、1人でも女性の命を失わないためにも、ぜひ、これは命に関わることは私も声を大にして訴えさせていただきたいと思っておりますし、ほんとに女性の1人でも失いたくない、この気持ちでいっぱいですので、ぜひ再度検討していただきたいなというふうに思っておりますので、お答えがありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

**都市創造部長** 一番最初にいただきました廃棄物処理施設の設置に関します条例の検討についてでございます。近隣の高槻市も条例制定されておられますので、その内容等もきっちり検証させていただき、また他自治体の先進的な事例等も研究・検証する中で、本町ができる取り組みについては、しっかり行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** まず、住民委員会のあり方についてでございますが、先ほど町長からご答弁させていただきましたとおり、住民委員会の今の提言を主とするスタイル、これが住民参加の手法として今の時代にあっているのかというようなことも含めて検証していきたいと思っております。可能な限り、本年度中には一定の方向性を見い出してまいりたいと考えております。

それから、職員間の仕事に偏りがあるのかどうか、そして、その対応はどうしているのかということでございますが、職員が業務に従事するにあたりまして、職員間に業務量の差が生じ、結果的に偏りが発生することはございます。その背景としては、部局によっては、通常期と繁忙期というような時期により発生する場合、こういったこともあれば、通常業務に加えまして法令改正など緊急的な事務が発生する場合、こういった場合もございます。また通常業務でありまして、協議に時間を要する場合や、一連の流れとして1人の職員が対応したほうが良い場合、職員が初めてその事務を担当する場合、こういった場合などについても偏りが発生する背景としてあげられると考えております。しかしながら、常態的にこれが発生したり、特定の職員にのみ偏る、こういったことは好ましいものではないと考えております。

各部局、課におきまして、年度当初に職務分担を決定し、基本的には担当職員が事務処理を進めていくこととなりますが、各種の事務は、その担当職員1人が処理するのではなく組織として対応していくものでございます。そのため、担当職員は管理職員に対して、担当する職務についての報告・連絡・相談を行い、管理職員は必要な指導・助言を行い、担当職員とともに事務の進捗を管理しながら、課員の業務量を把握し、状況に応じて職務分担を見直すことで、可能な限り、事務の平準化を図っていく必要があると、このように考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** それでは、がん検診についての再度のお尋ねでございます。先ほど町長からもございましたように、若年の方や乳腺の濃度が高い高濃度乳房の方は、マンモグラフィではがんの発見が難しい場合があるため、超音波の検診が望ましいというふうな声があることも十分認識をいたしております。

高槻市におかれましては、40歳以上の方々については島本町と同じようにマンモグラフィの検査を実施しておりますが、30歳から39歳の範囲の方々についてはエコー、超音波検査を実施しておられるということも聞いておまして、多くの市民の方が受診されておられるということも聞き及んでおります。

島本町としても、先ほど答弁がありましたように、今年1年かけて検討していきたいというふうに考えておりますが、当然、島本町にはがん検診の受診できる医療機関がございません。高槻市では9機関ございますが、そのようなこともありまして、高槻市の医師会と関係医療機関のご意見も踏まえながら、今年1年間、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** ありがとうございます。2問目以降は、委員会で細かく質問させていただきたいと思っております。どうも長時間、答弁、ありがとうございます。

(「議長、休憩を」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 暫時休憩いたします。

(午後4時12分～午後4時14分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの岡田議員の大綱質疑の中の件につきましては、改めまして、また受け付けますので、また、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時14分～午後4時35分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

**東田議員** (登壇) 皆さん、長時間、お疲れ様でございます。

平成29年度町長の施政方針に並びに補正予算の編成に対し、コミュニティネットを代表して大綱質疑を行います。

先般、町長及び議会においても改選期であり、川口前町長と当時の議会のもと骨格予算が計上され、山田町長のもと初めての予算編成となっています。

山田町長におかれましては、町長就任後2ヵ月が経過しましたが、施政方針の中で、

町長として町政運営の重責を担われ、「住民福祉の維持向上と本町のさらなる発展に向け、職員一丸となり、慎重かつ着実に町政を進めてまいりたい」とのことですが、現在、空白となっている副町長人事について早急に取り組み、体制を強化する必要があると思いますが、町長は副町長人事について、いつ頃、ご提案される考えなのか、お伺いいたします。

また施政方針の冒頭において、「小さくても魅力のあるまちづくりを進めていく」とのことですが、具体的にはどのようなものか、お伺いします。

それとともに、人口減少社会を受け入れるのではなく、高齢化率の抑制にもしっかりと取り組み、新たな人口の獲得にも継続的に取り組む必要があるのではないかと思うが、今後の島本町としての人口ビジョンについてはどのようにお考えか。それとともに、小さな自治体なりの良さとともに、難しさも持ち合わせていることは当然のこととして認識されていると思いますが、どのようにお考えか、見解を伺います。

島本町内では、近年、集合住宅及び戸建て住宅の開発により、子育て世代の転入に伴い、保育士不足が主な要因となって、保育所の待機児童の発生をはじめ老朽化した清掃工場のあり方や、役場庁舎の耐震化問題、地元企業の移転後の問題、社会保障費である扶助費や行政に対するニーズの多種多様化など、行政課題が山積している状況であると認識していますが、町長はこのような課題に対し、優先順位を付け、早急に対策を打つ必要があると思うが、町長の見解をお伺いいたします。

総務費において、役場庁舎整備検討資料作成等業務が予算計上されていますが、過去に耐震診断、実施設計も行っていますが、二重投資になる恐れはないのか。また、この間の検討内容はどのようなもので、今回の検討資料はどのような部分を補完するものなのか、お伺いします。それとともに、資料の完成はいつになるのか、耐震化なのか建て替えなのか、結論はいつ頃に出すつもりか、お伺いいたします。

それでは、通告に沿いまして、（１）番の「平和と基本的人権尊重のまちづくり」。

①番．平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行、同6月3日に「ヘイトスピーチ解消法」が施行、また12月16日には「部落差別解消推進法」が施行されています。近年、このような法律が必要になった背景について、町長の見解をお伺いします。

②番．この三つの法律のいずれにおいても、相談体制の充実、必要な教育及び啓発がうたわれていますが、島本町としては、これをどのように展開していくのか。また、各自治体によって取り組みの内容に差が生じることが予想されますが、島本町としてどのような姿勢で取り組むのか、お伺いします。

③．人権文化センターにおけるエレベーターの設置について検討されるとのことですが、国及び府の補助金はあるのか。また、獲得の目途は立っているのか、お伺いします。

（２）の「歴史と文化を大切に、自然環境を活かした個性のあるまちづくり」について、お伺いします。



①番. ごみ減量化・再生資源の持ち去り行為の防止対策についてですが、他の自治体においても条例制定されているところも多く、参考にされ、早急に取り組んでいただきたいと思います。各ごみ集積場においては、ごみ出しのマナーや、カラスによる被害の声を多く聞きます。これらのものに対しても同様に取り組む必要があると考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

②番. 塵芥処理費で、清掃工場施設改修工事に1億円を計上されています。毎年度、約1億円の経費をかけ、清掃工場の長寿命化を図っているが、このように追加で改修しなければならない箇所はほかにもあるのか、お伺いします。

③番. 自主防災組織の取り組みにおいては、「自助・共助・公助の連携を深め、より一層の安全・安心なまちづくりに努めていく」とのことです。考え方としては賛同いたしますが、地域によっては高齢化が進み、実際には機能しないのではないかと懸念があります。訓練や出張講座とともに、見守り活動と連動し、各地域内での絆を深めていくことが重要であると考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

④番. 「安定した財源の確保及び商工業の振興、地域雇用の確保等のため、大阪府とも連携し、企業立地の促進に向け精力的に取り組む」とのことですが、大型開発だけではなく、本町地内に点在する空き家や古民家を活用することによって、財源の確保、商業・観光の振興に寄与できると思うが、どのようにお考えか、見解を伺います。また、サントリー山崎蒸溜所には多くの方が来場されているが、本町地内で足を止めることなく素通りしているのが現状であると思います。これについてはどのようにお考えか、交流人口についての見解をお伺いします。

(3) 番の「住民参加と、時代の変化に対応したまちづくり」について、お伺いします。

住民委員会制度について触れられています。「担い手不足の課題がある」と述べられていますが、今後の住民委員会として、その他の課題として認識されていることがあれば、お伺いします。また、本町には住民委員会だけではなく様々な補助金団体がございます。多種多様な行政に対するニーズに対応し、住民の皆様とともにまちづくりを進めていくためのものだと理解をしていますが、よく似たものや、所期の目的を達成したものなどについて統廃合するなど、住民の皆様のお声をもっと聞きやすくするような、新たな形が求められているのではないかと思います。どのようにお考えか、見解を伺います。

町長自らが、「直接住民の皆様のお声を聞くタウンミーティングの実施を検討」されるということです。大変結構な取り組みであるとは思いますが、そのような場所に出向ける、発言できる、活発な人たちばかりではなく、小さな声を拾い上げていくことこそが重要だと考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

(4) 番目の「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」について、お伺

いします。

①番、「JR島本駅西地区について」でございますが、町長は、公開討論会の中で「島本駅西側地区については、これまでの経緯をしっかりと整理し、住民説明会を開催し、今、どういう状況なのか、まず、そこから始める」と述べられていたと存じますが、今回の施政方針や、土木費に予算計上されている線引き見直し業務等を見ると、食い違いがあるように感じるが、いかがか。見解をお伺いします。

②番、「大型開発に伴い、通行量の増加が見込まれる既設道路の交通安全対策を計画的に進めていく」とのことですが、水無瀬の交差点から高浜地域を通り抜ける町道高浜幹線については、大型マンションの建設により、すでに交通量が増加。また通勤・通学時には多くの車が堤防へ通り抜けるため、第四小学校や高浜学園に通う児童の皆さん、また高浜地域の中は狭小な道路のため、地域の皆さんの安全にも懸念があると考えます。過去の議会においても議論になったと存じていますが、許可制の通行止めや、時間制限を設けるなどの対策が必要であると考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

また、大型開発が行われ、転入される方の中には本町在住の方も相当数いることから、空き家が増えていっているのも現実であると思います。長い年月放置されているものの中には、倒壊の危険性や、庭木が近隣の住民の迷惑になっている、また防犯上の問題があるのではないかと思います。いかがお考えか、お伺いをします。

(5)番、「少子高齢化社会に対応し、福祉の充実したまちづくり」について、お伺いします。

①番、福祉ふれあいバスについて、対象者の拡大を検討課題にされていますが、巡回ルートに島本駅・水無瀬駅を含めるなど、身体障害者、高齢者等のいわゆる交通弱者が社会生活を営むうえでのモビリティを確保し、身体障害者の社会参加の機会増大と、高齢化社会に対応していくことが求められているのではないかと思います。いかがお考えか、お聞かせください。

②番、平成30年度から、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、大阪府においては保険料についても統一される予定であるとのことですが、現在の協議の内容、また本町におけるメリット・デメリットについて、お伺いをします。

③番、待機児童の解消については様々な方策を検討する必要があるとは存じますが、新たな施設の設置や人材確保など、一定の時間を要するものだと思います。今現在、本町の独自基準で行っている保育士の配置基準を国基準に当てはめた場合、何人の待機児童を減らすことができるのか、お示しください。また認定こども園の創設には触れられていませんが、創設の意思はないのか、お伺いします。

それとともに、学童保育室については施設面の拡充は結構ですが、学童保育指導員の確保の目は立っているのか、お伺いします。

(6)番目の「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」について、お伺いしま

す。

①番. 町立体育館につきましては、「体育館棟の耐震補強が必要であり、今後の方針について検討」をされるとのことですが、役場庁舎なども同様の問題を抱えていることから、体育館単独で考えるのではなく、他の施設との複合施設のなものも検討すべきではないかと思いますが、いかがお考えか、お伺いします。

②番. 夏休みの居場所づくり事業についてですが、キャンプ場については、どのように考えておられるか。熊の目撃情報や、スズメバチの駆除もされているようですが、子ども達や利用者の安全は担保できるのか、お伺いします。

(7)番、「住みよいまちづくり」の実現に向けた行政運営について、お伺いします。

①. 「行財政改革プラン」について、お伺いします。多種多様化する行政に対するニーズに対応し、今後も行政サービスを維持・発展させていくためには、自主財源の確保とともに行財政改革の推進も、しっかりと行っていかなければならないと考えています。本町において、行財政改革は「第5次行財政改革プラン」までを実施しており、様々な分野において改革をされてこられたと認識をしていますが、「第6次行財政改革プラン」については、どのようなことを主軸に実施されるつもりか。また、計画の完成はいつ頃を見込んでおられるのか、お聞かせください。

②番. 広域連携について、お伺いをします。一口に広域連携と申しましても、多岐にわたっていると認識をしています。主にどのような事業を優先的に広域連携で進めていくおつもりか。広域連携と申しましても、本町が他の自治体をお願いをすることがほとんどであると思いますが、どのようにお考えか。また、どのようなものであるにせよ、相手があってこそそのものであるがゆえに、自治体間や住民感情に最大限の配慮が要と思うが、いかがお考えか、お伺いをいたします。

以上をもちまして、大綱質疑を伺いました。答弁、よろしく願いいたします。

**山田町長** それでは、コミュニティネットを代表されての東田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭のご質問でございます。

副町長人事につきましては、副町長は行政において極めて重要な役割を担う役職でありますことから、可能な限り早い時期に、ご提案させていただけるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、私が考える「小さくても魅力あるまちづくり」についてでございますが、まずは、住民と行政が互いに顔の見える小さな自治体の良さを生かし、協働のまちづくりを進めることや、小さな組織だからこそそのフットワークの良さを発揮して、スピーディーかつ柔軟に施策を展開することでございます。また、その方向性といたしましては、堅実な財政運営の推進を基本に、「自然と調和し、人権が尊重され、性別や年齢などに関わらずいきいきと活躍できる活力あるまち」「子育て支援や教育が充実し、若い世代が

将来に希望を持てるまち」「このまちに愛着を持つことができ、いつまでも住み続けた  
いと思えるような魅力あるまちづくり」を進めることとさせていただきます。

次に、「本町の人口と、小さな自治体の難しさについて」でございます。

町内においては、現在、複数の住宅開発が進行中でございます。従いまして、今後、  
一時的な人口増加が見込まれますが、長期的には全国の多くの自治体と同様、人口減少  
は避けられないものと認識をいたしております。また、「小規模自治体の難しさ」とい  
たしましては、一般的に行政規模が小さい場合、住民1人あたりの行政コストが高くな  
るなど、スケールメリットが発揮しにくいことなどがあげられると認識しております。

次に、「山積する行政課題への対応」につきましましては、それぞれの課題の内容に応じ  
まして、慎重かつ着実に、議員の皆様との十分な議論を重ね、解決に向けた取り組みを  
進めていく必要があると考えております。

続きまして、「役場庁舎の耐震化について」でございます。

本庁舎につきましては、平成22年度に実施した耐震診断の結果、耐震化が必要とな  
っております。本町では、耐震診断結果に基づき耐震補強計画案を作成してまいりまし  
たが、工事実施にあたっての諸課題の解決が必要となっていたことに加えて、学校施設  
の耐震化を優先して実施することとしておりましたので、現時点で、本庁舎の耐震化に  
は至っておりません。一方、昨年発生した熊本地震におきまして、平成27年度に耐震補  
強工事を行ったにも関わらず役場の一部が破損したという状況を鑑みますと、本庁舎の  
耐震化の対応にかかる状況が大きく変化してきておるところでございます。

本町といたしましても、これまでの経過と将来の本庁舎のあり方について再検討すべ  
きであるとの考えから、今回、「庁舎整備検討資料作成等業務」にかかる予算をお願い  
するものでございます。今回の業務委託の内容につきましては、これまで耐震補強工事  
にかかる費用を約7億円と見込んでおりましたが、その後の建築物価の高騰や配管にか  
かる工事費用なども考慮したうえで、現時点での事業費の再試算にあわせて、建て  
替えた場合の複数の事業費についての試算をすることで、より精度の高い資料を作成す  
る予定でございます。

なお、現時点では委託業者を決定しておりませんので、詳細な調整はできておりませ  
んが、予算をご可決いただきましたら、業者の選定を行い、年内に資料を作成できるよ  
う努め、少なくとも年度内に方向性を判断してまいりたいと考えております。

続きまして、(1)点目の「基本的人権の尊重」に関するご質問のうち、①の「個別  
法制定の背景について」でございます。

障害及び障害のある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否  
などの問題がございます。平成18年12月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」  
が全会一致で採択され、我が国も「障害者基本法」の改正等、国内法を整備し、平成26  
年1月に条約を締結しております。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、

いわゆる「障害者差別解消法」は、このような流れの中で、すべての人が障害の有無によってわけ隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されたものと認識をいたしております。

次に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。在日外国人の排斥を訴える団体が外国人学校に向けて示威活動を行った事件に関し、平成26年12月には、この活動に伴う業務妨害と名誉棄損が「人種差別撤廃条例」上の人種差別に該当する、との判決が確定しております。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」は、このような背景を踏まえ、ヘイトスピーチの解消に向けた基本理念等を定めることを目的に制定されたものであると認識をしております。

また「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消法」は、近年、インターネット上での差別的な書き込みが発生するなど、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることなど踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、制定されたものであると認識をいたしております。

次に、②の「取組みの内容について」でございます。

「障害者差別解消法」の施行を受け、本町ではこれまで広報誌及び町ホームページに制度の周知記事を掲載するとともに、啓発パンフレットを作成し、窓口への配架や、関係団体・機関等への配布、障害者団体、民生委員児童委員協議会等を対象とする研修を実施しております。また昨年4月には、「島本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定しており、これに基づく職員研修も実施いたしました。

ヘイトスピーチにつきましては、法務省において実態調査や啓発活動が展開されており、本町でも近年、人権週間の周知用チラシにこの問題に関する記事を掲載するなど、住民の皆様への啓発に努めているところでございます。

部落差別の解消に向けましては、人権相談窓口において、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題に関する住民の皆様からの相談に応じるとともに、町立学校における人権教育の取組みや、職員への研修を継続的に実施するほか、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間である10月に、広報誌に啓発記事を掲載するなどの取組みを行ってまいりました。

こうした取組みを基礎に、今後とも、それぞれの法律の趣旨を踏まえ、国や大阪府と十分連携を図り、近隣自治体とも歩調をあわせて、本町としての取組みを進めてま

いりたいと考えております。

次に、③番の「人権文化センターにおけるエレベーターの設置について」でございます。

人権文化センターは高齢者の利用が多く、また障害者の皆様に安心して利用していただくためにも、施設のバリアフリー化は喫緊の課題であると認識しております。エレベーターの設置につきましては、本町の財政状況を勘案いたしますと特定財源の確保が必要であります。当該事業につきましては、従来、国の地方改善施設整備補助金の対象外でございました。しかしながら先般、本年度に限り当該補助金の対象となる旨の通知があり、この獲得に向け動きを始めたところでございます。現在、補助金の確保に向けた大阪府担当課との調整等を進めており、早期のバリアフリー化実現に向け、最大限努力をまいりたいと考えております。

続きまして、(2)点目の①「再生資源の持ち去り行為の防止対策等について」でございます。

本町では、各家庭から分別して出された再生資源等を持ち去る事例が発生し、再生資源等の収集量や資源化率に影響が生じているほか、持ち去り行為に関連する騒音や安全面の問題が発生しております。これらの対策として、一部の自治体では条例による規制を行っており、条例制定後は、各自治体とも住民からの苦情件数の減少、資源化量の増加など一定の効果をあげていると聞き及んでおり、本町といたしましても、条例化に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、「ごみ集積場におけるごみ出しのマナーや、カラス被害対策について」でございますが、ご指摘のとおり、これまでごみ出しのマナーやカラスの被害について、多くの要望を住民の皆様からいただいております。ごみ出しのマナーにつきましては、適正なごみの分別やごみ出しマナーの向上を図るため、年2回発行している「ごみの収集日程表」を全戸配布し、住民の皆様にご啓発を行っております。カラス被害対策につきましては、ごみ集積所で使用するカラスネットを配布するとともに、町のホームページでカラスネットの正しい使用方法やその他の有効な対策方法についての周知を行い、被害軽減に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、住民一人ひとりのごみ出しマナーが向上するためには、行政からの啓発活動とともに住民の皆様にご協力いただくことが必要不可欠であることから、各自治会や地域の方と引き続き連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「清掃工場施設改修工事について」でございます。

本町では、平成27年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの老朽化している箇所がございました。今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場からの要望

も踏まえながら、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の改修箇所としましては、毎年実施するごみ焼却設備の焼却炉の耐火材や粗大ごみ処理設備の破砕機に加えて、煙突の改修等を実施してまいりたいと考えております。

次に、③の「自主防災組織について」でございます。本町における自主防災組織は、現在 22 団体が結成されております。組織全体の高齢化や後継者不足につきましては、消防庁が昨年度に行った自主防災組織に対するアンケート調査におきましても、多くの自主防災組織でリーダー等の人材育成が進んでいないことや、防災活動の参加者が少ないことなどの課題があるとの結果となっております。

本町では、平常時から他の地域の自主防災組織が連携を図ることを目的に、自主防災連絡協議会を定期的を開催しております。また住民の自主防災組織への参加意識を高めるほか、活動に参加しやすい工夫、活動の活性化について、防災とボランティア訓練の開催や出張講座を通じ取り組んでいるところでございます。今後におきましても、防災指導員の協力も得ながら、地域活動団体との連携を図り、地域での活動をより活発に行っていただけますよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、④の「商工業の振興について」でございます。

空き家や古民家を活用した商工・観光振興の取り組みといたしましては、町内事業者などが参画し、商工会が事務局を担う「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」の構成員である「みなせ野プロジェクト」により、水無瀬神宮に隣接した空き家を活用した取り組みを予定されております。また「みなせ野プロジェクト」については、毎月第 2 日曜日に水無瀬神宮駐車場において、みなせ野オーガニックマーケットを開催されており、サントリー山崎蒸溜所以外のおもてなしの場として、町外からの来訪者も立ち寄っていただけるような仕組みづくりの一つとなればと考えております。また本年度、同じく「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」の構成員である町内事業者による取り組みといたしまして、阪急水無瀬駅近くの空き家において、宿泊とコミュニティ機能を持たせた施設の運営を予定されております。

本町といたしましても、これら二つの取り組みを多くの方に利用していただき、空き家解消のモデルケースとするとともに、商工業・観光の振興に寄与するよう後方支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、(3) 点目の「住民委員会制度」などに関するご質問でございます。

住民委員会制度は、行政への住民参加を目的として昭和 58 年 7 月に発足し、住民の皆様様の議論をもとにした提言をいただくなど、本町の住民自治の発展に大きく寄与してこられたと認識しております。しかしながら、この間、本町といたしましても審議会等の充実や、「私の声」、町のホームページから 24 時間いつでもご意見をいただける意見フォームの開設、パブリックコメント制度など、住民の皆様が町政に参画していただける

よう様々な形で広聴制度を充実させてきており、住民参加の手法も時代とともに変化してまいりました。そのような中、提言を主とする住民委員会のスタイルが住民参加の手法として今の時代に合っているのか、検証することが課題であると認識いたしており、本年度、役員をはじめとした住民委員の皆様と率直な意見交換を行い、今後のあり方について一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

「補助金制度」につきましては、直近の「第5次島本町行財政改革プラン」が掲げる改革事項の一つでありましたが、これまで抜本的な見直しには着手できておりませんでした。このため、現在策定作業中の次期「行財政改革プラン」等を通じ、見直しを進める必要があるものと考えております。

なお、「小さな声を拾い上げることが重要」とのご指摘でございますが、確かに住民の皆様の中には、町政に対し積極的にご発言をいただける方とそうでない方がおられます。そうした皆様の意向を総合的に把握する手法としては、無作為抽出型の住民意識調査などがあげられますが、本町ではこれまでも、政策立案等の内容に応じまして、この手法を活用いたしております。あわせまして、人権や福祉など各種の相談窓口におきましては、平素より住民の皆様のご日常生活から生じる大小様々な課題等を伺い、その解決援助に努めているところであり、各種の広聴手法とともに、相談支援の取り組みや窓口業務など日常の様々な場面を通じまして、住民の皆様からの「小さな声」を拾い上げ、行政課題の把握に繋げることができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)点目の①「JR島本駅西地区について」でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりににつきましては、選挙の際の公開討論会において、議員ご指摘のような趣旨で論議させていただいたところでございます。そのため、当該地区のまちづくりが、現在、どのような状況にあるのかを職員への聞き取り等により一定把握をいたしましたところ、準備組合におかれましては、全地権者を対象にされた意向調査や現地調査として測量を実施されている段階であり、今後はこれらの調査結果を踏まえ、素案を作成されるものと確認したところでございます。この素案に関しましては、事業リスクを負われる地権者の皆様のご検討のうえ計画されたまちづくりの方向性でございますことから、一定尊重されるべきものと考えております。

そのため、現段階におきましては、住民の皆様への積極的な情報の提供や住民説明会等の開催につきましては、お控えさせていただく必要があるものと考えております。しかしながら、今後、地権者のご意向を一定踏まえられた素案が作成された段階におきましては、準備組合の皆様並びに業務代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討してまいりたいと考えております。

なお、今般の補正予算におきまして予算を計上させていただきました「線引き見直し等業務」につきましては、都市計画にかかるたたき台を作成するために必要な業務を行うものでございます。



次に、②の「交通安全及び空き家対策について」でございます。

「町道高浜幹線」につきましては、当該路線から堤防道路へ抜ける通過交通をはじめ戸建て住宅の開発や大型マンションの建設などにより、交通量が増加しているものと認識いたしております。このため交通安全対策として、歩道設置や、運転者の視認性を確保するため路肩部のカラー化などの整備に努めてきたところでございます。

なお、時間帯通行規制や許可車両以外の通行規制については、本町といたしましても効果的な対策であると認識しております。現在も継続的に高槻警察署と協議をさせていただいておりますが、いずれの規制も、沿道にお住まいの皆様全ての同意が必要となることや、通行許可の更新などでご負担になるなど多くの課題があり、実現に至っていないのが現状でございます。引き続き地域の皆様や高槻警察署と協議を重ね、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「空き家」に関する国の動きといたしましては、全国各地で深刻化する空き家問題を背景に、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたところでございます。同法の施行を受け、本町では平成27年度に町内全域を対象とした外観調査を実施し、家屋の躯体等が朽ち果てているもの等の判断基準に基づき、37戸を空き家の可能性がある家屋として確認いたしております。また、町内では管理が行われず長い年月が経過した空き家に対する苦情が年々増加しており、議員ご指摘のような、いわゆる不良状態の空き家である旨の通報をいただいた場合には、そのつど現地確認を行い、倒壊の危険性や防犯上の問題など、周囲に悪影響を及ぼしているか否かを調査いたしております。その結果、「空家特措法」に基づく助言・援助等が必要と判断した場合につきましては、同法に基づき所有者等を調査のうえ、文書を所有者等に対して通知し、建物の適切な管理に努めるよう、適宜指導しているところでございます。

次に、(5)点目の①「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスは、65歳以上の年長者や障害をお持ちの方、妊婦の方と同伴する就学前のお子様、役場やふれあいセンターなどの公共施設に出かけるための支援を目的として運行しており、高齢者や障害者の社会参加の推進に寄与する施策であると認識いたしております。また、これまで必要に応じて運行ルートや停留箇所の変更を図るとともに、平成28年6月からは、4ヵ月児健診の対象児及びその保護者にも利用していただけるよう対象者を拡大するなどの見直しを行ってまいりました。今後につきましては、町の福祉の向上を図るために行うという運行目的を踏まえつつ、さらなる利用者の拡大などの検討を行うため、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

なお、島本駅及び水無瀬駅の駅前ロータリーには様々な規制等があり、停留箇所設置は困難ですが、従来から最寄りの停留箇所として、楠公前と水無瀬駅の国道側にそれぞれ停留箇所を設けているところでございます。

次に、②の「国民健康保険制度について」でございます。

国民健康保険制度の広域化に向けた現在の協議内容でございますが、都道府県においては、平成30年度の広域化に向けて平成29年度中に「国民健康保険運営方針」を策定する必要があり、現在、大阪府においては、同一世帯・同一所得であれば府内のどの市町村に居住していても同じ保険料となる統一保険料を導入すること、また市町村の一般会計からの法定外繰入を認めないことなど、今後の運営方法等が協議されているところでございます。

広域化のメリットは、都道府県が財政運営の責任主体となり、制度運営の中心的な役割を担うことで財政基盤の安定や効率的な事業運営の確保等が可能となり、国保健康保険制度が安定化することにあります。スケールメリットを生かした、より安定的な保険財政運営が可能となるものと認識しております。また本町の国民健康保険においては、1人あたりの医療費が府内3位と高水準にあることから、医療費水準を保険料に反映しない統一保険料においては、保険料が下がる要因となります。

デメリットについては、現時点で明確になっているものはございませんが、本町の国民健康保険加入者の所得水準は府内6位となっていることから、保険料を府内で平準化した際には保険料の上昇要因となること、また本町のような徴収率が高い保険者は予定収納率が高く設定されることなど、課題はございます。

いずれにいたしましても、平成30年4月からの広域化による新たな国民健康保険制度のスタートが決定していることから、遅滞なく、またこれまで以上に安定した、よりよい制度となるよう協議を進めてまいります。

続きまして、(7)点目の①「『行財政改革プラン』について」でございます。

現在、次期プランの策定に向けた調査・研究を進めており、庁内プロジェクトチームでの議論等を踏まえ、本年度中に素案をお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えております。次期プランにおける改革事項でございますが、一例としては、先ほど議員からのご質問にもありました補助金の見直しや、その他、町独自サービスの見直しなどを想定いたしておりますが、具体的な改革事項につきましては、今後プラン案の作成において、お示ししてまいりたいと考えております。

次に、②の「広域連携について」でございます。

本町のような小規模自治体にとりまして、広域連携による効率的な行政運営の推進は重要な課題であると認識をいたしております。また議員のご質問にもありますとおり、一口に「広域連携」と申しましても、その内容や手法は多岐に亘っております。

昨年11月には、大阪府から「人口減少・超高齢社会における行政サービスの維持・充実といった観点から、市町村の自主性を尊重しつつ、広域連携等の促進に向けたきめ細やかなコーディネートを積極的に実施していく」との方向性が示されたところでございます。本町といたしましても、大阪府におけます個別施策での「緩やかな連携」も含め、事例を一つひとつ積み重ね幅広い取り組みに繋げていくとの方針も踏まえ、今後、府の

サポートも受けながら、一步一步、地域間における広域連携の推進を目指してまいりたいと考えております。しかしながら、当然のことではございますが、広域連携は相手のあることで、一自治体の一方的な希望で実現するものではないということも、十分理解をしているところでございます。

従いまして、この場で具体的な事業内容をお示しすることはできませんが、連携する相手方の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係のもとに、誠実にねばり強く協議を重ね、双方の利益を生み出すものでなければ、その実現は困難であると認識をいたしており、今後、議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、誠意をもって、丁寧に関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**岡本教育長** それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、(5)点目の③「保育士配置基準など、認定こども園の創設や学童保育指導員の確保について」でございます。

本町では保育士の配置について、1歳児で国基準6対1のところを4対1、3歳児で国基準20対1のところを15対1、4歳児及び5歳児で国基準30対1のところを25対1と、上乘せの基準で運用しております。本年6月1日時点の入所児童数に対する必要保育士数を国基準と町基準とで比較いたしますと、その差は第二保育所で3人、第四保育所で4人、山崎保育園で3人、高浜学園で3人と、町全体で合計13人の保育士の余裕があることとなります。また、本年6月1日時点の待機につきましては、0歳児が15人、1歳児が24人、3歳児が5人となっており、必要な保育士が0歳児は5人、1歳児は4人、3歳児は1人と、町全体で10人が必要となりますので、計算上は、余裕となった13人で、すべての児童の受け入れが可能となります。しかしながら、現状の保育所が高浜学園を除き過密状態にあることから、保育士が確保できても、さらに過密を悪化させることに繋がることから、保育士配置基準の見直しの課題はございますが、まずは待機児童解消の受け皿となる新たな施設の整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「認定こども園について」でございますが、現在、本町には認定こども園はございませんが、第二幼稚園と第四保育所の一体的な整備を再検討する中で、幼児教育・保育・子育て支援など様々な機能をあわせ持つ施設を整備することは、保護者の選択肢が広がるなど多くのメリットがあるものと考えております。

次に、「学童保育指導員の確保について」でございます。平成24年に「児童福祉法」が改正され、放課後児童健全育成事業の対象は小学校6年生まで拡大され、本町におきましても、平成27年3月に策定した「島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本年度から4年生の受入れを開始いたしました。そのため、職員体制につきましても拡充すべく、指導員の報酬・賃金の見直しを行うなど対策を講じましたが、現時点で、四

つの学童保育室全体で、嘱託職員については1名、加配の臨時職員については4名の欠員が発生しております。引き続き、必要な職員数が確保できるよう、様々な募集方法により職員の確保に努めてまいります。

次に、(6)点目の①「町立体育館と他の施設との複合施設等の検討について」でございます。

町立体育館につきましては、昨年度に実施いたしました耐震診断の結果、2棟ある建物のうち体育館棟について耐震性能を満足しておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。同館は昭和56年の開設から36年を経過し、耐震性能以外にも施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備の更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや借地に建設されていることなど、多くの課題がございます。これらの課題を解決するため、移転新築を行うのか、耐震補強と大規模改修をあわせて行うのか、早期に決定してまいりたいと考えておりますが、町財政との整合性が不可欠でありますことから、長期的な視点に立って様々な選択肢を含めて、検討してまいりたいと考えております。

次に、②の「キャンプ場について子ども達や利用者の安全は担保できるのか」についてでございます。

「町立キャンプ場の安全」につきましては、施設の維持管理もさることながら、昨年度は、7月10日に近傍の大沢集落周辺においてツキノワグマの目撃情報が2件あったことから、使用者の安全が担保できるまで閉鎖することとし、再開できないまま使用期間を終えました。また近隣の高槻市、茨木市、箕面市におきましても、昨年8月以降、相次いでツキノワグマの目撃情報がありましたが、10月29日の箕面市における目撃情報を最後に、また京都府内のうち、本町近隣の大山崎町におきましても10月5日に目撃情報ございましたが、その後、新たな情報はなかったものでございます。最新の情報といたしまして、本年6月2日に能勢町におきまして、大阪府内では本年度初となるツキノワグマの目撃情報ございましたが、町立キャンプ場からは20キロ以上離れていることから、現時点におきましては、本件をもって開設延期などの措置を行う必要はないものと考えております。

次に、「スズメバチ」にかかる対応でございます。現在、7月の町立キャンプ場開設に向けて鋭意準備を進めているところでございますが、4月以降、場内各所にトラップを設置し、巣作りが行われる前の段階でスズメバチを捕獲するなど、可能な範囲での対策を施しているところでございます。しかしながら、山林に囲まれた町立キャンプ場の立地条件の中で、完全に危険を除去することは大変困難であるものと考えております。使用期間中、場内にAEDやポイズンリムーバー(応急用毒取り器)をはじめとする各種応急処置用具を備えるとともに、町立キャンプ場において発生が予測されるあらゆる緊

急事態への対応策を示した危機管理マニュアルを適切に運用することで、緊急時の安全管理体制に遺漏のないよう努めているところでございます。いずれにいたしましても、利用者に対しましては、ツキノワグマやスズメバチなどの野生生物による危険性について注意喚起を徹底するとともに、引き続き近隣のツキノワグマ目撃情報を注視し、本町近隣で新たな目撃情報が発生した場合には一時閉鎖に踏み切ることも含めて、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** あくまで大綱質疑でございますので、詳細については控えさせていただきますけれども、少し質問の仕方も悪かったのかも知れないですけど、わかりにくいところがあったので、お伺いいたします。

まず、冒頭部分の下の方ですけども、「長期的には全国多くの自治体と同様、人口減少は避けられないものと認識をしております」という部分なんですけども、人口減少していくというのは皆さんの共通認識だと思うんですけども、人口減少をしていくから、もうそれはそれで割り切って、それに備えるんだという考え方と、人口減少していくけども、少しでも高齢化率を下げるとか、そういうふうに通う世代を獲得していくとか、少しでも抵抗していくのか。考え方がどっちなのかなというのを、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

それともう1点は、人権問題の「平和と基本的人権尊重のまちづくり」の②番目なんですけども、「各自治体において取り組む内容に差が生じることが予想されますが、島本町としてどのような姿勢で取り組むのか」というのを、私、お伺いしたんですけども、「それぞれの法律の趣旨を踏まえ、国や大阪府と十分連携を図り、近隣自治体とも歩調を合わせて」というふうなご答弁をいただいています。大阪府や国と連携を図るというのはよくわかるんですけども、近隣自治体と、別に歩調を合わせる必要はないんじゃないかなと思いますね。もし、ほかの近隣の自治体がいい取り組みしてたら、積極的に取り入れたらいいと思いますけども、島本町がこれはいいなと思ったら、ほかの自治体のことにせんと、積極的に独自にやったらいいんじゃないかなと思います。これは別に人権問題に関わらず、ほかの施策に対してでもと思いますけども、積極的にいろんなことをやっていったらいいんじゃないかなと思いますけども、これについて、ちょっとお伺いします。

**山田町長** まず最初の、人口が減少していく中で本町としてどういう方向性で行くのか、という部分でございますが、平成28年3月に「島本町人口ビジョン」が策定されておりますが、この中で国立社会保障人口問題研究所の準拠した推計では、平成72年の時点で本町の人口が2万人を下回る予測がされております。町として人口減少克服のための取り組みを講じるとともに、国及び大阪府の施策でもたらされる効果により、合計特殊出生率の向上を目指すことで、人口規模2万5千人程度を目指すことが、この中で掲げら

れております。また、そのための5年間の行動計画として、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる諸施策が推進されてきたところでありまして、私といたしましても、この方向性を踏襲してまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、施政方針でもお示しをさせていただきましたとおり、住民と行政が互いに顔の見える小さな自治体の良さを活かした協働のまちづくりを推進することや、若者世代が子育てしやすい環境を整えるなど、子育て支援と教育の充実を図り、誰もが住み続けたいと思えるような魅力のあるまちづくりを、財政との整合を図りながら進めることを通じまして、将来の人口減少問題に対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

**総合政策部長** それでは、2点目のご質問にご答弁申し上げます。

「ヘイトスピーチ解消法」では、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められております。「部落差別解消法」におきましても、「地方公共団体は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めること」が求められております。本町では、これまでも様々な人権課題の解決に向け、啓発、研修、相談等の取り組みを積極的に進めてまいりましたが、それらの中には、国や府、近隣自治体等と連携して実施するもののほか、本町独自の取り組みとして行っているものもございます。

従いまして、取り組みの内容に応じましては、他の機関と連携あるいは歩調を合わせて実施することにより、本町単独で実施するよりも、より効果的であろうと考えておりますが、すべての取り組みを連携歩調のもとに実施しなければならないと考えているわけではございません。それぞれの法律の趣旨を十分踏まえ、適切に本町独自の取り組みも講じながら、地域の実情に応じた施策となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** それでは、残りは所管の常任委員会審査に付託されておりますので、これでの大綱質疑を終わります。

**川嶋議長** 以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月27日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月27日午前10時から会議を開くことに決定しました。

本日は、これをもって延会といたします。  
長時間にわたり、大変ご苦勞様ございました。

(午後 5 時 3 1 分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第34号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第35号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第36号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第37号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第38号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第39号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第40号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第41号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第42号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第43号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第44号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第45号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第46号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第47号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第48号議案 工事請負契約の締結について
- 第49号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第50号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第51号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 第52号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）





平成29年

島本町議会6月定例会議会議録

第 3 号

平成29年 6月27日(火)

## 島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 3 号)

年 月 日 平成 2 9 年 6 月 2 7 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	岡本 克己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴山 則文	健 康 福 祉 長	岡本 泰三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 長	水木 正也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北河 浩紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	都 市 創 造 部 次 長	安 藤 謙 吾

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第3号

平成29年6月27日(火) 午前10時開議

- 日程第1 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第1号)
- 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

**川嶋議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第53号議案 島本町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてから、第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)までの3件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

引き続き、自由民主クラブの発言を許します。

**伊集院議員(登壇)** おはようございます。それでは、平成29年度町長の施政方針及び予算に対しまして、自由民主クラブを代表し大綱質疑を行います。

まず、6月22日発表されました月例経済報告において、景気は緩やかな回復基調が続いています。分野別で、消費者物価は横ばい、個人消費は緩やかに持ち直し、設備投資に、また輸出や生産は各種持ち直しています。そして企業収益と雇用情勢は、今月も改善しております。4月の有効求人倍率は1.48倍、これはバブル期を超える高水準となりました。昭和49年(1974年)2月以来、43年2ヵ月ぶりです。正規職員に限った倍率も0.97倍と上昇し、雇用形態別の集計を始めた平成16年以降で最も高くなりました。また、5月末の倍率は1.45倍で、就業者・雇用者において52ヵ月連続の増加で、完全失業率は83ヵ月連続の減少。この数値は、都道府県でも平成2年11月以降、26年4ヵ月ぶりの高水準と、6ヵ月連続、都道府県すべてで1倍以上と、うれしいニュースもありました。今後の先行きとしては、雇用・所得関係の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、となっております。

こういった状況下で、島本町は新たな町長のもと、平成29年度の施政方針が示されました。

まず冒頭に、町長がおっしゃる「小さくても魅力あるまちづくり」とはどのようなものか、具体を伺うとともに、それに伴った予算編成となりましたか、伺います。また、想いと添わないものはなかったのか、伺います。

1)。「財政問題と行財政改革について」

①一般会計・特別会計・財産区、そして水道事業も含め、施策・骨格予算を合わせ総額217億237万円と、高額予算となっております。水道の企業会計を除いて202億7,277万円です。この水道企業会計を除いた総額で200億円を1年間で超える予算を、私は過去に見たことがないのですが、町政77年を迎えています本町として、一般会計・特会・財産区、総額で200億円を超えたことは過去にありましたか、伺います。

②「国の取り組みと基調をあわせた歳出改革を行う」とありますが、具体の説明を伺

うとともに、どんな歳出改革をされるのか、スケジュールもあわせて伺います。また、その後続く「このような国の動向を受け、本町も一般会計当初予算において、子育て支援や公共施設の老朽化対策、広域連携など、喫緊の課題に対応している」と、「国の取り組みとあわせた歳出改革」との内容と、どのように整合を取られるのか、整合するのか、伺います。

③「公共施設の老朽化対策や耐震化、子育て支援をはじめとする社会保障関係経費など、多額の資金が必要となる見込み」なので、「歳入の確保と歳出の削減に努める」とありますが、この歳入確保と歳出の削減をどのような手法でされるのか、具体を伺います。

④現在の「第5次行財政改革プラン」は平成23年に策定され、7年目となります。施政方針の中で、次期の策定を明言されています。策定にあたっての留意すべき事項と、そのスケジュールを伺うとともに、不思議と、この行革の中でうたわれています「地域間における広域連携の推進を目指す」とありますが、具体的な事務事業は何ですか。そして、具体の方策についても伺います。

## 2). 「島本町のまちづくり ～JR島本駅西側地区について～」

①「誘導してまいります」と述べておられますが、町が「誘導」というのは一体どういう意味か、お伺いいたします。

②町長がおっしゃる「町の将来を見据え、新たなまちの顔となる駅前の玄関口として、自然と調和したにぎわいと親しみのある町並み」とは、どんな町並みですか。伺います。

## 3). 「危機管理・災害対策・防災等について」

①BCP（業務継続計画）について。

「非常時に優先実施すべき業務等に対応できる体制を構築すべく、新たに業務継続計画（BCP）を策定する」とありますが、具体的にどのような内容で、いつ頃策定されるおつもりか、伺います。また、大規模災害時を想定されているのですから、このBCP策定とともに機構改革をされるお考えはありませんか、伺います。

②大雨対策について。

本町が管理する沈砂池や水路の点検に浚渫工事を実施されますが、過去の被害状況を踏まえ、現時点において予算額と、具体的に想定される箇所を伺います。

③町立体育館について。

「今後の方針は、財政との整合性を図りながら早期に決定」されますが、これまででも、借地である問題についての議論はありました。また、耐震補強工事も多額の費用を要することも見込まれております。今後も現状のまま借地を継続していくのか、移転建て替えを行うのか、早期に打ち出すことが喫緊の課題です。町長の考えを伺うとともに、今後のスケジュールと費用対効果など、伺います。

④役場庁舎について。

「耐震補強や建て替えなど、耐震化の方向性について検討」とありますが、以前にも調

査され、一体いつまで検討するのか伺うとともに、今後のスケジュールも伺います。

4) . 「環境、農林業等について」

①土砂埋立て問題。

大阪府の条例に加え、本町独自の対策の検討をされますが、条例制定を考えているのか伺うとともに、目的とスケジュールを伺います。また、府の条例より上回ることもできるのかどうか、伺います。

②農業について。

「意欲のある農業従事者への支援」とありますが、どういった支援をされるのか、具体を伺うとともに、「都市農業振興の取り組みを進める」具体の方策を伺います。

③森林整備について。

積極的に推進する今年度の森林整備の具体とスケジュールを伺います。

5) . 「清掃工場について」

①ごみ処理において、「管理運営方法について検討」されるようですが、これまでも包括民営委託についての検討もされました。まだ「検討」が続くのか伺うとともに、現状と、その後の検討状況もあわせて伺います。

②「再生資源の持ち去り行為の防止対策について検討」されます。条例を考えているのか、具体と、今後のスケジュールを伺います。

6) . 「し尿処理場（衛生化学処理場）について」

高槻市のご協力のもと、し尿処理業務がスタートしています。順調に進んでいるのか、説明を伺うとともに、撤去に向けスケジュール等も伺います。

7) . 「上下水道について」

①汚水整備について。

今年度の汚水整備の施策について伺うとともに、町全体としての進捗状況とスケジュールを伺います。

②雨水整備について。

今年度の雨水整備の施策について伺うとともに、内水災害に対する対応を含めた今後の雨水整備について、伺います。

8) . 「保健・医療・福祉等について」

①国民健康保険事業について。

大変厳しい運営状況であります。その中、「昨年に引き続き、専門的な知識を有する徴収指導員を配置する」と述べられておりますが、これは増員されると解釈してよいのか、伺います。また、平成 30 年度から運営責任者が大阪府となりますが、大阪府は保険料統一もされます。もし、そこは一定理解したとしても、公平性の観点において、本町は一般会計からの繰り入れは法定外繰入の範疇と守ってきた自治体と、保険料を一般会計からまかなっておられた自治体との扱いは差をつけていただくというか、ペナルティ的と

どうか、こういったところの議論は明確になってきていますか。お伺いたします。

②介護保険制度について。

第7期策定のスケジュールを伺います。

③福祉医療費助成・子ども医療費助成について。

福祉医療費助成の大阪府制度の構築へ対応され、今年度は準備作業に入られますが、スケジュールを伺います。また、子ども医療費助成の対象者拡大の検討をされますが、財源捻出をどうされるのか伺うとともに、スケジュールを伺います。

④やまぶき園の移設・建て替えについて。

10年前から、我が会派大綱でも訴えてまいり、昨年度末に整備運営事業予定者が決定できたことは、一定評価いたします。平成31年度の開設を目指されていますが、スケジュールを伺います。

9) . 「子育て・教育・生涯学習等について」

①国の「働き方改革」もあり、教職員の長時間労働の対策に「週1日以上、部活の休養日を設ける」、また「週1回、全校一斉退校日を設ける」ことを徹底されるとのことですが、単純にこの二つを合わせますと、週2日以上、部活が休みとなります。その解釈でよいのか、組み合わせでスタートされるのか、外部人材を活用されるのか、伺います。また、現在、自民党も外部人材の積極活用に、部活指導員にも国家資格検討をされていますが、まだ実現に至っているわけではなく、この点において、人員体制についてどうされるのかも含めて、具体的な説明を伺います。

②幼稚園・保育所について。

第四保育所の移設建て替えにおいて白紙となったことは安堵しますが、第二幼稚園との一体的な整備も含められた検討においては、以前より一般質問でも、幼児教育と福祉施策と、この垣根を越える段階として求めてまいりました認定こども園も含めて検討されると解釈してよいか、伺います。また、待機児童対策として民間保育園の誘致も取り組まれますが、今後のスケジュールを伺います。

10) . 「人事評価制度について」

人事評価制度の評価結果を、「人事管理の基礎とする」「人材育成にも活用する」とは、具体的にどのように進められようとしているのか、判然としないので、説明を伺います。

11) . 「タウンミーティングについて」

町長「自ら地域に出向き、住民の皆様から直接お声をいただくタウンミーティングなどの実施」に「効果的な実施手法を検討」されますが、何をテーマにされるお考えなのか、また「直接お声を聞く」というのは、どういうタイミングで考えておられるのか、あわせて伺います。

山田町長 それでは、自由民主クラブを代表されての伊集院議員の大綱質疑に、ご答弁申



し上げます。

まず、冒頭のご質問でございます。

私が考える「小さくても魅力あるまちづくり」についてでございますが、まずは、住民と行政が互いに顔の見える小さな自治体の良さを生かし、協働のまちづくりを進めることや、小さな組織だからこそそのフットワークの良さを発揮して、スピーディーかつ柔軟に施策を展開することでございます。

また、その方向性としたしましては、持続可能な行財政運営の推進を基本に、「自然と調和し、人権が尊重され、性別や年齢などに関わらず、いきいきと活躍できる活力あるまち」「子育て支援や教育が充実し、若い世代が将来に希望を持てるまち」「このまちに愛着を持つことができ、いつまでも住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくり」を進めることでございます。

なお、今回、ご提案させていただいた補正予算は、これに沿ったものであると考えております。

続きまして、1)点目の①「町の予算規模について」でございます。

公営企業会計を除いた予算総額が200億円を超えたことが過去にあったかどうかについてでございますが、当初予算におきまして予算総額が200億円を超えたのは、平成29年度が初めてでございます。

次に、②の「歳出改革及び本町の一般会計当初予算について」でございます。

施政方針の3ページで申し上げております「国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行う」との記述は、国の「地方財政計画」の内容をご説明させていただいたものであり、国の平成29年度当初予算における、地方全体に対する予算措置の考え方をお示しさせていただいたものでございます。また、その後続く「本町も、一般会計当初予算におきまして、子育て支援や公共施設の老朽化対策、広域連携など、喫緊の諸課題に対応している」との記述は、小規模保育事業の拡充、学童保育室運営事業の拡充、道路ストック維持管理事業、橋りょう補修・補強事業、し尿処理事務委託事業など、すでに当初予算で対応させていただいております各種事業について、お示しさせていただいたものでございます。

次に、③の「歳入の確保と歳出の削減について」でございます。

本町では、これまでも「第5次島本町行財政改革プラン」に基づき、使用料・手数料の見直し、個人給付の見直し、遊休地の売却・貸付、戸籍電算化の完了、人員削減による人件費の抑制など、様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、歳入の減少、扶助費の増大、公共施設やインフラの老朽化など、厳しい財政状況が見込まれることから、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立する必要があるものと考えております。

「地方自治法」が定める基本原則であります「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。」との責務を果たすべく、不断に事務事業の見直しを行い、歳出の削減努力等を積み重ねることが必要不可欠であり、その方策の一環といたしまして、次期「行財政改革プラン」を策定してまいりたいと考えております。

次に、④の「行財政改革と広域連携について」でございます。

次期「行財政改革プラン」の策定にあたりましては、直近の「第5次島本町行財政改革プラン」における取り組み結果を分析するとともに、国の動向や他団体における改革事例などにも留意する必要があると考えております。策定スケジュールにつきましては、今後、庁内プロジェクトチームでの議論等を踏まえ、本年度中に素案をお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、本町のような小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、「最少の経費で最大の効果」「組織及び運営の合理化」を求めるためには、広域連携を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。昨年11月には大阪府から、人口減少・超高齢社会における行政サービスの維持・充実といった観点から、市町村の自主性を尊重しつつ、広域連携等の促進に向けたきめ細やかなコーディネートを積極的に実施していく、との方向性が示されたところでございます。本町といたしましても、大阪府におけます個別施策での「緩やかな連携」も含め、事例を一つひとつ積み重ね、幅広い取り組みに繋げていくとの方針も踏まえ、今後、府のサポートも受けながら、一步一步、地域間における広域連携の推進を目指してまいりたいと考えております。

しかしながら、当然のことではございますが、広域連携は相手のあることで、一自治体の一方的な希望で実現するものではないということも、十分理解をしているところでございます。従いまして、この場で具体的な事業内容をお示しすることはできませんが、連携する相手方の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係のもとに誠実にねばり強く協議を重ね、双方の利益を生み出すものでなければ、その実現は困難であると認識をいたしており、今後、議員の皆様方のご指導・ご協力を賜りながら、誠意をもって、丁寧に、関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2) 点目の「JR島本駅西側地区」に関するご質問の①、「町が誘導する」という表現の意味合いについてでございます。

JR島本駅西地区におけるまちづくりにつきましては、組合主体の土地区画整理事業であり、いわゆる地権者主体のまちづくりでございます。そのため町といたしましては、事業リスクを負われる地権者の皆様のご検討のうえ、計画されたまちづくりの方向性は、一定尊重されるべきものであると考えております。

しかしながら、まちづくりにおきましては、事業の実現性はもとより、本町のまちづくりの基礎となる「島本町都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を担保さ

せていただく必要があるものとも考えております。また、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画という手法で規制や指導をさせていただくことにより、より良いまちづくりを実施していただくよう誘導してまいりたいという趣旨として、お示しさせていただいたものでございます。

次に、②の「想定される『町並み』について」でございます。

当地区におきましては、これまで地権者の皆様のご協力のもと、レンゲ畑やどんど焼の開催等、住民の皆様の交流の場として長らく親しまれてきたものと認識いたしております。また、平成24年に改定いたしました「島本町都市計画マスタープラン」におきましては、当地区を「良好な市街地の形成を誘導し、都市機能の充実・強化を推進する区域であり、同時に緑と調和した環境形成地区」と位置づけているところでございます。

これらを踏まえ、当地区の将来的な展望といたしましては、土地区画整理事業において、一定のインフラ設備等、都市機能の充実・強化を図られることがあげられます。また一方で、これまでのように営農を希望される方には良好な農耕空間のもとで営農をご継続いただくとともに、緑化や良好な町並みの創出や、まちを育てる仕組みづくりについても必要に応じて支援を行うなど、当該地区におけるにぎわいと親しみのある人的交流の場の創造を行っていただきたいと考えております。

次に、3) 点目の①「BCP（業務継続計画）について」でございます。

この計画は、大規模災害時に行政が被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約のある状況下において、優先的に実施すべく非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものでございます。

具体的には、国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に記載されている、特に重要な要素である電気・水・食料や通信手段の確保について定めるとともに、非常時優先業務の整理等について関係部局との協議を行い、各部局で実施すべき時系列の災害対応業務を選択し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることで、大規模災害時においても住民ニーズに対応できるようにするものであり、本年度中に策定してまいりたいと考えております。

なお、BCPの項目の一つである職員体制についてでございますが、計画に定めるべき事項が、首長が不在の場合の職務の代行順位や非常時の職員の参集体制であることを踏まえ、現時点で本計画の策定に伴う機構改革は想定しておりません。

次に、②の「大雨対策について」でございます。

本町が管理しております水路や沈砂池の浚渫工事につきましては、台風や集中豪雨が発生する時期に備え、職員により町内の各水路や沈砂池の点検を実施しております。点検の結果、土砂等が堆積している水路や沈砂池は浚渫工事を実施することとしており、当初予算において500万円を計上させていただいたところでございます。

なお、本年度、すでに実施済みの箇所につきましては、新幹線東側水路、エンマ川水路、御茶屋水路、柳川水路2号沈砂池でございます。

今後につきましても、水路や沈砂池のパトロールを継続的に実施し、必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、④の「役場庁舎について」でございます。

本庁舎の耐震化につきましては、平成22年度に実施した耐震診断結果を受け、耐震補強計画案を作成してまいりましたが、補強工事に伴う耐震壁の設置により事務所の空間がかなり狭くなること、日常業務を行いながらの工事になること、工事ヤードとなる中庭に住民ホールがあることなどの課題解決が必要となっていたことに加えて、町の公共施設の整備といたしまして、国庫補助の割増期間が限定されていた学校施設の耐震化を優先して実施することとしておりましたので、現時点で、本庁舎の耐震化には至っておりません。

これまで、本庁舎の耐震化の対応につきましては耐震補強工事で検討してまいりましたが、昨年発生した熊本地震におきまして、熊本県益城町では、平成27年度に耐震補強工事を行ったにも関わらず役場の一部が破損したという状況を鑑みますと、本庁舎の耐震化の対応といたしまして、耐震補強工事が妥当なのか、それとも建て替えが妥当なのか、再検討すべきであるとの考えから、今回、庁舎整備検討資料作成等業務にかかる予算をお願いするものでございます。

今回の業務委託の内容につきましては、専門業者の支援を得まして、耐震補強工事にかかる工事費の再試算と、建て替えた場合の複数の事業費についての試算をすることで、本庁舎の耐震化における方向性を見出すため、より精度の高い資料を作成したいと考えております。また、耐震化につきましては多額の費用を要することから、今回の資料をもとに町財政への影響も含めまして、庁舎整備における方向性について、判断してまいりたいと考えております。

次に、4) 点目の①「土砂埋立て問題について」でございます。

大阪府では、災害の防止及び生活環境の保全を目的とし、土砂埋立て等について必要な規制を行うため「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定し、平成27年7月に施行されております。この条例は、建設工事等により発生した土砂を対象に、3,000㎡以上の埋め立て・盛土・堆積などの行為を許可制とし、規制するものでございます。

しかしながら、本町域内は山間部が多く、府条例の対象とならない小規模な埋め立て等が想定されることや、土砂埋め立て等が大規模となった際には速やかな是正が困難になるケースがあること、また、近隣市においても小規模な土砂埋立て等を規制する独自条例が制定されており、広域的な規制を行う必要があることから、本町におきましても無秩序な土砂埋立て等が行われないよう未然に防止するため、独自条例の制定が必要であるとと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、関係機関との協議やパブリックコメント等諸手続きを経たうえで、本年度中に条例制定してまいりたいと考えております。

なお、土砂埋立て等の規制については、近隣市では府条例の対象外となる3,000㎡未満500㎡以上の小規模な土砂埋め立て等を規制対象としていることから、本町においても同様の規制基準を検討しております。

次に、②の「農業について」でございます。

昨年5月、国は「都市農業振興基本法」に基づき、都市農業の振興を進めるための基本的な方針となる「都市農業振興基本計画」を策定いたしました。市町村は、地方計画を策定することが努力義務とされており、本町におきましても、その対応等について調査・研究してまいりたいと考えております。

現在実施しております、意欲のある農業従事者への支援に関する取り組みとしては、農業者の後継者育成を図ることを目的に高槻市農業協同組合に対して補助金を交付するとともに、大阪府が開催しております新規就農を目指す方を対象とした相談会や、農業に関する技術を学ぶ農業大学校に関する情報を提供しており、引き続き支援してまいりたいと考えております。

これまでも本町では、ファミリー農園におきまして、農家ではない方にも土に親しみを持っていただく機会が提供されております。また学習田におきましては、小学生が農業体験を行うとともに、学校給食に地場産のものが一部提供されるなど、農産物の供給という農地本来の機能以外にも多面的な機能が発揮されており、今後も各取り組みを推進してまいります。

新たな都市農業振興の取り組みとしては、これまで桜井地区のみで行っていた景観形成作物の促進に関する事業、いわゆるレンゲ米の栽培に対する支援の取り組みを町内各所で展開していくことについて、現在、農業実行組合長会と協議を行っているところです。さらに、他の自治体との意見交換等も行いながら、本町の地域性や財政状況等を踏まえた都市農業の取り組みにつきまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、③の「森林整備について」でございます。

本町では、「サントリー天然水の森」の取り組みや、町内の森林整備ボランティア等を支援・協力することで、住民・企業と連携しながら森林の保全に積極的に取り組んでいるところです。

まず、本年度の「サントリー天然水の森」の取り組みといたしましては、これまで協定を締結しておりました大沢・尺代・山崎地域の整備を引き続き行っていただくこととなります。なお、具体的な整備内容につきましては、大沢地域で作業歩道の新設及び歩道沿いの整備、植生保護柵の設置等の作業を、現在進めております。また山崎地域では竹林の整備等を予定しており、そのスケジュール等について、現在サントリーと協議を行っているところでございます。

また、天王山周辺の森づくりに関する団体間の連携を図るため、昨年度「天王山周辺森づくりフォーラム」が設立されました。本フォーラムには、本町をはじめ大阪府・京都府・大山崎町・サントリーホールディングス株式会社のほか、両町の森林ボランティア団体が参画しております。なお、こちらにつきましても、本年度における本フォーラムの具体的な取り組みとそのスケジュールにつきましては、現時点で決定していないことから、今後、関係団体と協議を行ってまいります。

その他、大阪府が指定いたします保安林の区域拡大に向けた地元地権者との調整や、ボランティア団体への補助金による支援など、これまで継続してまいりました取り組みにつきましても、引き続き推進してまいります。

続きまして、5) 点目の清掃工場に関するご質問の①「包括民営委託の検討状況について」でございます。

包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者4名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において、検討いただいております。本委員会では、「包括運営委託を導入するのが望ましいものの、導入にあたっては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲を早急に決定する必要がある。また施設整備の実施時期や範囲の決定に際しては、精密機能検査等の実施や清掃工場の維持管理業者等と協議を行い、施設の状態を把握する必要がある」との提言を受けております。

これを受け、本町では、平成27年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの老朽化している箇所があることがわかりました。今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。

従いまして、包括運営委託の検討につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、導入の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、②の「再生資源の持ち去り行為の防止対策について」でございます。

本町では、各家庭から分別して出された再生資源を持ち去る事例が発生しており、再生資源の収集量の減少や、持ち去り行為に関連する騒音や安全面の問題がございます。現在、再生資源の持ち去りに関する実態把握に努めており、リサイクルごみの収集日の早朝に職員によるパトロールを実施するとともに、再生資源の持ち去り規制に関する条例をすでに制定している近隣市へヒアリングを行っているところでございます。

今後につきましては、各自治会より選出されている廃棄物減量等推進員へアンケート調査を実施し、さらなる実態把握に努めるとともに、規制手法等の検討を行い、「島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」の一部改正に向けて事務を進め

る予定でございます。

なお、条例改正にあたっては、住民の皆様から広くご意見を頂戴するため、パブリックコメントを実施する予定でございます。

次に、6)点目の「衛生化学処理場について」でございます。

し尿処理につきましては、本年4月から高槻市に事務の委託を行っており、開始してまだ間もない状況でございますが、事前に十分に協議を行っていただきましたことから、これまで問題なく事務を進めることができいております。改めまして、高槻市関係者の皆様に感謝申し上げます。

衛生化学処理場につきましては、本年3月末をもって、町内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の搬入が終了しております。現在、残留汚泥の処分や解体工事にかかる設計を行っており、解体工事に向けた準備を進めているところでございます。

なお、解体工事の設計にあたりましては、今年度中に関係機関との協議や関係法令等に従った手続きを行い、解体工事につきましては、平成30年度から進めてまいりたいと考えております。

次に、7)点目の①「汚水整備について」でございます。

まず、本年度の事業実施箇所といたしましては、昨年度に引き続き高浜一丁目地区における公共下水道汚水管の整備を実施する予定でございます。当該地域においては、平成25年度に「下水道法」の事業認可を受け、平成26年度から計画的に事業を実施しており、本年度末で一定の整備が完了する見込みとなっております。

町全体の進捗状況につきましては、昨年度末で、事業認可区域面積約327haのうち、処理区域内面積が約301.2haとなり、下水道処理人口普及率は約95.3%となる見込みとなっております。今後のスケジュールにつきましては、JR島本駅西地区における区画整理事業の進捗状況を注視しながら、町域内の土地利用等の状況も踏まえ、引き続き効果的かつ効率的な整備区域の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、②の「雨水整備について」でございます。

本年度につきましては、昨年度に事業着手いたしました公共下水道五反田雨水幹線整備工事(第1期)を、引き続き実施してまいります。本事業は、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道計画」に基づき、島本(2-10)排水分区である百山地区外・約42.8haの浸水防除を図ることを目的とし、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線への接続を行うもので、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用し、平成31年度末完成を目途に、現在、事業進捗に努めているところでございます。

また、島本(2-6)排水分区において、高槻市で実施していただいております淀川流域下水道高槻島本雨水幹線との接続工事の早期完成に向けまして連携を図るとともに、昨年度実施いたしました柳川雨水幹線外2幹線基本検討業務の検討結果に基づき、今後の具体的な整備手法について検討を進める予定としております。

次に、8)点目の①「国民健康保険事業について」でございます。

「島本町債権の管理に関する条例」が平成27年4月に施行し、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各保険料につきましては、より厳密な債権管理が求められております。昨年4月から、専門的知識を有する徴収支援員2名を任用し、職員の滞納整理の知識及びスキルのさらなる向上や滞納者の財産調査、悪質滞納者に対する差し押え、滞納処分等を行ってまいりました。この間、個々の事情を勘案したきめ細やかな納付相談を行うとともに、財産調査や差し押え等に着手いたし、一定の効果を上げることができたと考えております。本年度におきましても、昨年度と同様2名を配置しており、現時点で、増員の予定はございません。

次に、平成30年度からの「国民健康保険制度改革にかかる大阪府での協議について」でございます。国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる、いわゆる広域化がスタートします。大阪府においては、同じ所得・同じ世帯構成であれば、府内のどの市町村に居住していても同じ保険料となる「統一保険料」の導入に向けて検討を進めております。広域化が実施される前に、保険料引き下げ目的等により一般会計から繰入等を行っていた自治体に対してペナルティは特段ございませんが、統一保険料が導入されますと、一般会計からの法定外繰入等の割合が少ない市町村ほど、激変緩和措置期間の影響が少なくなる制度設計になるものと認識しております。

次に、②の「介護保険制度について」でございます。

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第7期保健福祉計画及び介護保険事業計画」につきましては、年度内の策定に向け、順次事務を進めているところでございます。計画策定にあたってのスケジュールでございますが、すでに本年3月22日から4月12日の間に、今後の計画策定の基礎資料となる「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査」を実施しており、現在、その集計事務を行っているところでございます。

今後は、島本町介護保険事業運営委員会におきまして、今回の調査結果や、国から示される介護保険制度の制度見直し内容を盛り込みながら、慎重な審議のうえ計画に対する答申をいただく予定でございます。また、12月頃にパブリックコメントを実施し、被保険者の皆様のご意見を集約のうえ、来年2月頃までに計画を策定する予定としており、平成30年2月会議におきまして、介護保険料の改定等を含めました「介護保険条例」の改正を上程すべく、事務を進めてまいります。

次に、③の「福祉医療費助成・子ども医療費助成について」でございます。

まず、「福祉医療費助成の大阪府制度の再構築」でございますが、平成30年4月からの制度改正に向け、本年9月定例会において条例改正を行うべく、事務を進めてまいります。また条例をご可決いただいた後、本制度改正に対応すべくシステム改修を行いますとともに、広報・ホームページを通じて周知等を行うほか、各医療証の切替時期等に



合わせて、個別にご案内を郵送する予定でございます。

次に、「子ども医療費助成の対象者拡大の検討にかかるスケジュール及びその財源について」でございますが、府内自治体の状況や、本町の財政状況等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えておりますことから、現時点でお示しする段階にはございませんが、制度を見直す際には持続可能な制度設計にまいります。

次に、④の「やまぶき園の移設建て替えについて」でございます。

「障害者地域生活支援拠点等施設」の整備スケジュールにつきましては、本年度、整備運営事業予定者である社会福祉法人南山城学園において、新拠点施設の実施設計や、国庫補助協議の手続きを予定しております。また、拠点施設に関する保護者や関係者への説明につきましては、本年3月28日に整備運営事業予定者を決定した後、やまぶき園を利用しておられる保護者の皆様には可能な限り早くお伝えする必要があるとの考えのもと、4月18日に「やまぶき園保護者会」に対して説明会を開催したところです。また、その他の当事者団体及びサークル等を対象に6月5日にも説明会を開催いたしました。

施設整備工事の準備として、事業予定地となるふれあいセンターゲートボール場周辺の既存施設の除却を行う必要があることから、本年9月にゲートボール場施設の廃止にかかる「ふれあいセンター条例」の改正及び既存施設の除却工事費にかかる補正予算を上程し、11月頃から除却工事を実施してまいりたいと考えております。その後、平成30年度には国庫補助の内示を受け、整備運営事業予定者による施設整備工事を実施し、平成31年度から新拠点施設を開設してまいりたいと考えております。

今後とも、整備運営事業予定者や関係機関と協議・連携しながら、その作業や手続きを支援してまいりますとともに、必要に応じて保護者や関係者等への情報提供や説明を行うなど、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、10) 点目の「人事評価制度について」でございます。

「地方公務員法」におきまして、人事評価につきましては「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及びあげた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と規定されております。

その評価結果につきましては、任用や人事異動、昇給や勤勉手当へ反映するとともに、自己分析、目標設定、面談や評価結果の開示などの過程を通じまして、職員の能力開発や、評価者となる管理職のマネジメント能力の向上といった人材育成に繋がるよう、年間を通じて進めてまいりたいと考えております。

次に、11) 点目の「タウンミーティングについて」でございます。

本町においては、これまで「私の声」や町ホームページの意見フォーム、各種計画策定の際のパブリックコメントの実施、また政策立案等の内容に応じた住民意識調査など、様々な広聴手法により、町政に対する住民意見の聴取に努めてきたところでございますが、今回、私自身が住民の皆様のお声を直接お聞きするとともに、自らの言葉でお伝え

する場として、新たにタウンミーティングなどの実施を検討してまいりたいと考えております。また、テーマや実施するタイミングにつきましては現在検討しているところではございますが、実施にあたりましては、事業の趣旨を踏まえつつ効率的かつ効果的な手法について、他団体の状況なども参考にしながら、持続可能な形で、できるだけ早い時期に実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**岡本教育長** それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、3)点目の③「町立体育館について」でございます。

町立体育館につきましては、昨年度に実施いたしました耐震診断の結果、2棟ある建物のうち体育館棟について、耐震性能を満足しておらず耐震補強が必要であることが判明いたしました。昭和56年の開設から36年を経過し、耐震性能以外にも施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備などの更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。

これらの課題を解決するため、移転新築を行うのか、耐震補強と大規模改修をあわせて行うのか、早期に決定してまいりたいと考えておりますが、町財政との整合性が不可欠でありますことから、長期的な視点に立って、様々な選択肢を含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、現時点におきましては、今後のスケジュールや費用対効果など、お示しできる段階にないことをご理解いただきたく存じます。

次に、9)点目の①「教職員の長時間労働の対策について」でございます。

部活動の休養日や全校一斉退校日の導入につきましては、ご指摘のとおり、教職員の長時間勤務の縮減や、中学生のバランスのとれた健全な成長を確保するため、取り組みを進めるものでございます。

部活動休養日につきましては、これまでも原則、週1日は休養日を設けるよう指示をしてまいりました。しかしながら、今般、国及び大阪府からの通知で「休養日等の設定例」が示され、大阪府や近隣自治体の取り組みを参考として、まずは週1回の部活動休養日を設けることを明確にするとともに、可能な限り、土曜日または日曜日に休養日を設けるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一方、全校一斉退校日の設定につきましては、月曜日から金曜日までの平日に1日設けるものであり、中学校におきましては、退校時間を部活動終了後、生徒が下校した後の時間に設定することを考えておりますことから、全校一斉退校日が部活動休養日となるものではございません。

また、本町における外部人材の活用につきましては、「島本町立中学校部活動指導者

派遣事業実施要綱」に基づき、部活動を補助する地域人材等の派遣を行っておりますが、これは原則、顧問も部活動に参加している状況での指導であることから、「部活動の休養日」や「全校一斉退校日」の設定と関連付けられるものではありません。外部人材に相当する「部活動指導員」につきましては、文部科学省で本年4月から制度化され、教員を顧問とせず、「部活動指導員」を非常勤職員として顧問に充てることができますことから、一定、教員の負担軽減につながるものと認識しております。しかしながら、本町におきましては、非常勤職員の雇用にかかる予算のあり方や、現在活用しております指導者派遣との整合性を図る必要があること、また議員ご指摘のとおり、外部人材の「国家資格」の検討についても聞き及んでおりますことから、それらを含めて十分時期を見極めたうえで、部活動指導員の制度活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、②の「幼稚園・保育所」に関するご質問のうち、「第二幼稚園との一体的な整備とは、認定こども園も含めた検討か」とのお尋ねについてでございます。

第四保育所の第二幼稚園との一体的な整備について、現在、本町の保育需要は、第1号認定である幼児教育よりも第2号・第3号認定である保育が多くを占める状況にあり、当面、特に保育施設としての活用が求められるものと見込んでおります。しかしながら、現在、本町には認定こども園がなく、幼児教育・保育・子育て支援など様々な機能をあわせ持つ施設を整備することにより、保護者の選択肢が広がるなど、多くのメリットがあるものと考えております。

次に、「民間保育園の誘致にかかる今後のスケジュールについて」でございます。

町内で予定されている大型開発の内容が明らかになり、教育こども部において平成28年6月に「大型開発への対応について」を取りまとめ、早急に保育の供給量を拡充する必要が生じていると認識いたしており、待機児童対策として第四保育所の移転建て替え及び第二幼稚園との一体的な整備とは別途、民間保育園の誘致が急務であると考えております。

今後のスケジュールといたしましては公募を前提に、児童福祉にかかる有識者など第三者を中心とした社会福祉施設整備審査委員会において、優れた運営事業者を選定することを考えており、本年度中には事業者を選定できるよう、スピード感を持って事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 本来であれば、各常任委員会付託において大綱的に止めるところではございますが、今回、骨格予算の際に、政策予算もたくさんあげられていたことや、この施政方針にあたって第1号補正にあがっていないものも多く、確認作業と予算と関わっていない部分を、主にお訊きします。

まず1点、答弁漏れがございます。冒頭の、町長の施政方針に対しまして、私は最後に、要は「町長の想いと添わないものはなかったか」と伺っております。この施政方針

や予算に添わなかったものがあるのであればあると、ないのであればないと、ご答弁ください。

それと、1)の③に対しまして、要は歳入と歳出のそれぞれ、入りと出の部分でございしますが、次期の行財政改革プランという部分が一環であるということです。「第6次行財政改革プラン」ということになるんですが、要は歳出削減の方策としては、この「第6次行財政改革プラン」以外には、やっぱりない、というふうにお伺いしてよろしいですか。

それと2点目ですが、その下の1)の④に対しましての答弁の前半部分です。先ほども申した、この「第6次行財政改革」は、ご答弁では29年度中に素案を示すと、予定であるということをお伺いしました。29年度中に素案ということは、今は6月ですので、おそらく年度末になるということによろしいですか、確認いたします。それと、昨日の行革に触れられた他会派の答弁に対しまして、補助金の見直しや町独自サービスを主に行革をされていく、ということでした。現時点での第5次の効果額はどれぐらいであるか伺うとともに、目標に達していないものをお示しください。それと、一応、町内プロジェクトチームのメンバーのご紹介と、町長も自ら、このプロジェクトチームに入られますか、お伺いいたします。

それと、1)の④の後半の質疑に対しましての答弁で、「大阪府におきます個別施策での緩やかな連携も含め」とありましたが、その「個別施策での緩やかな連携」というのは具体的に何ですか。お伺いいたします。

それと8)の③、「子ども医療費助成の対象者の拡大の検討」のスケジュールや財源の根拠をお伺いしましたが、現時点で示せないとのこと。要は、本町で拡大すると、どれぐらいの予算が必要か、また積算金額ですね、それぐらい答弁いただけるかと思っておりますので、お伺いいたします。

それと、10)の「人事評価制度」です。答弁では、「地方公務員法」の引用で説明をいただきましたが、導入当時も申しましたが、頑張った者が報われる、自治体職員の能力向上を目指し導入されたと私自身は思っております。現状の今後の課題を伺うとともに、島本町の「傾向と対策」について伺います。

それと町長、この施政方針はあくまでも29年度の施政方針であり、任期4年間を見据えての施政方針ではないと受け止めてよろしいですか、お伺いします。

それと、昨日の他会派の答弁で確認させていただきたいのですが、町長は、JR西側の開発は必要とおっしゃいました。また、現時点での住民説明はされないという答弁があったかと思うんですが、その点、再度、見解をお伺いいたします。

それとタウンミーティングの、「検討中」ということでありますので、この点は委員会付託もありますので、先ほど述べました部分の2回目のご答弁をいただきます。

**総合政策部長** それでは、2点目にご質問いただきました「歳出削減の方策は『第6次行

革プラン』以外にはないのか」というお尋ねでございますが、本町におきましては、これまでも「行財政改革プラン」の有無にかかわらず、「地方自治法」が定める基本原則であります「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」との責務を果たすべく、不断に事務事業の見直しを行っております。

例えば、平成 28 年度におきましては、本町が実施している各種イベントにつきまして、事業本来の目的と費用対効果などの分析及び検証を行い、必要な見直しに繋げることとしております。また、総合政策部における取り組みの一例といたしまして、ケーブルテレビによる広報番組『しまもとプラザ』の放送回数及び更新回数を見直しを行ったことにより、年間 1 千万円以上の歳出削減に繋がっているなど、取り組みを進めているところでございます。このほか、特に建設事業等におきまして、国・府の特定財源の確保に努めることにより、できるだけ本町の一般財源の歳出を抑えるように努めることや、先日来、一般質問でもお答えいたしております広域連携の推進など、各部局における日常の業務運営を通じた取り組みを通じまして、不断に歳出削減と歳入の確保に努めているところでございます。

次に、「第 5 次行財政改革プラン」の累積効果額と、第 6 次の策定期間についてでございますが、第 6 次の「行財政改革プラン」につきましては、本年度末までに素案をお示しをさせていただきたいと考えております。「第 5 次行財政改革プラン」における 5 年間の累計効果額につきましては、約 16 億 3,700 万円となっておりますが、全体のおよそ半分に当たる約 8 億 1,400 万円は遊休地の売却・貸付によるものとなっております。結果的に実現に至っていない事務もありますが、計画期間の 5 年間で着実に改革は進展してきたものと認識をいたしております。

次に、「庁内プロジェクトチームのメンバーについて」でございますが、島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議は「島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議設置要綱」に基づき、庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーの選定を行っております。平成 28 年度につきましては、総合政策部長を委員長とし、構成員は 13 名となっております。町長はメンバーではございません。

それから、「大阪府における個別施策での緩やかな連携」とは具体的に何なのか、ということでございますが、先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、昨年 11 月には大阪府から、「人口減少、超高齢社会における行政サービスの維持・充実といった観点から、市町村の自主性を尊重しつつ、広域連携等の促進に向けたきめ細やかなコーディネートを積極的に実施していく」との方向性が示されたところでございます。その中で、「『地方自治法』に基づかない個別施策での緩やかな連携も含め、事例を一つひとつ積み重ね、幅広い取り組みに繋げていく」との方針が示されております。

「地方自治法」に基づかない連携事例といたしましては、具体的には災害時の応援協

定や公立図書館の共同利用、観光施策に関する連携などのほか、直近では大山崎町のご理解のもと、同町の病児・病後児保育施設を本町住民も利用できるようになるなど、幅広く連携の推進に努めてきたところでございます。

本町といたしましては、大阪府のこうした方針も踏まえ、今後、大阪府のサポートも受けながら、一步一步、地域間における広域連携の推進を目指してまいりたいと考えております。

それから、「人事評価制度」に対するの再度のご質問でございます。平成 28 年度から本格実施となりました人事評価制度につきましては、2 年目を迎え、被評価者の負担を軽減できるよう、また評価者が評価したポイントがより明確になるように変更を加え実施しており、現時点では被評価者個人が目標設定を行い、一次評価者との期首面談が終了したところでございます。他市町村の評価結果が公表されておらず、本町の「傾向」そのものにつきましては判断しかねるところでございますが、標準よりも下位の評価となった職員が少なからず存在することから、所属長はじめ組織として、人事評価制度のそもそもの目的でもあります人材育成に一層努めてまいりたいと考えております。引き続き公平性や客観性、納得性を確保するために、制度の周知や評価者研修を実施してまいりたいと考えております。

なお、平成 28 年度に評価者、被評価者から出された意見を参考にしながら変更を加えて実施しているところでございますので、現時点で課題が顕在化しているわけではございませんが、今年度末には、改めて評価者、被評価者から意見を聴取し、必要に応じて変更を加えながら、より良い制度として構築してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**健康福祉部長** 「子ども医療費助成の対象者拡大」に伴う必要予算額についてのお尋ねでございます。現在、本町の子ども医療費助成につきましては、入院費につきましては中学校卒業までを助成対象としており、府内 43 団体のうち 30 団体は、本町と同様の対象となっております。通院費につきましては、小学校卒業までを助成対象としており、府内 43 団体のうち、本町と同じくする小学校卒業までとしている団体は 8 団体、約 20%のみで、その他の 8 割以上の自治体は中学校卒業までもしくは 18 歳到達年度末までを助成対象といたしております。

これらのことを受けて、仮に通院費助成部分の対象を中学校卒業までに拡大したと仮定いたしますと、約 1,300 万円程度が必要になるものと試算をいたしておるところでございます。ただ、かかる医療費につきましては、年々、異なります。例えばインフルエンザなどが流行した際には、必然的に医療費は増大いたしますことから、あくまでも一定の条件のもとで試算したものであることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**山田町長** まず、1 点目の予算編成にあたり、私の「想いと添わないものはなかったか」

ということでございますけれども、今回、ご提案させていただいた補正予算につきましては、私の想いに添わない内容のものはございませんでした。

次に、今回の施政方針の内容は平成 29 年度だけのものか、ということでございますけれども、もちろん平成 29 年度の施政方針ですので、単年度のものであるというふうに認識をしております。次年度以降につきましては、社会情勢や、今後、町政を進める中で課題が新たに出てきた場合に応じて、来年度、また策定していきたいというふうに考えております。

そして、JR 西側の「開発の必要性について」でございますが、昨日、答弁させていただいたように、一定整備は必要であるというふうな認識でおります。

以上です……。失礼いたしました。JR 島本駅西側につきましては、今後、本町といたしましても駅前のまちづくりという地理的特性を勘案いたしまして、地権者の皆様や業務代行予定者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について検討してまいりたいというふうに思っておりますので、その段階で、住民説明という意味合いも含めて、していきたいなというふうには思っております。

**伊集院議員** 答弁いただきました。第 5 次の行革の内容も伺いました。約 16 億ほどのうちの約 8 億は町有地の売却にあります。島本町も、このところ町有地売却、遊休地を売却しながらされているところでもありますので、大きな金額になるような町有地がほとんど、だんだんなくなっていくという状況であります。この「第 6 次行財政改革プラン」においては、おそらく相当な行財政改革があがってくるのではないかと想定してまいります。

そういった中、先ほどありました歳出削減の方策の中で、特定財源の確保、また広域連携のお話も出ておりました。この広域連携の部分で、先ほどお訊きした中では、大阪府が進められている部分、大阪府には個別、「緩やかな連携も含め」というところで答弁がありましたが、要は「地方自治法」に基づかない部分での緩やかな連携の協議だというふうにお見受けします。例であげていただいたのは、災害関係と公立図書館関係ですね。広域連携が必要不可欠ですけど、それが歳出削減にほんとに繋がっているのかという部分は、ものによって変わってくると思います。

そこで 1 点、お伺いしますが、この広域連携で、先ほども再度、同じ答弁をいただきましたが、「本町のような小規模自治体が行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには広域連携を進めることが重要」ということですが、この広域連携・広域行政が、もし一つも進まなければどうなるのか、お伺いいたします。

それと私の質問、1)の④の質問が、前段と後半と分かれておりましたが、質疑がわかりにくかったのかと思いますので、引用いたします。施政方針の 19 ページ、「効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、次期行財政改革プランの策定作業を進めてまい

ります。また、小規模自治体である本町が今後も行政サービスを安定的に提供していくため、地域間における広域連携の推進を目指して」おるという部分の章でございますが、私が1回目の質問でお訊きしたのは、不思議と行財政改革の中に「地域間における広域連携の推進」がうたわれていると。わかりやすく言うとね、なぜ、行財政改革の章で「地域間における広域連携の推進」というのがうたわれているのかというのが疑問で、具体施策の事業をお伺いいたしました。

行政改革の一環として「地域間における広域連携の推進」とは、てっきり私は、島本町内の行財政改革の節に入ってますのでね、自治会同士とか団体さんとか、そういった中の地域間における広域連携の推進をおっしゃっているのかなとは思っていたんです。ただ、行財政改革の一環として「地域間における広域連携の推進」というのをおっしゃっております。先ほどの答弁の中では、大阪府のサポート頼りである、この「行財政改革の一環」として、広域連携のことをおっしゃっておられます。

となると、施政方針では、行財政改革と、次の下、この「また」で括るのは、ちょっとよろしくないのではないかと考えております。要は、近隣の他自治体は自分の自治体だけで問題なく行財政を、行政責任を果たされています。1答目の答弁では、町長が見落とされている答弁だと思いますのでね。要は島本町の——言わんとすること、わかります？ 安定的に提供していくための島本町が行財政改革のために広域連携をすることだけで考えますとね、助け合いの広域連携という部分とは、ちょっとかけ離れてくると思うんですね。相手方にとっては、行財政改革のために島本町は広域連携を進めているのかと、そういうふうに取りられかねないのではないかと考えられますが、最後に1点、お伺いいたします。

それと、町政77年の島本町、水道企業会計を外しまして200億円というのが初めてであるということが、答弁いただきました。今後も、喫緊に方向性を定めていかなければならない課題が山積しています。役場庁舎の問題や町立体育館、清掃工場、公共施設整備計画、また扶助費の年々増加、こういった中で広域行政進めていかれるという部分でありますので、できれば島本町の削減のために、よそと一緒に繋げる、手と手を繋げるというような表現になりますと、やはり相手方があることだと思いますので、この点においてはどう思われるのか、最後、町長のご答弁をいただきます。

また、財源元としましては、第6次行財政改革が、やはり土台になってくるということになりますので、この行財政改革のプランが今年度末に出るということになります。そうすると、やはり、先ほどもあげていただいた——内容としては「検討」ばかりなので、実質上、実現されるわけではないんでしょうけども、検討の中で進められるにも、我々町議会議員も各町民からたくさんの要望をいただいております。できる限りなら、すべて応えたいと思っております。しかしながら、やはり財源確保ができないものにおきましてね、我々会派としては、そうですね、わかりました、ということがすぐに言え



ない。要は、財源確保ができないと難しいんですよという、町民に嫌われる役も買ってきました。

こういったことを考えますと、やはり「第6次行財政改革」をしっかり出されてから、財源にかかる部分の内容をあげられるべきではないかということ、これが最後に1点、お訊きします。

2点、お伺いします。

**総合政策部長** 2点のお尋ねをいただいたわけですが、広域連携についてでございます。「行革と広域連携」という部分でのお尋ねがあったと思いますけれども、行財政改革と言いますと、行政機関において組織や機能を改革することで、多くは行政組織の効率化と経費削減を目的として策定をしているものでございます。「第5次行財政改革プラン」の中にも、議員ご指摘いただきました「広域連携の推進」については、具体的な項目として掲げさせていただいております。

その理由としては、住民福祉の増進及び効率的な行財政運営を推進するためであるということで、明記をいたしております。この4月にスタートいたしましたし尿処理事務委託につきましても、初年度で約6,300万円の効果額を、今、見込んでいるところでございますので、非常に大きな効果があるというふうに考えております。行財政改革の一環として、「第6次行財政改革プラン」にも、この広域連携の推進というものは引き継いでいく必要があるというふうに考えております。

それから、議員もご指摘になりましたけれども、広域連携というのは、当然のことながら相手のあることでございますので、本町の一方的な思いでは進まない。そして、実現に際しては双方にメリットがないといけないという部分もございまして、本町にもメリットがある、当然、相手方にもメリットがなければならないという部分で、双方での行財政の改革の一環として進めることができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます……。答弁漏れがございました、大変失礼いたしました。

「第6次行財政改革プラン」を、今年度末までには素案をお示ししたいと考えておりますけれども、それを示してから具体的な項目を掲げていくべきであるというふうなご質問であったかな、というふうに思うんですけれども、「第5次行財政改革プラン」でお示しさせていただきましたように、効果額の目標値を定め、その目標値の詳細の部分として、具体的な削減項目を掲げて、第6次の「行財政改革プラン」につきましても策定をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**川嶋議長** 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時24分～午前11時35分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（登壇） 日本共産党に所属しております河野恵子より、2017年度島本町長の施政方針並びに補正予算案及び条例に対しまして、大綱質疑を行わせていただきます。

世界・先進国としては、まれに見る労働者の非正規化、年長者の貧困、子どもの貧困が同時進行するこの日本において、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」である、「核兵器廃絶・平和都市宣言の趣旨に基づき、平和の尊さ、大切さについての啓発に努めます。」、この町長の表明に共鳴するものです。

私自身、山田町長と同じく島本町で、平和・人権を大切に作る公教育を受けてきました1人として、また被爆国・日本におけるこの島本町が、ここ数年来、特に平和首長会議にも積極的に参加をされ、総合政策部、人権文化センターを中心に、住民とともに核兵器廃絶への啓発と歩みを強めてこられたことが、現在、国連での「核兵器禁止条約」採択の動きへ大きな流れを作り出してきたということ、議会人の1人としても認識をしております。

個々の課題での認識の違い、政策的予算については、二元代表制である議会の、調査権・発言権・提案権を活かして十分な議論ができますよう念じながら、質問に入ります。

1点目です。「小さくても魅力あるまちづくり——山田こうへい町長に民意が求めるものは何か」

①点目です。住民への説明責任、タウンミーティングの開催・手法について、お伺いいたします。

今期4年間で、まちづくりの方向性を決める「総合計画基本構想」や「都市計画マスタープラン」の見直し作業について住民意向調査を実施し、さらに住民意見を反映するための地域説明会を開催するなど、「都市計画法」では基本とされている手法からまずは手がけられ、実施されることが大切ではないでしょうか。また、従前から求められるテーマに絞り、職員が地域や自治会・団体へ説明や懇談に出向く出前講座などの取り組みを、町長が先頭に立ち、進めることから始められることが大切だと考えております。見解を伺います。

②点目です。「線引き見直し等業務」について、お伺いします。

組合施行による土地区画整理事業は、昨年、準備組合に選定された事業協力者による地権者への再度のヒアリングがまもなく終了されるものと聞き及んでおります。JR島本駅西地区は、都市計画上の保留フレーム設定や、都市計画見直しの際の住民参加のあり方に多くの課題を残していることは、昨年の夏、「田んぼ署名」で多くの声として寄せられてきました。大変残念ながら、本請願署名は本会議で賛成少数、不採択となっております。

以後、乱開発を避け、秩序ある開発へと、このまちづくりが進捗していることを、私

は現実として受け止めているものです。一方で、当該地区への地区計画導入も予定されていると聞いております。近年、この手続きについては、島本町でも全住民が参加可能な説明会開催は平常業務となっていること、過日の町長選挙では、財政上の理由によって市町村合併も必要か、このような町民の不安も少なくなかったことから、この駅前西地区における駅前広場や接続道路等の事業に対する公金投入は、著しく困難であると私は考えております。

本件は、種々、すでに会派代表による質問への答弁でいただいているところではありますが、着任以降の山田町長として、可能と思われる説明責任、住民参加のあり方について、現時点での見解をお示しく下さい。

③点目です。「遺跡発掘調査」について。

「試掘」であるとは伺っておりますが、その対象範囲、歴史文化資料館正規職員及び発掘調査員のかかる調査期間や日数、配置人員について、説明を求めます。

④点目です。「ボランティア情報センターの効果検証」については、過去の常任委員会視察調査（千葉県四街道市）なども大いに参考にされ、生涯学習課との連携も視野に入れるべきだと考えております。見解を求めます。

2点目です。「土砂埋め立て等の規制」は環境保全、農林業保護の観点で進めてください。

土砂埋め立て等の規制については、町内で対象となるべき事案や事例について、説明を求めます。大阪府や隣接の高槻市においては、条例整備の経緯で相当な論議、住民要求があったものと聞き及んでおります。この際、高槻市の「林道規制条例」や、過日、成立されたとは伺っております「廃棄物処理施設の設置に係る手続きの特例に関する条例」制定に寄せられました近隣住民、農林業者の声なども参考にされ、水質、環境保全、農林業保護の観点での情報収集や、住民意見の聴取なども積極的に行っていただきたいと考えます。見解を求めます。

3点目です。「ごみ処理は広域行政で——誠実で粘り強い協議交渉の『入り口』へ」

①点目です。ごみ処理広域行政についての運転管理方法の見直しについて、伺います。

現在地での運転開始以来、日本共産党議員団——過去の議員団——も含めまして、府内唯一と言われる8時間バッチ炉の方式の見直しを求めてまいりました。このことは、島本町が行った精密機能検査でも指摘がされておられます。ごみ処理は自治体固有の事務、責任を持つべきところであり、清掃工場の長寿命化の観点からも、焼却炉の消耗、ダイオキシン発生回数を減少させるべく、長時間運転の見直しを急ぎ検討すべきだと求めますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

大阪府内の自治体で、8時間運転炉を有効として採用している自治体は、島本町以外にはないと聞いておりますが、いかがですか。答弁を求めます。

②点目です。過日の町長・町議選挙において、候補者の皆さんほとんどが、広域連携

を検討すると訴えておられます。日本共産党・河野も同感であります。今すぐ、高槻市などの他団体へ、誠実かつ粘り強い交渉を始める準備段階として、近隣団体の運営状況や広域連携の事例について本格的な情報収集とともに、ごみ処理費用などの比較検討を始めるなど、広域連携協議の「入り口」に立つ時期に至っているのではないかと考えております。現時点での見解を求めます。

4点目です。「安心の子育て・保育を 第四保育所耐震化、第二幼稚園改修の一体的整備は、現場の声の反映を」求めます。

2006年度の第二保育所民営化方針の決定、その後の進め方は、当時の町長への期待に背を向けたものとして、相当な失望感を住民に与えたことは記憶に新しいものです。また、町立第四保育所の第三小学校グラウンド内新設・移転の案も、2年以上前の当初から現場の声を聞いていれば、方針変更をここまで持ち越すことはなかったと考えております。

島本町のこれら二つの事案の苦い経験から得た教訓をもとに、新たな民間保育園の建設は透明性を確保する、第四保育所耐震工事・第二幼稚園改修の一体的整備については、各施設の職員、保護者会、有識者への丁寧な説明、意見聴取からスタートさせ、議会の論議も踏まえて方向性を決めるべきです。見解を伺います。

5点目です。「障がい者地域支援拠点施設整備について、現場の声を」

3月に公募・選定された新たな社会福祉法人南山城学園による保護者、関係者の説明会の開催状況とともに、現在、示された要望・疑問点などをお示しください。

6点目です。「国の社会保障の抑制、大阪府の開発行政による島本町住民生活、財政への影響」を伺います。

①点目です。施政方針により、「子ども医療費助成の対象者拡充の検討」をあげておられます。

一方で、大阪府が進めているさらなる医療助成制度「改定」により、島本町が独自助成や現状維持に努力すればするほど、町財政の負担は大きくなっていきます。すでに、子ども医療費助成については、町村長会や島本町議会が全会一致で意見書を出し、大阪府に所得制限の改善等を求めてきております。今後、大阪府による改善検討について、町財政の現在の負担は軽減される方向にあるのか、答弁を求めます。

②点目です。国保の厳しい財政状況を踏まえれば、自治体独自の医療費助成策への国のペナルティこそやめさせるべきです。答弁を求めます。

③点目です。介護保険事業「第7期計画」策定への取り組みとして、実態把握のためのアンケート回収がすでに完了されています。集計結果や個々の自由意見については、できるだけ早い時期に情報提供され、議会や検討組織で共有することが大切だと考えております。見解を伺います。

最後に、7点目です。「島本町の誇り、『地下水』自己水源の安定的な確保」につい

て、お伺いいたします。

山田町政1年目、前の6月水道週間では、地下水100%の水の体験、大阪広域水道企業団水との「利き水」など、新たな取り組みが行われました。前年度まで、期間中の来館者数は10人以下、一桁レベルで推移していたものが、今回は200人ちょうどという来館者があり、大成功を収めたと聞き及んでおります。広報しまもと巻頭特集記事とのコラボレーションという横断的な取り組みがあったこと、一服の水が何よりも「おもてなし」となる我がまち島本町の良さが現れる、貴重な取り組みであったと感じております。

大阪広域水道企業団の府域一水道に対する本町の姿勢として、島本町の民意について、前町長は自己水源、地下水を堅持していきたいと、様々な会議の場面で発言されています。町議会選出の企業団議会での一般質問などでも、見解を表明されています。山田町長におかれては、今後もこの点を尊重・継承していただきたいと考えております。町長の見解を伺います。

最後に、10数年前から求められてきた貴重な施策として、大山崎町のご厚意にもより、病児・病後児保育の利用が可能となります。その保育利用料の負担軽減策の計上、民間保育園のさらに1ヵ所誘致を目指すこと、低所得の保育料軽減策を国の改善策よりさらに上回る上乘せとして実施されること。学校図書館司書教諭の全校配置などを、大いに評価しております。

なお、常任委員会審査にあたり、資料を請求しております。取り計らい方、よろしくお願いをいたします。

**山田町長** それでは、河野議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の①「タウンミーティングについて」でございます。

本町においては、これまで「私の声」や町ホームページの意見フォーム、各種計画策定の際のパブリックコメントの実施、また政策立案等の内容に応じた住民意識調査など、様々な広聴手法により、町政に対する住民意見の聴取に努めてきたところでございますが、今回、私自身が住民の皆様のお声を直接お聞きするとともに、自らの言葉でお伝えする場として、新たにタウンミーティングなどの実施を検討してまいりたいと考えております。

実施にあたりましては、事業の趣旨を踏まえつつ効率的かつ効果的な手法について、他団体の状況なども参考にしながら、持続可能な形で、できるだけ早い時期に実施できるように検討してまいりたいと考えております。

次に、②の「線引き見直しについて」でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては、平成24年度に結成されたJR島本駅西土地区画整理準備組合により、地権者主体のまちづくりを実施されているところでございます。当該事業に関し、町といたしましては、地権者のご意向を一定踏まえられたまちづくりの素案が作成された段階におきましては、準備組合の皆様のみならず、業務

代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様へのご意見をいただくための手法について、検討してまいりたいと考えております。

なお、その際にいただいたご意見につきましては、事業の実現性はもとより、「都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画の変更案を作成してまいりたいと考えております。

次に、④の「ボランティア情報センターについて」でございます。

ボランティア情報センターは、本町におけるボランティア活動の活性化及び情報の一元化を図ることを目的に、平成26年2月17日に開設いたしました。開設から3年が経過し、23の団体に登録いただいて、様々な情報を発信しておりますが、この間の効果検証が必要であると考え、本年度つきましては登録団体の皆様にご意見をいただき、当センターに何が望まれているのかを検証してまいりたいと考えております。効果検証にあたりましては、他団体の事例や他機関との連携が可能かどうかなども含め、検証してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「土砂埋め立て等の規制について」でございます。

大阪府では、災害の防止及び生活環境の保全を目的とし、土砂埋め立て等について必要な規制を行うため、「大阪府土砂埋め立て等の規制に関する条例」を制定し、平成27年7月に施行されております。この条例は、建設工事等により発生した土砂を対象に、3,000 m<sup>3</sup>以上の埋め立て・盛土・堆積などの行為を許可制とし、規制するものでございます。また近隣市では、府条例の対象外となる3,000 m<sup>3</sup>未満500 m<sup>3</sup>以上の小規模な土砂埋め立て等を規制対象とした条例を制定しており、本町においても同様の規制基準を検討しております。

今後、事務手続きを進めるにあたり、引き続き他市町村の状況等を調査・研究するとともに、住民の皆様のご意見を広く頂戴するため、パブリックコメントを実施し、実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の①「焼却炉の長時間運転への見直しについて」でございます。

本町の清掃工場は、1日8時間で23tの処理能力を持った焼却炉が2炉で、合計日量46tの機械化バッチ式焼却炉であり、この処理方式は府内で本町のみでございます。バッチ炉に比べ、連続炉などについては日々の立ち上げ・立ち下げによる炉内の温度変化による焼却炉への負担が軽減され、さらなるダイオキシン類の発生抑制に繋がることは認識しておりますが、可燃ごみの発生量等を鑑み、建設当時から、現在の処理方式でごみ処理を行ってきております。

なお、連続運転を行うには、新たな施設の整備にかかる費用や施設の運転にかかる委託費の増が見込まれます。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、引き続き施設の運転方法や補修費の削減につきまして、常にあらゆる方策を検討しながら、施設の長寿命化に繋がるよう

今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、②の「ごみ処理の広域化について」でございます。

本町の清掃工場は、現在、稼働後 26 年を経過しており、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないように維持管理に努めているところでございます。そのような中、ごみ処理の広域化につきましては、本町のごみ処理施設の状況を考えますと、将来的な課題の一つとして認識をしておりますが、現時点での予定はございません。

いずれにしましても、ごみ処理の広域化の目途が立つまでは、引き続き現施設の長寿命化を図り、さらに安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、5 点目の「障がい者地域支援拠点施設整備について」でございます。

拠点施設に関する保護者や関係者への説明につきましては、本年 3 月 28 日に整備運営事業予定者を決定した後、やまぶき園を利用しておられる保護者の皆様には可能な限り早くお伝えする必要があるとの考えのもと、4 月 18 日に、やまぶき園保護者会に対して説明会を開催したところです。また、その他の当事者団体及びサークル等を対象に 6 月 5 日にも説明会を開催しており、いずれの説明会においても、これまでの経緯、事業者の概要、現時点で予定している施設やサービスの概要、今後のスケジュール等について説明させていただいたところでございます。

説明会では、職員配置や部屋の広さ、開設時間帯、サービスの対象者、災害時の避難スペースや入浴設備などについて、様々なご質問やご意見をいただきました。また、整備運営予定事業者である南山城学園に対して、保護者や当事者としての希望を直接伝える場がほしいとのご意見もあったことから、事業者と連携しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、6 点目の①「医療費助成制度について」でございます。

子ども医療費助成制度の特定財源については、大阪府制度の対象となる府所得制限内の就学前児童への助成分に対しては府補助金が交付され、町制度対象となるその他の児童への助成分に対しては、平成 27 年度に創設された「新子育て支援交付金」が交付されています。

昨年度の実績では、助成費総額の約 7,500 万円に対し、府補助金と府交付金合わせて約 1,900 万円が交付されており、支出額に占める特定財源の比率は約 25%となっております。府特定財源につきましては、交付金の創設により、以前より金額自体は増加しておりますが、町制度の拡充により医療費助成に要する全体の費用が増加しておりますので、特定財源比率としては、むしろ以前より低下しているのが現状でございます。

本町といたしましては、町村長会を通じて府制度の所得制限基準の緩和や、対象年齢の引き上げを要望しておりますが、今後も、府補助金・府交付金の確保と拡充に向け、関係機関と連携して要望してまいりたいと考えております。

次に、②の「医療費助成策への国のペナルティこそやめさせるべき」についてでございます。

医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人の公平性の確保や適切な受診を確保する観点から、一部負担金を求めています。地方単独事業で行う医療費助成により一部負担金が法定割合より軽減される場合に、一般的に医療費が増嵩するため、その波及増加分については、その性格上当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、療養給付費負担金及び調整交付金が減額調整されております。

しかしながら、子どもの医療費助成のうち未就学児童に限定すれば、すべての市町村が何らかの医療費助成を実施していることが明らかとなり、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、昨年12月22日付け国民健康保険課長通知により、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については減額調整を行わないこととなったところでございます。

その他の地方単独事業による医療費助成の実施にかかる国費の減額調整制度についても、町村長会を通じ、国に対しては改善の要望を毎年行っているところであり、このたび一定の改善が見られましたが、就学児童及び他の医療費助成にかかる減額調整制度についての見直し要望につきましても、引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、③の「『第7期介護保険事業計画』策定について」でございます。

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第7期保健福祉計画及び介護保険事業計画」につきましては、年度内の策定に向け、順次事務を進めているところでございます。

被保険者に対するアンケートにつきましては、すでに本年3月22日から4月12日の間に、今後の計画策定の基礎資料となる介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しており、現在、その集計事務を行っているところでございます。計画策定にあたりましては、島本町介護保険事業運営委員会におきまして、今回の調査結果や国から示される介護保険制度の制度見直し内容を盛り込みながら、慎重な審議のうえ、計画に対する答申をいただく予定でございます。また、12月頃にパブリックコメントを実施し、被保険者の皆様のご意見を集約のうえ、来年2月頃までに計画を策定する予定でございます。

次に、7点目の「『地下水』自己水源の安定的な確保について」でございます。

本町の水道水は自己水、いわゆる地下水がおよそ90%で、大阪広域水道企業団水、いわゆる高度浄水処理水をおよそ10%ブレンドしておりますが、大阪広域水道企業団からの受水につきましては、複数水源による安全で安心かつ安定的な水道水の供給には欠かすことができないことから、今後とも、この割合を堅持していきたいと考えております。

また、企業団と統合する際の42市町村共通の条件といたしまして、「自己水源については、市町村の意見を尊重する」こととされております。これまでの大阪府や大阪広域



水道企業団からのアンケート調査では、「現時点では、統合検討を考えていない」「当面は、企業団との統合を考えていない」と回答させていただいており、水道事業の使命である「いつでも どこでも 安全でおいしい水を低廉に供給する」ことを実現するためにも、引き続き健全な財政運営とともに、経費縮減による経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**岡本教育長** 続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の③「遺跡発掘調査について」でございます。

遺跡範囲確認調査につきましては、昨年8月に、島本町JR島本駅西土地区画整理事業準備組合から発行されている「(仮称)北部大阪都市計画事業 JR島本駅西土地区画整理事業概要書」の施行地区区域図において示されております約13万㎡の土地を想定しておりますが、具体的な調査位置につきましては、土木工事を計画された事業者からの土木工事計画届出書の提出を受けて、関係書類を精査して決定するものでございます。

また、職員の従事日数及び配置人数につきましても、同様に同届出書の提出を受けて、関係書類を精査して決定するため、現時点におきましては具体的な数値をお示しすることはできませんが、現有の遺跡発掘調査員で臨時職員の勤務日数を増やし対応するとともに、各種測量業務や機械掘削及び人力掘削などの作業については、委託により実施する予定でございます。

なお、現在、埋蔵文化財の発掘調査にかかわる調査員は、正規職員1人、嘱託職員1人、臨時職員5人の計7人となっております。

次に、4点目の「安心の子育て・保育を」についてでございます。

第三小学校整備基本構想につきましては、学校の耐震化及び待機児童対策を早急に進めなければならない中、保護者の利便性や保育所と小学校の連携なども視野に入れて取り組んできたものでございます。また第二幼稚園の園児数につきましても、当時、定員を満たしていないものの、4クラス運営となっており、建て替えするにも仮設の園舎が必要であることなどの条件もございました。

このように、様々な課題がある中で、現場職員の意見やパブリックコメントの実施などの手続きを踏み、また、議会での審議もいただきながら進めてきたことをご理解いただきたく存じます。

結果的には、設計段階におきます保育所の出入り口や園庭の確保など新たな課題も明らかとなり、今回、第二幼稚園での一体的な整備も含めた検討を進めることとしたものでございます。今後、民間保育園の誘致も含め、待機児童対策を最優先で進めてまいりたいと考えておりますが、検討を進めるにあたっては、これまでどおり現場職員や保護者の意見を聞きながら進めてまいりますとともに、民間保育園の誘致につきましては、公募を前提に、児童福祉にかかる有識者など第三者を中心とした社会福祉施設整備審査

委員会において選定を行い、優れた運営事業者を選定してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、待機児童解消は本町の最重要課題と認識しておりますので、1日でも早い待機児童の解消を目指し、本年度中には事業者を選定できるよう、スピード感を持って事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 思いがけずと言いますか、時間がありますので、再質問させていただきます。

なお、私は民生教育消防常任委員会に所属しておりますので、特に総務建設水道常任委員会についての大綱質疑への答弁を踏まえての質疑をさせていただきます。若干、常任委員会に付託されていない案件について、民生教育消防常任委員会の所管についても尋ねさせていただきます。

まずは、清掃工場について、大綱質疑をさせていただきました。そういう答弁を、広域化については「将来的な課題の一つとして認識しておりますが、現時点での予定はございません。」というご答弁だったと思いますが、確かにこれは一定の自治体の名前を示したり、広域化をするということを発言として踏み出すときについては、非常に慎重を期すということが求められるというふうにも私自身考えておりますし、例えば、平成の大合併の課題があった時期、一定、島本町がそれに対する見解や方向性を示した後の近隣市町村との関係性についての、いろんな課題があったことも経験しております。また、前の町長・町会議員選挙においても、相当、この市町村合併、広域連携の延長線上に、私は合併ということも位置するとは思っておりますが、そういったことについての相当な論議があったうえでの、今の結果があるということを踏まえれば、安易にどこどこ、ということを広言するということは非常に慎重を期さなければならない、冷却期間も必要ではないかというふうにも、私は一議員として感じております。

ただ、広域化ということについて、この4年間、私たち議員もちろんですが、町長も避けては通れない、そして清掃工場についても広域化は将来的な課題であるということについては、否定する議員はいないと思っております。議員も、その点については、やはり今回の選挙を踏まえまして、大きな課題として、より具体的に研究・検討しなければいけないというふうなものを感じていると思います。

私は少なくとも感じておりますので、その点については、やはり誠実にといたしますか、島本町の今の清掃工場の現実を踏まえて広域化が将来的な課題であるとするれば、先ほど大綱質疑で申し上げましたように、今の焼却炉を少しでも長く延命させるということが喫緊の課題となってきます。しかしながら、島本町は残念ながらと言いますが、一番焼却炉を傷めるやり方を採用し、そのことについては抜本的に改善を図ってこなかったということは現実でありますし、もう、20数年来経た今において、この連続運転に向けての設備改善をするということは難しいというような、先ほど答弁があったと思います。

しかしながら、その点について、8時間バッチ炉というものが焼却炉を一番傷める方

法であるのだと——現時点においてですよ、建設時点では違っていたかも知れませんが、清掃工場を担っておられる職員の間では常識であるというふうに思っております。この点について、もし間違っておりましたら、ご答弁をください。

それから、広域連携、広域化、他自治体への委託ということを行ったとすると、島本町内で今までに考えられてきた方法としては、清掃工場で言えば包括外部委託、民営化とまでは言いませんが、そういったことが目前に検討を迫られているというふうに思いますが、町長におかれましては、民間委託というものについてのメリット・デメリットということは、サラリーマン時代の経験も踏まえて、いろいろとご承知のところもあると思いますが、例えば、民間企業においてはストライキ権もございます。また倒産ということもあります。ここ十数年来、島本町においては、こういった民間委託をした事業所、企業が、倒産や業務縮小、あるいはストライキがあったことによって、何らかの現場への直接的影響はなかったというふうに私は記憶しておりますが、しかしながら、給食調理業務や、清掃工場における保守点検関係の業者の事実上の倒産ということは、実際には直面しております。その点も踏まえて、包括外部委託については、やはりしっかりとしたデメリットの点も踏まえて、住民や議会にも説明をしていただきたいと思いますが、この点についての見解を、再度、伺います。

また民間委託、島本町は財政上の厳しさの中には、やはり委託料が多いということ、一定、財政の専門家の方から何度となく指摘をされてきたというふうに私は記憶しております。委託料の多さの中で言いますと、委託料には事務費が発生いたします。事務費は、消費税がかかっております。こういう意味で、過日——前期ですね、忠岡町に、この点について建設水道常任委員会で視察をさせていただいたことがあります。やはり、事務費には消費税がかかりますし、それが今後8%から10%になれば、委託期間にもよりますけども、その消費税だけでも数千万円の値上げということがかかってくるということについては、承知されているのでしょうか。再度、答弁を求めます。

またもう1点、包括外部委託の大きなメリットとしては、複数年度を民間企業に委ねることによって、その企業において計画的な、大小関わらず補修などの事務がしやすくなるというようなことを聞いてきたように思いますが、この島本町議会は、通年議会という制度を持っております。そういう意味では、年中、いつでも必要に応じて議会が開催できるという環境にあるわけですから、また常任委員会の所管事務調査も年中、その議会が意思を持てば調査に踏み出すことができるわけですから、はたして包括外部委託というのは本当に、この島本町において手法としてどうなのかということになります。

精密機能検査を経て、これから大規模な改修の時期、範囲を定めていかれる、その先には、この包括外部委託があると思われれます。その点についての原課での現在の見解を、再度お示しください。私においては、一応、デメリットも少なくないというふうに思っております。

また、そのことは少なからず現場職員の技能、あるいは技術の低下を意味するということになります。民間企業のストライキや倒産などがあつたときに、緊急的に職員が現場に駆けつけて、臨時的に運転管理をするということができなくなるということも考えられると思っておりますので、その点も含めて、お答えください。

また同時に水道事業についても、これは総務建設水道常任委員会に会計の予算の付託がされているようではございますけれども、この点についても、大藪浄水場の包括外部委託ということも一つの合理化の中には含まれていると私は聞き及んでおりますので、この点についても、同じ問題が生じると思っております。すなわち財政上、また島本町という自治体としての責任のあるごみ処理、あるいは水道供給について、責任が持てるというやり方であるのかどうかについて、水道事業を含めて答弁を求めます。

もう1点ですが、やまぶき園について、ご答弁をいただいております。これも残念ながら、常任委員会においては一般会計上の付託案件には含まれておりませんので、質問は非常に制約を受けるというふうに私は認識しております。

やまぶき園においては、特段、質問といいますよりは、町長にも再認識をしていただきたいということですが、一定、これはやまぶき園の町立施設からの民営化を意味する拠点化の事業が大きく今、進んでいるということですが、原課におかれては、障害者施策推進協議会において相当精力的に議論をしておられました。また、この案を策定するにあたって、やまぶき園の保護者会はもちろん、大小関わらず町内における障がい者の当事者団体とのヒアリングを相当精力的にやっていただいたというふうに記憶しております。最終的には、長年、町立施設として頑張ってきた施設を民営化するという大きな決断を、方向性に踏み出しているということですが、しかしながら、一方では現場の当事者の皆さんにおいては、非常に、この進められた内容については満足度が高いものだと、私自身も大いに認めるものです。

こういったやり方を、すべての所管において採用するというのを、一つの教訓として活用されるおつもりはありませんか。これは町長に求めます。

**都市創造部長** まず、清掃工場に対してのお尋ねでございます。

まず、バッチ炉についてでございます。議員からもご指摘いただきましたとおり、確かにバッチ炉に比べ、連続炉については、やっぱり負担の軽減でありますとか、ダイオキシン類の発生抑制という部分については認識しているところでございますが、先ほど町長がご答弁させていただきましたとおり、現時点におきましては、連続運転炉への変更等については費用等もやっぱりかさむという部分もございまして、現時点においては、現行の方式が本町においては一番効果的ではないかと考えているところでございます。

あと、包括運営委託導入時、導入後でも、委託業者が倒産した場合のリスクについてでございますが、今後、もし仮に包括運営等の導入について進めるという判断になりま

した折りには、議員からもご指摘いただきました部分も含めて検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**上下水道部長** それでは水道事業、特に大藪浄水場に関する包括的民間委託についてのお尋ねでございます。

本町の水道事業におきましては、「島本町地域水道ビジョン」ということで平成 24 年 7 月に策定をさせていただいております。その中で、実現方策ということで「安心・安定・持続・環境」という大きなテーマを掲げさせていただいております。その中の「持続」ということで、適正な施設管理と経営基盤の強化ということで施策を掲げさせていただいております。その中に、民間活力の導入ということでテーマを位置づけており、「浄水場等の運転管理等をさらに進め、包括的な民間委託の導入を図る」ということと、またあわせて「開閉栓、検針及び水道料金の収納等」についても、お客様サービスの向上に向けて「民間委託を進めます」ということで、目標を掲げさせていただいて、今、検討を進めさせていただいております。

その中で、技術の継承につきましては、現在も大藪浄水場につきましては全面委託ということで委託をしておりますが、職員が日常の指示、それから現場での確認等も行っておる中で、技術の継承についても順次進めておりますことから、今後もそういう体制を取りながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** やまぶき園の今回の検討方法について、他事業への展開でございますが、今回、やまぶき園につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように住民の皆様、そして当事者団体等に対して、積極的に情報提供を行って説明会を行っていったということでございます。やはり、いろんな施策を推進するうえでは、様々な検討方法があるというふうに考えておりますので、今回のやまぶき園等の建て替え問題についての検討方法が、すべてに合致するというのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

**山田町長** やまぶき園の件について、私にご質問いただいた部分ですけれども、民営化に関して、当事者団体へのヒアリングを今回はしっかりと行っていただいたということで評価していただいている部分があるかと思えます。今後、ほかの施設等につきましても、もし民営化する、指定管理に出す、そういったものがある場合については、しっかりと、そういったヒアリングをきっちり行ってやっていきたいなというふうには考えております。

ただ、私も前職では指定管理で施設を運営する側であったことから、指定管理などが本当にいいのか、民営化が本当にいいのか、その部分については、きっちり議論をしてから決めていかないといけないというふうには考えております。

以上です。

**川嶋議長** 時間が残り少ないので。

**河野議員** はい、もう3問目はいたしません。ご答弁、種々いただいた点について、納得が十分でない、理解が十分でない点は所管の常任委員会の審査に委ね、私自身は民生教育消防常任委員会で、また質疑をさせていただこうと思っております。

今、町長からご答弁いただきましたが、民営化、指定管理者制度に特化して質問したつもりはなかったんですが、町長のご答弁の内容については十分理解をいたしました。ありがとうございました。失礼いたします。

**川嶋議長** 以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時19分～午後0時21分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第53号議案から第55号議案までの3件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ご異議なしと認めます。

よって、第53号議案から第55号議案までの3件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時21分～午後2時15分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

**議会事務局長** それでは、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の開催日は、6月29日(木)及び30日(金)。開議時間は、午前10時でございます。

続きまして、民生教育消防常任委員会の開催日は、7月4日(火)及び5日(水)。開議時間は、午前10時でございます。

**川嶋議長** お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から7月13日までを休会としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から7月13日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、散会といたします。

次会は、7月14日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後2時16分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）

第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）



平成29年

島本町議会6月定例会議会議録

第4号

平成29年7月14日(金)

## 島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 4 号）

年 月 日 平成 2 9 年 7 月 1 4 日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	岡 本 克 己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴 山 則 文	健 康 福 祉 長	岡 本 泰 三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄 一	上 下 水 道 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也
総 合 政 策 部 人 権 文 化 セ ン タ ー 所 長	島 村 博 之				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第4号

平成29年7月14日（金）午前10時開議

- 日程第1 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第2 第56号議案 工事請負契約の締結について  
（町立第四小学校校舎増築等工事）
- 日程第3 第57号議案 工事請負契約の締結について  
（町立第二学童保育棟新築工事）
- 日程第4 第58号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第1号決議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議

(午前10時00分 開議)

**川嶋議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

さて、先般、九州北部を襲いました豪雨の影響で、多くの被害が発生しております。亡くなられた皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてから、第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)までの3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件につきましては、去る6月27日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

**平井委員長(登壇)** 皆さん、おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第1号)所管分及び第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、6月29日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではあります。委員会審査の万全を期するため執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件はすべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**川嶋議長** 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

**村上委員長(登壇)** 皆さん、おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会

の委員長報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者の負担額等に関する条例の一部改正について及び第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）所管分につきまして、7月4日及び5日の2日間、委員会を開催し、審査を行いました。

1日目の7月4日は、第53号議案の条例審査と、第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）所管分のうち、教育こども部所管分までの審査を行いました。2日目の7月5日は前日の議事を継続し、消防本部所管分の審査を行い、第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）所管分の審査を終えました。

こうした審査経過を経まして、7月5日の委員会において討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件はすべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**川嶋議長** これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案3件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**福嶋議員** 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

今回の改正は、「子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正に伴い、保育料額の算定に用いる市町村民税の所得割額に加算する額として、ふるさと納税寄附金控除の申告特例控除額を追加、市町村民税非課税世帯の第2子以降について、改正前には半額であったものを無料化に、また町独自施策として市町村民税所得割課税世帯7万7,101円未満、年収約360万円未満相当のひとり親世帯無料化をするものです。

町独自のひとり親世帯保育料額の無料化保護者負担軽減の対象範囲拡大は、一定の評

価ができます。が、町独自施策で46万8千円の町負担予定ではありますが、民生費児童福祉費児童措置費・19負担金、補助及び交付金の当初予算1億5,123万3千円を変更せずに対応できる内容とのこと、確認させていただきました。

少子高齢化が進む中、また島本町においては多くの大規模開発が進む中、今後の人口動態が流動的である部分に危惧することもあり、ひとり親世帯への補助金対象範囲拡大は他施策とのバランスを図りつつ、限られた財源の中で適切に行われる必要があることから、現予算負担予定範囲内での予算執行を要望して、賛成の討論とさせていただきます。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、公明党を代表いたしまして討論をいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に関わる保護者負担を軽減するものであります。国におきましては、無償化に向けて、平成26年から29年度にかけ段階的に取り組んでおられます。今回は、29年度における保護者負担軽減を図るものであります。

その一つに市町村民税非課税世帯の第2子を受償化に、その2は年収360万円未満相当世帯については、ひとり親世帯の保護者負担月額を第1子7,550円から3,000円に引き下げる。また、その他の世帯の保護者負担月額、第1子は1万6,100円から1万4,100円に引き下げるものです。第2子は、8,050円から7,050円に引き下げます。島本町は、すでに手厚くしておられ、大変評価いたしますが、国のほうでは幼児教育の無償化に取り組んでおり、財政が許す限り、未来をつくる「人」の投資には、町としても惜しみなく取り組んでいただきたいことを要望し、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** それでは、第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

本条例の一部改正につきましては、国の方針である幼児教育の段階的無償化に則り行われるものであり、本町では平成27年から始められ、3年目となる取り組みです。国の基準よりも手厚い利用料の設定となっており、一定の評価をするものですが、町単費での支出となっており、国のスケジュールも未確定であることから、今後は国の動向を注視するとともに、財政上の措置を求めていく必要があると考えます。

いずれにしても子育て世代の負担軽減に繋がる取り組みであり、今後も積極的な施策展開を要望いたしまして、第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

大きく2点の提案がなされております。国の措置に、さらに島本町として上乗せする措置をするものとして、子育て支援の観点から賛成するものです。

ほかの委員の質疑や委員会質疑でも明らかになったように、国がうたっている就学前教育の無償化は、未だ名ばかりであります。実効性ある財源措置とはなっておりません。実際には、市町村が先行して保育料の軽減措置を進めてきており、国の改正が後追いをしている状況だと、私は捉えております。

保育所の保育料は、歴史的に見ても、国が設定する保育料徴収基準額及び階層表に準じながらも、そのままでは、とても保育所保護者の住民負担には耐えないということから、従前から基準額の70%から80%を地方自治体としては保育料として徴収をしてきました。そうして、保護者の負担軽減を図ってきております。

島本町も十数年来、国の徴収基準額の階層表どおりに保育料徴収を続けてこられました。低所得者に対して特に負担感が大きいということから、子ども・子育て新制度導入の際に、保育料階層表を大幅に改定され、階層表を細分化され、種々減免策も独自で講じてきておられます。私自身の記憶ではありますが、2000年まで、毎年のように提出されてきた保育所関係者からの保育料引き下げを求める請願署名が、この間には提出をされてこなかったという経緯を見ますと、国・府の度重なる制度改悪等の中で全国の自治体同様、超過負担を島本町として余儀なくされつつ、保育所給食では、ご飯・パン・うどんなどの給食の主食に対しても、民間保育園や保護者の負担を求めず保障されてきたことをはじめ、保育料軽減策を通じ、男女共同参画社会の一助とされてきたことへの、従来からの島本町の保育料への努力は大いに認めるところです。

今回のような措置について、変わり目の際には住民や当事者に対して、その実情を事あるごとに説明をされ、島本町の努力に対する理解を得る、その工夫も怠ることのないよう求めておきます。

要望としましては、このたび、「子ども・子育て支援法」等の導入に際して、島本町が歴史的に行ってこられた、先駆的に行ってこられた、就労要件を満たさない保護者の家庭の乳幼児、療育を必要とするお子さんが、このたび、そういった障がい児保育から外されているという実態が、過日の一般質問でも明らかになっております。こういった保育所に通えない、通えなくなったお子さんの、島本町外の療育施設に通われるときの負担、保育料の負担、また移送や移動に関わる保護者の負担、そういったことも実態を把握され、その点についても引き続き措置をされますよう強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

今回の条例改正は、国の進める幼児教育の段階的無償化の推進に伴うものであり、本町の子育て世代への支援となる条例改正であると理解します。また、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保育料無料化など、でき得る限りの支援が盛り込まれております。しかし、国の進める幼児教育の段階的無償化における財源確保はできておらず、本町においても支援拡充が今後可能であるのか、疑問が残ります。

今後とも、子育て世代をしっかりと支援し、本町の未来を担うであろう子ども達のために、財源をしっかりと確保し、幼児教育の無償化が実現できるようにお願いし、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

今回の改正は、幼児教育無償化に関わる取り組みの段階的措置とのこと。島本町は、国が示した保育料より独自でさらに拡充し、非課税世帯やひとり親世帯の保育料が軽減するとのことについて、子育て支援策として有効であると判断し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第53号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)



川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

山田町長就任後、初めての補正予算、いわゆる肉付けの施策予算です。歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれに2億6,576万3千円を追加し、その総額を116億4,576万3千円とするものです。町債の発行額は1億5,540万円、厳しい財政の中、重い数字となっていますが、必要なものと判断いたします。

ふれあいセンター整備事業債を起債しての防火シャッター改修工事、エレベーター耐震改修工事、合わせて9,950万円。指定避難所の機能向上を条件に、後に有利な交付税措置が見込める緊急防災減災事業債を活用することです。現在の「建築基準法」にあわせた改修であり、いずれも、これ以上先送りすることはできないものです。1階いきいき健康課の窓口防犯設備の設置、住民福祉・住民自治を推進する輪転機の更新、すべて必要なものと認めます。同センターが長く住民の活発な交流の拠点であり続けられるよう、また万が一の災害時において避難所として機能を十分に果たせるよう、引き続き計画的・効率的な施設整備に努めてください。

図書館、高齢者福祉に、広く住民が活用される場であり、工事に際しては、指定管理者との連携により、万全の安全対策をお願いいたします。

清掃工場の煙突部分大規模改修等1億円の補正予算につきましては、当初予算1億円に追加しての計上となっていますが、委員会質疑により、その必要性を理解しました。大規模改修は施設の長寿命化に欠かせないものであり、精密機能検査や包括運営委託の検討、広域行政の課題と、相互に密接に関わっています。また、「広域行政実現には関係機関との信頼関係を一步一步築くことが大事」とのご答弁もたびたびありましたが、信頼関係構築には、まず住民自ら、みんなが主体的にごみの減量化に取り組むことが必要ではないでしょうか。ごみを出さない世帯は一つとしてないのですから、全住民が自らの課題として、ごみの減量化に取り組めるよう、ごみ処理課題の説明と減量の啓蒙に努めてください。

JR島本駅西地区の土地区画整理事業に関わって、都市計画上、当該地を市街化調整区域から市街化区域に編入するための協議並びに申請図書類の作成等業務委託料381万3千円については、山田町長が就任後、「当該地区は一定の開発が必要である」と判断されたことによるものです。すなわち町長は、これまでの開発計画を引き続き推進する方針を明確に示されました。自らの言葉で「一定の開発が必要」と明言され、「地権者のご意向を尊重する」と繰り返してきた、これまでの町の姿勢よりも責任ある態度を示されたと評価するものですが、一方では、町長を支持する多くの有権者に深い失望を生んだのも、また事実です。「町民と歩む島本町」を目指す山田町長の重要課題は情報の開示、情報の共有による住民自治の推進です。

もとより、都市計画の主体は大阪府と島本町です。加えて、土地区画整理事業は公共事業です。例えば地権者主体の組合施行であっても、当該地区の土地区画整理事業の施工者には、社会的な説明責任があります。事業の透明性、採算性、公平性が、広く求められる時代です。よって、現地測量と個々の地権者の意向調査終了後は、熟度の高まった事業計画案のたたき台を速やかに開示していただき、議会並びに住民への説明責任を果たしてください。そのうえで、住民意見の聴取に努めてください。子ども達や孫の世代に、需要と供給のバランスを欠いて拡大してしまった街区の維持を強くないための熟議が必要です。住民の福祉に供するまちづくりに欠かせないプロセスとして、住民参画の機会を強く求めておきます。

住民意見の反映の手法としては、当該事業計画案についての複数の説明会と、その十分な広報、質疑応答、パブリックコメントとそれに対する町の考え方など、様々な手法を用いた丁寧なものであることを求めておきます。

「庁舎のあり方検討会」については、所管委員会審議において活発な議論がありました。整備検討資料は、町民の財産である公共施設を預かる執行部としての必要な判断材料であり、町長の速やかな意思決定にも必要なものと認めます。

関西電力グラウンド跡地の開発による通行増、大阪青凌中高生の通学路の安全対策などを鑑みての街路樹伐採は、やむを得ないと判断いたしますが、他の議員の質疑にもあったように、クスノキの移植については、過去、水無瀬川緑地公園に移植したクスノキの現状も参考に、費用対効果を考慮して、慎重であって良いと考えるものです。

病児・病後児保育の広域連携での実現、産前産後ヘルパーの支援拡充、学校司書の各校1名ずつの配置、幼稚園の暑さ対策など、子育て支援や子ども達の豊かな育ちを支援するものを評価いたします。まちづくりの根幹は人づくり、「子育て支援と教育の充実を図る」として町長に就任された山田町長です。子ども・子育て支援、次世代育成のさらなる充実に期待しております。

幼稚園の暑さ対策については、「学校保健安全法」の規定に基づく学校環境衛生基準を遵守し、温度・湿度の測定をデータとして残し、取るべき対策の必要性の根拠とすべきでした。第二幼稚園において積年の課題であったトイレの臭気に関しては、今回の冷風機の設置で、少しでもその状況が改善されること、園児が臭気のないところでお弁当が食べられるようになることを切に願います。暑さ対策においても、第一・第二幼稚園の格差が広がることとなります。秋の園児募集時には、第二幼稚園の今後のあり方について、一定の方向性を示すことを強く求めておきます。

学芸員、図書館司書など、専門職の臨時職員について時給増額、嘱託職員への選択肢、研修の機会など、総合的な待遇改善が必須です。現状のまま働き続けるのは不安、次世代の人材確保が困難と危惧しています、というのが多く現場から寄せられる声です。文化・保育・教育を取り巻く職員配置にも、最大限の配慮が必要です。教育委員会の正規

職員の数に定数条例によると、すでに70人の定員に達しているということですが、適材適所の配置を可能にする定数の見直しを求めます。

保健師の育児休業における課題が明らかになりました。育児休業に対応できる人員配置なくして、人材の育成はかないません。中長期的な視野で取り組む必要がありますが、マタニティーハラスメントなどはあってはならないことですが、しかし、ほかの誰かに負担を強いる育児休業は、本当の意味での育児休業ではないのです。産む性である女性の働きやすさについて、もっと真剣に考えていただきたいと、人員配置を求めておきます。

第三小学校ののり面の工事は、生徒の安全に欠かせないものとして反対するものではありませんが、土砂災害特別警戒区域に指定されていることを懸念して、当該地を入り口にした第四保育所の移設計画に疑義を述べ続けてきた立場からすると、保育所移設計画見直しに安堵する一方で、島本駅西地区の土地区画整理事業への影響を考慮して、土砂災害特別警戒区域の指定を解除することを主な目的にしていると思わざるを得ないものです。児童の安全・学校現場からは、水路・水脈関係の抜本的な改善こそが必要かと思えます。

最後に消防関連費用、呼吸器用空気圧縮機購入判断、山間部の位置情報標識の設置を評価いたします。必要なものと認めます。引き続き、分団小型動力ポンプの計画的な更新に努めてください。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）について、先ほど会派を代表して戸田議員から賛成の討論がありました。都市計画総務費、線引き見直し等業務の予算について補足しておきたい点がありますので、私からも賛成の討論をさせていただきます。

本予算は、島本駅西側地区の……。

（「議長」「それはあかん」と呼ぶ者あり）

**川嶋議長** 暫時休憩いたします。

（午前10時33分～午前11時30分まで休憩）

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議事を続行いたします。

**中田議員** 討論を続行します。

本予算は、島本駅西側地区の土地区画整理事業に関連するものです。本事業は、島本駅前という公共性の高い場所における都市計画の変更を伴うもので、将来にわたって町民全体に広く、大きな影響があると考えられます。ですから、事業に関連する都市計画の変更につながる手続きは、本来であれば、それが「町の利益」になることが示された

後に行われるべきです。一方で、町長は「一定の開発が必要」と、開発する方向性を前に示されました。手続きを進めるために、予算も計上されています。

しかし、それが「町の利益」になるかどうかは、未だに不明確です。その順序に問題があったと思います。一定の開発が必要というのであれば、熟度の高まった事業計画案を速やかに住民に提示し、それが町の利益となる事業であることの根拠を示し、住民が納得できるようにしてください。それが説明責任というものではないでしょうか。とは言え、総合的に判断すれば、本補正予算は極めて妥当と判断し、このことをもって本議案に反対するものではありません。

最後に、「最終的な答えは町民の側にあります」と選挙前に言われていた山田町長には、住民自治を大切にしていきたい。そのことを強く求め、私の発言とさせていただきます。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** それでは、第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）につきまして、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

本補正予算は、介護保険施設の防犯対策強化事業、本町の地域医療・保健事業・子育て支援などを推進するための事業、小学校の図書教諭及び学校司書の配置、消防施設等の整備など、本町に必要な予算であると理解します。

しかし、清掃工場施設改修工事は、広域連携の話も進まないまま、今回の補正予算におきまして、予定のメンテナンス費用より1億円も増加をしております。また、庁舎整備検討資料作成業務におきましても、今後の島本町の広域連携・合併問題にも影響するものであり、作成された資料の内容を注視したいと考えます。

最後に、少子高齢化が問題視されておりますが、高齢化、寿命が延びることが問題ではなく、問題の本質は少子化であると考えます。そのためにも、市町村単位で実施可能な子育て支援は積極的に取り組むべきと考えます。

以上の理由で、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）におきまして、公明党を代表して討論を行います。

庁舎整備検討資料作成等業務については、庁舎の耐震化について、建て替え案も含めて再検討することです。いざというときに大切なのは、砦となる庁舎です。また、大切な職員の生命を守らなければなりません。財政事情もあるかと思いますが、予算の範囲内でコンパクトな建物にはいかがでしょうか。財政が厳しい今、今後とも高槻市と広域を進めていかなければならない。このようなことを考えたとき、最小限で進められることを要望いたします。

清掃工場施設改修工事、耐用年数6年を超えております。一日でも長く保たせるため

努力されていることは理解しています。真剣に考えなければいけないときに来ています。スピード感を持って、町長は腹を決めるべきです。本気度を、私たちは見せていただきます。

都市計画総務費の委託料、線引き見直し等業務につきましては、住民に進捗状況を示し、見える化を要望いたします。

児童措置費の病児・病後児保育におきましては大山崎より利用させていただくこととなり、利用料金の助成です。産前産後ヘルパー派遣事業は対象者の拡充であり、妊娠・つわりや切迫流産など、気がつくことが遅くではありましたが、評価いたします。

町立幼稚園の夏の暑さ対策として、第一幼稚園に空調機、第二幼稚園に3台の冷風機を購入する。大切な子どもの健康を守るためにも、今後、室内チェックとともに記録を残すことを要望いたします。

保健ヘルス事業費、臨時職員・保健師の賃金、育児休暇で現在3人の保健師さんが休んでおられます。高齢者の総合相談窓口でもある地域包括支援センターを、直営から委託されることを要望いたしました。

また、消防におきましては、町内の山間部において50カ所の標識を設置するとのことでした。私有地を借りるため、利用料の件を質問いたしましたが、自治会長さんと話ができているとの答弁がございました。後々トラブルにならないよう、しっかりとお願いしたいと思います。また、消防におきましては、委員会でも発言させていただきましたが、消防力の強化、効率化、また小さな自治体での消防本部は、住民1人当たりの負担も高くかかってまいります。私たちは、高槻市との消防行政一元化を要望いたしましたが、ぜひ、この点もお願いしたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対して、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出総額の113億8千万円に2億6,776万3千円を追加計上し、歳入歳出総額を116億4,576万3千円とするものです。

歳出といたしましては、総務費で庁舎整備検討資料作成業務、ふれあいセンターの窓口防犯設備設置工事、防火シャッター改修工事、エレベーター耐震改修工事などがあげられており、いずれも必要なものであると認めます。役場庁舎のあり方につきましては、防災拠点であることなど、施設の性格上、早急に方針を打ち出す必要があると考えます。

民生費では、介護保険施設の防犯対策に関わる費用が予算計上されており、当該施設の防犯対策に関わる費用を厚生労働大臣が定めた額の2分の1を防犯対策強化事業補助金として支給するものであり、適正であると認めます。また、保育料の改定に伴う子育てシステム改修事業、大山崎町の病児・病後児保育施設を本町の住民にも利用させてい

ただく場合に生じる差額分の助成事業費、産前産後ヘルパー派遣事業の拡充、衛生費の臨時職員賃金、事業用備品につきましても、必要であると認め、一定の評価をするものです。

教育費関連では、小学校各校に図書館司書を配置、第三小学校の土砂災害特別警戒区域となっている箇所へのり面改修工事、第一幼稚園の空調機設置のための幼稚園施設改修設計業務、管理用備品として第二幼稚園の冷風扇、J R 島本駅西地区の遺跡発掘調査に伴う経費があげられており、いずれも適正かつ必要な支出であると認めます。

衛生費塵芥処理費においては、清掃工場の煙突部分を改修する清掃工場施設改修工事に1億円が予算計上されています。これにつきましては、コンクリートの剥落などの危険性があり利用者の安全に懸念があることから、早急に対策を打つ必要があることから、必要な支出であると認めます。工事の施工の際には、高所での作業となることから、安全管理には十分留意していただきますようお願いをします。

土木費におきましては、道路維持費として街路樹診断業務、町道水無瀬青葉2号線歩道補修設計業務、町道尺代2号線舗装補修工事、町道広瀬40号線ほか舗装補修工事、また島本駅自由通路エレベーター改修工事があげられており、今後も道路の適正な維持管理に努めていただくことを要望いたします。また、都市計画費の線引き見直し業務につきましては、都市計画に関わるたたき台を作るためのものであり、J R 島本駅西地区のまちづくりに必要なものであると考えます。

消防費におきましては、事業用消耗品として山間部における119番通報標識の設置、分団用の小型動力ポンプ・車両の購入、また消防本部の呼吸器用高圧空気圧縮機の購入と、それに伴う電源の新設工事などが予算計上されています。いずれも本町の消防行政に寄与するものであり、効果的な運用に努めていただきますようお願いを申し上げます。

本補正予算に関しましては、適正な支出であると認めるものですが、住民の皆様の行政に対するニーズの多種多様化や、子育てへの施策、扶助費の増加に対応し、今後も住民サービスの維持向上を図るためには、積極的な行財政改革も必要不可欠であると考えます。

以上を申し添えまして、第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第1号)に対して賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第54号議案 島本町一般会計補正予算(第1号)に対し、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

第1号補正は、歳入歳出それぞれ2億6,576万3千円を増額され、総額116億4,576万3千円となります。

歳入の主なものについて。

まず基金ですが、当初予算で5億4,276万8千円に今回の1億488万3千円、現時点

での予算ベースとして6億4,765万1千円を取り崩されようと予定されております。残高におきましては、一応、ここでは控えさせていただきまして決算審査で踏まえませんが、今後、どういったまちづくりをするのか、また町長が選挙で発信されていた内容と、この予算、施政方針が整合されていない点などにおいて、島本町をどう導かれていくのか、どういった手を打たれるのか。こういったことが、まちづくりのビジョンがない中での予算審議というのは、ビジョンに添っているものなのか、そうでないのかとの判断基準が定められず、さらには打つ手によって今後の人口動態や企業数も変わってくることなど、財政を見通すことができません。

町長の答弁の中でも、「財政を鑑み」と幾度も伺いました。私ども会派も、常に鑑み、判断する努力をしてまいりましたので、そこは同じ思いですが、残念ながら、ビジョンによって財政をどう軌道に乗せるのかの判断が、この補正と29年度の1年間を通して、またさらには先を見通した財政状況を、この審議で我々に想定しきれることはできなかったことだけは、お伝えしなければなりません。

山田町長は選挙において、「待った、その合併」とおっしゃっていたこともあり、一刻も早い総合ビジョンを示してくださらないと、中長期の視点に立っての各予算の判断ができず、今あれば、今できるものなら、必要の予算だから、との判断となってしまいます。早期に総合的ビジョンを示していただくよう指摘しておきます。

基金において、前町長において増やせた手段であった「売れる町有地」というのは、残りわずかとなっております。基金において、今までのようにはいなくなるということだけは、よく踏まえていただきたいと申し添えておきます。

そして、大きな投資が要る山積している諸課題においても、現在の基金だけで済む問題ではありませんし、この補正の地方債では3件の追加と、当初予算であがっていた1件の変更となっております。今後の「第6次行財政改革」が、よほど厳しいものがあがってくる覚悟がおりだとお察しいたしますが、行財政改革も早期にあげていただかないと、中長期の財政見通しにおいて振り幅が変わってきます。こういった振り幅が変わってくるにおきまして想定できないということも、付け加えさせていただきます。

次に、財産収入については、当初予算では前年度比34.0%もの減であり、本質は各基金の収益基金収入の減によるものであります。今回の財産貸付でまかなえるものでは全くありません。ただ、阪急水無瀬駅前町有地の有効活用は純政会時代から訴えてまいり、我が会派各議員も訴え続けてまいりました。遅いとも言えますが、応急措置として、昨年度には入札を終え、今年度から町として収入を得る貸付と結果が出せたことは、一定の評価をいたします。今後のまちづくりを鑑みた本格対応の検討を続けながら、つどの報告を要望しておきます。

国庫補助金的一方については、平成28年7月26日に神奈川県相模原市での痛ましい事件から、国も早期に対策を取った補助金であるため柔軟性は少なめですが、地域介護

福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護福祉空間整備推進交付金は、大きく3種の算定方法であり、今回は防犯対策強化事業にかかる分において、島本町を介し、特別養護老人ホーム事業1者で活用されます。本町内の他の事業においても、現在、照会はかけておられるということですが、2分の1が事業者負担の点において、まだ検討中であるということ伺いました。しかし、今後、事業者責任となってくる点もあります。算定で対象外・事業内との併設の厳しさはありますが、1施設に上限180万の2分の1国庫補助金を活用してもらえるよう行政努力をしていただかなければならないと、国庫補助がつかなくなってから防災対策をするから町単費の補助を求められたときに、町長の努力不足の支出になることを指摘しておきますので、どうか、くれぐれもご努力いただきたいと存じます。

さて、歳出の主なものについてでございます。

まず委託料、公有財産測量の役場庁舎整備検討資料作成業務についてです。島本町は今まで耐震工事で対応する予定だったが、熊本地震での実態を鑑み、耐震工事と大規模改修工事バージョン、また建て替えのスタンダード・グレードを上げたバージョンとの3種類の資料作成に、140万4千円の予算を割かれます。熊本地震での実態を鑑みるのであれば、すでに耐震補強工事だけでは到底庁舎機能がまかなえないのは明らかであります。既存の一部を活用しようとしても、一部は立て替えなければ全く機能が果たせないでしょうし、耐震工事の部分よりも、建て替え複数のパターンで作成すべきであるということも訴えました。

そもそも建て替えにおいては、場所や規模によって多種多様に意見が分かれるうえ、概算金額も変わってくることに、この資料作成費は一部において二重投資になると質疑もしました。担当部としては、財政収支見通しのために必要との思いはわかります。しかし、大きく意見が二分されるであろう庁舎の規模や場所についての議論に相当な時間がかかることは容易に想定でき、町民にとって大切な人材、職員達の危険度を一刻も早く回避しなければならないため早急な検討が必要な状況であることから、町長の政治的判断を求めましたが、町長としても、「財政を鑑みた町長判断に必要」との答弁でした。

庁舎は住民サービスの根幹をなす職員が業務する重要な施設、いつでも起こり得る南海トラフ大地震や、推測されています東西に有馬高槻断層帯や南北に京都西山断層帯、地震が起きてからでは話になりません。一刻でも早い方向性を示していただかなければならないことに、町長からいただいた答弁をもって、この資料ができれば町長判断ができ、スピードのある町長案が出てくると期待し、予算を認めることといたしました。

次に、ふれあいセンター管理費の1階防犯設備設置・防犯シャッター改修・エレベーター耐震改修の3件工事において、トータル1億71万の計上の財源は、地方債で9,950万の借金と公共施設整備基金取り崩しで121万円がまかなう予定となっております。利用者の多い施設の防災害時の対応に理解いたしますが、今後もトラブルが起こってから



改修、修理をするのではなく、事前からの改修計画を指摘しておきます。

清掃工場施設改修工事費において、当初予算で1億円、今補正で1億円、現時点で改修工事のみの費用として2億円が計上されています。清掃工場の今後の方針がはっきりされていない中でもありますので、大切に運転・運営しなければならない状況下であることから、緊急に煙突改修が必要であることは認めます。しかしながら、早期に今後の方向性やビジョンをお示しいただきますよう要望しておきます。

そして、病児・病後児保育利用料助成金についてです。我が会派は、大山崎町長と意見交換を幾度もしてまいりました。昨年度は、大山崎町のご協力のもと、病児・病後児保育を広域でできる確約も取れ、あとは島本町の努力が必要なところ。時間をかけ、医師会のご理解をもらうべく職員の努力に対し、大きく評価いたしたいと思っております。残念ながら府県またぎでありますので、関西初の「送迎つき」の売りの部分は本町としては厳しい、との判断。府県の補助金問題や本町の財政問題もありますので、致し方ないと判断しております。せめて助成をされるということは、一定評価しております。

また、委託料の産前産後ヘルパーにおいて対象者拡充について、切迫流産に対するフォロー、またつわりは個人差もありますが、ひどい方は食することも動くこともままならなくなります。出産前の母子手帳交付時期から活用できる拡充に、地域での子育て体制を一定評価いたします。

保健師の問題、また「歯の健康展」、また消防費にかかる予算、こういったことにおいても一定の評価を持ち、今後も計画性を持って推進されるよう要望しておきます。

最後に、都市計画の委託料の線引き見直しや、文化財保護費の遺跡範囲確認にかかる予算計上において、JR島本駅西側の開発にかかる案件でありましたが、町長は正式な議場ではっきり、今までの方針と同様に開発整備は必要であると、答弁は明らかにされました。そのご覚悟に敬意を表するとともに、町長たる者、覚悟が二転三転、右往左往されることのないよう苦言を呈しておきます。

冒頭に申した、手厚くすることに何を切り詰めていくのか、この辺りがはっきりしていない中、今だけではなく、この先を見据えた予算審議、判断ができるよう、また具体的なまちづくりのビジョンを早期に示していただきますよう要望し、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第54号議案 2017年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対しまして、日本共産党に属しております河野恵子としての賛成の討論を行います。

若干、他の会派、議員の皆様から広域行政、あるいは第6次行財政改革、「総合計画」のあり方などについて触れられましたので、1点、申し上げます。

現在、働く人たちを取り巻く環境について、現政権では有効求人倍率の上昇をアベノミクスの成果だと自賛されておられます。実際は雇用情勢の改善どころか、雇用の劣化

というものが有効求人倍率を押し上げている。すなわち求人は増加しているけれども、求職者数が減少していること。実質賃金は、その指数で言うと3年間で3ポイントも減少しており、雇用統計の数値が上がっても賃金が上がらない。ひいては国民の所得も消費も増えない事態が続いております。急がれるのは労働法制の改悪ではない。正社員が当たり前、フルタイムでも働いては年収200万円以下という、働く貧困層からの脱却を制度化することが大切だと考えております。最低賃金は全国で今すぐ1,000円、そして島本町においては1,500円を目指すことの大切さを、地方議員として、また官製ワーキングプアの現場でもある、この島本町から、これから述べる補正予算の討論でも種々申し上げ、訴えるものです。

また、ここ数日で明らかになっております社会保障についての各種住民負担増については、急ぎ利用できる減免制度や、救済できる福祉施策の丁寧な周知を図られ、今後の「第6次行財政改革プラン」の策定への議論については、国・府の行財政による影響なども十分に島本町民に周知をされること、一方的なアウトソーシングや民営化ありきではない、十分な論議の仕組みを作っていただきたいことを申し添えます。

概ね、全項目が必要かつ妥当なものとして認めるものですが、特にその中の数点、賛成すべき点及び検討を加えるべき点について、申し上げます。

ふれあいセンターの耐震改修工事、エレベーターの改修、またいきいき健康課のカウンターについて、整備がなされます。職員の執務の連続性及び机上の資料等の資料保全の観点から、かねてから私は時間外、土・休日などの窓口のシャッター等を執務環境として改善・整備を求めてまいりました。この点について、今回、実現がされます。

役場庁舎の耐震化検討業務については、いかに建て替えが有利、財政上でも優位であったとしても、耐震工事との資料提示、そして「財政収支見通し」等の比較において、住民に対し説得力を持つものが必要だと考え、賛成するものです。

その他、臨時職員の賃金についても計上されています。「島本町男女共同参画基本条例」第3条その6において、男女それぞれが身体的特徴についての理解を深めること、そして結婚・出産、その他性と生殖に関して自己決定が尊重されることが、島本町の条例として規定されています。しかし、こと専門職、女性が多く占める現場においては、保育士をはじめ保健師、図書館司書の計画的な採用を過去に怠ってきたことも災いして、現場では結婚・妊娠・出産を通じて職務を継続することを大変困難にさせております。児童の最善の利益はもちろんのこと、女性の社会参加、地位向上について、産前産後、育児休暇を安心して取得するための臨時職員の配置は、当然かつ急がれるものとして賛成するものです。

教育費・町立図書館に関連するものとして、申し上げます。国において2001年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。翌年8月、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定され、大阪府の計画策定等を受けて、島本町で

も「島本町子ども読書活動推進計画」を策定され、第2次計画の最終年度をいよいよ迎える時期になっております。その計画の第2章では、学校図書館については専任配置について、「学校図書館専属職員の全校配置が望まれる」と示されておりました。今回の補正予算により、この目標がようやく達成されることとなります。もちろん、全校配置の財源措置は国・府においてほぼ裏付けはないものであり、国による財政措置は今後も注視し、私たち議員も含めて要望すべき課題であることが、委員会質疑の中でも明らかになっております。

すでに、この計画が示すとおり、中学校図書館では7年前より司書及び中学校教諭資格保持者を専任されてきました。専任配置前には、3年間で2千数冊だったものが、3年間で9,614冊に増え、生徒1人当たり平均貸出冊数が3冊だったものが、専任配置後は12冊と飛躍的に向上されています。教職員の授業での書籍や調べ学習の情報収集・提供など、また小学校全般に教諭資格を有する専任職員を配置することによって、チームティーチングによる授業が可能になります。

現時点で小学校2年生までしか少人数学級が望めない、この大阪府島本町。日本全体としてはOECD、先進国の平均よりも高く推移する子どもの貧困に対して、ささやかかも知れませんが、教育の機会均等の保障に繋がるとともに、子どもの貧困を図る物質的な欠如を推し量るといわれている剥奪率8項目に含まれております「教科書を除く子どもの年齢と知識水準に適した本が提供されているか」、こういったことの欠如を島本町の公教育の場ではしっかりと補い、整備することをより可能とするものであり、大賛成するものです。

一方で、町立図書館の位置づけはいかがでしょうか。この学校図書館に対して、「読書活動推進計画」の第1章では、「図書館ボランティアの活動、学校図書館の整備に対して、町立図書館の支援こそが求められている」というように明記されています。このたび補正予算の図書館費として示された予算は、現実には週3日の再任用職員としての年度末の定年退職が十分に予測されていたにもかかわらず、今年4月1日段階では全会一致で可決された骨格予算どおりに、退職者が補充配置されていなかったこと。5月1日に、一般事務職として週4日勤務の臨時職員が急ぎ手当てされていたという事実が審査で明らかになっております。

本年度は、7月からの北摂地域の公立図書館の広域化が決まっており、すでに2日間を経過した中でも、1日10人の他市住民の利用カードの新規発行のため、来館者が増えていると聞いております。業務が増加することは容易に想像できたことで、前年度の現状維持は最低限度の措置であるべきだったところ、逆に環境悪化されていたことは由々しき事態です。

さらに常任委員会審査資料によりますと、前年度比較においても、未だ図書館司書、有資格職の配置は改善されておられません。現時点で、職員が現任中に司書の資格取得

のための講習会に参加することなど、望むべくもない実態です。一昨年度の決算議会でも、臨時職員の有給休暇の取得が、教育委員会の正規職員よりも圧倒的に少なかった事実も明らかになっており、議論のあったところです。

そもそも、教育こども部が「職員定数条例」上で言えば、これ以上正規職員や5日勤務の再任用職員を増やすことができないという現実の体制に至っている以上、今後は図書館の広域利用の推移を見ながら、現場のシフトや、1～2年で正規職員の異動が頻繁に続いている実態からしても、図書館司書業務の継承が困難な状況は明らかです。今後は、急ぎ臨時職員の待遇改善において、学童保育室や徴収支援員等、12種の有資格専門職種には導入されている、この経験による加算制度をはじめ待遇の改善などが急がれていると思われまます。この点は、強く求めておきます。

島本町は、実際には小さな町の図書館であり、このような劣悪な環境の中ではありませんが、国・府の統計によりますと、島本町立図書館は貸出冊数の高さを誇り続けております。2015年度の実績でも、住民1人当たりの貸出冊数は11冊、これは大阪府内のベスト3に入ります。全国公立図書館の予約受付件数は人口3万人以上で全国で9位、館外個人貸出数は全国で18位という実績は、周知の事実であります。教育委員会としても再認識をされ、頑張った者が報われる職場、「図書館法」に規定された公立図書館として、法第1章第3条や第2章の規定及び国の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に達するための措置を急ぎ進められたい。これも強く申し入れるものです。

第三小学校ののり面の改修工事が施されます。土砂災害特別警戒区域の指定箇所への改善としては、急ぐ必要性を認めるものではありませんが、この箇所以外にも町内には多くの警戒区域が存在しております。関係諸機関と鋭意協議され、計画的な改修を進められるとともに、当該地域住民にも見通しを持っていただけるよう、措置を要望します。

次に、検討を加えるべき点について申し上げます。

文化財保護費・遺跡発掘等調査の増額補正、線引き見直し等委託料、当年度中の執行が困難であれば、繰越や不用額ではなく減額補正をして、翌年度当初予算に計上し直すというような質疑答弁が委員会の中でありました。私自身が大綱質疑を行ったところの答弁では、土地区画整理事業において土木工事計画書の提出及び事前協議等を受けて、本予算の執行時期・内容が明確になるものとされています。来年度当初予算の編成のリミットは、遅くとも本年中であり、本事業執行の可・不可の意思決定は11月中にはなされなくてはなりません。本日、議決されたとしても、あと4ヵ月程度で事務執行についての判断を迫られるものです。町長・町会議員選挙期間があったことを鑑みましても、今後、想定される関連する事業のたたき台の作成、素案の作成、住民への説明と圧倒的な合意の形成、大阪府の審議会の開催時期と、「都市計画法」に基づく手続きなどを経て適正に事務を進めることには、スケジュールに相当な無理があることは容易に想像できるものです。

しかし、本補正予算が議会の議決を経るという重みを鑑みますと、早晚、減額・増額補正を前提とするべきではなく、都市計画審議会が求めた住民への丁寧な説明はもちろんのこと、議会の議決を経た予算という点では、「島本町説明責任に関する条例」及び町長の施政方針等に基づき、また様々な正式な協定締結などを踏まえて、つど、適宜、議会への報告、説明は当然のものであることを強く求めておきます。この事業については、従来、議員の一般質問に対する答弁か、情報公開請求でもしなければ、事の経緯がわからないという、そういった執行部における説明責任の不作为があったと思われています。

山田町長におかれては、この点、改善されるよう強く求めまして、本補正予算に対しては賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第54号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時07分～午後1時10分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

収益的支出、向陽ヶ丘配水池と若山台第2低区配水池の除却実施設計業務450万円について。それぞれ現地に赴き、除却工事の妥当性を確認した。

向陽ヶ丘配水池を休止する過程では、平成26年3月、水圧や水量不足など、机上の予測では判断できかねた事態が生じ、向陽ヶ丘地区において濁り水が発生、その後、配水管の更新や減圧弁の設置など様々な紆余曲折を経て、平成28年12月、向陽ヶ丘配水系統から若山台第2高区配水系統へ切り替え作業が完了したと認識しています。また、管理にあたっては隣接する民有地所有者との協議を経て現在に至っているため、今後の除却工事作業については、隣接する民地との協議課題が多いと認識するものです。工事の実設計等をもとに、誠意を持って、毅然として、丁寧に協議を進めていただき、積年の

課題解決に努めてください。

資本的支出、第2大藪取水井新築工事1億460万円については、取水施設の老朽化と、井戸の経年劣化による維持管理費、取水コストが高くなっている溝田系取水井（溝田・馬渡・長田）を廃止し、水無瀬川流域のより良質な水脈から長期的に地下水が取水できるよう、新たに大藪浄水場の駐車場内に井戸を掘削、新設されるものです。また、これに伴い第2曝気塔を新たに建設する1億5,560万円が計上されています。地下水90%のおいしい水道水は、我が町島本の誇りと強みであり、これらの工事は安全で安定した水道水の供給・配水に欠かせない事業として、必要なものと判断します。

第2大藪取水井からより良質な地下水が汲み上げられることによって、今後、島本町の水道水質がさらに向上することを期待するものです。

以上をもって、人びとの新しい歩みの賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の補正予算は、水道管路実施計画や配水管布設替え工事、大地震時の配水計画を立てる共同研究の負担金で、地震災害の対策に必要な事業と理解し、評価します。

水道は、地震による火災の消火、住民が生活するうえで必要不可欠なものです。今後も老朽配水管の更新・耐震化も含め、早期に完了すること。また、大阪広域水道企業団からの10%の取水については、災害時の浄水を確保するうえで重要なもので、町の水道、企業団の水道の2ルートを今後も確保することを要望します。

第2大藪取水井新設工事は、井戸を新設する工事で、安全でおいしい地下水の量を確保するものと評価し、賛成の討論とします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平井議員** 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）に対し、コミュニティネットを代表し討論を行います。

水道事業の使命は、申すまでもなく、安全で安定したおいしい水を各家庭に供給することです。今回の補正予算については、拡張事業費として第2大藪取水井新設工事、施設整備事業費として水道管路更新実施設計業務、老朽配水管布設替え工事、それから第2曝気塔新設工事が、主な内容として計上されています。これらについては、水道事業の使命である安定供給のためにも必要不可欠な予算であるというふうに理解しているところでございます。

今後とも老朽配水管の更新等については優先順位を付け、実施されるようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 55 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 55 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2、第 56 号議案 工事請負契約の締結について(町立第四小学校校舎増築等工事)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは、第 56 号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約は町立第四小学校校舎増築等工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の契約同意をお願いするものでございます。

契約につきましては、予定価格が 5 億円以上の工事でありますことから、工事種別建築一式工事の A ランクの事業者による制限付き一般競争入札により事務を進めることとし、平成 29 年 5 月 15 日に公告し、町ホームページや業界紙への記事の掲載とともに、入札参加資格審査申請書類の配付及び申請受け付けを開始いたしました。

その結果、3 社から入札参加資格審査申請書類の提出があり、いずれの事業者も入札参加資格があることを確認し、平成 29 年 6 月 20 日に制限付き一般競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、3 者からの応札がありましたが、いずれの事業者も最低制限価格を下回ったことから失格となり、入札は不調に終わりました。本来であれば、再度広告を行い、改めて入札を行うことが望ましい形ですが、今年度中に工事を完了する必要があり、再度公告して入札を執行するには時間的に余裕がないことから、総合政策部、総務部、教育こども部で協議し、随意契約での事務を進めることといたしました。

随意契約での事務を進めるにあたっては、制限付き一般競争入札で失格となった 3 者に改めて見積書の提出を求め、平成 29 年 7 月 4 日の午前 10 時に見積りあわせを行いました。

見積り額につきましては、議案資料の 1 ページをお開きください。

見積調書のとおり、大和リース株式会社大阪本店が見積り最低価格で、制限付き一般競争入札時の入札金額から約 1,700 万円を減額した見積り額でございました。そのため、

工事価格を減額できた理由について大和リース株式会社大阪本店に確認したところ、鉄骨の加工などを自社工場で行うなど、当該事業者の強みを活かし、コストの見直しや経営努力により減額できたとの回答があり、金額の妥当性について、総合政策部、総務部、教育こども部で協議いたしました。

その結果、減額理由に妥当性があり、契約することに問題がないとの結論に達したことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第8号の規定により、大和リース株式会社大阪本店を随意契約候補者とし、議案資料2ページのとおり、平成29年7月6日に、契約金額6億9,012万円で仮契約を締結したものでございます。

契約期間につきましては、議会の議決日から平成30年3月20日まででございます。

大和リース株式会社大阪本店は、大阪府中央区に事務所を置き、資本金217億6,838万2,519円、従業員数2,226人——2月末現在の人数でございますが、このような会社で、本店を含めまして全国48カ所に支店、営業所があり、工場も5カ所ございます。また事業としては、企画建築事業としてプレハブ建築をはじめ建物のリースのほか、流通建築リース事業や環境緑化事業など、幅広く事業を展開されておられます。本町での実績といたしましては、第一中学校の耐震補強等工事の際に、仮設校舎の賃貸借契約がございます。

次に、議案資料の3ページをご覧ください。ピンク色の着色箇所が、今回の工事箇所を示した第四小学校の配置図で、新設・増築校舎と飼育小屋の新設がございます。

次に、4ページをご覧ください。左側が1階平面図で、給食室と学童保育室1室の整備を行うものでございます。また、右側は2階平面図で、学童保育室1室と普通教室4室及び配膳室を整備するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。左側が3階平面図で、普通教室5室と配膳室を整備するものでございます。また、右側は4階平面図で、機械室と配膳室を整備するものでございます。

次に、6ページをお開きください。屋上階の平面図でございます。

なお、今回の工事ではエレベーターの設置を行うとともに、各階と既設校舎を接続するための工事及び外部階段を、あわせて整備いたします。

次に、7ページをご覧ください。上段がグラウンド側から見た東立面図で、下段が西側立面図でございます。

次に、8ページをご覧ください。上段が学童保育室の新棟側から見た北立面図で、下段が南立面図でございます。

次に、9ページをご覧ください。主に基礎工事にかかる工事着工から、9月23日に予定されている運動会前日までの仮設計画図でございます。ピンク色の着色箇所が工事及び資材置き場等の部分で、緑色の着色箇所は児童及び教職員の通行範囲でございます。また、工事車両と児童及び教職員の通行範囲が交差する場所には、交通誘導員を配置す



る計画でございます。

次に、10 ページをご覧ください。運動会終了後からは、建て方工事のために約1ヵ月間、クレーン車等の重機を使用する工事となることから、グラウンドに仮設部分を拡充し、建て方工事完了後には元に戻す仮設計画図でございます。ピンク色の着色箇所が工事及び資材置き場等の部分で、緑色の着色箇所は児童及び教職員の通行範囲でございます。また、工事車両と児童及び教職員の通行範囲が交差する場所には、交通誘導員を配置する計画でございます。

次に、11 ページをご覧ください。工事工程計画表（案）でございます。契約同意をいただきましたら、早速工事準備に入り、夏休みを中心に基礎工事を9月初旬までに終わるとともに、並行して鉄骨工事を10月中旬までに終わる予定でございます。その後、内装工事や外構工事等を進め、3月初旬には工事を終え、3月20日までに工事検査等、すべての工程を終える計画でございます。また、電気設備工事及び機械工事につきましては、工事期間中を通じ、順次進める予定でございます。工事期間中は、児童の安全を第一に、学校と十分な連携を図り、工事を進めてまいります。

最後に、今回の工事により「建築基準法」上の既存不適格箇所として、昨年度に新築いたしました学童保育棟の一部の窓ガラスを網入りガラスに取り替えること及び2階の出入り口の外部側に防火仕様の軽量シャッターを設置する必要がある新たに生じたことから、これらへの対応をあわせて行います。

なお、このほかの既存不適格建築物等への対応につきましては、昨年度、学童保育棟を新築した際に防災備蓄倉庫の改修や木造校舎等の撤去等を行い、すべて解消しております。

以上、簡単ではございますが、第56号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 第56号議案 工事請負契約の締結（第四小学校校舎増築等工事）について、質問いたします。

制限付き一般競争入札、5月15日に公告して、6月20日に行われた入札において、申請した三つの業者がすべて最低制限価格を下回る金額で応札されたとのこと。入札が不成立となっております。

そこで問います。予定価格の8億3,343万6千円の積算の妥当性について、説明を求めます。積算方法は非公開であると認識はしていますが、応札した3者ともに予定価格を大きく下回る額で、なおかつ2者が同額です、間違ってる……。もし、認識に間違いがあれば、ご答弁でご指摘いただきたいんですが、1者、最も低い額を示された大和リース株式会社大阪本店との差が、わずか、私が間違っていなければ7千円という

結果だったと思います。見積り価格でもって再度の決定をされたときも、この大和リース株式会社大阪本店さんが最も低い金額を示されている。見事と言ってよいぐらいに難しいところなんですけれども、不成立となったり、見積り価格も入札のときに最も低い価格を示されたところが獲得されていると。

3者のうち、見積り価格の最も低い者と随意契約するとの判断に至る過程で、総務部、総合政策部と協議されたとお聞きしていますけれども、それぞれ内容はどのような協議でしたか。総務部長、総合政策部の見解を問います。

**教育こども部長** まず、今のご質問の中で予定価格を下回る金額であったというご質問がございましたが、最低制限価格を3者が下回ったということで、今回の随意契約に至ったということで、ご理解いただきたいと思います。

予定価格の妥当性ということについては、昨年度に、繰越もいたしましたけれども、設計業務を委託して進めてまいりました。その中で積算された金額の中ではじいておりますので、安易に出した数字ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

それと、今回、通常の形ではない形での随意契約という、再公告をせずに随意契約に至ったということで、総合政策部、そして総務部、そして教育こども部で協議をさせていただきました。本来であれば、教育委員会で判断すべきものだと思いますが、これまでにないような形での契約になりますので、その辺は慎重にということで、関係部局のご意見もいただきながら事務を進めたいということで、三者で協議をさせていただきました。

まず、1回目は入札が不調に終わったということで、次の段階として再度公告をして入札すると1ヵ月以上工期がずれ込むということで、夏休みの工事ができないということになります。そういった状況で、今年度中に校舎の増築をしなければならないという限られた工期の中で、どうしていくべきかという相談をさせていただいたということで、緊急必要な工事ですので、随意契約での模索を、そこで始めたということになります。

2回目につきましては、法的に問題がないかも含めて協議をさせていただきました。その中では、先ほどもご答弁申し上げましたように、大和リース株式会社大阪本店のほうに、約1,700万円、入札時から見積り額が下がっておりますので、その理由を確認をしまして、その辺の理由に妥当性があるかどうかということも協議をさせていただきました。先ほどご答弁申し上げましたように、自社工場で鉄骨の加工等もされているという強みの部分を考慮されて減額できた、という理由もお聞きをしましたので、その辺も含めて協議をした中で、妥当性があるということで、随意契約で進めることといたしました。

あと、3回目は見積り金額を依頼しまして、その見積り金額の提示があったんですが、その金額での妥当性、先ほどの答弁とはちょっと繋がるんですけども、妥当性の部分について最終確認をしたということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**総務部長** 今、教育子ども部長が申し上げた中に、総合政策部長、私も参加をさせていただいてますけども、総務部といたしましては、今回の案件について期限といいますか、工期が限られているというふうな、そういう状況もございますし、「自治法」の施行令第167条の2の第1項の随意契約に該当するかどうか、その辺の議論をいたしまして、可能であるというふうな形で、1回目を終えております。

あと、見積りが出てきた段階で、やはり、その見積り金額が最低制限価格といいますか、当初の入札の価格よりも下げてこられたことの妥当性という部分で、先ほど教育子ども部長が申しましたように、いわゆる、その業者の得意分野でコストが下げられるというふうな、そういう事情も勘案して、この金額で妥当性があるというふうな意見を申し上げまして、最終的には、その会議の中でそういった議論をして、本日に至るという形になっております。

以上でございます。

**戸田議員** 先ほど、私は誤った発言をした可能性があります。ご指摘いただいたとおり、訂正しておきたいと思っております。

スケジュール、工期の課題があるということは理解をしています。また、入札が成立しなかったということで、2回目は見積り額の調査による随意契約にされたという判断。これについても、一定理解をするわけなんですけれども、一度目の入札のうちに、各社は価格の根拠となる積算を示されると思います。その内容は、企業の努力・工夫・秘密に関わることであり、通常は非公開とのことです。それは理解できるのですが、青木あすなろ建設株式会社大阪本店さんと、松井建設株式会社大阪支店さんが、一度目の入札に示された金額が同じであるということ。さらに、見積りの調書においても、ほとんどピタリと同じような数字を出されていると。積算の手法の見事さというふうなこれを受け止めるのか。

しかし、島本町として、例えばこういうケースにおいて、一度目の入札の際に積算の内容をチェックしておられるはずですが、入札が成立しなければ、それぞれの企業にお返しされるというふうには聞き及んでいますけれども、いずれにしても、積算の内容を島本町は、誰が、どのようにチェックして目を通しているのですか。このときの積算の内容チェックをしていけば、二度目の調書のときに大和リース株式会社大阪本店さんが、どこの、どの部分で見積り価格を下げてこられているかというのは、自ずと島本町としてチェックできるのではないですか。確認します。

**教育子ども部長** 一度目と言いますか、入札が不調に終わってますので、その積算というのは提出はされておきませんので、こちらのほうとしては、その積算内容は確認はしておきません。入札が不成立ですので、その提出は求めないということになってますので、すべてお持ち帰りいただいているということでございます。

**戸田議員** 入札が不成立であれば、その中身は見ない、見ずに返すということですね、確認します。

少し質問を変えますが、見積調書による見積り最低価格で随意契約を行うと、各社にはどのような手法で告げるのですか。各社が調書を提出する際には、入札と同様に、互いに互い見積り内容がわからないよう、あるいは本町側から、決して過去の最低価格がわからないとか、様々な工夫が要るかと思いますが、どのように調書を提出させたか、お答えください。

一番初めの質問に関わることですが、見積り最低価格6億3,900万円による契約、仮契約をされているわけですが、予定価格との差が大変大きい。1億3,270万円になりますか、計算すれば。この予定価格というのが、私はやはり高すぎたのではないかなという、この積算根拠について、再度、見解を問います。

もう一つは、これまで、この第四小学校の校舎並びに給食棟、給食室の設置については、様々な積年の議論がありました。紆余曲折があり、第一小学校の給食約400食を調理するという計画で、今回の実施設計が示され、そして契約に至るということになっています。しかし、今なお第一小学校の給食調理のあり方については議論中というふうに認識しています。そここのところを、今一度、ご説明いただきたい。つまり、見切り発車的にこの第四小学校の給食室は、一小の400食を含む1,300食対応の設計で工事の契約をするのですか、という確認です。

仮に、一小の親子形式が今後確定した場合はそれでもいいのですが、第一小学校の給食は親子方式としないというような場合のケースも、今はまだ可能性があるということなんですね。そのように過去にもご答弁されています。その場合、この今の給食室のあり方は、少し本来のあり方とは変わってくる。そういうところをどのように説明していただけるのか、ご答弁を求めます。

仮に一小と親子方式でやっていくとなった場合は、平成30年度には配送のための関連工事の予算計上が必要と、過去に議論がありました。これについては、今秋11月頃までに、つまり、来年度の予算編成の頃までには方針を確定しなければならないとお考えでした。このあたりを総合的に、今一度整理して、ご説明いただきたいと思います。

**教育こども部長** まず、見積りをお願いする方法でございますが、その際には、本町が入札時にお示した予定価格というのは変えずに、設計内容も変えずに、再度、見積りをお願いするというので、お願いをしています。

ただ、あまりにも低い金額であったり、入札時の金額よりも高いような金額が示されると、その価格の適正という部分で私どもも応じられない部分もありますので、必ずしも金額が低いところと契約するわけではありません、ということは前もって申し上げます。当然のことながら談合等、そういったことは一切、当然、行われたいとは思いますが、そういったことについても当然、万全な形で見積りをしていただきたいとい

うこともお願いをしております。

あと、予定価格が高いという印象だということですが、予定価格というのは一般的な工事のできる、様々な資材等もございますけども、そこで定価とは言いませんけども、あまりにも低い金額で積算をしますと、その金額で材料が調達できるかどうかということで適正な工事ができないということもありますので、一般的に、通常どの事業者がやってもできるような単価でもって積算をするということですので、その設計の段階で、設計する側が何社かの見積りを取って、その金額を平均的なものという形で設定をして、それぞれ積算をしています。

ですから、言われるように高いという部分もあるかも知れませんが、誰もができるような金額設定という中で、今回の制限付き一般競争入札では、さらにその金額に対して最低制限価格というのを町が設定をしたうえで入札をしているということですので、その予定価格が非常に高いということには当たらないというふうに思っております。

それからあと、給食の関係で第一小学校との親子方式、これは親子方式の形で進めていきたいということは思っておりますが、これまでに保護者の方にもご説明をさせていただきながら事務を進めてますので、最終的に確定したわけではございませんけども、今回、給食室を整備するにあたって、再度、第一小学校との親子方式をやるとなれば、その際に、さらに給食室の拡張をしなければならないというようなことも起きてまいります。

そういったことで、第一小学校の分も含めた形で、今回、整備を進めさせていただきますけども、第四小学校についてはもうご承知のように、今後、大型のマンションができてまいりますし、まだ入居も始まっておりません。児童数もどの程度増えてくるかというのも、一定の推計はしてはおりますけども、まだまだ増える余地はあるというふうにも考えておりますので、そういった意味で、まだ決定していないんですけども、余裕を持った形での整備ということになります。

ただ、事務局としては、当然、第一小学校との親子方式でないと、これまでもご説明しておりますように、第一小学校のグラウンドが狭くなるとか食器の問題、それからスチームコンベクション・オープンの問題等々、課題が解決できないというふうに考えておりますので、これについては引き続き、保護者のほうにご説明をさせていただきながら、先ほど議員からございましたように、来年度予算で配送のための改修等につきましても、予算計上できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 確認させていただきたいのですが、今回、56号議案の中では学校の校舎の増築という工事なんですけど、前回、学童保育室で不適合の内容が見つかったと言うんか、わかったということで、窓ガラスを網入りのガラスに取り替える件とか出てますが、それで軽量シャッターを取り付ける。これは、今回の見積調書の中の金額の中に含まれていると

いうふうに理解してよろしいでしょうか。

**教育子ども部長** 「建築基準法」に関わる既存不適格の改修工事でございますが、この金額については、そんなに大きな金額ではないんですが、一定、今回の建築に関わって改修が必要ということですので、設計の中には含まれた形で、見積書の中には含んだ金額となっております。

以上でございます。

**岡田議員** そうしますとね、この金額の中で、価格的には少ないとおっしゃってますが、どの範囲での金額が含まれる金額になりますか。それと、このガラスを網入りガラスにする——14枚ですかね——ということなんですけど、これは前回の図面の中には、そのような状態でありながら、それができていなかったということで不適格というふうな理解なのですか。それか、今回の工事をするにあたって不適格ということが判明して、今回の工事の予算の中に、これも含まれているというような理解なんですかね。

普通であればね、学童保育室も、もちろん今回の校舎の増築にしましても、今、これからはやっぱり防災をしっかりと考えたときには、窓ガラスは網入りの窓ガラスのほうが、もう、それは安全面でいいというふうにいわれてるんですね。それにもかかわらず、前回の学童保育室にそのようなことが設計の中に含まれてなかったのか。私、今回の増築工事によって気がつくというのはね、やはり担当としては気がつくのが遅い、そのように思いますけれども。これは絶対に、ほんとに、今ある校舎でも網入りの窓ガラスに交換するというのは、今、どこの学校でも順次進めていることなんですよ、安全面から考えると。それを、前回の学童保育室の窓ガラスに設計で入っていたのかどうかというのは、ちょっと私も定かではございませんが、今回の見積書の中には、これは含まれての工事なんですかね。その辺をもう少し詳しく説明いただけますか。

そして、今回の見積調書の中では、金額的にはどのような金額が含まれているか。これも一緒にご答弁いただけますか。

**教育子ども部長** 昨年度、学童保育室の新棟を建てる際には、まだ今回増築する校舎の設計というのは、そこではまだ確定はしておりませんので、どういうものが建つかという、最初は2階建てということも考えておりましたので、その辺からすれば、まだ新棟の学童保育室を建てる段階では、そういう規制に引っかかるということについてはわからなかった点でございます。

網入りガラスということなんですけど、これについては今回、「建築基準法」上で延焼ライン、火災が起きたときに窓ガラスが熱によって割れて飛び散らないようにということでの網入りになります。基準からいえば、今回建てる建物と昨年度造りました新棟の学童保育室の距離が、1階部分については3m、2階部分については5m開いてないと、そういう延焼ラインというんですが、それに引っかかってくるということで、今回、網入りのガラスに取り替える必要が生じたということと、さらに2階部分の学童保育棟の

廊下側、それが、今回建てる建物側のほうに火災が起きたときに燃え移らないようにということでシャッターを取り付けなければならない。これも新たに出てきたということですので、昨年の段階ではわからなかった部分ということで、ご理解をいただきたいと思います。

それと、今のガラスにつきましては、非構造部材という対応をしておりますので、網入りではありませんけども、一定、割れ方には今までのようなガラスじゃなくて、割れて一気に飛び散るといった危険防止のための非構造部材という形での窓ガラスを採用しますので、必ずしも網入りガラスでなければならないということではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

従いまして、今回の設計の中では、こういった不適合の出る部分について設計の中に入れていくということで、ご理解をお願いいたします。

すみません、設計段階での金額でございますが、網入りガラス 14 枚取り替えをいたしますけども、大体 8 万 5 千円ぐらいの金額になります。それから、軽量シャッターにつきましては、設計価格ではございますが、53 万 6 千円程度になっております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。非構造部材ではなくても、それに相応したガラスというのが今回の校舎の増築工事の中には含まれているというような答弁であったかと思いますが、それでよろしければ、それで結構です。

今後、やはり増築、いろんな形で学校の改修工事される場合、ぜひ、この非構造部材に関しても力を入れて設計をお願いしたいということを要望させていただきます。ありがとうございました。

**中田議員** 第 56 号議案 町立第四小学校校舎増築等工事についての質問です。

先ほど、戸田議員からも質問があったことと思いますが、一小と四小の給食室の親子方式は、まだ実施が決定されていないということでした。一方で、今回の工事、四小の校舎工事に関しては、設計業務にはすでに 3 千万円、工事費については今回 6 億 9 千万円という一大事業でありながら、先ほど、まだ親子方式が決まっていないと。

先ほど教育こども部長からは、そうであっても四小の児童数が増える可能性もあるので進めているということでしたが、平成 34 年度の第四小の児童数の見込みは 720 人となっていて、今回の給食室、1,300 食分まで取っている給食室なわけですから、その答弁はちょっと苦しいなと思うんですけども、これだけ大きな事業を進めるにあたって、まだ一小との親子方式が確定しない状態で進めてしまっているということは、私は問題だと思うんですが、議事録を見ると、昨年度の 12 月から第一小学校のほうには親子方式の提案を進めていると。つまり、もう 7 ヶ月も経っているわけですが、まだ親子方式の実施が確定されていないということは、どうしてなのでしょう。

**教育こども部長** 第一小学校との親子方式での給食については、これまでも保護者の方と

何回か説明をする機会も設けさせていただいてますし、保護者会のほうでは、保護者のほうにアンケートも取られるということもございますので、それを踏まえて最終的に町として判断をしたいと思っておりますが、先ほどから申し上げてますように、第一小学校の給食室の課題については、この親子方式をやらないと、なかなか解決が難しいというふうに私ども思っておりますので、それについては、先ほどもご答弁申し上げましたように、来年度予算までにきっちり形を決めていきたいというふうに思っております。

それから、児童数についてでございますが、あくまで推計ということで、人数は推計はしておりますけども、実態として入居が始まってどうなってくるのかというのは、まだわからない状況にもございます。ただ、そうだからと言って、今回、1,300食の分、すべて必要なかと言われれば、第一小学校を含めた形での給食室の整備を進めたいというふうに思っておりますので、その点については、今後、結論は出てはおりませんが、一定、想定をしたうえで進めておかないと、後でまた増築、一小との親子方式が確定してから増築というようなことは、なかなか難しい状況になりますので、このことは想定をしたうえで事務を進めていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

**中田議員** 「想定をしたうえで」というか、私が先ほど言ったことは、もう決まった状態で工事というものは始めるべきである、ということが言いたかったわけです。その答えにはあまりなっていなかったですが、私の見解としては、今回、その親子方式が7ヵ月経っても決まっていなかったことの原因としては、第一小学校の保護者の理解が得られていないことが原因だと思っております。

一つ指摘しておきたいのは、これまでの答弁の中で、議事録を見ると何度も、保護者の方に説明を十分にしていきたい、丁寧な対応をしていきたい、ご理解をいただけるよう努力をしていきたいというふうなことを言われていますが、「丁寧な説明」というのは具体的にどういうものを言うのかな、と思っております。

というのは、実際に私は去年までは第一小学校の保護者でしたので、3月1日の親子方式に関わる説明会には参加しておりました。当時、一保護者として参加していたわけですが、そこで行われた説明は、決まったことを言うだけで、行政側の都合を説明することに終始し、相手の立場に立って考えるということもなく、保護者の質疑に対しては誠意ある対応とは言い難いものでした。正直、この件で議事録を読み直し、そうか、あれが「丁寧な説明」であったわけなんだなと驚いたところであります。親子方式が決まった状態で工事を進めるにあたっては、一小の不便、一小は今まで給食室があった、でも、それがなくなってしまうという不便や、子どもに対する影響もあるので、一番最初に説明をするときに、すごく丁寧にすべきだったと思うんですね。でも、そこが、そうはなされていなかったと理解しております。

ですから、今後は、もちろん経費と効率ということも大事なんですけど、その状況下においては子ども達、今回の件においては、子ども達にとってどうしたら一番よい結果が得ら



れるか、そのような視点に立った説明を一番最初にすれば、このようなことにはなっていないかと思うので、その点は強調しておきたいと思います。「丁寧な説明」は、どんな説明なんですか。

**教育こども部長** 「丁寧な説明」というのは、やっぱり現状と、その課題、こういう課題がありますということ、それを解決していくための方策として、親子方式を進めていきたいというご説明をさせていただいたところです。これまでも2回、ご説明をさせていただいて、今、ちょうどPTAのほうもアンケートを取られていると思いますので、その結果を踏まえて、また再度お話し合いの場を設けて最終的な決定をしていきたいというふうに思っておりますので、最小限と言いますか、課題とか問題点、どうすれば解決するかというようなことについては、きっちり説明させていただいたと思っておりますので、その辺が「丁寧な説明」ということで、ご理解をいただきたいなと思います。

**東田議員** 56号議案なんですけども、入札、3者が応札して、最低制限価格を割り込んで失格となったということで、随意契約での提案というようなことなんですけども、このタイミングで、来年度の4月1日から校舎供用したいでしょうから提案されて、逆算して、このタイミングがギリギリやというのもわからなくてもないんですけど、ちょっと、やっぱりイレギュラーな提案じゃないのかなというのが率直な感想であります。

それで、最低制限価格を割り込んで、その後3者見積りあわせて、1,700万円程度さらに低くなったということなんですけども、そもそも最低制限価格割り込んで失格になったのに、何でそこからさらに金額が下がって契約が成立できるというのが、ちょっと理解しづらいところがあるんですよ。これについて、ちょっとお伺いしたいのと、それと、この随意契約で出された法的根拠の「地方自治法施行令」第167条の2第1項の8号を適用されたということなんですけども、競争入札に付し入札者がいないとき、また再度の入札に付し落札者がいないとき、というふうにならざるを得ないんですけども、これについても一定、ご説明いただきたい。

それと、どちらにせよ、そもそもになるんですけども、後ろが詰まっているということで、もうギリギリのタイミングで一生懸命やってこられたと思うんですけども、あと一月でも二月でも何とか早いタイミングで提案できなかったのかと。もし、できなかった理由があるのであれば、なぜやったのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

**総務部長** それでは、前段の2点については、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

確かに今回の1回目の入札では、最低制限価格を割ったことにより不調となっております。ただ、最低制限価格という部分では、一定国のモデルを参考に設定をしております。算出については非公開という形で、事後公表という形でやっておるという部分でございます。ただ、それを割ればできないかというふうになりますと、必ずしもそうではないと。あくまでも国のモデルというのは統計的に出しておりますので、その統計

的な部分で一定の計算をして出しておりますので。ただ、これは確かにおっしゃいますように、それを割ったら不調という形で、再度入札をするとか、そういう形で流れていくんですけども、一定の目安でございます。

これは合理的な手法として全国的にも採用されているということで、今回、確かに下がりましたが、その部分で、先ほど申し上げましたように、それを割ったからできないということでは必ずしもないという部分で、もともと一般競争入札をやっております。広く求めて、その中で3者しか参加してこなかった。そのうえで、その3者に、さらにもう1回入札を行ったとしても、いわゆる結果が同じであろうというふうに推察されますので、8号随契ということでさせていただいております。

5号随契という部分で、5号は、いわゆる緊急やむを得ない場合という形でございますが、一般的には災害が、これに該当はいたします。ただし、一定事務の質疑応答というのが本がございまして、その中で、再度の公告をする余裕がないほどの緊急を要するものであれば、「自治法施行令」167の2第1項第5号の規定により、随意契約によることも可能であるというふうには書いております。ただ、5号につきましては、乱用は許されない部分がございます。ですから、今回8号随契という形で、入札者がいないというふうなことでございますが、確かに入札者はございました、落札者がいない、という形になるんですけども、先ほど申し上げましたように再度入札をやっても、この3者しか、この期間、この工期で応札をするものはいないだろうということで、8号随契を前面に、理由として出させていただいておるところでございます。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** 今回の契約事務、もっと早くできなかったかということでございます。

今回の事業につきましては、学童保育室2室の整備と普通教室の整備ということで、二つの補助金を活用して実施をいたします。補助金を使う場合は、補助金の内示が出ないと契約行為がなかなか先に進められないという制約がございます。これを無視してやった場合、補助金の対象事業にならないというようなことがございます。そういった補助金の内示の時期も見極めながら、今回、事務を進めております。

今回、特に制限付き一般競争入札でございますので、約1ヵ月の事務と言いますか、契約にかかる事務がございます。今回、5月の15日から公告をしまして、そこからスタートしておるわけですけども、入札が実際6月20日にやっておりますので、今議会に提案するギリギリのスケジュールの中で事務を進めてきたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**総務部長** 先ほどの最低制限価格の分で、ちょっと説明不足がございましたので付け加えさせていただきたいと思っております。

最低制限価格は入札のときに、工事その他製造の請負のときに設定をしますが、随意契

約におきましては最低制限価格が設定されませんので、いわゆる別物の契約の相手方を決める行為になりますので、その辺が違うということでございます。

以上です。

**東田議員** 入札で最低制限価格、これが割り込んで、随意契約は別物やといいますけど、工事一緒ですよ、中身も、工種もボリュームも変わってないですよ。それはちょっと、どうかなと思いますね。手法が変わって、これで法的にも問題ないと思いますし、校舎も必要なものやというふうに理解してますから、いいとは思いますが、中身一緒ですよ。それで金額がそれだけ変わると言うたら、やっぱり最低制限価格。僕もずっと工事関係の仕事してましたし、最低制限価格があるような入札も自分も携わって札も入れたことがありますから、中身わかりますけど、そやけど、それだけ差が出て、割り込んで、話してそれだけ下がるというのは、やっぱりちょっと何らかの研究するなり、検討の必要があるん違うかなというふうに思います。

それと、国の補助金がついたタイミングもあるとは思いますが、どうしても、それを待たんことには入札の執行もできなかったというのも、よくわかります。それも致し方ない部分やなとは思いますが。しかしながら、やっぱりこれだけの大きなボリュームの契約案件が随意契約であがってくるというのは、少し違和感があるというのも事実ですので、次に何かこういう案件があったらね、どういうふうにしていったら早くできるとか、そういうなのをもっと、今後も考えていっていただかないかなかなと思うんですよ。何らか、ちょっと考えがありましたら。

**総務部長** 最低制限価格についてでございます。確かに、工事の内容とか仕様は何ら変えずに、いわゆる契約を行う方法としての手段、「手段」といいますか、手法という部分では、先ほど申し上げましたように、工事の入札においては最低制限価格を設けております。ただ、随意契約については最低制限価格は設けてないという部分では、取り扱いが異なるという部分は必然的に出てまいりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

それからあと、今後という部分でございますが、指名競争入札の場合であれば業者を入れ替えてというふうなことも、ものによっては可能でございますが、一般競争入札になりますと、公告をしてから入札執行までに1ヵ月と10日ほど必要となるということで、一般競争入札がたびたびあるわけではないんですけども、先ほど議員がおっしゃいました部分も踏まえながら、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 契約事務については補助金の内示の制約はあるんですが、今回のこの補助金の内示を見てますと、学童保育室の分については5月10日に内示をいただいておりますが、文部科学省の管轄になる学校施設の整備の補助金については6月14日に内示がありましたので、その辺で、省庁の違いで1ヵ月差があるというような状況にもござ

いますので、この辺については大阪府を通じてになるかもわかりませんが、国に対して内示を早くして欲しいと。当然、学校施設については夏休みを中心に大規模な工事というのはやらざるを得ない状況にありますので、そういう状況については、何らかの形でまた要望活動もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 17 分～午後 2 時 30 分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**伊集院議員** 先ほど、東田議員からの質疑もありました。今回の第四小学校の工事において、入札が不調になりました。過去には島本町は最低制限価格出して、要は非公式ではない時代がありましたが、事後公表、こういった方法に変えられて1年かな、経ったと思いますが、その前の入札方法であれば、今回、不調には終わらなかったというふうにもとらえますが、その点はどうお考えでしょうか。お伺いします。

**総務部長** 最低制限価格の事後公表は、平成 28 年 4 月 1 日から実施しております。議員ご指摘のとおり、それ以前までは事前公表という形で実施しておりました。事前公表のときは下に、いわゆる最低制限価格にほとんどの業者さんが貼り付いた案件が多く見られて、抽選という形で行ってございました。ほかの団体でも事前公表をしているところなんかを見ますと、やはり抽選が多いと。

こういうことから、国のほうは平成 23 年 8 月 9 日の閣議決定の中で、「公共工事入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」という部分を発表いたしまして、その中で、やはり「入札前には公表しないものとする」と。これは国の工事に対してですが、そのうえで尚書きがございまして、「なお、地方公共団体においては事前に公表する実施の適否について十分検討した上で適切に対応するよう」、中身は「速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする」というふうな、いわゆる閣議決定がございまして。さらに、平成 26 年 9 月 30 日付けの閣議決定におきましても、やはり同様の部分の指摘がございまして。こういったことを受けまして、昨年の 4 月 1 日から事後公表というふうにしております。

なお、全国の団体の統計で見ますと、これは統計、若干古いですが、平成 27 年 3 月 31 日現在の統計でございまして、最低制限価格制度を採用している場合の公表についての統計がございまして。その中では、本町と同じように事後公表をしているのが 54.3%、それと非公表、全く公表しないというのが 30.2%、合わせまして 84.5%ほどは事前には公表してないという形でございます。先ほど申し上げました国の指針とかを鑑みまして、各団体、徐々に事前公表から事後公表に変えているという動きがございまして。

以上でございます。

**伊集院議員** 閣議決定の中から、数値的にも現在、全国的には事後公表にされていって

る自治体が多いということでもあります。事後公表自体を否定しているわけでもないですし、それが駄目だというわけではないんですが、やはり今回、緊急性という部分ですね。例えば、先ほどありました 167 条の第 8 号を使われておりますけど、5 号においては、やはり災害とか、ほんとの緊急の場合で活用されるということになります。

補助金の内示の部分もあるということなんですけど、要は、その計画自体がもう切羽詰まっている、補助金を使うのにも切羽詰まって計画を慌ててしながらも、変更しながら、いろいろと苦心をさせていただいてますのでね。こういった場合、例えば学校に関わる夏休みにしか工事ができない、限られた期限の間、こういうものには、やはり入札としてはちょっと違うポジションを持つとか、そういう入札制度自体の見直しとかは可能なのかどうなのか。そこだけ、お訊きしておきます。

**総務部長** 入札制度につきましては、「地方自治法」の 234 条によりまして、一般競争入札を原則としております。「地方自治法施行令」167 条に基づいて指名競争入札が可能。それから「地方自治法施行令」167 条の 2 に基づいて随意契約が可能、というふうな形で、原則は一般競争入札という形で、あとは指名競争入札、随意契約というのは、いわゆる理由と言いますか、理由があれば「可能」という形でございますので、今おっしゃった、ものによって変えるという部分では、ちょっと大きな枠組みで入札制度を実施しておる中では、なかなか難しいかなというふうに思います。

よく本会議で議論になる清掃工場なんかでも、いきなり随意契約をやった団体がございまして、住民監査請求で第一審の地裁では合法やと、第二審の高裁では違法だという形で、最終的には最高裁まで行きました、合法だというふうな判断が下されたことはあるんですが、その前段階で裁判長が言っている中では、あくまでも法令で一般競争入札が前提でという形で、前置きを全部しております。ただ、諸般の事情という部分での判断で、その案件については合法であろうというふうな判断を下した部分がございます。

ただ、先ほど申し上げましたように入札制度という部分で、どれをもって、どういう理由で、その手法を変えるかという部分では、個別に方法を変えるというのは、なかなか難しいかなとは思いますが。ただ、入札制度そのものは、これまでもいろいろ変えてきております。今後も変更が加わると考えておりますし、今回、いろいろ種々ご意見もいただきました。そういったご意見も踏まえながら、鋭意研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** 他の議員も入札に関して、ちょっと質問されてたんですけど、基本的に当町の場合、予定価格というのは建築設計基準（物価版）等で、たぶん出した奴、設計価格というのを予定価格にされていると思うんですが、それは間違いないですかというのと、あと 1 回目、6 月 20 日に行われた最低制限価格というのは幾らだったんですか。

**教育こども部長** 設計予定価格については、今、議員がおっしゃったとおりでございます。

それから、最低制限価格については、今回、入札自体が不調に終わって成立していませんので、公表はされておりませんので、金額を申し上げることはできません。

以上でございます。

**清水議員** 公表できないということで理解しますが、今回、1回目の入札価格から見積り価格で1,700万円下がったと。それは、要は発注側としてどう考えるかというのと、最近、下の入札調書を見ていても、去年4月から始まって以来、特に最近については最低制限価格を全社が割って入札不調になるとか、ほかの調書を見てても最低制限価格を割っているのが増えたと思うんですが、それに間違いはないですか。

**総務部長** 1点目の、当初の入札の価格よりも下がったことについてでございますが、最終的には随意契約に変わりますので、その随意契約のときには最低制限価格を新たに設けるということはしませんので、企業努力といいますか、得意分野、鉄骨の加工が自社工場でできるということから下げられたというふうなことでございますので、工事の信頼性については確保できるということで、今回に至っているわけでございます。

それから最低制限価格、28年4月1日から事後公表をした中で、28年度の、今ちょっと手元にデータしかないんですが、最低制限価格未満で1回目が不調に終わった部分は2件ございました。その後、1件は再度の入札で成立をしております。それから、もう1件は再々度、トータル3回やって成立をしているという形でございまして、最低制限価格を入札のときにわからないという部分で、いろんな業者さんが自分のところで積算をしたうえで、できるだけ受注したいという意欲で下のほうで一応競争されるという部分はありますけども、今現在、事後公表について——入札全般についてですけども——試行的に行っております。先ほども他の議員のほうにもお答えさせていただきましたように、これが未来永劫続けるということではございません。社会経済情勢、それからいろんなご意見も踏まえて、今後も一応変更すべき点は変更していくという形で、制度はある程度変わっていくものと考えておりますので、ご理解賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** 部長の言われることもよくわかりますし、単純な話、工事を今回の場合やれば、2回目、見積調書で値段が下がったというのは、1回目の見積りは何やったんやと、私にしたら思うんですけどね。企業努力というのが当初からあって、本来、見積り入れるものであると思うんでね。

あとそれから、最低制限価格で何回も入札、業者さんにしたら何回か入札に来るという手間があるのと、企業努力でせつかくこういう価格でできるんですよというても、それは駄目です、というような今は形を取られているんで、今後は受注される方の身にもなって、ちょっと考えていただきたいかなと。どういう形がええかいうのも、私もわからないんで、ぜひ勉強していただきたいと思います。それについては。

**総務部長** 入札制度についての再度のご質問でございます。先ほど申し上げましたように、この制度がそのまま、このまま続けるというわけではございません。我々も長期スパンの中で、こうあるべきだというのは持っております。ですから、今現在、ちょっと試行的という部分でやっておるわけですが、ただ各団体、いろんな取り扱いをやっておりますので、そういった中で各団体の取り扱いなども研究しながら、今後も鋭意研究を重ね、より良い制度の構築に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**河野議員** 根本的な議論が続いた後に初歩的な質問をさせていただいて恐縮ですが、今回、私のほうで資料要求をさせていただきました。河1・建築工事標準特記仕様書ということで、後の議案についてもすべて仕様書を請求させてもらっております。今回、見積調書によって議案を提案される、発注先を決められて仮契約を結ばれて議案を提案されたということにおいては、この仕様書は徹頭徹尾変更はされていないのだと、答弁を先ほどから聞いておりますが、それは間違いはありませんか、ということが1点。

それから、1番の一般共通事項の(8)、工事担当者というところがございますが、「工事請負者は主任管理技術者の配置義務に基づき届出を行わなければならない」とありますが、この「初任管理技術者」というのは、島本町の骨格予算の際に議決しております工事監理業務の「監理業務」を指すのかということについて、確認をさせていただきたいです。

それから、先ほどからも種々質問があったので、どうかと思いつつ、今回、一番初めの入札の際に不調に終わった、その際には、最低制限価格は公表はしておられないけれども、入札に参加された事業者に対しては、不調に終わった理由については伝えておられる、最低制限価格を割り込んだんだということは伝えておられるのでしょうか。その点をご答弁ください。

**教育こども部長** まず、建築工事の仕様書の件でございますが、ここに書かれております工事管理技術者を置くという部分については、別途監理業務を委託する人とは別の人で、工事請負側の技術者の配置ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

今回のこの仕様書どおりに発注をしているのか、ということですが、それは当然、この仕様書のとおりでございます。

それと、最低制限価格を入札時に割ったということについては業者のほうにはお伝えをしたうえで、不調になった、ということをお伝えはしております。

以上でございます。

**河野議員** 先ほど来の質疑答弁の中で、答弁を聞けば余計に不安になるというような気持ちを、一瞬、私も抱きまして、教育こども部において入札が不調になった際に、こういった事案が、ここ十数年来までは初めてだったのかなというふうには思っております。入札不調ということはいろいろありましたけれども、そういうときに、やはり総合政策

部と総務部と合議というか議論をされて、審査されたうえで今回のやり方に至っておられるということですが、やはり、そこには「地方自治法施行令」があり、財務規則があるわけですから、そういった判断の基準、今回の議案提案に至った判断基準というのは、やはりきちっと答えていただきたかったと。今、いろんな答弁があつて理解をしておりますけれども、当初の答弁のほうでは、そのあたりが非常にね、担当者の工事の判断にも思い至りかねないというか、そういうことをきちっとやっぱり本会議場では答えていただきたかったという、これは今後に向けて申し上げております。今までの答弁で、逐条解説も踏まえて、「地方自治法施行令」の167条の2の8号を適用されたということで、この議案提案に至ったということで、再度確認をさせていただきます。

それから、先ほどのもう1点は、財務規則の111条で、この「施行令」167条2の規定により、「2以上の者から見積りを徴集しなければならない」と、随意契約を行う際にはということが規定されているので、そういったことを踏まえて、このたびの提案に至っているのだと。議員に対して、釈迦に説法と思っておられるのかも知れませんが、その点はやはり議場できちっと、再度、きちっと答えていただきたいと。そうすれば、やはり不安材料は拡がらなかったのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、そういったことも含めてPTAとの意見聴取、意見交換、説明会の問題を、質疑を聞いておりまして感じました。執行部の答弁を聞いておりますと、一小と四小の親子方式ですね、二中と一中でやっておられるような。こういった給食棟の設置を第四小学校においてやるということについて、基本的には合意は得られているのかということですね。そのことと、これから保護者がアンケートを取られる事項は、どういったことについてアンケートを取られようとしているのか。これは自由な活動ですけれども、その点について十分、執行部は保護者、PTAと意思疎通をされているのでしょうか。今回、議会にこれだけのものが提案されて、400食の分を含めた、一小の給食の配食も含めた図面が出ておりますのでね。するかしないかわからないとか、想定して一応入れるみたいな、そんな答弁をされては二重工事、あるいは二重投資ということになりかねないわけです。

その点をきちっと、今の第一小学校の関係者、どこまで至っているのかということについて答弁をいただきたい。それと、そのことを踏まえたうえで、どういう判断において、ここで提案をされているのか。その責任において、ちょっと、どういうお考えなのかということ、きちっと答えていただかなければ、PTAのアンケートによって、やるかやらないかもこれから検討するかも知れないと、そういうふうに聞こえましたけど、いかがですか。

**総務部長** 随契理由でございますが、先ほど議員が申されましたように、「地方自治法施行令」の第167条の2の第1項の第8号でございます。



以上でございます。

**教育こども部長** 今、総務部長からもありましたけども、私が提案説明させていただいたときに、随意契約の根拠については、今、総務部長からありました「地方自治法施行令」第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をするということで、提案説明では、きっちり示させていただいて説明はしてますので、その点は、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、PTAとの給食の関係ですが、完全に合意には至ってないということではございますけども、一定、これまでも役員の方を中心に調整をさせていただいております。今回、アンケートをされるということですけども、なかなか説明会をしたときに、そんなに多くの方が集まって来られてないという状況もありますので、今回、こういう親子方式で第四小学校でやることについて、何かご意見はありますかとか、そういったアンケートの内容になっているというふうに聞いてますので、それを踏まえて、あとはこれまでも説明会の中で、特に食育の部分について不安の声というか、ございますので、その辺で、どうすれば保護者の方も一定納得いただけるのかということについては、引き続き協議をさせていただいて、基本はもう親子方式でやりたいと思っておりますけども、来年度予算の要求といたしますか、確定までにはきっちり形を示していきたいというふうに考えております。

そのうえで、親子方式でやるとなれば、今回、建築します給食室だけではなくて、配送するための工事なども今後必要になってきますので、それもあわせて来年度に向けて、早急に答えが出せるように詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 1 問目の質問のときに、最低制限価格の金額は公表されてないけれども、一定、入札が不調に終わった理由として制限価格を下回ったという理由については、今回の再度見積調書を取られた同じ 3 者には情報としては伝わっているということですので、そのうえで再度見積りでは、それを割り込んだ、その金額を下回った金額を示してこられたというのは、先ほどから何度のご答弁がありましたけれども、決定された当該の企業については自社での様々な材料の調達ができるということと、一定の企業努力をされた結果であって、仕様書上、島本町として発注者側の求めるものを逸脱するものではないということについて、改めて、再度確認をさせていただきます。その点については、はっきりとお答えください。「逸脱する」という言葉もちょっと消極的すぎるので、適正なものであるということですね、お答えください。

それから、先ほどの第一小学校の、これから給食を親子方式でというふうに大きく今までの給食とは変わっていくということについての不安とか、もちろん執行部の説明の様々な細かいところについての要望などもおありではないのかなというふうに、答弁を聞いていて推察するところです。

本当に教育こども部においては、本来の教育に関わる経常的な事務事業以外の、耐震化、児童数増加に対する対応ということでは、学童保育などプレハブで対応するのではなく、きちっとした校舎として整備される、四小に関しては。そういうことについては非常に敬意を表するところですが、非常に過酷ではありますけれども、やはりそういったお子さんの保護者に対しての説明、その辺は怠りなく、当事者の気持ちに立った説明をされるよう、これは強く求めておきますが、原課において、現時点で何らか改善をすべき点があれば、お示しください。

**総務部長** 今回の価格と、工事の信頼性ということだと思っておりますけれども、価格の妥当性につきましては、先ほどから答弁をさせていただいております。また、議員からも先ほどおっしゃったとおり、当該業者が鉄骨の組み立てなど自社工場で行うもので、コストの見直しや経営努力によって実現できるものということ聞いております。

また、工事の信頼性については、当該事業者が工事の中で検査ももちろんしますし、本町が別途委託する工事監理、それから本町担当者による工事検査、それと建築確認に伴いまして検査機関の検査などもございますので、この辺は他の工事と何ら変わるものではございません。よって、信頼性は確保できるものというふうに判断をいたしております。

以上です。

**教育こども部長** 今回の契約にかかりまして、適正な金額ということについては、先ほど来ご答弁申し上げますように、なかなか教育こども部だけでは判断できるものではないということで、今回、総合政策部、総務部も含めて、法的な違法性もないかどうかということも含めて協議をしながら進めてきておりますので、この金額は適正であるという判断をそこでしておりますので、適正な金額での契約ということで認識をしております。

それから、保護者への給食関係の説明についてでございますが、これまでも包み隠さず課題、それから親子方式にすることによってどういったことが改善できるのかということは説明はしてきておりますし、今後、またアンケートから出てくるいろんなご意見もあると思いますので、その点については、丁寧に対応できるように努力はしていきたいと思っておりますので、引き続き来年度予算に向けて、それまでに一定の方向性というのは決定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**福嶋議員** 第56号議案 工事請負契約の締結について、名称・町立第四小学校校舎増築等工事について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

今回の工事請負契約は、平成28年6月の定例会議の補正予算(第1号)及び平成28年12月の定例議会において、今後さらなる児童数の増加とクラス数の増加が見込まれ、普通教室が不足するとともに給食室も手狭になる見通しとなったことから、設計内容の変更を行い、増築部分の1階に給食室を新設し、当初2階建てを予定していたものを3階建てに変更するもの、とのご説明をいただいた校舎増築等の工事請負契約の締結についてです。

本工事請負契約は、本年度骨格予算において示された第四小学校校舎増築等工事8億2,000万円、第四学童保育室整備工事6,123万6千円の内容になります。6月20日に実施された入札では、全業者とも最低制限価格を下回った入札により不調、再度の競争入札実施では数ヵ月以上日程が遅延してしまうことから、「地方自治法施行令」第167の2第8号に従い、入札業者に対し随意契約として見積りあわせを行い、契約業者の選定を行った。各業者とも、初回入札価格より低い見積り価格を提示しており、最低価格を提示した業者に提示理由を確認し、庁舎内にて各部門責任者と協議、契約締結問題なしとの判断に至ったとのこと。

来年度4月からの教室運用を目指したスケジュールリングのもと、今回の議案提出に至った状況について一定の理解はいたしますが、より透明性高く、かつ不調とならないような競争入札方法の検討、スケジュールの確保とともに、小学校での工事においては安全で、授業の妨げにならないよう配慮された推進管理を要望して、賛成の討論とさせていただきます。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第56号議案 工事請負契約の締結(第四小学校校舎増築等工事)について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

制限付き一般競争入札の不成立により、見積調書の提出による比較を行い、見積り最低価格6億3,900万円を示された大和リース株式会社大阪本店との随意契約を結んでの工事請負契約の提案です。

試行的に、最低制限価格を応札・落札後の公表としている中でのことです。本町の財政規模からして、本工事は大変高額であり、そのような工事請負契約が随意契約、結果的に随意契約となったことについては、スケジュールの確保等含めて、今後の課題と認識したところです。

予定価格の設定についても、近年、東日本大震災等社会的事情から、公共工事の入札

が不成立となることが続いておりましたが、今回の入札結果を見ると、そのあたりに社会情勢の変化が生じているのではないかと考えるところです。一定、予定価格の設定については考察が必要ではないでしょうか。

第一小学校の給食のあり方の検討の過程であるにも関わらず、第四小学校給食室に第一小学校 400 食分を算定しての実施設計、それがまだ確定しない段階での工事請負契約については、本来、問題があると質疑によって指摘せざるを得ませんでした。

一小的給食室には積年の課題がございました。それを指摘し、長く改善を求めてまいりましたが、その改善策が自校調理ではなくなるという点、ここを重く受け止めていただきたい。単に財政的効率を理由に説明や説得するというのではなくて、現状を詳しく説明したうえで、児童・教師にとって何が第一小学校に必要なかを精査し、求められる点につき、例えば管理栄養士の配置とか、そういうことも含めて、ハード面、ソフト面の予算措置を協議する必要があるのではないかという印象も受けております。この点、配慮を求めておきます。

厳しいスケジュールは思わぬ見落としや、あるいは視野の狭さを招き、職員の皆様にも精神衛生にも非常に悪いということになります。学校に関しては、空調設備の設置、耐震工事、そして児童生徒の増加による対応、いつも追われているという厳しい状況にあるのは重々理解しておりますが、今回の入札に関しましても、その厳しさが結果に現れたなというふうに思っております。今後の課題、できるだけ早く意思決定をして、早く事務事業にかかっていくという、そういう改善が必要ではないかと思うところです。

以上をもちまして、種々意見は述べましたけれども、第 56 号議案 工事請負契約の締結については賛成といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第 56 号議案 工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

内容については、第四小学校校舎増築等工事であり、現在も増加傾向であるうえに、第四小学校校区内に 315 戸のマンションの建設が進められており、児童の受け入れ体制を整える必要があることがあげられます。

入札につきましては一般競争入札で行われましたが、3 者が応札をし、3 者とも最低制限価格以下の入札となり、失格となったことから、見積りあわせの後、協議をし、随意契約となったものです。通常であれば再度入札を行い、契約業者の決定をするべきところですが、来年度早々に供用開始する必要があり緊急を要すること、また工程を逆算すると、今補正予算での提案も一定理解をするところです。しかしながら、最低制限価格を割り込んで失格となった後、さらに低い価格での金額の提示には違和感を感じるのも事実であり、適正価格のあり方や入札制度については、今後も研究の必要があるのではないかと考えます。

契約締結後、実際の工事の施工時には、安全面への配慮とともに、来年度の供用開始に間に合うよう工程管理にも留意していただくことを申し添えまして、第 56 号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** それでは、第 56 号議案 工事請負契約の締結について（町立第四小学校校舎増築等工事）、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

本町における大型マンション建築に伴い、人口増加、児童数は増加の傾向にあります。また、第四小学校の給食室の老朽化、児童数増加に伴う教室の確保、学童保育の 4 年生までの定員拡充に伴う学童保育室の確保など、本案件は健全な学校運営をするために必要なものと認めます。

しかしながら、今回の再入札を用いない随意契約は、町民の理解を得にくくするものであり、入札不調であっても、再入札ができ得るタイムスケジュールを組むべきと考えます。来年 3 月までの工事完成が必須なため、随意契約の手続きに変更されたことは今後の課題であり、改善をお願いし、賛成の討論とします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**川嶋議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**川嶋議長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 56 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第 56 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 57 号議案 工事請負契約の締結について（町立第二学童保育棟新築工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**教育こども部長（登壇）** それでは、第 57 号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約は、町立第二学童保育棟新築工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の契約同意をお願いするものでございます。

契約にあたりましては、予定価格が 5 億円未満の工事でありますことから、工事種別建築一式工事の B ランクで、公共建築工事実績のある事業者による指名競争入札での事務を進めました。

指名競争入札の執行にあたりましては、平成 29 年 5 月 25 日に 9 社に対して指名通知

を行いました。うち1社から指名辞退、その後、入札辞退届が5社からありましたことから、6社を除き、平成29年6月14日に3社による指名競争入札を行いました。

入札結果につきましては、議案資料の1ページをお開きください。

入札調書のとおり、栗本建設工業株式会社が最低落札金額での応札がありましたことから、栗本建設工業株式会社を落札候補者とし、議案資料2ページのとおり、平成29年6月21日に、契約金額1億3,748万4千円で仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から平成30年2月28日まででございます。

なお、栗本建設工業株式会社は大阪府中央区に事務所を置き、資本金4億5千万円、従業員数143人の会社で、官公庁、ホテル、マンション、病院、福祉施設、学校施設など、幅広い分野での実績がございます。本町では、平成27年度に町立第一小学校耐震補強工事の実績がございます。

次に、3ページの議案参考資料(1)をご覧ください。

仮設計画図でございます。ピンク色の着色箇所が、今回、学童保育室を新設する箇所及び資材置き場等で、緑色の着色箇所は児童及び教職員の通行範囲でございます。また、工事車両と児童及び教職員の通行範囲が交差する正門付近には、交通誘導員を配置する計画でございます。

次に、4ページをお開きください。

各階の平面図でございます。建物は2階建てで、1階には教室2室、事務室、簡易救護室、男女更衣室、手洗い場、シャワー室、多目的トイレ及び男女トイレを設置し、2階には教室3教室及び男女トイレを設置するほか、屋外階段をあわせて整備いたします。

次に、5ページをお開きください。

上段が、運動場側から見た北側立面図及び正門側から見た東側立面図でございます。中段が、その逆側から見た南側立面図及び西側立面図、下段が断面図となっております。

次に、6ページをお開きください。

工事の工程計画表(案)でございます。

契約同意をいただきましたら、早速工事準備に入り、夏休みを中心に基礎工事を9月初旬までに終わるとともに、併行して鉄骨工事を10月下旬までに終わる予定でございます。その後、内装工事や外構工事等を進め、平成30年1月末には工事を終え、2月28日までに工事検査等、すべての工程を終える計画でございます。また、電気設備工事及び機械工事につきましては、工事期間中を通じ、順次進める予定でございます。

なお、工事期間中は児童の安全を第一に、学校と十分な連携を図り、工事を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、第57号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 第57号議案 第二学童保育棟新築工事請負契約の締結について、1点、確認したいことがあります。

もう、仮契約を結ばれているわけですが、実施設計に基づいて工事をされるのですが、通常、非常に軽微な変更というものは現場で生まれてくると思うんですけれども、軽微な変更が生じたときには、どのようにされているのでしょうか。まず、これが1点。

それから、議案参考資料の(2)に基づいて、確認したいというか、求めておきたいことがあります。1階の事務室と、それから教室の間に救護の場所を設けていただきます、簡易の。長く静養室の必要性を訴えてきた者として、これは大変よかったと思っていますんですけれども、引き戸になっていません。こういった扉は引き戸が望ましいというように、資料請求させていただいた現場の声にもあったと思います、引き戸にして欲しいと。私自身も、ユニバーサルデザインというときに、引き戸のほうが望ましいと思っています。例えば、子どもを抱えて、抱いてドアを開けるときに、引き戸、あるいは高齢者の皆さんだったらよくわかりだと思います。そういった軽微な変更が可能なかどうか、この契約上。また、現場の声がなぜ活かされずに引き戸になっていないのか。そのあたり、どのような議論があったか、ご説明いただけますか。

**教育こども部長** 実際に工事を進めるにあたって、軽微な変更というのは当然あり得るんですけれども、それが契約金額の範囲内でできるのかどうか、ということになります。それを上回るような変更であれば、当然、変更契約ということになりますので、無理矢理業者に押しつけて、経費を被って工事をして欲しいということではできませんので、その辺は、軽微な部分についてはお互い協議をしながら進めていくというのが、本来の形になります。

今、議員がご指摘いただいた事務室と教室の壁の引き戸の件でございますが、現場からは、救護室ではなくて、教室と事務室の間に扉を設けて欲しいということなんです。ただ、1教室だけに扉を作っても、隣の教室に事務室から入れるだけの扉になってしまいますので、これを付ける必要があるのかどうかというところ辺りが、事務局のほうの判断としてございまして、当然、どの教室に行くにも廊下側から行けますので、特に、その点については必要はないだろうということで、今回、扉の設置をしていないということでございます。

ただ、救護室のほうには教室に入れる扉がありますので、その扉が引き戸になっていないという点については、設計の中でこういうふうになっているんですが、なかなか構造上の問題であったりスペースの問題、引き戸にすると、その扉が入る部分の戸袋といえますか、その部分が必要になりますので、その辺の設置がなかなか難しい状況にあるということで、こういう形になっていることをご理解いただきたいと思います。

**戸田議員** 質疑・議論を整理しますと、教室と事務室の壁に戸を設けて欲しいという現場からの要望は、基本的にはかなわなかったと。それが引き戸であるという要望だったけど、扉そのものがかなっていないと。しかし、救護室は設けられていて、そこと教室の間が、本来望ましいかも知れない引き戸にはなっていないと。ご答弁によっては構造上、あるいは契約金額上、必ずしも簡単ではないかも知れないが、私自身は、自らの家は今後のことを考えて——私個人のことで大変恐縮ですが、お手洗い等、すべての扉をできる限りにおいて引き戸に替えたという経験があります。かなりの段階で可能です。

従って、現場の声を拾っていただき、そして可能かどうか、協議だけでもしていただきたいというのが、今回の質問の趣旨です。いかがでしょうか。

**教育子ども部長** 先ほどご答弁したように、教室と事務室との行き来の部分の扉については、もう必要なしということで判断をさせていただきました。救護室の扉の件ですけども、構造的にいけるのかどうか、経費的なこともございますけども。この点については、特に現場のほうからの意見はなかったというふうに記憶をしております。救護室ですので、そんなにしょっちゅう使う部屋ではないというふうにも思っていますが、その辺、再度、現場のほうには確認はしておきたいと思います。そのうえで、契約の範囲の中でそういう対応ができるのであれば、現場の意見として、それも必要であれば対応はしていきたいと思います。

以上でございます。

**戸田議員** よろしくお願ひします。繰り返しになりますが、子どもを抱えて戸を開けたりするとき、この引き戸であるということは、実はほんとに重要だと私は思っています。ほかにも幾つか、引く扉があります。これは押ししたり引いたりするのに、引くという仕事の作業も、建築設計上、扉はユニバーサルデザインでは引き戸が望ましいというふうに私は認識していますので、救護室はもちろん、ほかのところでも軽微な設計の変更で、工事の変更で可能ならば、できる限りにおいて、この入札されたところと協議をしていただきたいと思います。よろしく調査・研究も含めて、お願いいたします。

以上です。

**川嶋議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第57号議案 第二学童保育棟新築工事の工事請負契約締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。



現在、試行的に応札・落札後の公表としている最低制限価格を上回る額で3者が入札、栗本建設工業株式会社さんを落札業者として仮契約を結ばれました。

平成30年度から、新築5室で185名定員の体制が整うこととなります。男女別の更衣室、シャワー室の設置、静養スペースの確保など、学童保育の充実と、指導員の働く環境に配慮した設計というのを長く求めてまいりました。これが実現することを、大変感謝し、評価するものです。

この環境の良さから、新たな需要が生まれる可能性があると考えています。しかしながら、指導員の確保については、すべての学童保育室の環境が改善されること、あるいは雇用の待遇が改善されることが不可欠であると考えます。ハード面が整っても、学童指導員が確保できないということがないよう、あわせて今後の課題として求めておきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第57号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論を行います。

質疑はいたしませんでしたが、先ほど他の議員のほうから、今回、審査にあたり提供を求めて出されております仕様書及び「現場の意見のわかるもの」の資料をもとにした質疑がされ、答弁を聞いております。

しかしながら、先ほどの軽微な変更という範囲の間に、私は専門家ではありませんが、「事務室と教室の壁は半分開けて引き戸を付けること」という要望が出ておりますし、先ほど成立した第四小学校の学童保育室の環境と比べますと、エレベーターの問題等、様々ありまして、今後、学童保育の児童生徒の方の中に重度の障がいのある方、あるいは配慮が必要な児童が、これからも増えてくるという可能性を鑑みますと、このドアについて、あるいは事務室と教室との間の行き来ができるということについては検討の余地があるかと思っておりますので、その点を要望として述べまして、全体としては賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第57号議案 町立第二学童保育棟新築工事請負契約の締結について、自由民主党クラブを代表して討論を行います。

本件は、新たな住宅開発により児童数の大幅な増加が期待される中、待機児を発生させないために学童保育室の拡充を図られるものと理解しています。その主な要因は、現在、開発中の関電グラウンド跡地に1戸建て104戸、またマンション264戸が計画されており、児童数も相当増加するものと思われまます。また、その地域の児童の校区については第二小学校になるとのことです。今後の児童数の増加を考えたとき、現状の学童保育室だけでは受け入れが難しくなっています。そのために今回の工事は新たな学童

保育室を新設することにより、待機児をなくすとともに教室を確保する計画であります。  
従いまして、放課後の子どものための学童保育室の確保は必要であることから、本工  
事の契約について、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** 第 57 号議案 町立第二学童保育棟新築工事・工事請負契約の締結について、  
大阪維新の会の会派を代表して賛成の討論を行います。

関電グラウンド跡地に大型マンションの建設が着工され、学童保育室における待機児  
童対策や、教室不足への対応が喫緊の課題となります。今回の案件は、この課題に対応  
するために必要な工事であると理解します。また、大型マンション建設後の学童保育利  
用者数におきまして、待機児童なしで対応できると聞いております。

しかし、今後、また町内においてマンションや1戸建て住宅の大型開発が予定された  
場合の対応が懸念されます。優良企業の誘致に今後は力を入れていただき、保育所や学  
童保育室における待機児童対策や、小学校における教室不足などの深刻な問題が起こら  
ないようにご尽力していただくようお願いして、賛成の討論とします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 57 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**川嶋議長** 起立全員であります。

よって、第 57 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 31 分～午後 3 時 40 分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、第 58 号議案 平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とい  
たします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長**（登壇） それでは、第 58 号議案 平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第 2  
号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 58 の 1 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町立人権文化センター内のエレベーター設置工事に  
あたり、国庫財源を伴う府補助金が活用できる見込みとなったことから、工事にかかる

実施設計の予算を追加させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億5,166万3千円とするもので、款項別の内容は、58の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししておりますとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。58の7ページからの「歳入」でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金590万円の増額でございます。これにつきましては、歳出の財源不足を補うため増額させていただくものでございます。

次に、58の8ページからの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 人権文化センター費、第13節 委託料の人権文化センター改修工事設計業務590万円の増額についてでございます。本年度の国の地方改善施設整備事業におきまして、従前の事業内容に加え、平成29年度に限り、隣保館のエレベーター設置工事にかかる費用について補助が実施される見込みとなりました。このため、今回の補助金を活用し、本年度中に町立人権文化センター内のエレベーター設置工事を行う予定でございますが、今般、その実施にかかる実施設計の予算をお願いするものでございます。

なお、工事の実施にあたり有利な特定財源の確保が期待できる見込みであり、実施設計後に、改めて工事請負費の予算をお願いする予定でございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**川嶋議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 第58号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第2号）について、質疑をします。

人権文化センターの改修工事の設計業務590万円です。国庫補助が見込めるということで、エレベーターの設計業務としてあげておられるわけですが、エレベーター1基の設計業務としては大変高額な実施設計になっていると思います。その積算根拠を、まずお示してください。「建築基準法」上の既存不適合が生じるケースかと思われませんが、実施設計の内容に、この点、どのように含まれているのか。その点も含めて、ご説明ください。

工事に際しましては、厚生労働省の地方改善施設整備事業を活用する予定と認識していますが、平成29年度の同分の追加協議として、今年度限り、昇降機設置工事にかかる費用が補助されるなど、かなり強引とも言える厳しいスケジュールでのエレベーター設

置になります。補助対象に選ばれない場合も想定されるのではありませんか。その場合、この実施設計はどのように扱われますか。

もう一つ、訊きます。補助の対象になるか否か、決定に至るプロセスでは、今後、どのような調査が行われるのでしょうか。間に府が入られるかと思うんですけども、府の協議は、現在、どのようになっていますか。確認します。

**総合政策部長** 1点目の設計の内容、根拠でございますけれども、現時点でまだ入札前でございますので、詳細については申し上げることができませんけれども、設計費用にはエレベーターの設置にかかる費用のほか、議員もご指摘になりました法適合に伴う改修部分の費用、いわゆる既存不適格部分、そういった設計も含まれております。

それから、補助対象に選ばれなかった場合の今回の設計についてということでございますけれども、できる限り補助採択をしていただけるように、我々担当一同、大阪府に対しまして働きかけていきたいというふうに考えておりますが、もし不採択となった場合につきましても、この設計については今後、この設計を活かして、今回の補助以外の特定財源の獲得に向けて検討していきたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**人権文化センター所長** それでは、補助対象となるにはどのようなプロセスを経て進んでいくのかということについて、お答えさせていただきます。

まず、この補助金、議員ご指摘のとおり、追加の通知が来ましたのが6月の5日に手元に届きました。内容としましては、国のほうから当補助金に対してエレベーター（昇降機）が対象となりますよ、今年度に関して対象となりますよ、という通知でございました。6月7日に、事業の予定量、総枠の調査が来まして、それを今、大阪府に提出しております。

現在、大阪府のほうで内部の協議、財政課等と予算折衝も含めて、今、されているというような状況で、8月の上旬から中旬に国に対しての折衝、ヒアリングを行うというスケジュールまでは聞いておりますが、それ以降、こういった形で内示というところまでは、まだ手元には通知は来ておりませんので、また届き次第、お示しできるかと思っております。

以上でございます。

**戸田議員** 設計業務については、エレベーターに加えて既存不適格の工事が含まれるであろうと。おそらく、これについても今後調査されると思うんですが、昨日、会派で現場を確認しまして、そして様々に意見交換をして、エレベーターの必要性についてはよくよく理解できました。今後は貸館事業、稼働率の向上が課題になると思います。現在、高齢化社会ですから、エレベーターは必要と認めますが、多額の費用をかけてエレベーターを造るわけですから、貸館事業の稼働率の向上が求められると思います。

同センターには、十分以上に伸び代があると考えましたが、企画の充実とともに備品

の充実等が必要ではないかと、そういう印象を持ちました。これについては、どのような認識、見解を持っておられますか。課題意識がございますか。

**人権文化センター所長** 稼働率についてのご質問でございます。もちろん、エレベーター設置させていただくということで、今後、設置に伴い利便性が上がりますので、そういった形で、今までなかなか利用できなかった方、特に2階部分に施設の利用ができる部屋が集中してございますので、そういった形で、周知等も含めて、センターとしてはさせていただきたいと考えております。

また、センターの備品につきましては、主に貸出備品の中で一番多いのは、料理教室に関しての備品が一番多いのかなと認識しておりますが、特に料理教室につきましては、従前より監査等でも利用率が低いということでご指摘等もいただいておりますが、今年度につきましては、いろいろと事業の充実も含めて取り組んでまいりまして、例年よりかは、館全体の利用率につきましては、27年度が27.6%、28年度につきましては31.4%という形で、若干、利用率は上がっておりますので、あわせてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**岡田議員** 今回、人権文化センターの中でのエレベーターということですが、私は、これは実現すれば、大変喜んでおります。私も、人権文化センターは災害時におきまして、町の放送では第一小学校のほうに避難するよという放送なんです、皆さん、近くに住んでいらっしゃる方は人権文化センターのほうに移動するほうが、近くでとってもいいということで、そういう声をたくさん聞いておりました。そのような中、この人権文化センターに出入りされる地域の皆さんは、大変、高齢者の方が多いということも存じ上げております。

そのような中、今回、トイレ改修工事で、この地方改善施設整備事業でいただかれて、トイレ改修の工事をするという中で、今回、この追加ということで、今年度にエレベーターを再度申し込まないかというような通知が来たということは、ほんとに島本町にとっては大変いい結果ではないかと思っております。

喜んで、まだ決定がまだですので、この決定というのはいつぐらい、来るとすれば、いつぐらいを目途に、この決定通知というのがあって、あるいは今年度にこれが決定できなかった場合、また来年に、この地方改善施設整備事業ということに関しての補助金をいただけるという、この対象になる一番有利な条件になるかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。今年度に決定が駄目だった場合、来年度に有利にいただけるような状況になれるかどうか。その辺、お聞かせいただきたいと思います。

**総合政策部長** 議員ご指摘いただきましたとおり、人権文化センターは避難所も兼ねておりまして、また現在、利用者は年間2万人前後で推移しているんですけども、その多くが60歳以上の方々ということでございます。議員もご指摘いただきましたけれども、

本年度、トイレの全面改修を行うということに加えまして、このエレベーターの補助が採択されて、エレベーターが設置されるということになれば、高齢者の方はもちろんですが、障害者の方、妊婦の方、乳児を連れておられる方、いろんな方にもっともっと、人権文化センターを利用していただけるのではないかとこのように考えておきまして、我々も今回の機会をぜひとも活かして、補助が採択されるように働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

補助の内示でございますけれども、現時点の、これはあくまでも見込みなんですけれども、8月の下旬頃には、国と府の協議が終えられて、内示があるのではないかと見込んでいるところでございますが、まだ、これは未定でございます。

それから、来年度の補助の見込みということでございますけれども、この補助金につきましては、本来、エレベーターの設置工事というのは対象外でございますので、本年度限りの補助ということでございますので、来年は、現時点ではわかりませんが、補助されないであろうというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。8月下旬ということなんですけど、ぜひ、いろんなところから手を差し伸べていただきまして、決定という形になるように要望いたしますが、逆に、今年度駄目だというような状況になりますと、この事業の補助金はいただけなくとも、他の補助金でいただけるというような形の補助金というのはございますか。

**総合政策部長** 補助金の採択に向けて大阪府に働きかけているところなんですけれども、人権文化センターのエレベーターの設置につきましては、利用者はもちろんなんですけれども、近隣の自治会の方、そして人権関係団体の方々、そういった方々から要望もいただいておりますし、本町の定例監査で監査委員のほうからも指摘をいただいておりますし、この本会議におきましても、人権文化センターへのエレベーターの早期設置についてご指摘をいただいておりますので、そういった議論を大阪府に、こういった議論があるんだということで、大阪府に説明をさせていただいているところでございます。できるだけ採択されるように、今後も努めていきたいと思っております。

この補助以外で、人権文化センターにエレベーターを設置するときの補助金があるかということなんですけれども、現時点で、そういった補助金はないというふうに認識いたしておりますので、現時点ではその補助、まだ見つけられていない状況でございます。

以上でございます。

**河野議員** ほんとに皆さんのほうから、すでに訊くべき点は訊いておられると思うんですけども、今回、この地域改善施設整備事業にエレベーター（昇降機）がメニューとして1年、単年度で加わったという点についての背景を、もしご存じであればお聞かせいただきたいということと、大阪府内の人権文化センター、今は名称があちこち変わってはおりますが、エレベーターのついていない施設はそうたくさんないものと、私自身は

全部調査したわけではないですけれども、かなり島本町が、その辺では遅きに失してきたということでもありますので、その点についての優先順位ということでは、かなりいけるのではないかと考えておりますが、その点は現状は、掴んでおられますでしょうか。

それから、今回、工事、まだ設計ができておりませんが、一応、設計をされる箇所について、一定、事前にいろいろと情報収集はさせていただいているつもりですが、場所としては、以前、職員の執務室、あとは図書室ですね、2階の。いろいろと今までに、ほんとに改修を繰り返した場所であったと思います。図書室を仕切りして、職員の執務室にする。その後、職員の、今は一定更衣室というか、対応する部屋に替わっていると思いますが、今回、そこを廊下のような形に改善をして、エレベーターホールのような形にするというふうな見通しも、一定持つておられると聞いております。その点において、職員の執務環境としては、今現状を悪くするものではないということについては、議論はされていますでしょうか。答弁を求めます。

**人権文化センター所長** まず1点目の、今回、補助金がつくようになった背景なんです、正式な通知等ではないんですが、昨年度、この施設整備補助金、通常であれば4.5か5億円ぐらいの予算なんですけれども、昨年、いろいろ熊本の地震であったりとか、そういった背景で、この施設整備補助金に補正予算がつきました。その補正予算が今回繰り越されて、本年度、それを活用して追加で、従前認められなかったエレベーターも認めます、ただし今年度繰り越しておりますので、今年度単年度で完了することが条件です、といった背景となっております。

それから、2点目のほかの施設、隣保館でエレベーターがついていないのは島本だけかどうかということなんです、全部の隣保館を調査したわけではないんですが、ついてないところもあるということを知っておりまして、その中で補助金の申請等もあげられた、この1ヵ月の間に手をあげられたということも聞いてはおりますが、今現時点では、今、島本町の状況が緊急性が高いということの認識はさせていただいている状況です。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** すみません、3点目でございますけれども、設置場所ですけれども、施設の構造上、役場と同様に外側に付けるという形にせざるを得ない状況でございます、詳細な内容につきましては、ご可決賜りましたら、その設計業者を決定し、今後、利用者のご意見とか職員の意見とか、利用団体の意見も踏まえまして、使い勝手のいい、もちろん法適合というのは当然ですけれども、使い勝手のいい設計を作成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** ちょっと確認させていただきます。2階建ての建物の人権文化センターですが、「公共施設総合管理計画」、一定把握しているところなんです、この施設は今後、どれぐらいの寿命があるというふうに町は考えていらっしゃるのか、お伺いするととも

に、この施設の場所は水無瀬川氾濫危険地域に入っているのかどうか。

ちょっと、その2点を確認させていただきます。

**総合政策部長** 今回のエレベーター設置計画と、「公共施設総合管理計画」の関係でございますけれども、人権文化センターにつきましては、議員もご承知のとおり耐震性能は満たしております、昭和53年4月に開館いたしておりますので、築後約39年を迎えております。一般的に、鉄筋コンクリートの耐用年数については約60年というふうにいわれておりますので、そこから計算いたしますと、あと20年余りというようなことになってこようかというふうに思っておりますが、人権文化センターにつきましては、本町の人権文化の拠点でございますので、財政との整合を図っていく必要はございますけれども、必要に応じた改修を今後も行っていまして、可能な限り長く使用をしていきたいというふうに考えております。

それから、災害の関係でございますけれども、人権文化センターにつきましては、地震災害の場合と土砂災害の場合の避難所指定を行っております。

以上でございます。

**伊集院議員** ちょっと時間を必要とするのかも知れませんが、要は地震災害の部分で、水無瀬川が氾濫するときの危険地域で確か認定されていると思うんですが、それはどうなんでしょうか、ということを確認させていただきます。

**総合政策部長** ちょっと、手元に今、資料がございませんので、資料を確認してまいります。よろしく願いいたします。

**東田議員** 人権文化センターのエレベーター設置の実施設計やと思うんですけども、これは他の議員からも質疑あった中で、もし補助金つかなかったらどうするんだという部分で、先ほどちょっと総合政策部長、答弁されたと思いますけど、何かもう一つ自信がなさげな、はっきりとやる、次も取り組んでいくよ、というような意思があんまり明確に感じられなかったんで、ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、実施設計あげまして、もし、今回補助金つかなかったとしますよね。それなら、実施設計自体は当然1回作ったら生きていると思うんですけど、これは「建築基準法」とか何らか大幅に変わらない限り、ずっと使えると思うんですよ。この辺は、どういうふうに捉えておられますか。

**総合政策部長** 補助金が今回不採択となった場合なんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、他の補助金、特定財源の獲得に向けて、今後も調査・検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、設計の関係なんですけれども、設計には特に有効期限というようなものはないというふうに認識しております。ただし、議員もおっしゃいましたとおり、関係法令が改正された場合については、設計を変更していくという必要があるというふうに認識をいたしております。



以上でございます。

**東田議員** 先ほど他の議員の答弁にあったように、人権文化センターは本町における人権行政の拠点施設であるというようなことであります。それと「障害者差別解消法」の具体化、このバリアフリーの観点ですね。これは、いわゆる合理的配慮にも繋がっていくような施策にもなってくるんじゃないかと思うんですよ。

今回、厚生労働省から出たのが5月の、一番最初に出たのが5月の24日に各都道府県、政令指定都市や中核市宛てに、この通達が出たというふうに認識しているんですけども、スケジュールとしては、確かに非常にタイトやと思うんですよ。これが実際、もし補助金が出たら最後まで間にあうのかという部分に、どこか懸念するような部分というのがありますか。

**総合政策部長** 国の通知ですけれども、5月24日付けということになっておりますが、大阪府から本町に届いたのが6月5日ということでございますので、ご理解、よろしくお願いたします。

それから、今後のスケジュールということでございますけれども、ご可決をいただきましたら、直ちに入札により設計の業者選定を行いたいと考えております。そして、7月末から9月中旬にかけて設計業務を実施いたしまして、その後、補助金が内示されましたら、工事請負費を9月会議の後半に補正予算として上程させていただきたいと考えております。その後、指名業者選定委員会を経て、入札による工事業者の選定を行いまして、11月上旬頃から3月下旬頃での工程で、工事を行いたいと考えております。このスケジュールにつきましては、一定、コンサル等の確認も事前に行っているところでございますので、この工程で工事が可能であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

**川嶋議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**人権文化センター所長** すいません。先ほどの伊集院議員の水無瀬川の氾濫危険地域というご質問に、入っているかどうかのお答えなんですが、島本町のハザードマップの中で、水無瀬川の洪水リスク区域と、あと淀川の浸水想定区域というのがございますが、センターはその両方に入っておりますので、改めてご答弁させていただきます。水無瀬川につきましては、50センチから2メートル未満の区域に入っております。

以上でございます。

**川嶋議長** それでは、質疑がないようでございますので、終結をいたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 58 号議案 2017 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）に対しまして、賛成の討論を行います。

冒頭にあたりまして、過日の 7 月 7 日、核兵器禁止条約の国連会議、核兵器の全面廃絶に繋がる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議では、核兵器禁止条約を国連加盟 193 カ国の 63%にあたる 122 カ国の賛成、保留 1、反対 1 で採択されています。人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の多年にわたる協働の取り組みが実ったものと感じております。

この総合政策部人権文化センターのエレベーター（昇降機）にかかる府の地域改善施設整備事業にエレベーター（昇降機）が補助対象として示されたことによって、この人権文化センターの設備整備が大きく進展する。「入を計り出を制す」というところでは、この補助金のメニューが出されたときに見送るようなことはできないというふうを感じております。

戦争こそが最大の人権侵害であるというふうに掲げられて、この人権文化センター、総合政策部が取り組んで来られた、強めてこられた施設として、今後、これから年長者や障害者差別の解消も視野に入れられて、エレベーター設置への精力的な検討を進められた結果というふうに思っております。

憲法第 25 条で規定された最低限度の文化的生活を体現する、保障する施設として、また「障害者差別解消法」に基づく施設として再出発するための、大変貴重な事業の第一歩だと思っておりますので、町長を先頭に、この補助金採択にあたっては鋭意努力をされますよう再度要望いたしまして、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第 58 号議案 平成 29 年度一般会計補正予算（第 2 号）に対し、コミュニティネットを代表し賛成の討論を行います。

内容といたしましては、人権文化センター改修工事設計業務であり、主にエレベーター設置の実施設設計となります。人権文化センターのバリアフリー化については過去からの検討課題であり、「障害者差別解消法」の具体化、バリアフリーの観点からも必要なものであると考えます。

地域改善施設整備事業につきましては、今年度限りの補助金となっていることから、事務の執行にあたりましてはスピード感を持って行っていただきますよう要望いたしまして、第 58 号議案 平成 29 年度一般会計補正予算（第 2 号）に対し賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 58 号議案 島本町一般会計補正予算（第 2 号）に対し、自由民主クラブを

代表いたし討論を行います。

第2号補正、歳入歳出それぞれ590万円を増額され、総額は116億5,166万3千円となります。平成29年度に限り隣保館に関わる補助金が活用できるということで、今回、財政調整基金から590万円を繰り入れて実施設計をされる補正予算となっております。バリアフリー化の必要性や、また避難所としても活用されていること、また、この補助金の確保を何とか目途にされるという部分において、賛成させていただくものではありません。

ただ、最後に要望させていただきますのは、質疑でも申しましたように人権文化センターは、島本町として寿命はおおよそ20年ほどと考えられ、また2階建ての建物であります。そして水無瀬川氾濫危険地域というか、先ほども答弁にありました洪水において淀川、水無瀬川、両方のほうに示されている部分であります。

今後のこの施設の活用において、また大きな将来的な方向性を見据えたビジョンを見せていただきますように要望し、賛成させていただきます。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第58号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第58号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時16分～午後4時17分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、第1号決議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

清水議員(登壇) それでは、第1号決議案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

(第1号決議案 朗読)

以上、よろしくご可決いただきますよう、お願いいたします。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 第1号決議案に対しまして、事前に通告をさせていただいております。質問は

3点ございますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目は2017年（平成29年）3月に大阪府知事、松井一郎知事から万博誘致に賛同する決議を、さらにその後、2017年度においても再度の要請がありました。提案者におかれましては、そのこともあり、本決議案提案に至っておられると認識しております。

決議案文という例文の中で示された表現では、「地域振興、観光魅力の発信、産業振興、町民の健康づくり——市町村民ですね——健康づくりに寄与する」、万博の大きな効果の趣旨としては、この表現は一切、この決議案からは削除をされておられます。提案者におかれましては、このような大きな万博の効果は期待できないと考えておられるのか。そして、島本町民にとって、この当万博の意義はどこにあるとお考えなのか、お示してください。

通告の2点目。2016年（平成28年）11月付け「2025日本万国博覧会基本構想案」が、大阪府より島本町議会に送付されています。以下、「案」とお示いたします。

案の3ページ、4ページ、「2. 2025年に万博を開催する意義（2）③」では、関西の平均寿命や健康寿命、特に大阪は平均寿命・健康寿命とも、全国最低レベルになっていると認めています。町村長会が求めてきた子ども医療助成制度をはじめ遅れた大阪府の福祉・医療行政施策を抜本的に改善することなど、何よりも優先すべきだと私は考えておりますが、この大阪万博開催の大型公共事業に投じられる公費よりも優先すべき施策が大阪府にはあると考えております。大阪万博開催は、府民、島本町民の健康・長寿に功を奏するのか。提案者におかれての具体のイメージ、考えをお示してください。

3点目です。この基本構想案の28ページ、「12. 長期的地域整備（1）の①」、この対象地域になっています夢洲地区は、「世界第1級のIR（統合型リゾート施設）誘致に向けた取り組みが進められている」と、この基本構想案には記されています。このIR誘致はカジノ（賭博）が包含されているという認識は、提案者におかれてありますか。答弁を求めます。

**大久保議員** まず、質問通告の1番ですけれども、地域振興、観光魅力の発信、産業振興、この7行が削除されているということですが、これに代わりまして「関西地域のためにも」という文言が入っておりますので、私たち大阪維新の会としては、この7行を削除しなくてもいいという考えでありましたが、この文言を入れるということで集約されているのかと考えております。

そして、上記の効果は期待できないと考えるのか、島本町民にとって当万博の意義はどこにあるか、というご質問ですが、まず、万博誘致におきまして経済的効果、これは健康寿命延伸産業の育成ということを目指しております、これらの産業における新製品やサービス、市場拡大、それから再生医療等製品の開発が促進され、ひいては成長戦略の実現が期待される場所です。本町におきましても、近所に大きな製薬会社等ござい

ますし、京都には再生医療等の研究所もございますから、こういったことを起爆剤にして、十分に経済的な効果が得られるのではないかと考えております。

それから、通告の2番目です。大阪の平均寿命・健康寿命とも全国レベルで非常に低いということで、ご指摘のとおり、インターネットで調べましたら、やっぱり最下位のほうだなというのを確認をいたしました。しかし、日本におきます平均寿命といたしますのは、かなり高いものです。その中の日本でのランク付けです。そして、大阪は確かにランクは低いんですけどね、かなり劣っているのかといいますと、そうでもありません。高水準のほうで順位が低いということですので、十分に健康に関する施策は行われているのではないかなと思います。あとは個人の問題でして、幾ら施策がされましても、個人個人が必ず実行されているかというところまでは、ちょっとわからないところです。

そうしまして、あと「大阪万博開催は府民、島本町民の健康・長寿に功を奏するか」というところですが、この万博誘致によりまして、国民、府民、町民の健康意識がさらに高まるということで、その結果、生涯にわたるQOLが向上し、体が動くということですね、健康寿命が延びるということですね。その結果として、社会保障費の増加抑制、削減も十分に期待されます。そうしまして、また万博に参加した子どもが健康について考えるということを通じて、高い町民の健康意識を将来にわたって引き継いでいけるという、そういったイメージを考えております。

以上です。

**伊集院議員** 我が会派、自由民主、それぞれもありますが、会派として、まず通告の1点目の部分であります。

ちょっと修正を文章、していただきたいというのは我々の会派としては主張させていただきましたので、削除されている部分におきましては、資料において、ちょっと積算根拠とかがはっきりしている部分ではないなど、河野議員もよくおわかりのように、見ていただいてわかると思いますが、その点においては、我々としては責任を持てる状況ではないということで削除させていただきました。

それにおいて、期待ができないということで削除をさせていただいたわけではなくて、積算根拠の部分が、ちょっと我々ではわかりづらいという部分がありましたので削除させていただき、「意義」という部分は、やはり、この文書、決議に入ってますように、世界からの知恵、また人びとの英知、我々としては人びとの知恵をいただきながら、科学とかも発展してきている部分でありますので、そういう知恵を結集している中を大阪でされるということは、やはり一番近いところの情報で入ってくるという部分がありますので、意義としては、人びとの知恵を取ることが意義であると思っております。

通告の2点目の部分であります。大型公共事業で投じられる公費よりも優先すべき施策があるという河野議員のお考えにおいては、我々の会派も同様な思いもあります。ただ、「府民、町民の健康寿命に功を奏するかどうか」という部分の具体的なイメージと

いうのは、現時点では我々で詳細な話ができるわけではありませんが、やはり広域連携が必要と、我が会派等は申しております。そして、文章を修正していただいた中で「関西地域のためにも」ということは、和歌山県や兵庫県、京都府、それぞれの他の団体ともお話をさせていただくと、やはり「関西地域の発展」という部分のお話もお聞きしておりますので、決して我々の思いだけではなく、連携取れる方々の、人々との繋がりも必要であろうということで、あくまでも誘致に手をあげるということにおいて、この決議に賛成させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

通告の3点目においては、内容においては我々、大阪府議会で議論されておりますので、私どもの立場から答弁できるものではないということで、ご理解いただきたいと思います。現在、今の時点でお話できるのは、先般でも7月に経団連の会長が視察をされたというはお聞きしております。ただ、挙手をされて決定されるかどうかによって、負担のほうも考えていかなければならないということで、今の時点で明らかにしないということをおっしゃっておりますので、民間投資もどれぐらいかということは、今の時点では理解できていませんので、その点をご理解いただき、我々会派としては、あくまでも大阪府で誘致をするということだけに賛同させていただき、提案者とさせていただいたことを申し添えます。

以上です。

**岡田議員** 公明党といたしましても、大阪万博の実現を目指して、現在、頑張らせていただいております。公明党の府本部の議員といたしまして、現場に足を踏み入れて、そして、この予定地のほうの視察もさせていただいております。

意義とか期待ということですが、しっかりと松井知事とも話し合いをさせていただき、高齢化が進む中で、人類が直面する健康への危機に対し解決の糸口を発見するため世界から知恵を集めたい、これが今回の大阪万博の大きな意義であるというようなこともお聞きいたしております。そして、大阪が「東洋のマンチェスター」と言われるぐらい、近代産業の歴史を国内外に発信し、観光の集客に繋げていく。これが大きな今回の万博の目的でもあります。

こういったところから、私たち公明党は、この万博に対しての実現を目指し、現在、頑張らせていただいているということです。そういう意義をしっかりと踏まえまして、私たちは理解をさせていただき、今回の決議案にも賛成をさせていただいた立場でございます。

**川嶋議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第1号決議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議に対して、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

一つ目、万博は莫大な財政負担を府民に強いるものです。万博の会場建設費は1,300億円と見積もられています。しかし、2020年の東京オリンピックの当初予算3,013億円が1兆8千億円と、6倍にふくれあがっているように、本当にこの額で収まる保障はありません。その費用は、政府と大阪府・大阪市と財界で3分の1ずつ、それぞれ約400億円ずつ負担するとのことですが、これらは府民にとって巨額の財政負担となります。

さらに、昨日付けの毎日新聞によると、財界負担分約400億円のうち、関西財界から寄附名目で集められるのは50億円が関の山、との懸念が関係者から示されていました。財界負担が計画どおりにいかなかった場合、そのツケが府民に回される危険もあるのではないのでしょうか。

大阪府の平成28年度の負債額は6兆円を超えており、厳しい財政状況にあります。この背景には、期待された経済効果をあげることなく負の遺産となった多くの大型プロジェクト、例えば新関西空港やりんくうタウン、2008年オリンピック招致のための体育施設建設などの、大型公共事業の存在があります。甘い予算見積りと過剰な期待による計画は、府民に新たな負担を生み出すだけです。

そもそも大阪府は、財政難を理由に府民の生活に直結する医療・福祉・教育などの施策に回す予算を削減し、文化・スポーツ施設などの統廃合を行っています。その一方で、巨額の税金を投入して万博を誘致することが府民にとってよいことなのかどうか、はなはだ疑問です。

二つ目、夢洲で万博は適切でしょうか。夢洲・咲洲・舞洲における大阪湾ベイエリア開発計画は、バブル崩壊とともに破綻しました。その破綻の検証もないままに、万博誘致とあわせて再び巨大開発を行おうとしています。さらに、近い将来、南海トラフ地震が確実といわれている中で、夢洲は地震への対応や液状化の問題、そして津波などの危険性も指摘されています。半年間にわたり、3千万人の入場者を想定するイベントの会場として、夢洲が適切な場所だとは言えないものです。

三つ目、大阪万博はカジノを含む統合型リゾート（IR）とセットになっています。というよりも、カジノ誘致のためのインフラ整備のための万博、とも言えるものです。また、万博のテーマである健康や長寿と、カジノの存在意義は相容れないものです。何よりも、カジノに対しては府民からの強い反対があります。2017年3月1日付けの朝日新聞によると、大阪府民を対象にした調査で、カジノを含む統合型リゾート施設の誘致には60%が反対しているということがわかっています。そのような世論を誘導するために持ち出されたのが、今回の万博であったと言えるでしょう。このような経緯で、後付け的に決定された万博に、「なぜ、今、大阪で万博なのか」という意味は見いだせません。

以上、三つの理由から、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議に、反

対する討論とさせていただきます。

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平井議員** 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議に対しまして、討論を行います。

今回の万博誘致の決議については、大阪府や大阪市、そして経済界、市長会、町村長会、また各市議会議長会、町村議長会が一つになって、万博誘致を進めようということで、オール大阪で取り組もうとしていることだろうというふうに思っております。

そういった中で、今年度から島本町議会の川嶋議長が大阪府町村議長会の会長として、また大阪万博誘致の委員として出席がされる予定になっております。そういった中で、やはり私たちは町議会として議長を支え、そして、その万博誘致のバックアップをしていかなければいけないというふうに私は認識をしております。一方では、やっぱり大阪府に対して補助金の申請等をしている中で、やはり島本町議会で決議があがらなかった影響というのも危惧をするところでもございます。

そういったことからいたしますと、先ほど反対討論にもございましたけども、立地場所がほんとにいいのかどうか、そういう懸念もございますけども、ここはやはりオール大阪で、この万博誘致の決議をあげて、そして世界平和に寄与する。そしてまた大阪の発展、関西の経済の発展に役立てるような万博を成功させるために、この決議をあげようというふうに思っております。

以上を申し上げて、賛成の討論といたします。

**川嶋議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第1号決議案「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議に対して、反対の討論を行います。

「大阪万博なくしてカジノなし、カジノなくして大阪万博なし」とも言えるほど、府民も周知の事実であります。また、大阪府の出された基本構想案にも、IRリゾート構想は明記されています。大阪の現在の状況から見て、まず、大阪にとっての今回の万国博覧会誘致は、目指すテーマ「健康・長寿」という観点からも、万国博覧会こそが社会実験であり、健康・ライフサイエンス分野の先進地域となる、そういった中で示された意義・効果は到底無理があり、自己矛盾に陥るところか、府民の福祉・暮らしにもたらす財政的・健康的害悪は、責任を負いかねるほど夥しい事業であると、私は言わざるを得ません。

松井知事と吉村大阪市長は、大阪湾の夢洲にカジノを誘致する計画を推進しています。大阪府では、すでにIR推進局が設置され住民説明会などを進められております。2024年までにカジノ業者が4,300億円を投資し、来客数の8割は日本人・1,200万人を想定、2割が外国人・300万人を想定しています。将来的には8,240億円の投資と、日本人・2,400万人、外国人・600万人を集める計画と聞いております。



業者は投資額を平均7年で回収しようとするそうですから、4,300億円を7年で回収するためには、カジノだけで年間500億円の純利益を上げる必要があると聞いております。これはすべて、カジノ来客者の「負け」の分の一部です。夢洲で整備される面積は、万博が100ha、カジノを含むIRが70haと聞いております。地下鉄中央線延伸と、道路の拡張が2024年までに予定されております。この事業費は580億円と聞いております。万博の開催はたったの6ヵ月間ですが、その後、カジノ誘致とともにJR桜島線の延伸も計画される可能性があるかと聞いております。1,700億円と聞いています。

夢洲は、南海トラフ地震が起これば津波の危険性があり、予測される津波高に対応する対策は講じてあると大阪府は説明しているそうですが、予測を超える「想定外」も当然あり得ます。地震による液状化が起これば防潮堤は役に立たなくなり、対策には1千億円単位でかかると思われますが、府も市も検討に至っておりません。

もともと、大阪は全国の都道府県の中で唯一パチンコ台数が20万台を超える、面積当たりの台数は飛び抜けて日本一です。パチンコによるギャンブル依存症に最もなりやすい地域が大阪だということです。全国で530万人のギャンブル依存症患者がいて、5.6%の発症率があると、厚生労働省は指摘しています。大阪は最も多いことが容易に想像できます。ギャンブル依存症の決定的な治療法はないとされ、研究が本格化したばかりです。ところが、大阪府の依存症対策は国の方針待ちだと聞いております。

パチンコ店の営業時間は、府内では1日13時間以内で、負けても1日最大31万円です。しかし、カジノは24時間営業で、マカオの大口顧客は1回50万円から2,500万円賭けるといわれますが、それが1分で勝負がつく。勝った場合の成功体験の記憶だけがずっと残り、その分、依存症は桁違いにひどくなり、経済的破綻や家族崩壊が深刻化する可能性があります。現在でも、児童虐待や犯罪、DV、子どもの暴力などは、大阪は全国で際立っております。こうした社会的荒廃が、この万博の後のIRリゾート構想、カジノによって、一層進むことになるかと私は確信する者です。

知事や大阪市長は、交通インフラは業者も負担すると言っているそうですが、もし負担したとしても、業者はその分をお客さんから取り戻そうとします。お客さんの「負け」が増えるだけで、庶民にとって一つもいいことはありません。

大阪の貧困は今でも深刻であり、子どもの貧困は全国ワースト2です。その悪化スピードはワースト1といわれています。保育所の待機児童は3千人以上、特別養護老人ホームの待機者は7千人以上もいます。府の子育て支援や高齢者施策が遅れていることが、その原因の一つであり、カジノなどにお金をかける余裕も時間もないと、私は思います。

遅れている施策のもう一つは、防災と老朽インフラの更新です。この水無瀬川でも、一部、まだ50ミリ対応も着手されていません。これは大阪府の仕事です。大阪のインフラは1950年代から70年代にかけて造られたものが多いと聞いています。水道管では、40年以上経過した管が府内27.6%、大阪市では44.0%にのびります。大阪市の三つの

浄水場は耐震化ができていません。大地震で市内全域が断水になる可能性さえあると聞いております。府が管理する流域下水道は、施設の更新に今後 10 年間だけで 2,200 億円かかり、府と市町村で国に財政措置を要望している状態です。

大阪は、製品出荷額の半分以上が中小企業です。リーディング産業は少ないものの、多分野にわたる産業の集積があります。橋下前府知事が大幅に削減した商工業予算を復活することはもちろん、現場の声を汲み上げた政策の充実こそが、今、求められております。

本決議案をいよいよ可決され、今後、町村議長会などを通じて誘致活動を推進することは、すなわち大阪にカジノを誘致させることに直結するものと私は今、確信しております。健康も長寿も、経済も、府の財政も、どん底へ邁進させることにほかなりません。

以上の理由を持って、到底、本決議案には賛成できない、反対の討論といたします。

**川嶋議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 1 号決議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**川嶋議長** 起立多数であります。

よって、第 1 号決議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 4 時 49 分～午後 4 時 49 分まで休憩)

**川嶋議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、6 月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**川嶋議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成 29 年島本町議会 6 月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、9月4日午前10時から会議を開きます。  
本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時50分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第53号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第54号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 工事請負契約の締結について（町立第四小学校校舎増築等工事）
- 第57号議案 工事請負契約の締結について（町立第二学童保育棟新築工事）
- 第58号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 第1号決議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 7 月 1 4 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（2 番）

署名議員（9 番）

平成29年島本町議会6月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
	議長の常任委員辞任について	6月23日 許 可
一 般 質 問	山田町長に問う、広域連携の充実とは	〃 岡 田 議 員
	1. 水無瀬川河川敷の防災と財政上の課題を問う 2. 都市農業振興基本計画、生産緑地制度検討の進捗を問う 3. 年長者の多い、または自治会の無い地域のゴミ問題について 4. 統一保険料導入で保険料値上げへ——大阪府に対し住民・被保険者・町議会の意見反映を 5. 第6期介護保険計画実施2年間について	〃 河 野 議 員
	1. 避難所開設・運営の充実・強化について 2. 業務プロセスの見える化について	〃 福 嶋 議 員
	1. 産業振興と観光開発について 2. 町有地活用と都市農業振興について	〃 野 村 議 員
	1. 本町における猫対策について 2. その後の日立金属株式会社山崎製造部の跡地について	〃 村 上 議 員
	1. 新町長の「島本町のまちづくり」について 2. 町立学校の個人情報保護の管理について	〃 伊 集 院 議 員
	島本町の発達支援保育の現状と課題 ～支援を必要とする児童への合理的配慮～	〃 戸 田 議 員
	JR島本駅西地区の都市計画の変更について：住民意見の反映と住民利益の視点から	〃 中 田 議 員
	合併・広域連携について	〃 塚 田 議 員
	第 3 号報告	平成28年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
第 4 号報告	平成28年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報 告 を 承 る
第 3 4 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月26日 原 案 同 意
第 3 5 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 3 6 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意

事 件 番 号	件 名	結 果
第 3 7 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6 月 2 6 日 原 案 同 意
第 3 8 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 3 9 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 0 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 1 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 2 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 3 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 4 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 5 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 6 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 7 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 1 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 2 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 3 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 4 8 号 議 案	工事請負契約の締結について	〃 原 案 可 決
第 4 9 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 5 0 号 議 案	島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 5 1 号 議 案	島本町税条例等の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 5 2 号 議 案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 3 号 議 案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について	7 月 1 4 日 原 案 可 決
第 5 4 号 議 案	平成 2 9 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 5 5 号 議 案	平成 2 9 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 5 6 号 議 案	工事請負契約の締結について （町立第四小学校校舎増築等工事）	” 原 案 可 決
第 5 7 号 議 案	工事請負契約の締結について （町立第二学童保育棟新築工事）	” 原 案 可 決
第 5 8 号 議 案	平成 2 9 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 1 号 決 議 案	「2025 日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議	” 原 案 可 決